

平成24年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 9月5日(水曜日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
小林正明君	6
柿沼英己君	14
福田正司君	19
高橋祐二君	29
黒澤兵司君	37
金子孝之君	44
坂部敏夫君	52
○次会日程の報告	60
○散会の宣告	60
散 会 (午後 2時50分)	60

第2日 9月6日(木曜日)

○議事日程	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	61

○職務のため出席した者の職氏名	6 2
開 議 （午前 9時00分）	6 3
○開議の宣告	6 3
○報告第3号の上程、説明、報告	6 3
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明	7 6
○次会日程の報告	1 0 5
○散会の宣告	1 0 5
散 会 （午後 1時33分）	1 0 5

第 3 日 9月7日（金曜日）

○議事日程	1 0 7
○出席議員	1 0 7
○欠席議員	1 0 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 8
開 議 （午前 9時00分）	1 0 9
○開議の宣告	1 0 9
○認定第2号～認定第6号の説明	1 0 9
○次会日程の報告	1 1 9
○散会の宣告	1 1 9
散 会 （午前 9時56分）	1 2 0

第 9 日 9月13日（木曜日）

○議事日程	1 2 1
○出席議員	1 2 1
○欠席議員	1 2 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 2
開 議 （午前 9時03分）	1 2 3
○開議の宣告	1 2 3

○認定第1号の質疑、討論、採決	1 2 3
○認定第2号の質疑、討論、採決	1 5 3
○認定第3号の質疑、討論、採決	1 5 3
○認定第4号の質疑、討論、採決	1 5 4
○認定第5号の質疑、討論、採決	1 5 4
○認定第6号の質疑、討論、採決	1 5 5
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 5
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 8
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 2
○同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 6
○発言の取り消し	1 9 6
○議員派遣の件	2 0 0
○閉会中の継続調査の申し出	2 0 0
○町長挨拶	2 0 0
○閉会の宣告	2 0 1
閉 会 (午後 4時31分)	2 0 2

平成24年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月30日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成24年9月5日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村	智 一	君	2 番	高 橋	祐 二	君
3 番	坂 部	敏 夫	君	4 番	襟 川	仁 志	君
5 番	金 子	孝 之	君	6 番	福 田	正 司	君
7 番	小 林	正 明	君	8 番	柿 沼	英 己	君
9 番	富 岡	芳 男	君	1 0 番	黒 澤	兵 司	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	細 田	芳 雄	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成24年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年9月5日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長 兼農業委員会 事務局長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君

兼 会 計 管 理 者 長	宗 川 正 樹 君
教 育 委 員 会 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 和 男
書 記	小 林 良 子
書 記	大 谷 英 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（細田芳雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、条例の制定1件、条例の改正2件、決算の認定6件、補正予算6件、同意1件、発議1件であります。陳情については、お手元に配付のとおり、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の採択について及び千代田町における震災瓦れき処理についての陳情書、また請願として、垂直離着陸機オスプレイ沖縄配備と飛行訓練の中止を求める意見書採択に関する請願並びに脱原発を求める意見書採択に関する請願の提出がありました。紹介議員がおりませんので、これについては、慣例により陳情と同様に扱いますことから、合計4件が提出されておりますので、報告いたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、2件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成23年度及び平成24年度4月分、5月分並びに平成24年度6月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付しました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

7番 小林正明君

8番 柿沼英己君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（細田芳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から13日までの9日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（細田芳雄君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、7番、小林正明君の登壇を許可いたします。

7番、小林正明君。

〔7番（小林正明君）登壇〕

○7番（小林正明君） それでは、議長の許可をいただきましたので、7番、小林正明でございます。一般質問をこれよりさせていただきます。

いじめ問題の現状と今後の防止対策について質問させていただきます。

近年と申しますか、毎日マスコミ、新聞等で報道されない日はございません。全国的にいじめ問題が多数発生しております。小学校6年生においては95%、中学校3年生では93%の生徒たちが、いじめはよくないと思っております。そういった現状であります。相変わらずいじめは起こっておる実情であります。未来のある子供たちが健全に成長していくため、そのための教育環境づくりが私たち大人の大切な役目であると考え次第であります。

なお、文部科学省によれば、いじめの定義とは、「心理的、物理的な攻撃を受けたことで精神的な苦痛を感じている」ということだそうです。こういった新しい定義解釈によれば、2年前でしようか、比較数値でいうと、いじめの件数は数倍になるとのことでもあります。つきましては、以下の質問をさせていただきます。教育長にお尋ねいたします。

まず1つ目でございます。今までのいじめの事例について、どのようなことがあったのか、お尋ねいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

〔教育長（中山隆二君）登壇〕

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

2つの例を示させていただきます。まず1つは、多感で難しい時期の子供たちが自分の感情の赴くままに相手の気持ちを考えられず傷つける言葉を使ってしまい、それが深刻化していじめに発展する、そういったケースがございます。そのような場合、まずは担任の先生が相互の話をしっかりと聞き取って、そして他人を思いやる気持ちの大切さ、それから、傷つけられる心の痛みを理解してもらえる

よう指導しております。

2つ目ですけれども、情報化社会の進展によりまして、インターネットや携帯電話が普及し、メールで悪口を回したり、いわゆる学校裏サイトに悪口が書き込まれるというようなケースもございました。携帯電話から気軽に匿名で書き込めると、そういう安易さから、そのときの自分の感情が抑えられず、そのまま書き込んでしまうと。それがグループで行ったり、エスカレートしてしまう場合がございます。こういった場合には、担任だけでなく学校全体でそのサイトを調査して、そして聞き取り調査を行い、それから書き込んだ者の特定をしました。それで、書き込まれた相手の心の痛みを理解してもらい、また書き込んだ者の心情を聞き取り、指導を行いました。

日ごろから教育委員会及び各学校のいじめ問題対策マニュアルをもとに教員の共通理解を徹底して、学校だけでなく、保護者とも連携を図り、いじめの早期発見・早期対応に努めております。発見された場合には、学校、それから教育委員会で連携を図りながら、その対応をいたしております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） どうもありがとうございます。学校で十分な対応をとられている、その考え方、よくわかりました。

実は後で質問させていただこうと思っていたのですが、先ほど教育長のご回答にもありましたが、インターネット、メール等での見えないところでのいじめ、書き込みですね。これ1回書き込まれますと、なかなか、それがなくなるというのが事実上ないような状態になりますので、学校を挙げてその裏サイト対策をしていると伺いましたので、安心した次第であります。

続きまして、他の質問に移らせていただきます。群馬県の教育委員会からの通知で、多くの自殺児童がおりましたが、こういった悲惨な事件を受けての対応だと思いますが、県教育委員会が通知を出しましたいじめ実態調査、これは何か9月20日まで文科省に報告すると新聞記事で私、読ませていただきましたが、まだ途中かと思えますけれども、このような対応、実態をお尋ねいたします。

なお、それに関連するのですが、前橋市でいじめの対応、こういった、これ夏休み中だと思いますが、リーフレットを配布しました。それから、高崎市においては、いじめを発生させない指導の徹底通知、タイトルが「学校におけるいじめ防止プログラム」と、そういったこともあります。これらについて教育委員会側のお考え、あるいは何か対応策といいますか、ありましたらご回答をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

県教育委員会から、8月2日付で「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握、並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査」の依頼がありました。文部科学省では、いじめが背景とされ

る児童生徒の自殺事件が発生したことを深刻に受けとめ、緊急にいじめ問題に関する児童生徒の状況の把握、それと、いま一度教育委員会や、それから学校の取り組みを点検するようにとの調査がございました。お話のように現在まとめているところでございますが、主な調査内容としては、いじめアンケートの調査の実施回数やいじめを把握したときの対応等になっております。アンケートにつきましては、3校とも毎月1回実施しております。兆候が見られたときには担任の聞き取り調査を行い、把握に努めております。そして、随時あるいは定期的に職員会議を行い、情報交換、連携を図っております。

続きまして、いじめの対応、前橋市の取り組みということでご質問にお答えいたします。前橋市教育委員会で作成した児童生徒のいじめ対策リーフレットでは、いじめは絶対にしていけないこと、「絶対にやめましょう」という呼びかけを行っております。また、「いじめを受けている皆さんへ」として、いじめの相談窓口の一覧を紹介したり、1人で悩まず、いじめの相談を促しております。「保護者の皆様へ」としましては、いじめは許されないこと、保護者と学校で協力して子供を見守っていくことをお願いしております。リーフレットとしてまとめてありますので、今後参考にして作成等検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、高崎市の「いじめを発生させない指導の徹底」ということですが、高崎市教育委員会では、いじめを把握した後の対応方法でなくて、いじめの事前防止に主眼を置いた対策に乗り出していると、そんなふうにも聞いております。高崎市の教育長が県の教育委員会事務局におられたときにいじめ対策に取り組んだ経験から、いじめの未然防止に特化し、学校として、いじめは許さないという宣言を行ったり、子供たちがいじめ根絶のポスターを作成して、そして、それを展示して一般の市民に呼びかけるといような活動を行っております。いじめ根絶の意識の浸透ということで、ぜひ参考にして取り組んでいきたい、そんな事案であると思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。

私、去年、それから今年と、小学校、それと中学校のオープンスクールに参加させていただきました。生徒たちは礼儀正しく、きちんと挨拶していただく子が大半であります。休み時間等でも元気よく、明るく、そういったところを見ております。ただ、その中で、我々が大人の目線で見ているとかなかなか気がつかない、あるいは見逃している。場合によっては、これ先生でもあるかもしれません、ある意味では大人のずる賢さがあるのかもしれません。いわゆる見て見ぬふり、あるいは聞いても聞かなかったふり、そういったことでいじめが深刻化して行って、重症になった段階で先生が気づいた、そういった事例もあるかと思っております。

それで、次の提案をさせていただきたいわけですが、いわゆる投書箱といいますか、いじめ問題に対する、何でもいいのですね、生徒が気づいたこと、目撃したこと、あるいは感じたこと、そういつ

たものの意見を学校側に伝えることができるもの、すなわち目安箱の設置も必要ではないのかなと思っている次第であります。

それから、時々保健室ですね、それから心の相談員さんのいるお部屋をちょっとのぞかせていただきます。ただ、変な言い方ですが、お客さんである子供さん、生徒さんがいるときはそれができませんが。いずれにしても、そこで子供たちを余り見かけない。もちろんそれは見かけないほうがいいわけですが。そういったことで、居場所の確保。学校に行っても居場所がない。そういった子供たちの立場を考えたときに、非常につらいわけですね。あるいは無視される。自分の居場所がない。そういったことで孤立感を深めていく。先ほど申し上げましたけれども、保健室でも結構だと思います。もっともっと居やすい、子供が心に悩みを抱えているときに、ずっと寄れる場所、そういったことの確保がもっともっと大事でないのかなと思います。

そして、「子どもの人権SOSミニレター」、これも大事なことかと思っております。子供たちが日ごろ何か言いたい、あるいは誰かに話をしたい。これ我々大人もそうではありますが、自分が人に話すことによって少しは落ちつく、あるいは気持ちが楽になるといいますか、そういったことで、ミニレターをやっている学校もございます。特に低学年の場合は、体力差というのがありまして、実は私も小学校時代に体が痩せて小さかったものですから、同級生の躯体の大きい子供に稽古と称してよく殴られたり、相撲のまねごとでよく倒されたことがありました。あるいは中学になって、やはり執拗ないじめといいますか、ちょっかい出してくる子がありまして、あるときに思い余って教室の中でけんかしまして、ヘッドロックといいますかね、頭をぐっと押さえて泣かせてしまいました。当然職員室に呼ばれまして、いわゆる質問を受けまして、私のほうはやむにやまれないということで「お前はいい」と。それ以来、その子はいじめをしなくなりました。これ私個人の話でもあります。ちょっと長くなりますが、そういったことで子供たちが何か人権SOSミニレター、そして、これはさいたま市の教育委員会だそうですが、いじめ撲滅強化月間、主に生徒会がキャンペーンをやっておると伺っております。

もう一つ、愛知県の中学校であります。自主活動「ハートコンタクト」の取り組み。これも同様なことでありまして、子供たちが、学生が中心となってプロジェクトチームをつくっていると。言うなれば、先ほど教育長のほうの回答にもございましたが、いじめをさせない、あるいは高崎市教育委員会の考え方もそうですね、いじめが発生してからでは困るわけですね。いじめを発生させない。ちょっと質問的がぶれたかもしれませんが、そういったことでの全般的な対応策、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

いじめられている生徒の訴えを受ける投書先としての目安箱の設置、これは市町村で今置かれてい

るところがございます。千代田町では、教育相談の専用の窓口として設定をしておりますけれども、プライバシー的な問題もありまして、なかなか問い合わせがございません。本当に困ったときの相談窓口として開設し、利用していくことが大切かと、そんなふうに思っております。

小学校と、それから中学校、3校には、町単独で心の教室に相談員を配置させていただいております。いつでもいじめ問題だけではなくて学校生活の全体、それから家庭のこと、将来のこと等々を話せる場を今設けております。

それから、居たい場所の確保ということで、ご質問にお答えいたします。以前は、教室に入れない子の居場所としては保健室が中心となっております。今お話ししましたように、現在小中学校3校とも心の教室を開設しておりますので、教室に入れない子、それから不登校に陥りやすい子等々の居場所として、今確保してございます。ただし、その居場所があるために、教室に本来向かわなければならぬところなのではございますけれども、その教室での時間を過ごすというようなことでもございますけれども、これも一つの過程のハードルであると、そんなふうに考えております。心の教室への子供たちの指導から、それから担任、それから学校全体で話し合う中で、教室に向かえるよう対応をしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、「子ども的人権SOSミニレター」の件ですけれども、今さまざまな機関、部所において、子供たちのいじめ相談窓口を開設しております。お話にありました子ども人権SOSミニレター、これは法務省の対応で開設をされてございます。余分ですけれども、私、過去において校長のときに、子供がSOSミニレターを出したというようなケースがございました。すぐに法務省関係の方が来られて、学校と相對しました。やっぱり内容的には、死にたいのだというような内容が書かれておりました。ということで、いじめられている子の窓口として、身近なところで活用されるこういったSOSミニレター等、やっぱり学校としても勉強する中で活用していきたい、そんなふうに思っております。

それから、さいたま市での取り組みのお話がございました。これは連絡というか調べたのですけれども、平成23年度に8校のモデル校、研究指定校で取り組まれたと。命の支え合いを学ぶということで、小中学校で実施されたと、そんなふうに伺っております。特に6月をいじめ撲滅の強化月間ということで定めて、命を尊重する教育を今進めているというふうに伺っております。短期集中的に学校内児童生徒や先生、そして学校全体でいじめの撲滅を図ることが大変重要であると、そんなふうに思います。ということで、これもできるところからですけれども、前向きにぜひ取り入れていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、愛知県での子供たちの自主活動「ハートコンタクト」の取り組みということで、今お話をいただきました。内容的には、月3回集まっていじめの疑いがないかどうかを話し合い、ときにはその間に入って、仲介に入って、生徒同士で解決できないときは教師に相談、学校が保護者を交えて懇談の場を設けて、そしてその解決を図っていくと。私はこの取り組みを見まして、生徒自身がいじ

めについて自ら考え、どうしたらいいかということを考えて実施していく、大変重要なことだと考えております。中学校においては、生徒会活動の中でぜひ検討していきたいと、そんなふうに考えております。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。

続きまして、教師へのいじめ問題対応・指導についてお尋ねいたします。

先ほど1つ目の質問で予定していたものとしては、ネットいじめの対応策ということで、既にご回答いただきましたので、結構でございます。

教師、先生が、非常に忙しい。子供を見る時間を奪われた教師、そういったような新聞記事、あるいはネット検索すると出てきたりします。極端な言い方をすれば、教育をする暇がないほど忙しい。そういった状態にありますと、先生は大量の報告書作成のためにパソコンにへばりついていなくてはならない。子供たちが「先生、先生」と寄ってきて、「ごめん、後でね」と言わざるを得ない、そんなような状況も見られる。

それと、非常に少々言いにくい、申し上げにくいことなのですが、先生方が本当に生徒の目線で見ているか。先般、保育園を視察させていただきました。保育園は、ご承知のようにゼロ歳児から1歳児、2歳児、3歳児、まあ5歳児くらいまで預かっているわけですが、特にゼロ歳、1歳児のいわゆる乳児ですね。この子供たちの、子供たちというか赤ちゃんですね。この子供たちを世話する保育士さん、本当に大変です。おむつの交換からミルクまで上げるわけですね。そういったことで、子供と接するときに、もう子供の目線、すなわちしゃがみ込むのが当たり前のように、もうともかくフェース・ツー・フェースで顔を合わせてしっかりと対応していると。小学生ですから、そこまで小さくないわけですし、いずれにしても子供の目線と同じ目線で、上から目線でなくてやっていなくてはいけません。そこで、先生方が忙しい。では、その中でどうしたらいいのか。これ学校全体で考えなくてはいけません。

また、いじめは存在する。いじめは存在しているのだと。それを前提に教育現場においては対処しなければいけない。要は、先ほども申し上げたのですが、いじめの防止を徹底してやる、これが大事なことと思います。

それから、これは大阪市住吉大空小学校というところで、学校長の約束といいますかね、学校長という言い方はちょっと当てはまらないかもしれませんが、お約束をすると。たった一つのお約束をする。「やられて嫌、言われて嫌なことはしない」。そして、ちょっと言いかえますね、「自分がされて嫌なことは人にしない、言わない」、これだけなのです。もしそういうことをやってしまったら、休み時間になると校長室にそのやってしまった本人が来ます。「先生、僕は自分がされて嫌なことをしてしまいました。A君にしてしまいました」ということで謝りに来るのです。それで、校長先生

は、「どうしたの」ということで、いわゆる一部始終といいますか、内容を聞きまして、仲裁といいますか、意見をします。そして、いじめた側、いじめられた側、あるいはたたかれた側とたたいた側の言い分を聞いて仲裁する。そういったことで、それが事前によくできれば陰湿ないじめにはならない。そういったことの、みんなが笑顔でいるためのやり方ということで事例があるようですが、それについて今現在の教育委員会として何かお気づきの点、あるいは考えるところがありましたら、回答をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） 多少前後するかと思いますが、ご質問にお答えをしたいと思います。

教職員の、言うとおりの、子供に向き合う時間というようなことのお話等もあったと思います。教職員間で、まずいじめはどこの学校、それからどこの学級、どの子にも起こり得るのだということを共通認識をしております。それから、いじめを発見した場合も、担任一人に負わせることのないように、ふだんから共通理解を図り、学校全体で取り組んでおります。特に指導的立場にあります先生、その教師を中心として、教員をフォローし合えるような体制ということをつくっておりますし、これからもつくっていききたいと、そんなふうに思っております。

それから、もう一つのご質問ですけれども、現場が、繰り返しますが、大変多忙ではないだろうかというような中で、教師は子供の目線に立って対応していくことが大事ではないだろうかというようなご指摘を今いただきました。私もそのように思います。忙しい中であっても、教師は子供たちとしっかり向き合って、そして子供の目線に立って優しく子供に語りかけて、それから子供の話にしっかりと耳を傾けることのできる教師でありたい、そんなふうに思っております。そういった子供の目線に対応できる教師は子供の悩みを少しずつでも解消できる、そんなふうに思います。子供のやはり内面を理解する。内容を理解するには、やはりお話のように子供の目線に立って対応していくと、この姿勢がとても大事なことであり、そんなふうに思っております。

それから、大阪市の住吉小学校での取り組みということで今お話をいただきました。大阪の大空小学校では、「4つの力」と、先ほどお話しいただきました「たった一つの約束」を定めております。たった一つの約束、これも議員さんから今お話がありましたように、「自分がされて嫌なことは人にしない、言わない」ということを定めて、守れなかった場合には子供がみずから校長室に報告に行くというようなことをとっているというふうに伺っております。たった一つの約束、自分がされて嫌なことは人にしない、言わない。とても根本的に大事なことであり、そんなふうに思っております。本町においても学校教育目標であるとか、それから、県の発行しております子供たちのルールブックというような中にも、同じようなことが書かれております。そういったことで、これらを徹底していくような取り組みをしていききたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） それでは、最後の質問とさせていただきます。保護者と学校の信頼関係構築についてお尋ねいたします。

保護者と学校の定期的なミーティング、どの程度実施されておりますか。親と学校との関係を見直すということでもあります。なかなか、先ほども申し上げましたが、先生方が非常に忙しい。父兄の皆さんも生きるがための働くことで忙しい。どこか接点が持ちにくい、こういう時代でもあるように思います。教師の方も非常に忙しく、また新しい先生ですと、PTAといいますか、父兄の方からのクレームというか、苦情といいますか、そういったことでもびびってしまうといいますか、非常におびえてしまうような事態も考えられるわけでございます。これは、ある意味では理想的な言い方もできません。先ほど申し上げた、「教師は常に生徒の目線で見よ」ということなのですが、教師にとって一番大事なことは何か。公式や方程式を教えるのは一つの仕事だがということで前提にあるわけですが、それ以上に大事なことは、生徒のやる気を引き出し、勉強する楽しさを教えることではないか。そのために授業を楽しいと感じさせることはもちろん、毎日学校に来て友達と会うことを楽しいと思わせるような雰囲気づくりが欠かせない。すなわち教師に求められる最も重要な資質は、勉強の教え方、うまさよりも、生徒の心をつかめるかどうかだろうと。常に生徒の目線で見ることが大事だということを言っております。それらのことを考えたときに、なかなか忙しい中大変かと思いますが、定期的な保護者と学校の定期的ミーティング、どの程度、またその内容が報告できることがあればお願いしたいと思います。

そして、関連でございますが、生徒・保護者・学校・地域での見守り、あるいは思いやりの輪を広める方策について、お考えありましたらお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

学校では、学年、それから学級懇談会として、年に3回程度の保護者会を実施しております。そのほかには、学年通信であるとか、学級通信、それからホームページ等々、それから個別の電話相談、連絡帳等々で子供たちの様子を知らせております。それから、家庭訪問等でも情報交換をするなど、信頼構築に今努めております。

それから、最後の今ご質問かと思いますが、お答えをいたします。今学校では、さまざまな教育活動に保護者の方や多くの地域の方に参加していただいて、子供たちを支援し、見守っていただいております。また、地域にあっては、社会教育団体の皆様や地域のボランティアの皆さんに子供たちの健やかな成長を育てていただくとともに、安全な生活を見守っていただいております。今お話のとおりで、3者のつながり、触れ合い、これを更に強化していきたいというふうに思っております。今さまざまな、家庭、学校、それから地域、それからその中の地域団体等の連携等がございます。そ

の連携も求める子供像というのは私は1つで同じだと思うのですね。ですから、その求める子供像に向かってそれぞれの役割を果たす、そして連携をしていくような取り組みをこれから進めてまいりたいと思います。その中で、やはりいじめの学校だけの問題ということではなくて、地域全体の問題としていじめの問題も対応し、そして具体的な活動、施策をしていきたい。その具体的な内容が、先ほど議員さんからご紹介もいただきました、啓発の仕方であるとかというようなことになろうかなと思います。そういった点で、それらの先進の地域の活動を参考にしまして、これから学校・家庭・地域の連携、つながり、触れ合い、これを深める中で、子供たちの教育を進めていきたい、また、いじめの対策をしていきたい、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） もう時間が5分切りましたので、要望を言わせていただいて終わりにさせていただきます。

学校側の十分な対応策、回答よくわかりました。先ほども申し上げましたが、オープンスクール等々見ていったときに、あるいは通学時の子供たちを見ていったときに、この子たちは次の世代あるいは次々世代をつくる間違いのない子供たちであります。この子たちが健全な環境のもとに成長、そして立派な社会人、大人になっていけば、まだまだ我々それを考えたときに、我々大人は非常にやるべきがたくさんあると思う次第であります。

実は、本当に最後にいたしますが、私の知人のある女子生徒が、小学校4年、5年ぐらいからでしょうか、いじめがありまして不登校にかなりなりまして、その相談といたしますか受けまして、その子がやがて中学生になりました。余り言うとなんか個人情報になりますので申し上げにくいところなのですが、ある方をお願いいたしまして非常に見守りをしっかり学校内で、小学校、中学校においてやっていただきまして、無事卒業して今高校生になっております。ただ、前述の父兄の方から聞いて、実はびっくりしたことを聞きました。かばんに「死ね」と書いてあったと。それを聞いて私はぞくっとしましたね。これ、全てうまくいった後の話でしたから。そういったことで、隠れたことがたくさんあるなと。間違っても千代田町においてはそういったこと、悲惨なことが起きないように、我々も一生懸命ある意味では目をしっかり見開いて、前後左右だけではなくて、天、地、もう本当に斜めも、全て全方位で見て、日ごろからそういった対応をすべきなのかなと、以上に考える次第であります。

どうもありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 以上で、7番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、8番、柿沼英己君の登壇を許可いたします。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 議長の許可を得ましたので、自然エネルギーの推進について、8番、柿沼が

質問したいと思います。

昨年3月11日、東日本大震災がありまして、地震と津波によりまして東日本の太平洋沿岸各地に甚大な被害をもたらしました。現在も復旧復興が続いておるわけでございます。そういった中で、我々日本人は電力を原子力に頼っていた実態がわかりました。また、関東地方では、計画停電があり、企業活動や生活において大変な不便がありました。電力不足を通じて、エネルギーの大切さ、また電力について深く考えるようになりました。また、今年は大変な猛暑、群馬の東毛地区では高温注意報が出て農作物への被害が心配されております。また、ゲリラ豪雨等があり、だんだん日本が熱帯化してくるのではないかと心配するものであります。こういった原因は、一言で言うと地球温暖化にあります。CO₂（二酸化炭素）の大気中の濃度が2割ほど上がっているのではないかとされています。洪水の危険も伴いまして、生活のあり方とか生活の仕方を改めなくてはならないと、本当に突きつけられているものと思います。そういった意味で、自分たちで何ができるか、本当に考えなくてはならないと思います。

我が千代田町においては、太陽光発電の推進ということで、補助金10万円をつけまして推進を図っているわけでありまして。そういった中で、私も、太陽光発電を載せまして協力しているわけでありまして。そういった中で、行政の取り組みとして数年前から始まったことが、昼間の電気の削減、あるいはエアコンの高い温度での設定、あるいは事務の紙の使用量の減少等、あるいは庁舎への太陽光発電の設置、そういったことで各行政区、行政の視察とか行きますと、発電量や使用量等のパネルの設置をあちこちで見るとあります。

こういった取り組みの中で、行政の取り組みのいわゆる第2ステージと申しますか、新たな取り組みがまた始まっております。太田市では、防犯灯のLED、いわゆる発光ダイオードの照明で、電力の削減を今年度から始めるというようなことであります。また、館林市においても、LEDの防犯灯への設置、これを計画案に入れたそうであります。こういった近隣でも先進地の取り組みとして取り組んでいる中で、エネルギーの使用を減らすことはもちろんであります。エネルギーをつくることも組み合わせて、本当に考えて行政もやっていかななくてはならないというふうに考えております。

そういった中で、太田市の例を挙げますと、民間企業とタイアップして、いわゆるエコ事業というのですが、こういった中で経費を1割削減できるということで、経費は削減できるし、プラス地球温暖化の削減にも貢献できるというわけで、大変いいことであります。こういった中で、千代田町として計画する意思があるのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

昨年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が破壊され、大きな放射能被害が発生しました。このため、原子力発電に依存することよりも、もっと安全でクリーンな自然エネ

ルギーを活用すべきであるという意見が大きくなっております。このため、県内を初め全国的に太陽光発電を利用したメガソーラー施設を建設する動きが進んでおります。一方で、発電とは別に、節電によるエネルギーの確保という考え方も必要となります。議員ご質問のLEDを活用した節電方法は、経費の節減とエネルギーの節約という一石二鳥の方法であります。

太田市では、2010年度に企業の持つ省エネのノウハウを公共事業に取り込むエコス事業を採用しました。このエコス事業というのは、エネルギーサービスカンパニー（ESCO）の頭文字をとった名称でありまして、システムや設備の提案から設置、維持管理まで業者が包括的に担当するもので、自治体は事業実施にかかわる初期投資が要らず、大規模な切りかえが可能になるものであります。これにより、太田市内の1万8,000基の防犯灯を全てLED化し、昨年度から民間企業と10年間のリース契約を結んだことで、年間1,960万円の電気料金を削減する効果を上げていていると聞いております。

また、8月17日の上毛新聞では、前橋市において今年度、太田市同様にエコス事業を利用してのLED防犯灯の設置を計画しているという記事が掲載されました。前橋市における防犯灯は全部で2万3,000基あるということですから、太田市より大きな効果が出るものと予想されます。

それでは、我が千代田町においてはどうかという話になりますが、本町には、現在854基の防犯灯がありますが、太田市や前橋市とは設置数が極端に違うことから、大幅な効果が見込めるものかどうか、現在調査中であります。しかしながら、価格面では蛍光灯より約2倍強と割高なLEDであります。耐用年数が約10年程度と言われておりまして、蛍光灯よりも3倍ぐらいの寿命があると言われております。更に、電気使用料の契約が蛍光灯の20アンペアから導入するLEDが10アンペア以下になるのであれば、電気料金は大幅に削減できるものと考えております。よって、エコス事業を利用して民間によるLED防犯灯の設置をリース事業として対応できるものかどうか、また、現状のままで町が実施主体となって蛍光灯だけをLEDに取りかえていった場合でどのように違うのかなどを、もう少し詳しく調査検討していきたいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 非常に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。しっかりと検討いたしまして、防犯灯のLED化ということが実現できますよう祈念いたします。

それでは、次に行きます。地球温暖化等によりまして、利根川の大洪水、これは堤防がかなり強固になって大丈夫だというような意見もありますが、朝のニュースを見ましたら、堤防の強度不足、あるいは高さ不足が2,000キロあるというような報道がありまして、びっくりしたものであります。こういったことで、想定外というのはあり得ないというのが世の中の常でありますので、そういった中で、千代田町の場合、千代田中学校とか、災害時の避難場所となっているわけであります。そういった中で、大地震、あるいは大水害というときに、電源喪失というのが考えられます。そういった場合、発電機というような対応もありますけれども、それだけでなくいろんな対策を打ちながら、太陽光発電システムと蓄電池、これもかなり技術進歩がされているということなので、こういった蓄電池と

の組み合わせが非常にいいのではないかというようなことで、板倉町では、ヤマダ電機が60棟ほどスマートハウスのような太陽光発電と蓄電池を組み合わせた住宅を売り出すというようなことで、こういった取り組みを学校や行政が取り入れて、環境教育にもなります、あるいは防災のパワーアップになりますので、こういった防災・災害対策の進んだ町になるのではないかと思います。こういった意味で、安全・安心のまちづくりを更にパワーアップできるのかなというふうに考えております。こういった防災にも役立つ太陽光発電システムと蓄電池の組み合わせ、これを学校や行政に取り入れる考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 失礼しました。先ほど「エコス事業」と言ってしまったのですけれども、これ「エスコ」だそうで、失礼しました。「エスコ事業」、済みません。

ご質問にお答えいたします。

災害が発生した場合の避難所につきましては、各地域の公民館や集会所、町の公共施設が避難先として指定されておりますが、やはり大勢の人を収容するには学校の体育館や町の体育館になろうかと思っております。このため、議員からご提案のありました太陽光パネルによる発電とリチウムイオン蓄電池の組み合わせによる電力確保は、非常に有効な方法であると理解しております。しかしながら、万全の態勢を整えるためには多額の経費がかかることとなりますので、財政的には非常に厳しいと考えております。更に、リチウムイオン蓄電池につきましてはまだまだ高価なものであること、そしてその寿命も10年であるというお話もお聞きしますので、これらを考慮いたしますと、導入は時期尚早かと考えております。

また、昨年の災害時に発電機をリース会社から借りて対応しましたので、経費がかからない方法としましては、そういう対応も優先するのではないかと考えております。

先ほど板倉ニュータウン、ヤマダ電機のことがお話しありましたけれども、家庭量販店最大手のヤマダ電機が、板倉町の板倉ニュータウンで、太陽光発電システムなど備えた省エネ住宅「スマートハウス」の分譲を行うということで、8月22日にその起工式が行われ、群馬県知事が出席したというお話もお聞きしております。スマートハウスは、屋根の太陽光発電、家庭用蓄電システム、LED照明、電気自動車用コンセントなどを備えた省エネ住宅で、最低価格が約3,000万円とされています。その条件によっては、光熱水費ゼロも可能といわれております。東日本大震災による福島第一原発の放射能被害を受け、今自然エネルギーや省エネルギーが大きく叫ばれている中でありますから、板倉町で住宅販売が大きく前進すれば、我が「ふれあいタウン」においても大きな追い風となり、同様の事業が展開される可能性も大きいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 太陽光発電システムというのは、高価であるのは確かでございます。しかし

ながら、今、42円という売電というのがありまして、十分投資効果があるというのが世の中の定説でございまして。そういった中で、高いというだけでは答えになっていないと思います。ぜひとも環境教育とあわせ、中学校の校舎の上に乗せるということも一つの提案としてございまして、もう一度答弁をいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 総務課長からお話しさせます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

今、議員のほうから、中学校の校舎の屋上に太陽光パネルを設置してというお話がございましたけれども、太陽光パネルの寿命につきましては、最近伸びてきたそうですが、20年から30年と言われております。それで、投資対効果、つまり投資をしまして、売電して、その収入によってプラスマイナスゼロというところまで持って行くのには、やはり20年ぐらいかかると考えられます。このため、中学校の校舎も、もう建築以来40年以上経過しておりますので、建物のほうが先に建てかえなくてはいけないというような問題も出てきますので、その点に関しては、ちょっと難しいかなというふうに考えております。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 総務課長の答弁がありましたが、議事録に残りますので言っておきますが、投資効果20年かかるというのは42円の売電ではあり得ない話です。これは一言言っておきたいと思っております。

いろんな意味で、本当にシンボリックなものでもいいと思うのですよね。宮崎県庁へ行きますと、本当ちょっとした太陽光パネルを設置して、何か風力みたいな回しているみたいのを見ましたけれども、そういった意味で、環境に気を使っているというようなメッセージかなと思います。そういった意味で、しっかりと考えていきたいと思っております。

それでは、次に行きます。保健センターには、ワクチンが保存してありまして、いざというときは自家発電で3.11のときは対応したということで、ガソリンがあるので何とかあったということではありますが、もしかするとガソリンというのがいざという場合手に入らないかもしれない。こんないじわるの質問しなくてもいいのですが、二重三重の備えが必要だと思っておりますが、町はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

昨年、東日本大震災による福島第一原発事故が発生し、電力供給が難しくなったため、東京電力管

内では計画停電が実施されましたが、電気に頼った生活を続けてきた国民生活並びに企業活動は大きな混乱を来すことになりました。千代田町の保健センターにおいても、集団予防接種用のワクチンを保管しており、予防接種用のワクチンは温度管理がされたものしか接種できないため、停電中は急遽ガソリンを燃料とする発電機をリースすることで保管用の冷蔵庫を運転してワクチンの温度管理をしまいいりました。このため、災害時その被災地となった場合には、電力の確保や発電機用の燃料を確保することが非常に困難であることが想像できます。一方で、自然エネルギーを使う場合、太陽光発電システムだけでは夜間や天候にも左右されるため安定した電力供給にならないことから、蓄電池が必要となりますが、現時点では蓄電池は大変高価なものであり、簡単に設置できないと考えております。

そこで、電源確保にかわる代替策といたしまして、保健センターに保管してあるワクチンにつきましては、今までまとまった発注をすることで事務の軽減を図ってまいりましたが、今回の経験を踏まえ、現在は停電であっても廃棄リスクを抑えるため、1回のワクチン購入量を最小限少なくして対応し、また業者には接種日の直前にワクチンを納入してもらうなどの協力を要請したところ、これに対応していただけることから、電源を確保できなくなる不測の事態になったとしても、大きな問題は発生しないものと考えております。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 私が今回質問したのは、安全・安心のまちづくりということで、電力の面からいろいろ質問してみました。そういった意味で、発電機がある、そういったこともいいことです。いろんな組み合わせを持って取り組むことが必要かなと思います。

あと最後に、蓄電池が高いと言いますから、例えば、日産の車のリーフを買えば蓄電池がわりになるということなので、そういったことも大いに研究していただければいいかなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（細田芳雄君） 以上で、8番、柿沼英己君の一般質問を終わります。

ただいまより10時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時06分）

再 開 （午前10時25分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、6番、福田正司君の登壇を許可いたします。

6番、福田正司君。

[6番（福田正司君）登壇]

○6番（福田正司君） 議席6番の福田正司でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、将来を担う子供たちの健やかな健康を願いまして、教育全般に対する考え方を教育長にお伺いをし、その後に総括的な見解を町長よりお伺いをしたいと思います。

長年にわたって教育現場で献身的にご指導をいただいております中山教育長に対しまして、私から教育の内容について質問をさせていただくことはとてもおこがましい限りではありますが、一所懸命質問をさせていただきますので、制限時間に配慮をいただきながら、前向きな、かつわかりやすい答弁をいただけますよう、よろしく願いを申し上げます。

なお、一部の質問内容につきましては、過去に私が質問させていただきました答弁に対するその経過を確認させていただき、そんな質問になります、よろしく願いをしたいと思いますし、私、地声がすごく大きいものですから、きょうは少し小さな声で抑えながらやらさせていただきますが、また白熱してきますとちょっと大きくなってしまいかもかもしれませんが、ご容赦をいただきたいと思います。

それでは、まず教育長に、新学習指導要領の完全実施についてお伺いをいたします。

30年ぶりに主要教科を中心に授業時数と指導内容を増加し、ゆとり教育の見直しを図っていく、そんな新しい学習指導要領が導入されました。今回、主な改訂では、中学校の授業で武道が必修となりました。文部科学省では、「武道に積極的に取り組むことを通じて、武道の伝統的な考えを理解し、相手を尊重する心を養うことを目的とする」としております。千代田中学校におきましても、懸案でありました老朽化した武道館が改築され、充実した授業が行われていると思います。武道の授業ということでは、体育の担当教諭が指導されていると以前伺いました。学習指導要領でいう取り組みの趣旨を理解しようとするならば、本来はその武道の専門的指導者が必要となります。今後どのように対応していくのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

千代田中学校では、武道として、柔道、剣道、相撲の中から柔道を選択いたしました。生徒が柔道に興味、関心を持ち、安全に授業を展開するためには、条件整備が必要となります。1つは、施設面です。ただいまご指摘のように、千代田中学校ではすばらしい武道場に恵まれております。

そこで、もう一つの指導体制の工夫ですけれども、指導者につきましては、今年度は柔道を指導できる教員がおりますので、体育科の担当教員と一緒に、チームティーチング、2人体制でその指導に当たっていきます。これからも研修等には積極的に参加をする中で、体育教員の指導力の向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 千代田中学校にはそういった柔道の専門的な教員がおられるということで、一安心はしているところですが、人数的にも1人ということで、なかなか不足をする部分があるとう

思います。今の体育の担当教諭につきましても、武道指導法講習会、またそういった柔道安全講習会などしかるべき講習に参加をして指導技量を身につけていくと、こういうことになるのだと思います。ただ、全国的な部分で考えますと、どうしても授業中の事故というのも父兄の方には心配事が多いというふうに伺っております。全国では、事故事例を調べてみましたら、脊髄損傷、それから脳の回転加速度損傷というのですかね、そういったことが実際に発生をしたというふうに伺っております。その内容につきましても、そのほとんどが受け身の指導が不十分であったことが原因というふうに考えられているそうであります。そういったことを考えますと、1人の専門家ということに頼るのもしょうがないのかもしれませんが、ぜひ民間の方を有効に使っていただく、そういったことも考えていただければと思います。町内、それから近隣には、その道を極めた有能な指導者となり得る人材というのは多くいると思いますし、きっと喜んで協力をしていただけるというふうに思っております。実は、私も以前、特別非常勤講師ということで、千代田中学校で体育の陸上競技の授業を36時間担当させていただいたことがありました。長年培った陸上競技の経験、それから競技生活を続けた中で得た技術や体験をもとに、生徒たちには安全に、楽しく、そして正確に、その技術を、知識を、習得していただけたというふうに自負をしているところであります。新学習指導要領でいう武道の授業、これもそのようなことが言えるかと思いますが、ぜひ民間の力を活用する、協力をいただくということについて、教育長のお考えをいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

授業中の安全指導及び武道指導の授業の狙いを達成する上で、お話がありましたように、外部指導者等の連携は大変意義のあることだと考えております。外部指導者との連携の成果としましては、ただいまお話がありましたように、きめ細やかな指導をすることができると。それから、より専門的な指導を受けることにより、子供たちの技能、それから意欲の向上にもつながるだろうと。それから、先ほども安全面のお話がありましたように、2人で見ることによって安全面の確保ができる等々よさが考えられますので、そういった点で検討していきたい、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 要は、安全に、正確に、楽しく、生徒たちにこの新学習指導要領で導入された武道の授業を、文科省が目標とするその伏線に沿って進めていく、そういったことは大事だと思いますし、ぜひそういった民間の方の活力というのも導入していただきたいというふうに思います。

次の質問になりますが、ゆとり教育からの転換ということにつきまして、若干質問をさせていただきます。

先ほども教職員のゆとり対策という面もあったのですが、このゆとり教育というものにつきまして

は、学校教育における知識偏重、それから詰め込み教育の弊害が指摘されて、教育におけるゆとりの必要性がとられた。そういったことに端を発しまして、授業時間や教育内容を削減して、みずから学び、考える力の育成を初めとする、いわゆる生きる力を育むことを目標としてスタートしたゆとり教育でありました。学力の低下を懸念する声も上がっていることは承知をしていますが、現在の指導要領におきましては、実質的にはこのゆとり教育からの転換になると思います。重要なのは、それらの教育理念が果たして保護者や家庭で正しく理解されて、学校と一体感を共有した上で推進する、そんな体制を整えていけるかということであろうと思います。生きる力を育むとしたゆとり教育からの転換に対して、教育長はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

最初、ちょっと重複するかと思いますが、ご指摘のように、ゆとり教育は、これまでの知識の習得に偏りがちであった教育から、児童生徒にみずから考え、みずから考える力などの生きる力を育てるために、これも内容にありました学習内容を精選したり、それから目玉でありました総合的な学習の時間、これを取り入れた、そういったゆとりであったと、私もそのように考えております。

そのような中、これもお話がありましたけれども、学力低下というような問題点が上がってまいりました。そこで、その後、学力低下は、ゆとり・生きる力の教育によってもたらされたのではないだろうかというような教育議論等々が交わされました。このような経過の中で、今お話しいただきました新しい学習指導要領が示されたように思います。

今お話がありましたように、「ゆとりからの転換」というような表現が大概今使われておりますが、現行ですけれども、新しい学習指導要領も、生きる力の育成であるということで理念は変わってございません。「生きる力」というのは、もうご承知かと思いますが、簡単に言えば、「知・徳・体」のバランスのよい資質を育てることであるというふうに思います。どうしてこの「生きる力」が大切であり、現行の新しい学習指導要領の中でも引き継がれるのだろうかということ、これからの時代に生きる子供たちにとって、この知・徳・体の調和のとれた資質を更に大切にしていかななくてはならないのだというふうに、私も受けとめております。ということで、今スタートしました学習指導要領による新教育課程、これは教育委員会、それから学校、子供たちが、これからの時代を生き生きと活動できるようなこの知・徳・体の資質、これをしっかりと育てていくことが私たちの責務であると、そんなふうに思っております。私も、微力ではありますが、学校の先生方と知恵を出し合いながら、この新学習指導要領の推進に全力を挙げて取り組んでいきたい、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 「ゆとり教育の転換」という言葉が余りにも大き過ぎるのかもしれませんが、

学力偏重ということにまた戻り切るとというのが非常に危惧をされているところであります。全くの余談になりますけれども、私の女房が秋田の出身でありまして、学力テストが出るたびに心細い思いをしているという、そんな気もしております。

また、これ、ある調査によりますと、今回の学習指導要領の実施に向けて最も過大視されたのは、授業時間増という、こちらへの対応でありました。それから、最も必要なものということで挙げられたのは、教職員の増員でありました。県内小中学校の教員を対象としたアンケートの結果では、その教員の97%が、日ごろの業務を忙しいと感じて、授業運営の骨格となる教材研究に充てる時間が十分にとれないと、そういうことを受けとめているというアンケート結果が出ております。ますます過密になる時間割の中で、子供たちのためにも、教職員が子供たちとじっくりと向き合うための時間確保がどうしても必要なのだろうと考えます。現在でもわかりやすい授業をつくるために、学校に残って教材研究したり、子供たちのノートを家庭に持ち帰り、赤ペンでコメントを書き入れたり、休日は部活動の指導をするなど、勤務時間の枠を超えて子供たちのために質の高い教育を追求し努力をする、そんな教員の姿が多く見られます。教員のゆとり確保の必要性について、教育長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

教員の多忙、多忙感の解消、ゆとりの確保については、これまでも大きな課題でありました。文科省、それから県教委、市町村教委、学校等で実態の把握、改善に取り組んできております。具体的な対策といたしましては、公務の情報化の推進と効率化、つまりIT化ということで今進んでおります。それから、県や、それから市町村、学校等での会議、研修会の整理、持ち方、この検討もなされました。それから、中学校における部活動の適正化というようなことで取り組んで、改善がなされてきました。しかし、現状は、今ご指摘のように、教員の多忙化は軽減していないというふうに私も受けとめております。これもご指摘のように、教員が児童生徒と向き合って、触れ合って、そして教育活動を充実させていく。そのためには、やはり教員の多忙、それから多忙感の解消は重要な課題であると、そんなふうにご受けとめております。

具体的な方策というのは、今挙げましたように、例えば事務の効率化云々、今までの施策を進めるのと一緒に、私としては、多忙を減らすのは今少し難しいと。ですから、多忙感の減少を図れるといいのかなと。ということで、先生方が、例えば1カ月なら1カ月のサイクルの中での学習の進め方、学校行事の位置づけ、そういったことをしっかりと受けとめて、そしてみんなで話し合って、そういうサイクルの中で進んでいけると、ゆとりが少し生まれるのかなと。そんなふうなことで、一つの改善点としてはこれから先生方と話をしながら進めていきたい、そんなふうにご考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 今、教育長がおっしゃった「多忙感の減少」というのですかね、これは本当に新しい切り口で、すばらしい考えだなというふうに思いました。すぐに教職員の増員というのは非常に難しい部分だと思います。ですから、この多忙感の減少ということについて、やはり切り口を変えて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。今は部活動一つにしても、やっぱり教職員の皆さんに力をおかりするしかありませんし、子供たちのためには。ぜひこの多忙感の減少というのについては、パソコンの配置ですとか、それから会議や事務の効率化、こういったことをぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。町のスポーツ施設の有効利用、利活用というのですか、こちらについて質問させていただきたいと思えます。

昨年6月の国会で、50年ぶりに全部改定したスポーツ基本法が成立をいたしました。この基本法は、スポーツを通じて幸せで豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立って、新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示しております。健康管理や仲間づくり、そしてストレスの解消に、体を動かすことはとても大切であります。我が町には、幸い天然芝のサッカー場や十分なスペースを持つ総合体育館、温水プール、町民の健康管理に欠かすことのできないスポーツ施設が十分に整備されています。それら教育委員会で管理する町のスポーツ施設の有効利用策について、お伺いをしたいと思います。要は、もっと多くもっと有効に町有施設を利用していただき、健康管理や余暇の活用に利用していただきたいと思います、そういったところであります。

現在、町内では多くのスポーツ団体が活動しております。少年サッカーからママさんバレー、野球連盟のリーグ戦など、毎試合白熱したゲームが展開されております。しかしながら、各競技連盟とも参加登録チーム数の減少に歯どめがかからず、リーグ戦の運営に苦慮をしているというのが実態であります。現に、町ソフトボールリーグは参加チームの減少により消滅、10チーム以上あったママさんバレーチームは現在4チームほどと伺っています。また、野球連盟のチームも、10年ほど前は20チームほどあったのですが、現在はその半分というふうに、じり貧状態であります。このことは体育協会や当事者の問題かもしれませんが、町として、またスポーツ振興係を所管する部門として、どのようなことが支援できるのかということで考えていただきたいと思います。その一つには、練習環境というものがあると思えます。体育館、野球場、サッカー場など、更に町内在住者がより利用しやすい貸し出しの施設も構築していくことが急務なのだろうというふうに思えます。その一つには、利用する側の声を集約すると、こういったことをぜひ検討していただきたいと思います。今後の利用拡大に向けて、教育長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

町内スポーツ団体の減少は、町としても大変危惧するところではございます。私も、過去お世話になりまして社会体育を務めさせていただいたときから比較しますと、本当に各団体の数が減少しているというようなことは実感してございます。若者のスポーツ離れとか、それから種目の分散化、それから既存会員の高齢化も考えられますけれども、現代社会の地域のつながりの希薄さにも原因があるのかなというふうにも思っております。どこでも、誰でも、スポーツが気楽に楽しめる総合型スポーツクラブによりまして、幅広くスポーツ人口の底辺の拡大を図っているところでございます。

それから、利用についてですけれども、現在の町内利用者の優遇策についてでありますけれども、8人以上で年間登録し、登録者の8割以上が町内在住・在勤者の場合には、施設使用料が減免され、使用の予約につきましても団体優先を受けることができます。もちろん大きな公式試合等は、大会の運営上日程を先に決める必要がございます。そんなわけで、通常の申請期間よりも先に予約を受け付けている状況はございます。ただいまお話の中で、今、具体的に施策が講じられると私もいいかななんて思うのですけれども、より利用者の声を聞く中で、今後支援策としてよい方法がないかどうかというようなことで検討してまいりたいと思います。ただいま、現状の説明ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 本当にありがとうございました。

時間が残り少なくなりましたので、次の質問に移りますが、中山教育長につきましては、いろいろ失礼な質問をしたかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。また、今回、初めて中山教育長にこういった一問一答ということで質問をさせていただきました。今回の内容につきましては教育長の所信表明ということで受けとめて、今後の取り組みに期待をさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

次に、ちょっと視点を変えまして、町長に総括的な立場で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、町の教育長の在任期間について質問をさせていただきたいと思っております。教育行政の充実に関しましては、当然喫緊の課題に対する取り組みとあわせて、計画的に長いスパンで取り組むべき課題があると思っております。そのような背景を考えたときに、近年、千代田町の教育長についてはその在任期間が極端に短過ぎる、そういうふうにも思っております。一例を挙げますと、大谷町長の体制になってから4年少々という期間にもかかわらず、3人の教育長が就任をしているということになります。近隣の自治体では、約4年から8年の教育長の任期というふうにも伺っておりますので、そこらと比較して、なぜこの千代田町ではこのようになってしまったのか、教育長の在任期間が短くなってしまったのか、まずお伺いをしたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

前任の2人の教育長につきましては、体調不良、あるいは家庭事情により退任されております。2人の教育長とも本当に短かったということですが、本当に体調が悪かった、あとは家庭の事情なのですね。これ、申しわけないのですけれども、どんな事情だとかというのは言いづらいので、ご配慮をお願いいたします。そういう中で、立派な人で、一生懸命一緒になっていいまちづくりをやっていこうというような中で、教育長にならせて……やっていただきたいということになったわけなのですけれども、その点をご理解をいただきたいと思っております。

今度の中山教育長ですけれども、これいろいろな面で相談しながら、千代田町でもう20年も一生懸命やってきた人で、大変一生懸命で気さくな人だということで、そういう中で教育長になっていただきたいということで、私どもではなく教育委員会で決定されたことですが、中山教育長とは私は面識がなかったのですけれども、行き会ってみて本当に気さくで立派な方だと思って、元気で健康でずっと長くやっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 前任2人は体調不良等々ということですが、子供たちの健やかな成長、こちらを助成するためには、教育環境というのは重要な要素であるのは当たり前なことであります。従来から、大谷町長におかれましては教育行政の充実化に格段の熱意とご理解があったものというふうに思っております。教育長には、計画的に教育行政を推進していくために、またスキルの蓄積による取り組みの充実に向けて、ある程度のスパンで教育行政を担っていただきたい、かじ取りをしていただきたい、そう思っているところであります。

短い期間で体調不良ということで退任をされたということですが、これは、任命に際して体調不良というのはその調査が不足していたのか、また任命して就任してから体調を崩されたのか、そちらをお伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 任命したときは本当に健康でやっておりました。2名の方がそのとおりなのですけれども、いろんな事情か何かでなったわけなのですけれども、本当に惜しいというふうには今でも思っております。任命したときは大丈夫だったのです、本当に。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 任命してから体調を崩されたということなのですが、わずか1年、2年で2人も体調を崩されたということは、これは激務なんでしょうか、それともほかの要因が考えられるのでしょうか。ひとつお願いをしたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 申しあげましたとおり、どういう状況かというのをちょっと細かく言いづらいところがあります。1人の方は家庭の事情なのですよね。それで、どういう事情かというのはちょっと申し上げづらいのですけれども、もう一人の方は糖尿がひどくなって、それは……言うべきではないかな、それで目がちょっとあれで、とてもやっていけないということで、初めそういう状況があればだったのですけれども、そういうことはそのときにはそういう話もなかったし、一生懸命やっていただいております。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 短期間で2人、要は4年ちょっとで3人の方がかじをとるというのは、やっぱりこれは教育行政として余り好ましい部分ではないと思いますので、ぜひ中山教育長に際しては体調を崩されないように。まだ任命するまでは町長も面識がなかったと言っていますが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

また、この6月に賛成多数で就任されました別の特別職の方も、地元では体調が悪くて地元の役は受けられないということもあったそうなのですが、ぜひ短命にならないように、これもお願いをしたいと思います。

また、時間が、済みません、なくなったので、最後の質問に入らせてもらいたいと思います。これ通学バスの導入の検討について質問をさせていただきます。過去にこれ、別の議員から何度か一般質問で通学バスの導入に向けての質問がありました。その際の答弁として、「今後の検討課題とします」、また「検討します」、「前向きに検討します」と3回ありました。あれから大分期間が過ぎておりますが、いまだにその検討結果が示されておられません、行った検討の結果はどうなったのでしょうか、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

通学バスの導入についてということでございますが、遠距離通学の解消と同時に、児童の安全確保は大変重要なことと考えております。今まで役場内においてもそれぞれの担当課ごとに調査検討を行ってまいりましたが、なかなか難問山積でありまして、結論には至っていないのが現状であります。

まず、中島通学ロードの安全確保という点から、歩道の確保について検討しましたが、道路の北側の用水路に溝ぶたをかける方法では、担当課の試算では6,000万円という金額が出ました。予算的に難しい状況でありました。また、大型車両につきましては車両進入禁止となっておりますので、普通車両についても時間限定で進入禁止にするという方法も大泉警察署に相談しておりますが、入り込む道路が多いこと、関係者や保護者も通行できなくなってしまうことから、厳しい状況であります。一

方で、道路標識や標示対策という点では、できる範囲で実施しているのが現状であります。

通学バスの導入についてであります。新規にバスを購入することは予算的に厳しく、中古バスがあつたとしても運転手が必要となり人件費がかかります。また、登校する場合は登校時間が皆同時刻になりますので、1台のバスでは回り切れませんので、複数台となると更に予算的に厳しくなることから、その後の進展はございません。検討は中断したままとなっております。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 残り3分になりましたので、急いで質問させていただきたいと思ひます。

要は、検討の途中結果なり検討の報告というのは、やっぱりしてしかるべきだというふうに思ひます。「検討します」を何年もやっぱり放っておくというのではなくて、ここまで検討しましたと。今お話しされたように、ここまで検討したけれども、今こういう状態ですというのは、やはりそれなりの質問をさせていただいた中では報告をしていただくべきだというふうに思ひます。検討しつ放しではなくて、やっぱりこうやりましたということでの報告をいただきたいと思ひます。特に、この通学バスに関しまして、確かに過去に行われた一般質問では一部中古のバスを購入するという提案がありました。総体的には実効的な施策を示すということではなくて、お願いの形であつたふうにも思ひます。

先般、町民有志による通学バスを導入検討するグループが、15区、16区の対象保護者全員にアンケート調査いたしました。その結果、80%を超える保護者が、子供たちの交通事故対策、また遠距離通学による弊害の改善のため、通学バスの導入を求めているということがわかりました。その結果をもとに、福祉バスのあき時間を有効利用すると具体案を提示しながら、文書をもって町長に導入のお願いに伺いましたが、いまだその検討結果もいただけていないというところがございます。アンケート結果は町民の声であり、町民の意思表示でありますので、ぜひ現時点での検討結果、このアンケート結果に対する検討結果をご報告いただきたいと思ひます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

新福寺地区・中島地区通学バス道路要望書という書面により要望が出されましたので、担当部署ではなく、関係部局の検討会議を発足し、検討していくことを決定し、去る8月21日、第1回目の検討会議を開催しました。副町長を委員長に、教育長、総務課、住民福祉課、社会福祉協議会、建設水道課、会議の事務局として教育委員会事務局の合わせて11名で発足しました。今後、数回会議を開き、調査検討してまいります。1回目の会議では、結果を年内をめどに出すこととし、予算に反映できる期限といたしました。そして、次回の会議までに実際に通学バスを導入しているところについて調査や視察を行う予定であります。また、課題といたしまして、新福寺、中島地区以外の地域への対応をどうするか、バス利用者の受益者負担をどうするか、保育園児、幼稚園児はどうするかなどについて

て検討してまいります。更に、通学バス以外の改善策もあわせて検討していきたいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 残り5分になりましたので質問は控えますが、今、町長のほうから具体的に年内に結論を出す。こういった期限を区切って示すというのが本当に大事ですし、ありがたいことですし、依頼したほうとしては、期限もわからず、ずるずる、ずるずる行くというのが一番わかりづらいということでもありますので、ぜひこの件に限らず、こういった期限を区切った中で、依頼されたことは結論を出していただきたいというふうに思っているところであります。こういった、きょう質問させていただいた内容につきましては、将来を担う、本当に大切な町の子供たちの安全・安心、こういったものを提供してやるのが私たち大人の役割であるというふうに思っているところから、今回質問をさせていただきました。

時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきますが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、6番、福田正司君の一般質問を終わります。

続いて、2番、高橋祐二君の登壇を許可いたします。

2番、高橋祐二君。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） 2番、高橋祐二君です。議長より登壇の許可を得ましたので、通告どおり質問させていただきます。

自分、初めてなものですから、少々お見苦しい点があるかと思いますが、一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。きょうは一般質問ということで、きょう、自分は4番目なのですね。野球でいうと4番バッター、新人で4番バッターとなると誰も期待していないと思うのですが、きょうはホームラン狙わず、4番ですけれども、手堅く送りバントで決めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、町のスポーツ振興を問うということでご質問させていただきます。先般行われたオリンピックで、ご存じのように本町初のオリンピック選手が出場し、銅メダルも獲得しました。また、去年はドラフト会議で町からプロ野球選手が指名を受け、誕生しました。オリンピック選手、プロ野球選手の誕生ということで、多くの青少年少女たちの目標となり、町の活性化にもつながると思います。数年前より県大会初め世界レベルの大会にも町が補助金を多少手厚くしたとのことですが、今後更なるスポーツ振興の観点を考慮すると、今後の町の支援はどのように考えているのか、町長の見解をお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

本町出身で初のプロ野球「楽天、岡島選手」は、入団1年目で既に1軍で活躍するとともに、ロンドンオリンピックでは松本隆太郎選手がレスリングで銅メダルを獲得し、本町初のメダリストとして、子供たちから若者、年配の方まで町民全てに夢と感動を与えてくれました。町では、月1回発行の広報ちよだを利用して、リアルタイムというわけにはいきませんが、それぞれ特集を組み紹介し、また活躍したときに広報に掲載し、町民に周知しております。松本隆太郎選手は本町出身初のオリンピックメダリストであり、町民栄誉賞を定め、今月開催の銅メダル報告会で贈呈をする予定であります。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 先日、夏、8月ですか、町民野球大会がありました。優勝したチームが別に福島だからっていうわけではありませんが、これ県大会へ出るのにもかなりの費用がかかると聞いています。ただでは県大会には行けないのですよね。その部分、町からの支援というか、選手が県大会へ行くのに持ち出して行くというのちょっとおかしな感じがします。やっぱり気持ちよく、まず千代田町代表ということで行くのですから、その辺、支援のほうお願いしたいと思うのですが、町長にお伺いします。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時06分）

再 開 （午前11時06分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町のスポーツ団体及び文化関係団体等への補助金につきましては、個々の団体に対しましてはそれほど大きな金額ではありませんが、全体で合計しますと約500万円ほどになります。また、スポーツ団体及び文化関係団体を含めた町全体の各種団体等への補助金となりますと、数千万円単位となります。このため、全体の中でのバランスがありますので、特別に1つの団体に手厚く支援するという財政状況ではないことをご理解いただきたいと思います。もちろんケース・バイ・ケースもありますので、必要に応じてその都度検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） わかりました。

2点目として、町のスポーツ団体が練習するのに当たり、十分な環境が整っているとは思いません。例えば、西小のナイター設備、あるいは体育館の貸し出しのプロセス等整備を行う必要があると思

ます。また、個人的というか、その団体に限られてしまうのですけれども、あるスポーツ少年団が、雨が降ってきてしまって体育館を借りたいと、使っていない町民体育館を借りたいという話がありました。それで、借りに行ったら、もうそこは中学校の予約が入っているから貸せませんと。体育館へ行ってみると使っていないのですよね。それで、町は現場も見えていないで、もう予約が入っているから貸せないと。でも、あいているのだから、借りたいほうは借りたいという、そういう話も聞けてきました。ですから、その辺はちゃんとしっかり町のほうで管理して、誰が使ってもいいような体制を、やっぱり子供たちですので、とっていただきたいと思います。

あとは、岡島選手、松本選手、今活躍していますけれども、原点は千代田町のスポーツ少年団だと思います。スポーツ少年団のチームをちょっと紹介したいと思います。2点ほどばかり。千代田少年野球クラブ、「野球を通しスポーツの楽しさ、チームワークの大切さを実感し、心身ともに健全な児童の育成を目指し、活動しています」。ジュニアレスリング、「レスリングを通して健康でたくましい心と体をつくり、友情の輪を広げることを目指し、活動しています」。今2点紹介したのですけれども、これ、ここの指導者、やっぱり監督、コーチですね、これほとんどボランティアなのです。ボランティアで一生懸命子供たちを指導したりしているわけなのですけれども、町としては、町長みずから現場に足を運んでいただき、いろんな話を聞いて要望を受け入れ、今後の施策に生かしていただきたいと思います。それを強く要望いたします。

続きまして、利根川河川敷整備を問うということで、数年前に利根川の3カ所の整備計画を耳にしたことがあるのですが、渡船場周りの整備は完了したと思われまます。今後の計画をお伺いいたします。また、先月行われたレガッタ大会の会場へ行くのに、町長は、会場を含めどのようなふうに使われたのか、所見を伺います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

利根川河川敷整備の進捗状況につきましては、平成13年度に策定されました利根川左岸河川敷整備計画がもとになり、平成17年3月に国土交通省「水辺プラザ事業」の登録を受け、平成21年5月から「かわまちづくり支援事業」に移行となり、国土交通省、熊谷市、千代田町が一体となり、それぞれの整備区分により水辺空間の整備を行ってまいりました。平成14年度から19年度にかけて、国土交通省の支援や県のサイクリングロード・ネットワーク事業等を活用し、赤岩渡船場、瀬戸井、利根大堰付近堤防天場の休憩場及びサイクリングロードの整備を実施いたしました。平成18年度から19年度では、水辺プラザ事業において、赤岩渡船の埼玉県側の船着き場及び群馬県側の船着き場整備が国土交通省の事業として完了いたしました。その後、平成20年度に調査設計を行い、平成21年度にかわまちづくり支援事業において、千代田町が渡船待合所、トイレ、ベンチ等の整備を実施し、館林土木事務所からの支援により、バス停周辺の舗装工事を実施いたしました。平成22年度からは、瀬戸井のレガッタ

発着場、利根川大堰付近の整備と順調に進んでいくと思っておりました矢先、事業仕分けにおいて国の予算ベースがゼロとなってしまったため、平成22年度以降の事業が進まない状況になってしまいました。大変に残念に思っております。

その後、私も、国に対して要望活動を行っております。この「かわまちづくり」では、実際は上毛新聞に大きく取り上げられたのですが、渡船場、それからレガッタの発着場、それから利根大堰の周辺の整備ということで1億8,000万のお金が出たわけなのですが、民主党のときに事業仕分けということでそれが全部ゼロになってしまいました。そのために、どうしてこれがゼロになったかということで、国のほうにもいろいろ、すぐお願いに行ったのですが、これが全然だめな状態で、それで、その次の年にどうしてこういうふうになったかというのを国土交通省のほうにある人を通じて偉い人のところに連れて行っていただきました。そしたら、事業仕分けで、上のほうの幹部というのですか、トップの人が3人で決めているので、なったばかりの代議士ですか、そういうところへはお話が行っていなかったような話しぶりだったです。とにかく私といたしましても、かわまちづくりを一所懸命やって、本当にあそこの河川の周りみんな喜んでいただきたいということで、一所懸命、喜んでいたところなのですが、それで、この間も要望活動で行ってまいりましたけれども、地元の代議士であります柿沼さんのところへ行ってきたわけなのですが、国土交通省の人が2人呼んでありまして、その話をまたやったのですが、やはりこれは無理ですということでだめになってしまって、非常に残念であります。いろいろ、前から話したとおりいろいろな要望活動を続けながら、ぜひということでまたいろいろ行ってお願いしたいと思っております。

最近では8月1日に、国に、先ほど申し上げたとおり、柿沼代議士のところに行ってまいりました。そして、国土交通省の課長、偉い人なのですが、2人来ていただいたのですが、それで、そのほうから、もうとてもこれは決まったことでやれませんということで、がっかりしたわけであります。今後とも精いっぱい頑張りますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） もう計画はだめになってしまったという話なのですが、千代田町は副町長も誕生しましたし、大谷町長はかなり時間がとれるのではないかと思います。時間の許す限り国でもどこでも行って陳情していただいて、一日も早く千代田町の利根川河川敷等整備のほう、お願いいたします。

自分も先日、レガッタ大会のほうに出場しました。利根大堰からおりて行って瀬戸井の前のほうということで車で走っていたのですが、道がでこぼこで砂利で、ジェットスキーですか、あれを積んでいる方が前を走ってしまっていて、それが本当にガタガタ道なので時速5キロぐらいで走っているのですよね。普通に走れば1分ぐらいで着いてしまうようなところを10分もかけて、それで行ったらどこが会場なのだろうって。周りが草ぼうぼうで会場がわからない。ちょっと見たら、レガッタ会場入り口・駐車場なんていう看板があって、会場へ行ったら、本当に猫の額ほどのところを草を刈り切

ってテントが張ってあって、それで大会がレースが始まると、レガッタの出発点が見えない。きょうの9月のちよだ広報では「500人ほどの人でにぎわった」ってありますけれども、ほとんど町民の方は見に来ていないのではないのかなと。大会関係者、選手だけで、本当にひそひそとやっているような感じが見受けられました。せっかくあんなすばらしい大会をやるのですから、もっともっと河川敷を整備して、多くの町民に来ていただけるようににぎわった大会にしたい、していただければと要望いたします。

続きまして、千代田町も新たな財源を模索する必要があると思います。それには、観光資源もその一つと考えます。利根川の活用方法として何か考えるべきと思いますが、町として、今後どのように考えていますか、町長にお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

平成23年度から始まりました千代田町第5次総合計画では、観光の振興を図るため、利根川を利用した観光の推進を掲げております。「赤岩渡船」や「利根大堰」、「千代田の祭 川せがき」等は本町にとって貴重な観光資源ですが、これに加えて「なかさと公園」や、赤岩渡船を起点とした延長11キロの「サイクリングロード」が平成19年に整備されました。このサイクリングロードは、利根川堤防天場と利根加用水管理道路を活用した周遊できるコースとなっております。途中でトイレや休憩施設が設置されておりますので、大人から子供まで楽しめるのではないかと考えておりますので、イベントの開催も視野に入れてPRを図っていきたいと考えております。

また、10月8日には、熊谷市都市計画課及びめぬまチャンネルの主催によりまして、赤岩渡船を挟んで利根川ポタリングフェスティバルが開催されます。ポタリングは、自転車でぶらりと気の向くまま楽しむということだそうです。近隣市町と連携し、地域が一体となって広域での観光を推進することも必要と考えております。先ほど申し上げしました「かわまちづくり」の整備の進捗状況を見ながら、更なる観光PRを図っていきたいと考えております。

先ほど申しましたとおり、千代田町の河川敷の観光というのですか、これは本当にやっていかなければならないというふうに、私も強く思っております。国土交通省のほうが、埼玉県はあんなにきれいになっているのですけれども、こちら側には今のところ、やっぱり民主党のほうの関係で、はっきり断られてしまっているのですよね。それで、何だったらばできるかということでそのとき相談したのですけれども、風をやって、それで電力をとる方法もあるのだと、それだったら補助金が出せるというふうな話だったのですけれども、後からいろいろ考えたというか、いろいろ検討したらば、千代田町の風ぐらいではとても無理だということがわかりまして、これができなくなった、できそうもないということになりました。時間はかかるかなという気はするのですけれども、私も、先ほど高橋議員さんが言ったとおり、要望活動をやりながら、いい方法を見つけ出して、何とかこんな素敵な千代

田町の土手から、なかさと公園から、利根大堰までのこれを、少しでも、少しずつでもできるようにやっていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 先ほどの町長の答弁で、千代田町の風ではだめかなという意見でしたけれども、やっぱり自然の風を当てにしないで、千代田町独自のいい風を町長先頭に立って吹かしていただきたいと、そう強く思います。

最後になりますが、町の入札制度についてお聞きします。町の公共事業を初め物品納入は、町独自の業者のランクがあるのかないのか、端的に答弁を伺います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

公共工事の入札制度について、千代田町では、町独自の指名競争入札の参加資格者ランクの定めがあるかどうかということですが、町といたしましては、指名競争入札参加資格者の級別格付を行っておりますし、これは群馬県においても、各市町村においても、それぞれの自治体で基準を定めております。そして、その基準は、経営事項審査による評点が基本となっており、これを「客観数値」といいます。このほか、各自治体が工事成績や信用度、労務管理及び労働福祉の状況等により算出される「主観数値」を加味して、その企業の総合評価点数が決まるわけであります。

本町の場合は、土木及び舗装工事で、Aランクは800点以上、800点未満はBランクとなります。建築工事は、Aランクは850点以上、850点未満はBランクとなります。電気工事や管工事等は、Aランクは700点以上、700点未満はBランクとなります。これは自治体により変わりますので、本町では、A、B、2つのランクしかありませんが、A、B、Cの3段階に分けている自治体もあります。本町も、以前はA、B、C3段階の区分でありましたが、それではなかなかCランクの小規模業者はいつまでたってもCランクのまま成長しないではないかという議論がありまして、過去においてはBランクとCランクを1つに統一しましてBランクとした経緯がございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） それでは、随意契約というのがあるのですけれども、随意契約の金額は幾らまでが随意契約なのか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

公共工事につきましては、その契約の方法といたしまして、地方自治法第234条第1項に「一般競

争入札、指名競争入札、随意契約により締結するものとする」と規定されております。そして、一般競争入札により行うことが基本であります。ただし、先ほどの地方自治法第234条第2項では「前項の指名競争入札及び随意契約は、政令」、これを地方自治法施行令といたしますが、「政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができる」と規定しております。つまり、本来であれば、入札は一般競争入札でやりなさいと。しかし、日本全国から業者が入札に参加してしまい、地元業者が参加しても勝負にならないということでは地元の企業育成が進まないため、ほとんどの自治体で指名競争入札を行っているものであります。また、小規模工事の場合は、随意契約として地元企業に工事をお願いすることも多く発生しております。

さて、随意契約に該当する金額についてのご質問であります。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号では「売買、貸借、請負」、これは工事のことですが、「その他の契約で、その予定価格が、別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に定める額の範囲内において、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとする」と規定されております。よって、千代田町財務規則第139条には、「随意契約によることのできる場合」の限度額といたしまして、「工事又は製造の請負は130万円、財産の買い入れ80万円、物件の借り入れ40万円、財産の売り払い30万円、物件の貸し付け30万円、それ以外のものは50万円」と規定されております。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 先ほどのお答えの中で、上限、一番大きい金額が130万円というのがあったと思うのですが、それは間違いないでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 間違いありません。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） それでは、その随意契約、過去1年、2年ぐらいまでの資料の請求を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

済みません、もう一つ。5月の半ばごろに新聞に記載されていたと思うのですが、ある町内の業者が収集運搬業務の3カ月の停止処分を受けました。そこで、県や近隣の市町は、処分期間中は業者を指名に呼んだり随意契約をしないとされていると思うのですが、千代田町は、停止処分で、業者を指名して、また随意契約を行っていたと聞いています。その理由をお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） それは、しておりません。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 7月のここに資料があるのですがけれども、千代田町のホームページから出しました。7月20日の入札です。教育委員会のほうで西小学校の補修工事、東小学校の補修工事、中学校の補修工事とか3件ありますが、その中に指名を受けておりますが、町長、ご存じでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 審査会の委員長に説明させます。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

自席でどうぞ。

○副町長（吉永 勉君） 議員の質問にお答え申し上げます。

指名停止が切れましたので、審査委員会で指名をしてやっておりますので、ペナルティー期間中の指名ではございません。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 指名停止……業務停止中、期限が切れたということなののですが、7月20日は切れていなかったように思われますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

○副町長（吉永 勉君） 前日に切れておると思います。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） はい、わかりました。その辺はもっと詳しくいろいろ調べさせていただきたいと思います。いろいろな流れの中で、町民も含めて、誤解を招くような行政は、運営を行うのによくないのではないかなと、私自身、また町民の皆さんもそう感じられていると思います。

もう質問ではなくて私のつぶやきでもないのですがけれども、私の知っている業者が数年前、町の随意契約だとか入札の関係で、余りにもばかにされたというか、いいかげんさ、不公平、そういうのをされまして、町の入札も一切しない、随意契約も一切受けない、そんな業者がいました。その業者は、自分が思うのにやっぱりこの時世ですから仕事はやはり欲しい、欲しいけれども、そこの仕事までとって会社を運営したくない、仕事したくない、そんなところの仕事はしたくないという、よく言えば男気のあるやつでした。悪く言えば「ばかかな」みたいな、やっぱりどんなにひどいことをされても生活していくためには仕事をもらわなくてはならない、そんな気がします。もう会社が潰れても町の仕事はしたくないと言った業者なのなのですが、今でも経営不振です。その代表は、私の知っているところだと町の交通指導員もしていました。10年間一生懸命務めていたと思います。ただ、その辺も含めて、任期途中ですが、交通指導員もやめてしまいました。そういうやつもいますので、もっと町民にわかりやすく公明正大な、町みんなの税金ですから、公平に使っていただきたい、そんなふうに思います。もっともっと町をよくしていきたい、みんな平等に楽しいまちづくりをしていきたい、そう感じて、きょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

[「いい質問だ」「議長」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

○副町長（吉永 勉君） 先ほどの高橋議員さんへの答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの件でございますが、7月11日に審査会を行いまして、停止が7月9日までが停止でございましたので、11日の審査会で選定をして20日に入札をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（高橋祐二君） わかりました。よく、これからじっくり調べさせていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、2番、高橋祐二君の一般質問を終わります。

ただいまより午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時35分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

10番、黒澤兵司君の登壇を許可いたします。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 議席番号10番、黒澤兵司です。通告順に従いまして質問をいたします。

毎日暑い日が続いております。8月の県内は高気圧に覆われて晴れた日が多く、前橋の降水量、8月29日までで31.5ミリです。平年のわずか15%。館林21ミリ、同12.6%。伊勢崎30ミリ、同16.7%など、他の地域も同様な傾向でありました。観測史上3番目に少ない記録的な少雨であったと。また、その影響で利根川上流8ダムの貯水率は46%まで落ち込み、農作物の生育不良も懸念されております。渇水対策や取水制限の必要性を含めて、今後対応を検討するとなっております。

日本列島が灼熱、猛暑日の続いた8月では、ロンドン五輪や全国高校野球選手権大会等、国内外でたくさんのスポーツ大会が行われました。特に、4年に1度のオリンピックに関心を持ちました。ロンドン五輪のレスリング種目では、千代田町出身者の松本隆太郎選手が初のオリンピック出場を果たし、銅メダルをとるという大きな成果をもたらしてくれました。そして、多くの方々に勇気や感動を与えてくれました。メダル獲得には本人の並々ならぬ精進や努力はもちろんのこと、知人、友人、家族や関係者等の応援や支援も忘れてはいけないと思います。また、松本選手銅メダル獲得の効果があらわれました。千代田町が頻りにテレビや新聞で取り上げられてきております。町のイメージや知名度を上げていただき、アピールもできたと思います。議員では、総務常任委員会の金子孝之委員長がロンドン五輪の現地まで出向いて応援してくださったとのこと。議員魂を持った大変立派な行動

をしていただいたと敬服するところであります。ロンドン五輪のナップサックのお土産をいただきました。野球のユニフォームや審判服、着がえ入れに、またオリンピック選手誕生や五輪での活躍、町の宣伝や仲間づくりの話題等に使用させていただいております。小さなものや行動がいろんなものに波及し、大きな効果につながるのかなと改めて思いました。

8月28日、29日の暑い日に、福祉産業常任委員会で研修視察に出かけました。研修視察先と千代田町を比較いたしますと、千代田町は平たん地で災害が少なく、農・工・商業地に適したすばらしいところだと改めて思いました。その反面、名所・旧跡観光や名物が少なく、千代田町のアピールや知名度が薄く感じられました。

そこで、千代田町文化財について伺います。千代田町に住んでいて、身近に存在する文化財に触れる機会が少ないと感じております。そこで、先祖、先代、先人たちからの受け継がれている町文化財、建物や所蔵品についてであります。1番、神社、仏閣、刀剣、甲冑、絵画、書籍、美術品等個人や団体、また町管理財の一覧、点数、数量についてです。管理台帳、それから関係書類、把握しているものはあるのか、1回目の質問で伺います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

町教育委員会で把握している文化財関係は、国指定重要文化財としまして光恩寺の銅五種鈴1件、県指定重要文化財では2件、町指定重要文化財としまして3件、国登録有形文化財・建物としまして4件、ほかに指定外物件としまして19件、合わせて29件を千代田町文化財として作成したパンフレットや町ホームページに紹介しております。町民プラザには、細かいものも含めると数十点の寄贈品があり、一部は展示しております。役場庁舎内にも展示品、それから所蔵品があります。

刀剣類につきましては、教育事務所登録申請事務を行っておりますが、現在、刀剣類102件というデータがありますが、昭和26年ころからのデータであり、申請のあった件数でありますから、実際の件数と合致するかどうかは今不明であります。

個人、あるいは団体で所有しているものにつきましては、特に把握しておりません。

そして、正確な保管台帳の整備についてのお問い合わせでございますけれども、今現在、所蔵品が大変増えてきておりますので、現在台帳整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 2つ目の質問を行いたいと思います。

先ほど教育長から、数々の品物、お答えいただきました。町で管理している中で多種多様な所蔵品、維持管理が大変かと、こういうように思いますが、管理方法や保管・保存、劣化するものも出てくるかと思えます。どのようにやられているのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

教育委員会関係につきましては、主に町民プラザで展示・保管しております。最近、今お話のように、貴重な寄贈品も増えておりますので、展示品以外は施設の1部屋の保管スペースで保管するとともに、鍵をかけて適切な保管に努めております。ただ、私も素人なものですから、やっぱり保管につきましては、有識者のご意見等を伺いながら対応していきたい、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 最近、書道家の関口虚想さん、寄贈か買い取りか、ちょっと私にははっきりあれないのですけれども、貴重な書き物かと、こういうふうに私も理解したいと思います。主なもので、その寄贈者、またはこれは町の宝として買い取りたいなど、または買い取ってあるという主なものがあれば、伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

寄贈品としましては、町民プラザのホール入り口に展示してあります「半陰半陽」の書画を初め数点を、ただいまお話のありました関口虚想先生から寄贈していただいております。また、田島功一氏から絵画等数点、それから森田幹雄氏より絵画を寄贈していただいております。買い取り品につきましては、特にはございません。先ほどお話ししました台帳の整備が今ちょうど進められておりますので、その中では、虚想先生の書画4点、それから吉田左源次さんの絵画1点等々、今、所蔵品等の一覧を作成しているところでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 次に、町長や教育長の権限、また役割分担ですか、その辺が我々ちょっと定かでないので、その辺について伺いたいと思います。どういうことかということ、最近では幼稚園の園舎が建てられたわけです。こういうものは教育委員会の所管ではないかと思うのですが、園舎の新築に関しての企画立案、計画実行、その辺がどこまでが教育委員会の権限で、それ以降は町の執行部の責任か。よく町長は、学校をつくった、耐震化をしたということで、町長の一人話というのですか、そういうふうに町長の功績に全部なっているのですけれども、それはそれでいいかと思えますけれども、それぞれの分担、それから権限等、お聞かせいただければと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

私ですけれども、教育長は、教育行政の責任者になります。公共施設を建てたり予算に関すること、これは町長の権限になります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 5番目なのですが、貴重な所蔵文化財の公開、また町おこしや活性化、知名度アップに、今まで質問したのですけれども、文化財を利用する考えがあるのか伺いたしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

厳しい財政状況ですので、すぐにすぐ美術館を建てるということは難しい話ですが、所蔵品の展示につきましては、例えば町民プラザに展示期間を定め展示するとか、文化祭で展示するとか、町民の皆様に見ていただける機会を検討していきたいと思います。ただ、貴重な所蔵品が集まり、盗難等のセキュリティー面でも注意が必要ですので、慎重に考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 町には、旧家、それから先祖代々からの言い伝えで書画、骨董、貴重品、自慢のお宝があると聞きます。うわさ話やいろいろ気になることで関心が生まれてくるのではないかと思います。物、文化財を通して、町の歴史や郷土愛を育み、また交流の機会やきっかけと、郷土の知名度の底上げができれば楽しいかなと、こういうふうに思いまして1回目の質問を終わらせていただきます。

続いて、決算書の税収について伺います。平成23年度一般会計決算額実質収支額は2億7,375万8,314円の黒字であったと。歳入は、予算現額に対する割合は102.5%、調定額の割合は96.9%で、町税の収納率94.0%でしたとなっております。そこで、伺いたしたいと思います。たばこ税、消費税の税収入、増減をどのように受けとめるかということでございます。地方税は、5年前に1億2,338万3,000円、それからずっと来ているのですが、1億1,686万9,000円が平成23年度の実績でございます。

それから、たばこ税でございますが、年度予算、これですと6,490万3,000円、それから予算現額が8,290万3,000円、収入額が8,901万7,000円、当初予算より2,411万4,000円多いと、こういうふうになっております。今、たばこを吸う人は大変狭いところで吸わされたり、非常に社会の悪人扱い、そんなようなふうにも見られているわけでございますけれども、この辺についてどのようにお考えなのか、お願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

税収の増減につきましては、その要因をいろいろな角度から分析する必要がありますが、ご質問の平成23年度予算におけるたばこ税の増収につきましては、予想外の増収に驚いているところであります。東日本大震災によるたばこ製造停止の影響で売り上げ本数の激減を想定しておりましたが、外国産たばこの売り上げ本数が倍以上に伸びたことと、年度後半には国内製造たばこも売り上げが震災前の状況に戻ったため、平成22年10月からの値上げの影響も相まって予想以上の税収になったものです。町といたしましては、財源確保の面から増収は大歓迎であります。町民の皆様の健康の面を考えると、余り好ましい状況ではありませんので、複雑な気持ちでもございます。

また、地方消費税交付金でございますが、前年度に比べ426万円ほど減収となりましたが、景気の低迷による消費の落ち込みが原因ではないかと心配しているところであります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 町民税に見ますと、5年前の平成19年、22億1,800万強、平成23年、20億8,200万強、町税が大分減ってきているのかなというふうに思います。また、決算歳入では、平成19年、39億、それが平成23年、52億7,000万ですね。それから、当初予算との割合では124.4%で、10億強の歳入増でありました。10億円歳入増というのがありまして、それから実質収支額2億7,375万8,310円の実質収支額、黒字額、こういうのが出ております。予算外収入、増収、何に充てたのか。また今後、町民に具体的にどう還元したらいいのか、伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

目的税である都市計画税につきましては、法の規定に基づく都市計画事業に充当いたしました。それ以外の税につきましては、一般財源でありますので、各課局の事務事業に必要な財源として充当いたしました。その上で、余剰金につきましては、基金に積み戻しを行い、後年度の住民サービスに充当できるよう財源を確保いたしました。

ご承知のとおり、町の予算は、その編成において歳出に対して歳入、つまり財源が少ない状態であり、その不足する財源は基金を取り崩したり町債を発行したりして収支の均衡を図っております。当初予算、あるいは補正予算で編成した事務事業につきましては、歳入予算を充当するわけですが、余剰金が発生した場合には、基金に積み戻しを行う方法で財政運営を考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 3回目の質問に入らせていただきます。

政府で消費税増税を可決されました。地方配分の税収は増えるのか、今後ですね、現状での試算、

現在が5%ですから、それから8%、10%、15%、こういうものはしてみたのか。また、消費税導入されたときに何に使いたいのか、必要なものとか目的とかあろうかと思えます。それについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現在、地方財政に対して増収が考えられるのは、地方消費税交付金と地方交付税であります。増税によりそれぞれ項目で国の財源は増えますが、町の歳入に至るまでの過程が複雑であり、また対象事業が明確となっておりませんので、試算はしておりません。恐らく対象事業費や人数等による配分、あるいは基準財政需要額に措置されることになると思えますので、その分は増えると考えております。税率につきましては、現行で消費税が4%、地方消費税が1%で、合計5%となっており、平成26年4月からは消費税6.3%、地方消費税が1.7%で、合計8%となり、翌27年10月からは消費税7.8%、地方消費税が2.2%で、合計で10%となります。このうち消費税の中に含まれる地方交付税の財源分につきましても、税率が上がることに伴いまして、その割合も増加することになります。今回の消費税の引き上げ分につきましては、「医療、介護、子ども・子育て」の社会保障4分野となっておりますが、今のところ具体的な事業についての指示、通達の類いが来ておりません。地方における社会保障の財源となることを目的としておりますので、本町においても、保健及び福祉事業などに充当することになるものと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 今、町長の答弁で、試算はしていないと、こういうふうなお話がありました。単純に計算しますと、現在の配分率5%のうち4%を国で取っている。地方で1%。これを分け合っているということになります。千代田町では、人口が1万2,000人弱でございます。そうしますと、1人当たり大体1万円かなと、こんなふうに思われます。こういうものを想定していきますと、10%になると、同じ試算方法でいきますと大体2億2,000万、15%になると3億3,000万、私の計算でございます。そうしますと、大きな税収の収入になってくるかと思えます。大事なお金、また消費税で身を切る人たちが多く出てくるのも事実かと思えます。できるだけ有効に使っていただければかなというふうに思います。

とりとめのない話で終わりたいと思えますが、まだ時間がありますので、先ほど言った直接税、間接税、こういうものに関してどういう区分になっているのか、通告はしていないのですが、お聞かせしていただければありがたいと。また、当初予算に対して、大きな10億円というふうな実績、歳入があったということで、こういうものに対してのお考えをいただければどうかなと思えますので、ご答弁いただければありがたいと思えます。

○議長（細田芳雄君）　すぐ答えが出ますか。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君）　財務課長に答弁させていただきます。

○議長（細田芳雄君）　財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君）　それでは、黒澤議員のご質問にお答えいたします。

直接税と間接税ということですが、いわゆる直接税というのは、皆さんご承知のとおり所得税とか、そういうものが直接税ということですが、間接税が、先ほど来ご質問いただいております消費税等のことを間接税ということですが、今、直・間比率といいますか、その中で、間接税の部分がどうしても比率が少ないということで、間接税をふやしていくというような話が出ております。

ただ、今回の消費税の場合につきましては、社会保障等、その改革にあわせて一体として税法も改正していくということで、社会保障の財源として消費税の値上げ分は使っていくという話を私のほうは理解しております。それで、その中の消費税と地方消費税の中で、消費税の中に交付税の財源とする部分が二十何%だったか、ちょっと待ってください……現在の5%のうち消費税が4%ということで、その消費税の4%の中の29.5%が交付税の財源として充てている部分でございます。ですから、消費税が上がっていくということでございますので、その中の地方交付税分も増えていくというふうな形で見込んでいるところでございます。

それと、先ほどの10億というのが、ちょっと質問がよくわからなかったものですから、再度お願いできればと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君）　10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君）　わかりにくくて申しわけないのですが、3月の定例会で出された決算書、ですから予算書の当初予算というのですか、年度の。それから比べると、歳入、今の決算では10億の差があるのではないかとことです。これは調定とかいろいろあるかと思いますが、その辺をちょっと大ざっぱに伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君）　財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君）　23年度ということですのでよろしいですね。そうしますとですね、当初予算につきましては、やはり予算は見積もりでございますので、当然財源がないと各課から上がってきた事業費に対して財源が充当できませんので、もちろん歳入はできるだけの見込みはしますが、どうしても歳入欠陥を起こすわけにまいりませんので、低目低目という形で予算は編成させていただいております。ですから、繰越金だとか、交付税が再算定等ありまして思ったより増えたということによりまして、9月議会等で補正予算を組ませていただきまして、結果的に10億増えているというふうに私は

理解しております。よろしく申し上げます。

〔二十四、五％じゃ、多いんじゃないか』と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 額が大分多いのではないかとございまして、やはり繰越金等含めた中、それと繰越明許等もございましたので、結果的に増えたということでご理解いただければありがたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 大変失礼な質問で申しわけなかったのですが、また的を射ていなくて申しわけなかったのですが、いろいろ勉強させてもらって、また今後につなげていきたいと思っています。

きょうは、どうもありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、10番、黒澤兵司君の一般質問を終わります。

続いて、5番、金子孝之君の登壇を許可いたします。

5番、金子孝之君。

〔5番（金子孝之夫君）登壇〕

○5番（金子孝之君） 5番、金子孝之でございます。議長の発言許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、高齢者福祉について伺います。

今や日本は、高齢者、世界でもトップクラスの長寿国であり、2011年の平均寿命は男性が79.4歳、女性が85.9歳であり、これは大変喜ばしいことであります。しかし、自立して制限なく日常生活が送れる健康寿命は、男性が70.4歳、女性73.6歳という調査も出ております。この結果は、介護や医療の世話になる期間が男性9年、女性12年となります。この期間をいかに短くするかが全国の自治体が抱える喫緊の課題であると考えます。

千代田町においても、人口の約25％が高齢者であり、高齢者世帯も近年の核家族化の進行により増加傾向にあると考えられます。そこで、高齢者世帯の状況把握はどの程度できているのか、伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

単身の高齢者世帯につきましては、社会情勢や核家族化の進展に伴いまして、年々増加傾向でございます。毎年6月1日を基準にひとり暮らし高齢者基礎調査を実施しており、今年度につきましては、65歳以上ひとり暮らしの高齢者世帯は231世帯となっております。また、65歳以上で構成された世帯につきましては、住民基本台帳ベースでおおむね把握することは可能であります。実態の確認までは至っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） 今、単身の高齢者世帯、これは231世帯とお答えがありました。この方たちへの支援策はどのようなものがあるのか。また、あるとすれば、その支援策の拡充は考えておられるのか、伺いたいと思います。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

ひとり暮らしの高齢者は、心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちになり、地域との接点が希薄になりがちと思われます。住みなれた地域で支え合いながら、生きがいを持ち、元気に暮らすことが大切なことでもあります。ひとり暮らし高齢者が安全で安心した生活ができるように、急病、災害時の突発的事態が発生したときの救護体制を図るために、緊急通報装置設置事業や火災報知機の支給事業を実施しております。

また、ひとり暮らし高齢者の食生活の安定と地域の方との触れ合いを図るため、給食サービスとして高齢者宅の訪問をボランティアの方々にご協力をいただいております。

日常生活面におきましては、介護予防の観点から、自宅で自立した生活が送れるよう、日常生活上の訪問指導といたしまして生活指導員の派遣を行っております。また、町内の地域行政区におきましても、区長、民生児童委員さん等の方々を中心となり、高齢者の交流を地域の公民館等におきまして自主的にふれあいサロンとして交流活動を実施していただいております。今年7月には、木崎地区において新たに設立されました。現在、11行政区で13団体が高齢者の交流活動を実施していただいておりますが、今後もこの活動を広げるために啓発してまいりたいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） 今、単身での高齢者の世帯の方の支援策をお伺いしました。それとは別にまた、高齢者世帯というと、俗に言う「老老介護」という問題が出てくると思います。この問題に対して行政としてはどのように対処しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

介護認定の申請がある世帯に関しましてはおおむね把握することが可能であります。介護認定の申請のない世帯につきましては、地域の民生委員等との連携を密にし、状況の把握に努めていきたいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） 状況把握ということですが、高齢者や障害者の方、これは災害時要援

護者であり、高齢者世帯の情報は行政の中で共有できているのか。また、情報を行政だけではなく地域と共有していく必要があると考えますが、どのように行政はお考えか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

ひとり暮らしの高齢者につきましては、調査時に個人情報の提供に関する同意をいただいております。ひとり暮らし高齢者を対象とする事業における情報提供を、消防署並びに社会福祉協議会に行っております。

また、災害時における支援や日ごろの見守り活動などのために、町関係各課、警察、消防署、民生委員、自主防災組織等へ情報を提供することは可能となっておりますことから、必要に応じて情報共有を図ってまいりたいと思います。

今後、災害時における対策として、障害者、要介護認定者等も含めまして、災害時要援護者の避難支援体制を整えたく、避難支援個人情報の提供に関する同意をいただきまして、災害時要援護者情報として、ひとり暮らし高齢者と同様に関係機関との情報の共有を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） 災害が起きたときに素早く援護ができるような、そういう体制を整えていただきたいと考えております。

次に、介護予防について伺います。介護予防として、包括支援センターと町の福祉部門はどのような連携をし、またどのような事業を進めているのか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターでは、高齢者が住みなれた地域でいつまでも尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、保健師、社会福祉士、看護師等の専門職が連携し、高齢者への総合的な相談支援を行っております。また、身体の衰弱や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下が見られる高齢者を把握するとともに、対象者に対して、介護予防事業への参加を呼びかけております。

一方、高齢者福祉を担当する住民福祉課では、民生委員の協力によりひとり暮らし高齢者等の状況を把握するとともに、介護や支援を必要とする高齢者に対して、介護用ベッドの貸し出しや緊急通報装置の設置等、それぞれの暮らしのニーズに合った在宅福祉サービスの提供を行っております。

介護予防に関する関係部門の連携につきましては、ひとり暮らし高齢者基礎調査や地元民生委員からの相談等により、支援が必要な高齢者を把握した場合、高齢者福祉担当及び地域包括支援センター職員が相互に連絡をとり、情報の共有化を図っております。その上で、保健師等が高齢者宅への訪問

や電話連絡による状況確認を行いまして、年齢や身体状況に応じて各種の介護予防事業への参加を進めております。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） ただいま、各個人に合わせた予防活動を進めていると答弁いただきました。しかし、現在の介護予防、いわゆる健康増進に関する制度は、検査値など数値に依存する傾向がまだまだ高いのではないかと考えております。そこで、個人個人の体調に合わせた軽い運動など、ほどよい健康法を浸透させることが重要と考えております。福祉センターなどで行っている事業、これを各行政区の公民館でも行政の事業として展開していくべきと考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

町地域包括センターでは、65歳以上80歳未満の比較的若い人向けの介護予防教室である「げんきあっぷ塾」を総合福祉センターにおいて実施しております。この教室では、セラバンドを使った「ちよだげんきあっぷ体操」と称する体操を行い、高齢者の運動機能の維持向上を図っております。このほか、行政区長や老人会長のご協力をいただきながら、各行政区の公民館や集会所を会場とした介護予防教室も実施しており、体操の普及と地域における自主的な介護予防活動を促進するための活動を行っております。昨年度は1区と2区、今年度は8区と16区で教室を開催しまして、現在は13の地区や団体が自主活動中または活動予定となっております。

また、地域包括支援センターでは、各地域のいきいきサロンなどの場にも積極的に出向き、げんきあっぷ体操の指導や栄養改善の講話などを随時行い、地域における介護予防への取り組みの推進に努めております。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） そういった活動をどんどん推し進めていただき、元気な高齢者、これをどんどん、元気でしっかりと自主生活ができるように進めていただきたいと思います。

また、元気だと思っても、やっぱり転んだりしてけがをされ、そして入院されるのをきっかけに、自宅に帰って要介護となるケースが多いと聞きますが、この点、今後の、その退院後の生活のあり方等、医療機関と包括支援センターとの情報のやりとりなどは連携としてあるのか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

高齢化の進行に伴い、保健・医療・福祉サービスに対する町民のニーズは多様化、高度化しており、それぞれに応じたさまざまなサービスが、地域において切れ目なく一貫して提供されることが必要で

ございます。このため、国では、地域の保健・医療・介護及び福祉の関係者が連携協力して、住民のニーズに応じた一体的なサービスを行う仕組みである地域包括ケアシステムの整備を推進しております。

平成22年8月に、町議会福祉産業常任委員会が視察研修を実施されました埼玉県小鹿野町や、地域包括ケアシステムの原点と言われている広島県尾道市などを例として、システムが構築されている先進地におきましては、公立の総合病院を拠点として、社会福祉協議会や社会介護支援センター、ヘルパーステーション、地域包括支援センターが入る保健福祉センターが併設され、行政の保健師、管理栄養士など専門職と病院の医師や療法士、薬剤師などが協働して地域の健康づくりや介護予防などの活動をしています。また、老人福祉施設や特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、グループホーム等の施設を集約した保健福祉総合施設も整備されております。

近年、このような地域包括ケアシステムを整備、推進する市町村も増えております。町といたしましても、こうした地域を目標として、総合病院の地域医療連携室や地域の開業医、介護サービス事業者の介護支援専門員等と日ごろから情報提供や連絡調整を密にするとともに、関係機関に対して今後より一層の連携体制の強化を働きかけてまいります。

また、地域包括支援センターでは、専門職員研修への参加や郡内の担当者による情報交換会の開催等を定期的に行っておりますが、今後は、先進地への視察研修等も含め、更なる職員の資質向上のため、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） 今、小鹿野町の事例等も答弁の中でありましたが、私もその視察研修に行った一人であります。そして、その中で、やはり小鹿野町という町は、平成18年に健康の町を宣言し、高齢者の約8割が元気高齢者ということで、素晴らしい取り組みをしておりました。そういった素晴らしいお手本となるところがあります。そこへ、そういった先進地に保健師や関係する職員を視察研修するという答弁も伺いましたので、ぜひともしっかりと取り組んでいただき、高齢者福祉に役立てていただきたいと思っております。

そして、その次に、今度は特別養護老人ホーム入所待機者、これは町全体で何人か、またその人数は改善されてきているのか、伺います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

群馬県が毎年5月1日を基準日として実施している特別養護老人ホーム入所申し込み状況調査によりますと、本町の介護保険被保険者に係る入所待機者数は、平成24年5月1日現在で62名となっております。内訳でございますが、所在別では在宅が34人、老人保健施設が20人、病院が6人、その他の

施設が2人となっております。また、要介護度別では、要介護1が3人、要介護2が13人、要介護3が19人、要介護4が13人、要介護5が14人となっております。なお、直近3カ月の入所待機者数の推移でございますが、平成22年では65名、平成23年度では62名、本年も同数の62名となっております、ほぼ横ばいの状況でございます。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） 待機者がここ数年横ばいということでございます。やはり待機者というと、家庭内において介護が難しい状況になっている方、そういう方が考えられますが、入所できないとなると、その方たちへの支援策というのは何かお考えがあるのか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

入所待機者への対応や支援の方法でございますが、町では、第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の期間において、特別養護老人ホームの20床の増床を計画しているところでございます。しかしながら、実際には、増床数を上回る入所待機者がおられるのが現状であります。このため、施設に入所できるまでの間、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどの居宅サービスをできるだけ利用していただくことで在宅介護の負担が少しでも軽減されるよう、ケアマネジャーや居宅サービス事業者とも連携しながら支援を行っております。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） ただいまの答弁の中で、さまざまな対策をされているのはわかりました。ただ、20床を増加するということは、それだけ待機者が少なくなるということなので、早目の対策をお願いしたいと思います。

また、入所に関して、特別養護老人ホーム、この基準、これはどのようなものなのか、またその基準は適正に運用されているのか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所基準につきましては、施設への入所決定過程の透明性及び公平性を確保し、円滑な入所等の実施に資することを目的としまして、群馬県が平成15年4月1日付で示した群馬県特別養護老人ホーム入所等指針・評価基準をもとに、県内の各施設が入所基準を策定しております。この入所基準に基づき、施設では、入所申し込み時に本人や家族等の状況を確認して、入所希望者をグループ分けにし、緊急性の高いグループの中で更に評価基準に基づく調査・評価による点数化を行い、点数順位の高い者を入所等検討委員会の検討を経て入所決定しております。

こうした状況から、町といたしましては、各施設の入所基準は、適正に規定、運用されているもの

と考えております。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） 適正に運用されているというご答弁でありましたが、やはり点数によるということは、さまざまな見方の中で点数をつけるわけですので、その点数配分の重要度というのをしっかりと審査していただき、公正な運用をされることをお願いいたします。そして、高齢者福祉とは、元気で長生きしていただくことであります。これを目的として、さまざまな取り組みにつなげていただければと思っております。

次に、少子化対策についてお伺いします。現在、少子化は日本全国で続いていると思っております。その現状をこの町としてどのように認識しているのか、またその対策として何を行っているのか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

少子化問題は、経済や年金問題、労働市場などに大きな影響を与える深刻な問題となっております。少子化の進んできた理由として、女性の高学歴化、晩婚化や未婚化などが挙げられておりますが、女性1人当たりの生涯出産数が減少し、平成17年には合計特殊出生率が1.26まで下がり、平成22年には1.39まで持ち直しましたが、現状におきましても、先進国における自然増と自然減との境目となる2.08とは依然として開きがあります。

本町でも、6歳未満の人口推移を見ますと、4月1日における平成21年度は616人、平成24年度では554人となり、減少傾向が続いております。そういった状況を踏まえまして、町では、ライフステージに合わせ、事業を実施しております。若い世代における異性との出会い、ふれあいの場の提供としまして、千代田町ヤングセミナーを年4回実施しております。回数を重ねるごとに参加者が増えています。また、子供が欲しくてもできず不妊で悩まされている夫婦には不妊治療助成事業を初め、妊娠された方には妊婦健康診査の補助、妊婦さんに向けた携帯メールマガジン、ママ応援メールの配信を実施し、出産に向けた事業を行うとともに、生まれた後も保健師による新生児訪問などの事業を行っております。

子育て世代における対策といたしましては、保育園、児童センター、児童館、学童保育所の運営や未就園児の子育て家庭を対象として、気軽に集い、交流ができ、また相談できる場の提供を目的とした地域子育て支援拠点事業、冠婚葬祭等で一時的に家庭において保育することが困難な子供を預かる一時預かり事業、そして赤ちゃんの駅事業を実施しております。保育園につきましても、平成23年度において、全国的に受け入れが困難なため待機児童となっているゼロ歳、1歳児の受け入れ体制強化として、東保育園の乳幼児室、西保育園の乳幼児室及び1歳児室の拡張工事を実施し、待機児童ゼロを目標に取り組んでおります。更に、西小学童保育所につきましても、旧幼稚園園舎の改修工事を行

い、平成24年度中に移転して受け入れ児童数の拡充を図るなど、それぞれの取り組みを行っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） さまざまな対策を行っているという認識でしたが、その中でも、ヤングセミナー、若い人の出会いを助けているということではありますが、このヤングセミナーにおいて素晴らしい出会いをして、そして結婚をされ、妊娠して子供を我が町で産んでもらうと、そういうふうにつながりができてくればいいなと考えております。

しかしながら、近年、先ほども対策の中に出てきましたが、不妊に悩む方も多いと聞きます。町の支援策としてその治療費の補助制度とかありましたが、それは今まで活用されているのかどうか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

不妊治療は高額になることから、平成19年度より、千代田町では、1年度当たり治療費の2分の1以内として10万円を上限として補助しておりますが、現在までに10人がこの制度を利用し治療を受けてから、8人、80%の方が妊娠しており、今年度は1名が利用しております。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） すばらしい成果だと感じております。しかしながら、また、妊娠して出産となると、館林厚生病院等の産婦人科や小児科の現状を踏まえまして、それ以外のほかの医療機関との連携はあるのか、心配されている方も多しとお聞きますので、教えていただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

呂楽館林管内における産婦人科の医療機関数にさほど変化はありませんが、厚生病院においては、医師の確保が難しくなり、産科診療を平成17年4月より休診しております。また、小児科においては、平成21年4月より小児科の常勤医師が不在となり、入院患者の受け入れ、時間外の受診や救急車の受け入れも困難となり、非常勤医師による1人体制で外来診療を行っている現状であります。

予防接種につきましては、個別接種が必要となった際には医師会へ業務委託して実施するほか、妊婦健診では産科医と健診データを共有することで指導に生かすなど、連携を図っております。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） そういった連携を密にいただき、町として、出産・子育てが安心してできる環境をつくっていただくために、さまざまな取り組みを行っていることはわかりました。しかし

ながら、町民が知っているかどうかは別問題でありまして、町民への周知がしっかりなされてこそ生きた取り組みと言えらると思ひます。そこで、こういった取り組みをどのように町民に周知しているのか、その方法をどのようにしているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

妊婦や乳幼児に関する保健事業は、ハートフルカレンダーやホームページに掲載するほか、各地区の母子保健推進員の協力のもとに、個別通知を配布する訪問の際にも、わかりやすくお知らせをしております。

不妊治療の助成事業につきましては、現在、広報やホームページへの掲載を行い、周知を図っておりますが、デリケートな部分もあり、一般的な広報活動が望ましいと考えておりますので、ポスターの掲示や健康祭りなどの際のパンフレット配布などで、あわせて周知してまいりたいと思ひます。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） この少子化、また高齢化は、町を挙げて「オール千代田」として頑張っ取組んでいかなければならないと思ひます。そこで、いろいろな啓発を含めて、しっかりと取組んでいく必要があると思ひます。このオール千代田としての取組、地域を巻き込んで、その本人たちも巻き込んでやっていかなければならないと考えておりますが、その対策等あればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 課長のほうに答弁させていただきます。

○議長（細田芳雄君） 環境保健課長、野村真澄君。

○環境保健課長（野村真澄君） いろいろな制度がございます。その中から、住民のほうへ周知をしていくというような活動、こちらは事務方が進めていく必要があると思っております。12月には健康祭り等も計画されておりますので、そういった機会あるごと、パンフレット等も新たに作成をする予定のものもございますので、機会あるごと、先ほど町長の話にもありましたけれども、なるべく多くの方に参加していただくような機会をとらえて、啓発に努めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） これで私の一般質問を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、5番、金子孝之君の一般質問を終わります。

続いて、3番、坂部敏夫君の登壇を許可いたします。

3番、坂部敏夫君。

[3番(坂部敏夫君)登壇]

○3番(坂部敏夫君) 議席番号3番、坂部敏夫です。通告に従いまして一般質問を行います。

通告は、①番、町民からの要望に対して回答がないのはなぜか(区長経由で提出の要望等)。

②番、町長のトップセールスの目標と成果。これはどのくらい進んでいるか、どんなふうに進展させていくか。

③番、公聴会を開く計画はあるか。千代田町5カ年まちづくり計画の中に、広く公聴会を行う、町民の意見を聞くパブリックコメント、これを進めていきたい、こんなふうになりましたので、この辺の取り組み方を伺っていきたいと思います。

まず①番、道路や生活環境の改善など、これは、町民の皆様からの要望をもとに、区長がこれを取りまとめて町のほうへ提出します。なかなかこれを要望しても実現はおろか、実施時期の回答がないことが多くて、これが困っております。こういうことについては改善されますか、これをお伺いします。

「痛みを分かち合う」と言った政治家が昔いました。時には消費税増税にも協力することも必要かもしれない、あるいは、老朽化した橋や施設、劣悪な道路で辛抱することも協力と言えるでしょう。ただ、この痛みをいつまで我慢するのか、役場、執行部は、町民へ改善計画を報告することが責務と考えております。国や県の許認可、地権者との調整、技術解析、予算、順番など、仕事を進めるための障害となる事項というのはたくさんございます。この山積する問題をどのように解決していくのか、そういう観点でとりあえずお答えいただければと思います。町長に回答をお願いします。

○議長(細田芳雄君) 町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) ご質問にお答えいたします。

各行政区から出された工事等の要望につきましては、今年から申請後1カ月以内に文書で回答することを決定いたしました。しかしながら、過去二、三年の工事要請につきましては、財政危機突破計画により節約財政を推進している事情もありまして、明確な回答ができないままとなっております。そのため、8月に関係各課を集め、工事内容の検討を再度行い、できるもの、できないもの、対応する場合の時期や条件などを調整いたしました。既に、要望のありました各区長さんへは、8月31日に文書で回答させていただきましたので、ご了解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(細田芳雄君) 3番、坂部敏夫君。

○3番(坂部敏夫君) 坂部です。回答ありがとうございます。

この回答は、平成24年5月30日の区長会で、要望については書類で回答してほしい、このようお願いをして、区長会の際の会議で1カ月以内に書類で回答しましょうと、そういうような約束を回答をいただいたわけですが、ただし、回答が来たのは、今町長がおっしゃったように平成24年8月31日

であり、約束の3カ月おくれなのです。1カ月で回答しましょうと言っておいて、3カ月の時間がたってから回答が来たのですが、途中の報告、連絡、相談、ハウレンソウ、こういうことは皆無でありました。一切なかったのです。ローカル的に各課長のところへお邪魔して、執行部の課長の話を聞きました。一応主席課長、総務課長のところへ行ったら、「できないものはできないでしょう。できないものは回答できないんですよ。できないことをどうやって回答するんですか」、こういう聞き直りなのです。これは総務課長だけではないです、ほかの課長もそういう発言をする方がいました。時によっては「その仕事をやっているだけじゃねえんだよ、ほかの仕事もありますから」。だから、不十分でも勘弁してくれと言わぬばかりの回答でした。やはり、一度約束したら、その目標に従って一生懸命努力してもらおう。いつまでにということを回答したのだから、それを守っていただく。もしそれが回答できなかったときには、その1週間前、2週間前、問題を解決する時間のあるうちに、しかるべき回答をしていただきたい。これが町民と役場（執行部、町民のかわりに仕事をする部署）ですね、そのように私は考えております。それで初めて痛みを分かち合うとか信頼関係というのは増してくるのではないかと、このように思っています。

それで、確かに8月31日に、この定例会向けのとりあえず泥縄的な回答が出てきました。いろいろ見てみますと、非常に中がお粗末なのです。道路の、例えば、例え話で言うなれば、「〇〇方からどこまで」と。「〇〇方」ではなくて、町民に対する回答なのだから、例えばですよ、「大谷様宅の前からどこまで」と、このように敬語を使って表現するのが正しいかと思うのです。何々方から云々というのではなくて、そのような気配りというのは必要かと思うのです。そして、その文中に、亡くなって久しい方、1年忌はもちろん、2年忌、3年忌、7年忌まで終わった方の名前がまだ公文書の中へ記入されて返ってきている。これは余りにも心ここにあらず、そんなふうに使っています。

それで、その回答書の中に、回答書と一緒に添付されてきた町長の書類があります。ちょっと朗読させていただきますと、前文は省いて「しかしながら、東日本大震災、円高、世界的な金融市場の動揺及び国の制度変更など、町政を取り巻く環境は急激に変化しております。また、少子高齢化の進行により老年人口の増加と生産年齢人口の減少が見込まれ、今後、本町の財政運営は大変厳しく、先行きが不透明な状況にあります。このように厳しい財政状況の中、今後も社会保障経費の自然増、館林厚生病院の〇〇」とかいろいろ、ここへくだりが書いてあります。これはきのうきょう始まった話ではなくて、震災は昨年から、それでこの世界経済の低迷というのはここ10年来、デフレ脱却を目指すのは20年来国民がもがいている大きな課題なのです。わかっていることなのです、そういうのは。景気が悪くなること、あるいは税収が、あるいは町の歳入が減ることについては予想されていたことなのです。ですが、多くの反対を押し切って4年間で5,000万も経費をかけて副町長を設定した。そういうお金があるならば、町民が本当に困っている道路改修だとか、老朽化した施設の改修とか、そういうものをやっていただきたいと思っているのですよ。

それで、町長は、トップセールスとして県、国へ行って助成金の確保・獲得をしてきますと、そう

いうようにおっしゃってくれました。ですから、その辺を、現在どのくらいのスピードで進めているのか、その進展状況、ちょっと2番のほうにも関係してきますが、ここでお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

先ほど坂部議員がおっしゃったとおり、大変な東日本大震災の前からも厳しい状況だということを知っていたのでそういうお話をしたわけでありましたが、千代田町でも、そういう中で、国の交付金、いろんな助成金ですか、補助金ですか、そういうものにも私自身が出かけていっていろんな要望をすることというのは、平成20年あたりから動き出しているわけなのですけれども、いろいろな面で要望活動を現実にやっております。自民党のときってというのは、20年のときだったのかな、そのときにも一番初めからまず始めたことは、利根川新橋の推進、それを前のときの上野先生のとことからなのですけれども、ずっとそのままになっていて、「夢のかけ橋」と言われておりました。これを何とかしなくてはならないということで、私は旧副官房長官のところへお尋ねに行き、それで国土交通省のトップが日本ビルににいるということで、その人のところへ行行って、できる限りのことはしたいと思いますということで、利根川新橋が、3カ月強たった後、上毛新聞に載せられたわけでありまして。そういう、将来に対して千代田町がいかに関与するか、これはやはり大手の企業を連れてくるとか、後からジョイフル本田の誘致にも成功したわけですけれども、そういう中で活力をやっていく以外には、それが一番いい方法ではないかということで動き回っているわけでありまして。

この間も、日にちがちょっと、済みませんね……失礼しました。実はどういうことをやっているかということで聞かれておりますけれども、今回に入って、近くですと、7月6日に熊谷市長、利根川新橋をどうしてもお願いしたいということで上田知事につないでくださいということの申し込みを行い、そういう中で、今熊谷では、議員連盟というのが30人ばかり利根川新橋に一生懸命やっていることで、富岡市長もそれに乗った形で受けてくれたのかなというふうに思っております。これが成功いたしましたして、成功するということではないですけれども、お願いに上がりまして、9月4日、上田知事のところに、きのうですけれども、行ってまいりました。私と、それから富岡市長と、それから邑楽町の金子町長、それに斎藤町長も行くわけだったのですけれども、議会が始まっているということで、それでお願いに行ったわけですけれども、できる限りの要望ということでお願いに上がりまして。上田知事はまだ利根川新橋のことについては多くのことを存じ上げていないだろうということで、新聞に載った上毛新聞も届けてまいりまして、和やかなうちに、一番初めから強く言うのもうまくないかなと思って丁寧に行ってきました。これらも要望活動の一環であります。

それから、8月22日の日に大澤知事が千代田町へ来ていただきました。これは栗原実さん、板倉のほうの家の太陽光のことで、それが終わってこちらに来ていただいたのですけれども、いつもだと私

たちが要望活動で県のほうへ行くわけなのですけれども、わざわざ来ていただいて、利根川新橋のことでいろいろなお話し合いをしました。私の要望は、特に困っているのがグライダーが邪魔をしているということで、あのグライダーが西か東かどっちかにするかということで、今それをも含めて要望しているところでございます。

それから、8月1日の日は、柿沼代議士のほうから連絡がありまして、いろいろお話し合いがしたいということで、直接行ってまいりました。そのときに、利根川の河川敷を、これを何とかしようというお話で要望したわけなのですけれども、そのときに国土交通省の課長というのですか、2人見えて、それで、それは事業仕分けでできないということで、柿沼代議士もそれがうまくいくのかなと思っていただかしいのですけれども、やっぱりこれは決めたことだから、「かわまちづくり」のそのところは一切できませんということで断られました。また、時期を設けて、それに対して行かなければならないというふうには思っております。

それから、今最近ですと、東京に行ったときに衆議院会館と参議院会館両方行ってまいりましたけれども、いろんな方との交流がありまして、今の日本のやり方がどうもおかしいという中で進んでおります。これらがこれからどうなるかわかりませんが、でも、どんなに厳しくなっても、日本人というのは一生懸命頑張って乗り越えるのだということをみんなが知っていることだと思いますし、要望活動も、これは私は自分がこれをやるのが一番いいということで動いているわけですから、まだこの3カ月間のうちでは大した経過は出ておりませんが、4年間の間にはいろんなことをやってきたのも事実であります。議会と行政が一体となって、お互いに意見を出し合って、協力しながらいい町をつくっていきたいというのが私の信念であります。皆様もそういう気持ちでやっていただけると思っております。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 議会と行政執行部が一体になって、ともに大きな仕事をやり遂げる、これは結構な目的なのです。そのとおりであると思っております。ただ、今町長がおっしゃったように、内閣府のもとの偉い人、石原何とかさん、あるいは上田知事、富岡市長、そのほかの方のお名前が出ましたけれども、そこへ通常に儀礼的に行くだけで本当に副町長を設置した5,000万の投資対効果、これが元手がとれて、5,000万が5億になって、10億になって、ちょっと大きいかな、いずれにしても5,000万の何倍かの収益収入が得られて、それで、町民が今痛みを分かち合っている、我慢している、そういう劣悪な環境が改善されるのですか。いま一度その決意表明をご回答ください。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

これは、今これからやっていくということで、これから完全にできるということかどうかは私わかりませんが、一生懸命やっていくということは事実であります。そういう中で、いい町をつ

くると前から言っていることですし、現実に……もう少し、では、詳しく話をしますけれども……

〔「余にも詳しくは……」と言う人あり〕

○町長（大谷直之君） はい。あの、簡単に私が永田町に行っているわけではなくて、いろんな関係を持っているのですよ。ですから、私どもが行って、そのときに一緒に行くということはないと思えますけれども、前のときに一緒に行った人もおりますけれども、初めはばかにしたような言い方もされたのですけれども、私が「じゃ、一緒に行きましょう」というので行った方もおりますけれども、そういう……年をとってしまって何もできないとかというあれではないのですよ。もう今までも、例えばバックアップって、上毛新聞に大きく載ったと思うのですけれども、大澤知事が立ち上げたことなのですけれども、東京の首都圏の機能を、千葉のほうで大きい地震があったときは東京が壊滅するのではないかということで、群馬県のほうが一番災害が少ないということで、その話し合いを多くの群馬県中の首長だのいろんな人が招かれて、そういう中で副官房長官だった人にお話を1時間していただいたのですけれども、そういう中で、首都機能を持ってこようということで新聞にも2回ほど載っておりますけれども、そういう中に一緒にやれるような体制でやってくれるほど、私なんかもそういうふうに招かれているわけなのですよね。それで、前に話しした利根川新橋もそういう人が動いてくれたのですよ。

実際にいろんな要望活動で、4年前にやったことですが、年数がちょっと、平成21年ごろかな、いろんなあれで、今だったらば教育環境の体育館、これが全面改修ならば今なら何とかなるといって、3つの体育館を全面改修をするということで上げていったわけなのですけれども、そのときの国からの交付金というのですか、これが大変多く来たのですけれども、これは早いうちでなければだめだということで、総務庁の審議官の人を呼んでいただいて、それですぐ吉永総務課長にお願いして、それが大変スムーズにいったということで、これもお金も大変、補助金というのですか、助成金というのですか、来たわけです。ですから、そういうことを一々、今なら大丈夫だということも早く、遅くなったときはこれになってしまったのだけれどもね。そういうことも真剣に考えてこれからもやっていくわけですし、担当課の人に聞いていただければ、私よりももっとうまくしゃべれると思えますけれども、実際にただ行って簡単に帰ってくるとかというのではなくて、真剣にやってきているし、その動きもあったわけですよ。

例えば道路の問題とかも、普通だと町道はできないのだけれども、町道を動かして大変な時期だということで要望へ行ったらば、即決出まし……お金を出すということが決まりましたし、渡船場の船も船底が砂が多くなってだめになってしまっただめだということで、新しいのをつくってもらいたいということで、すぐ私が行ったらば、では、砂の浅い、そういう浅くてもできるようなのをつくってあげますよということで、それも即決まったわけです。普通だといろいろ時間がかかるのですけれども、そのように気を遣っていただいておりますし、そういうこともいろいろな交流の中から生まれてきているわけで、これからもそれを大事にして要望活動をやっていきます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 内閣府のほうへ営業に行つて解決すべき問題と、やはり千代田町の中で解決しなければならない問題があるかと思うのです。ですから、あれをやればこっちはやらなくてもいい、こっちをやればあれはやらなくてもいい、そういうことではなくて、全体を見て、町民の苦情、要望、提案、悩み、これを解決できるように、満足できるように、ご努力をお願いしたいと思います。

その辺が、著しく公共施設を利用することが困難であるところにお住まいの方、役場へ来るのにも、ここの議場へ傍聴に来るのにも、保健センター、図書館、温水プール、そういうところへ来るのにも、例えば新福寺の西のほうの方、下中森、上中森、五箇、あるいは天神原、福島の遠いところにいらっしゃる方、これは大変な問題だと思うのですね、出てくるのも、病院へ行くのにも買い物に行くにも大変。そういう方たちに対して、行政が支援する、サービスをするということは、やはり一番大きなのは道路だと思うのです。現状は、内規という規定の中で4メートル以下の町道は舗装しないとか、あとは、すぐお膝元なのだけれども、雨が降ると3週間ぐらい水が引かなくて、20センチ近い水たまりができる通学道路があります。郵便局から東へ抜ける道路です。これは大谷町長も5年以上前からその劣悪な状態については認識しているにもかかわらず、一切手がついていないのです。そういうことも、新橋も結構、内閣府へ行って石原何とかさんと歓談するのもいいのですが、いつまでにどのように解決するのか、その決意をお聞かせください。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

5月30日に開催された区長会で要望があり、区長会として、地元13区区長と調整し、できるだけ配慮した中で進めてほしいということでしたので、早速地元区長さんと相談させていただいたところ、未舗装部分の地権者28名が全て町外の方でしたが、区長さんが全ての地権者宅を訪問し、聞き取り調査を実施してくれました。その結果、舗装を希望する意見が約80%で、約90%の地権者の方が1メートル程度の拡幅に協力していただけるとの報告を受けましたので、この地区には、畑地帯であることから道路側溝を設置しても排水の放流先をどうするか等々、解決しなければならない課題が多々ありますが、測量してみなければ状況が把握できないことから、後ほど審議をいただく平成24年度一般会計補正予算（第3号）に測量等調査委託料を計上させていただいたところであります。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 一部お答えいただきました。いずれにしても、こういうことで、これから町民の希望、それを真摯に受けとめていただいて、こつこつと進めていただければと思います。

基本的には、そういうことを、ここにちょっとメモを書いておいたのですが、禁句例として、町長、「努力します」、「徹底します」、「頑張ります」、「目指します」、「極力可能な限り」、「できるだけ」、「必

要に応じて」、「なるべく積極的に」、「臨機応変に迅速に」、こういうのでは困るのです。必ず、いつまでに、どの案件を、どのような方法で、時には数値を入れて、このような結果を目標に努力しますと。こういうように取り組んでいただければ幸いです。そういう要望を含めまして、とりあえず1番の質問については終わります。

2番目も、トップセールス、この件なのですが、ちょっと、熱心ではありますが、しつこいと言わないでください。5,000万円もの副町長経費、これを投入したわけですから、ぜひこの投資対効果が出るように頑張っていたきたいと思います。頑張るといえるのは、その投資対効果が2倍、3倍になる、こういう数値目標を持ってとお願いをしておきます。

3番です。3番の質問なのですが、先ほどの町長のお言葉の中に、議会と執行部、行政が、それとあわせて町民全員と手を取り合って、よくコンセンサス、話し合いをしながら、いろんな事業は進めていかななくてはいけないと思うのです。そういう意味で、副町長を設置することについては、町長が一人で独断と偏見で決めたという話ですが、その事後でも結構ですから、そういうことについては町民の皆様、どのようにお考えになっていますかと。国の例で申し上げれば、内閣の支持率ですよ。それと同じような、例えばアンケートをいただくとか、それ以外にもっと大きな問題はございませんか、苦情・要望・提案・悩み、これをつぶさに教えてください。例えば区長会をお願いをして、評議員、隣組長に全部毎戸配布でいろんなアンケート、そういう用紙を配って、町民の意見を吸い上げる、そういうパブリックコメント、公聴会を実施されるお気持ちはありますか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 副町長の選任につきましては、新たに住民皆様の意見を聞く考えはありません。なぜなら、6月定例会で7名の議員さんが賛成してくださいました。この7名の議員さんは、多くの町民の皆様の支持を得て当選をなされました。したがって、町民皆様の代弁者と理解しておるからであります。理解ある多くの議員の皆様のご同意をいただきましたので、改めて副町長選任についてパブリックコメントはしません。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 町長へもう一度質問します。

副町長を置いたことだけではなくて、ほかにいろいろな苦情・要望・提案・悩みございませんかと、そういうことも含めてパブリックコメントをやったらいかがですか。内閣の支持率、大谷内閣の大谷町政の支持率を、ひとつ聞いてみる必要はあります、そのように私は思っているのです。いま一度お答えください。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

内閣の支持率につきましては、マスコミなどの世論調査によって示される内閣への支持の度合いと
いいですか、一つのバロメーターであると思います。去る3月に行われました町長選挙で、私は再び
当選させていただきましたので、それが私への評価でありバロメーターであると理解しております。
よって、任期4年間、町のため一生懸命働きたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 町長の回答の中で、副町長設置に関しては多くの議員の賛同が得られたので、
パブリックコメントはしないと、そういうようなお答えでした。ただ、それについてはそれでいいか
もしれませんが、ぜひ町民の声をつぶさに聞く、地区懇談会だけではなくて、大規模集会システムの
町民プラザなどにおいて、4年に1回、選挙の間際になって町政報告会、議会報告をやるのではなく
て、やはり定期的に1年に1度ぐらいは、町民のお声をつぶさに聞く機会というのは必要かと思うの
ですね。そういう意味でご提案申し上げたのです。

それで、多くの議員の賛同を得られたということがございましたのですが、私を取り巻く周囲、あ
るいは当選の上位2番、3番、4番の方たちを選出した地区の方のお声を聞きますと、「おらっこの
議員が賛成したんだんべか、困った話だよ」というお声をよく聞きます。「誰が賛成して誰が反対し
たんだい」、そういうお声も聞きます。ですから、そういうことでありますので、できるならばこの
後、パブリックコメント、大々的にやっていただきたい。このように要望、提案をしまして、私の質
問を終わります。長ければいいというものではないので、きょうはこのくらいで失礼したいと思います。
ありがとうございます。

○議長（細田芳雄君） 以上で、3番、坂部敏夫君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす6日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時50分）

平成24年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年9月6日（木）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 3号 平成23年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 2 議案第30号 千代田町暴力団排除条例の制定
日程第 3 議案第31号 千代田町防災会議条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第32号 千代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例
日程第 5 認定第 1号 平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
日程第 6 認定第 2号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 7 認定第 3号 平成23年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 8 認定第 4号 平成23年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 9 認定第 5号 平成23年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第10 認定第 6号 平成23年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君

総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長 兼農業委員会 事務局局長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理 兼会計課長	宗川正樹君
教育委員会 事務局局長	高橋充幸君
農業委員会 会長	服部愼衛君
監査委員	白石正躬君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井和男
書記	小林良子
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(細田芳雄君) おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、会議日程表のとおり、日程第4まで議了し、日程第5から日程第10までは町長の提案説明、監査委員からの監査報告、引き続いて各課長、局長の詳細説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

○報告第3号の上程、説明、報告

○議長(細田芳雄君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第3号 平成23年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(細田芳雄君) 町長に報告を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 報告第3号 平成23年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率について報告をいたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要でございますが、まず健全化判断比率につきましては、算定すべき4つの比率のうち、実質公債費比率が5.9%となりましたが、その他の比率は、各会計が黒字であったこと等により算出されておられません。

また、資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計及び水道事業会計において資金不足が発生しておりませんので、算出されておられません。

よって、基準を超える比率はございませんので、本町は健全財政が保たれていると判断するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(細田芳雄君) 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長(坂本道夫君) おはようございます。報告第3号 平成23年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算出し、公表するわけでありますが、事前にそれぞれ算出した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに平成23年度決算の状況につきましてご報告するものであります。

お手元の報告書をご覧くださいと思います。表紙をめくっていただきまして、まず上の表をご覧ください。健全化判断比率でございますが、この比率には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄にはそれぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも基準を超えますと、財政健全化計画を策定して改善を図らなくてはならないこととなります。また、下の表、資金不足比率につきましても、それぞれ右の欄のとおり、経営健全化基準が設定されており、この基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定することになります。

それでは、各指標についてご説明いたします。

まず、実質赤字比率についてでございますが、この比率は一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであります。平成23年度決算では、実質赤字は発生しておりませんので、比率は算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この比率はすべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体の赤字の程度を指標化することによりまして、財政運営の深刻度を示すものであります。平成23年度決算につきましては、すべての会計において黒字となっておりますので、比率は算出されませんでした。

3つ目の実質公債費比率でございます。この比率は、3カ年の平均であらわすものでございますが、一般会計や各特別会計が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額等の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものであります。この比率を単年度で見ますと、平成23年度は、一般会計の元利償還金の増加によりまして6.6%となりますが、平成21年度からの3カ年平均で算出するため、5.9%と前年度と同じ率となっております。

続きまして、4つ目の将来負担比率でございますが、この比率は、町の各会計における借入金の返済を初め、一部事務組合の借入金返済額の本町負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する割合がどの程度かを示すものでございます。平成23年度決算では、将来の負担見込額に対しまして充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算出されませんでした。

最後に、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計の実質赤字比率のようなものでありまして、本町では下水道事業特別会計と水道事業会計が対象となります。平成23年度決算においては、両会計とも資金不足が発生しておりませんので、比率は算出されませんでした。

これらの結果から、本町は健全財政が保たれていると判断するものであります。

なお、各指標及び算出根拠につきましては、去る8月7日に町監査委員の審査を受けましたので、その意見書を報告書に添付させていただいております。よろしくお願いいたします。また、これらの指標につきましては、議会報告の後は町民への公表を行い、本町の財政状況は健全な状況であることをご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営を全力で推進していくことを申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 以上で報告を終わります。

○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第2、議案第30号 千代田町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第30号 千代田町暴力団排除条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、暴力団による不当な行為を防止するとともに、住民の生活や社会経済活動に対する不当な影響を排除し、安全安心のまちづくりに資するため、千代田町暴力団排除条例を制定するものであります。

暴力団排除条例につきましては、既に群馬県において制定され、昨年4月から施行しております。このため、県下35市町村においても一体となった条例制定に向けて取り組んでいるところであります。

今回、大泉警察署管内であります西邑楽3町におきまして、3町そろって条例制定をするため、9月議会に上程したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 議案第30号 千代田町暴力団排除条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

本条例の策定に当たりましては、基本的に群馬県警察から各市町村に示されましたモデル案というのがありまして、基本的にはこれをもとにしまして作成したものであります。また、先ほど町長から説明がありましたが、この暴力団排除条例は47都道府県において既に制定されておりまして、群馬県においても昨年4月から施行となっております。ただし、県条例にありましては、市町村の公の施設

利用における制限までは効力が及ばないため、各自治体において条例の制定が必要となっていたものであります。

早速条例案についてご説明申し上げます。まず、第1条、目的であります。私たちの生活を脅かす暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活を確保することを目的としております。

次に、第2条、定義ですが、暴力団、暴力団員、暴力団員等、町民等をそれぞれ定義づけしております。

第3条は、基本理念でありまして、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないことを基本としております。

第4条では、町の責務、第5条では町民の責務、第6条では事業者の責務をそれぞれ明記しております。

第7条は、町の事務及び事業における措置としまして、町の公共工事や事務事業につきまして、暴力団員等を入札に参加させないこと、また工事の契約の相手方に下請、その他の契約から暴力団員等を排除するよう義務づけております。

第8条は、公の施設における措置としまして、公の施設の利用について、暴力団の活動の助長等のおそれがある場合は、施設利用の承認や許可を与えない。また、承認、許可した後でも利用停止や取り消しができるよう規定しております。

第9条は、町への不当要求行為に対する措置、第10条は町民に対する支援等を規定しており、町は情報提供や、その他必要な支援を行うものであります。

第11条は、青少年に対する教育等のための措置でありまして、中学校の生徒に対し、暴力団排除の重要性を認識させ、加入しない、そして犯罪の被害を受けないようにするための教育を進めるよう適切に対応することを定めております。

第12条は、暴力団の威力を利用することの禁止、第13条は暴力団員等への利益の供与について禁止しております。

第14条は、委任であります。

以上の内容で議会の議決をいただければ、町広報やホームページ等でPRしまして、平成25年1月1日から施行したいと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） おはようございます。千代田町暴力団排除条例の制定について質問をさせていただきます。

暴力団排除条例については、以前私が一般質問のほうで質問させていただきました。いち早くこういった議案が出てきたことについては、大変喜ばしいことだというふうに思っておりますが、1点だけ質問をさせていただきます。第2条の定義であります。暴力団、暴力団員、暴力団員等、町民等とありますが、この3番の暴力団員等について、詳しく、どういった人を指すのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 暴力団員につきましては、暴力団の構成員のことを言うわけですが、もちろん暴力団員、それからここにいます暴力団員等社会的に非難されるべき関係を有する、つまり暴力団員との関係のある者も含むということでございます。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 暴力団員、暴力団員等関係のある人ということで、最近ではいろんな形で関係を持つところが多いというふうに思います。右翼団体についても、えせ右翼ということで、暴力団と関係が深いというところが多いというふうに聞いて思います。昨年から今年の初めに、千代田町でも右翼が街宣活動をしておりました。非常に町民も不安な気持ちになったというふうに思います。町長は、この方と10年来の友人であって、以前大谷後援会でその人と会って、不当な要求をされたというふうなことを言っておりましたが、そういった方はこの定義に当てはまるのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お話いたします。

私は、10年来のそういうつながりを持っていたということは言っておりません。その前のときに、私が前話したとおり、町議のときに、あそこの、名前挙げていいでしょうか。初め言ったとおりのことなのですが、そこに、杉田セメントなのですが、そこにいたときに、そういう紙を書いたのを持ってきたのを、それを渡されて、それでたまたま幾人かで集まっているときに、話し合いですけれども、私が町長選に出るといふときの話し合いですけれども、そのところに来てお話をただけで、あとその前だ。あとその前にも、ついて行ってコーヒーを飲んできたということは私は言いましたけれども、それだけです。だから、10年来のおつき合いとあって、とんでもない話で、それだけの話なのです。前にもそういう話はしたと思うのですが、その人とおつき合いは当然ないし、その後も。たまたま役場へ来て、その人が大騒ぎを起こしたので、私が連れて行って、自分ちの事務所へ。それで、話し合いをしたら、わけのわからないことを言っているの、好き勝手にそんなことをやるのなら、好きにやったらどうなのですかということで、話し合いどころか、そういう中で別れたわけですから。だから、そんなに、それが長年つき合っているとか、そういうわけでは

なくて、交流を何かやっていたとか、そういうことはないのですよ。そこのところはよく、この間、前のときもお話ししたときにも私は話してあるわけですがけれども。まるで私が暴力団と組んで長年交流をとって、何かそういうことをやっているように聞こえるけれど、これは大きな間違いですから。ぜひそれは私の言っていることを信じていただきたいというほかありませんけれども。そういうことです。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 総務課長にお伺いします。

そういった人はこの定義に当てはまるのかどうか、再度お聞きいたします。

それと、町長に、この条例の制定ができたということで、千代田町をどういったまちづくりにつなげていきたいのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） お答えいたします。

暴力団員等ということでございますので、俗に言う右翼というのでしょうか、そういったものを含め暴力団員と関係がある者は、ここに該当してくるということになりますが、町長がどうかという部分につきましては、私のほうで調べてあるわけではございませんので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

暴力団が、そういうことがのし上がって、そういう中で、何というのですか、下部組織ですか、下の組織なんかできて、そういうことでごたごたしたり、町民の皆様に迷惑をかけるようなことは、これはとてもあってはならないことであるから、当然この暴力団の排除条例、それに対して毅然とした態度で私はやっていくのが当然だと思っておりますし、そのことが町の発展だの向上につながると思います。私がそういう、何というのですか、暴力団とかいろいろな関係があるとか、そうやって思われる人なんかと、そういう人だけでも、私はこういう人たちが、ちゃんとしたことがやれるのだろうかということで、やめて更生するのだったら別ですけども、更生ができるような形でそういうことをやればできるのではないかというふうに思っていますし、実際にそういう、私が町長にならせていただいたときに、そういう関係に思われるような人が、ああだこうだ言ったりしたことがありますけれども、私は毅然とした態度で、それははっきりとそういうことに対しては正しい意見としてちゃんとやっております。ですからこそ、それがもとになって、幾らか騒ぎなんか起こされたこともありますけれども、私は前話したとおり、お父さんのときのだって、暴力団というのですか、街宣車が4台来たときも、とめるべくやって、大騒ぎになって、群馬県の県警の暴力団対策の人が大きい車で来て、私のうちのところへ止めて、私を守るということでやっていただいたという、そういうことも

お話ししたと思うのですけれども、そういうことで私はやってきたつもりですし、何ら交流しているなんて言われるようなことはありませんから。その点はよくご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はありませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） おはようございます。何点かあります。

第7条、第8条なのですが、具体的に言いますと、入札において事業を受けた人、またその下請も排除するというようなことで、これはかなり警察と連携をとらないと、情報交換しないとわからない部分が大分あるのではないかと。また、指定管理者も含むということで、例えば福祉センターとか、そういうものもありますから、そういった情報のやりとり、その辺のことをかなり綿密に、技術的な部分が出てきてしまうのかなと思います。

それから、例えば第9条で、不当要求防止のための措置というのですが、具体的にどんなような措置を考えているのか。

また、それに伴う利益供与とか、禁止行為もありますが、もし利益供与してしまった場合、その条例違反になると思うのですが、条例違反になった場合はどう対処するのか。罰則規定等を設けておりません。その点が問題点だと思います。

あとは、やっぱりこれは商工会、農協とか、あらゆる団体との研修会が、この間、研修会みたいのがありましたけれども、今後もこういった啓発活動、非常に難しい問題なので必要なのかなと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） お答えいたします。

この暴力団排除条例につきましては、先ほど説明の中で申し上げましたけれども、既に昨年4月から、群馬県において暴力団の排除条例ができて、もう施行しております。ですから、そういったことも含めて、包括的に当然条例がかぶさっております。そういった指導、対応がなされなくてはいけないというようなことでございます。細かい部分につきましては、今回町の条例ができますので、文書でそういった暴力団とは関係ないという、そういう文書を出させるか、そういったことも警察とは協議いたしますけれども、今回町の条例がなぜ必要かという根本的なところは、公の施設の利用に関して使用させないと、そこが一番のポイントでございます。

それと、研修会のお話がありましたけれども、去る8月3日の日に研修会を開かせていただきましたけれども、あれにつきましては講師に来ていただいた方が群馬県警本部の方でございまして、こういった暴力団に係る条例等の研修会は、県警本部でしかやっておりません。ですから、なかなか日程が選べずに、県の都合のつく日ということで8月3日に実施したわけでございますけれども、多分県下でもそういった研修会を開いているのはほとんどないと思います。3町でも千代田町だけでござ

います。ですから、今後もそういった啓発活動は続けていきたいとは思いますが、ほかの町に先駆けて研修会は実施させていただいたという部分については、ご理解いただきたいと思います。

〔第9条の件〕という人あり〕

○総務課長（川島 賢君） 第9条の町への不当要求行為に対する措置ということでありますけれども、これに関しましては、不当要求行為があった場合の町としての対応というのでしょうか、統一的な対応、断固たる姿勢、そういったものを定めなくてはなりません。既に対応策についてはできているわけですが、そこら辺のところをもう一度よく十分検討し直して対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 必要な対策があるということですが、具体的にお知らせできないのでしょうか。

それから、ちょっとお話が弱いのですが、そういった条例違反があった場合、罰則規定を今後つくる予定があるのかどうか。その辺の縛りをつくるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） まず、不当要求行為に対する対応策ですけれども、現在その対応策できておりますけれども、不当要求行為があったときの対応の仕方、つまり職員が1人で対応するわけではなくて、向こうがもし町に対して要求行為をしてきた場合に対応する場合は、向こうの来た方よりも多い人数でお話を聞くと。あるいは、その記録をとると。あるいは、そういう細かいことにつきましては、町のほうで決めたのがございます。必要があれば後でお示ししたいと思います。

それと、罰則の関係でございますが、県の暴力団排除条例につきましては、当然県がつくっているわけですが、群馬県警察も当然一緒に動いているわけでございますが、県条例では罰則が既に決まっております。県の条例の第15条で、暴力団事務所の開設等の禁止というのがあるのですが、これに違反して暴力団事務所を開設し、または運営した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというになっております。この暴力団との対応のことにつきましては、なかなか一般といいますか、町といいますか、一般の住民とか、なかなか対抗できるものではないところがありますので、みんなして協力しながら、それを排除していこうということですが、町の条例の中で、そういった罰則を決めていくということは、なかなか難しいということで、モデル案にも入っておりませんし、3町の協議の中でもその件に関しては出ておりません。よって、条例の中には含めてございません。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部敏夫君。

〔3番（坂部敏夫君）登壇〕

○3番(坂部敏夫君) 3番、坂部敏夫です。今暴力団のことで論議されておりますが、暴力団という定義をする根拠、これはどこにあるか。そしてまた、警察並びに執行部、役場のほうはどのような連携をとっているか。認定をする根拠、それをひとつお伺いしたいと思います。

それと、今総務課長の説明で、みんなで暴力団を排除しよう、みんなでやるのだという話ですが、中心になってこれを取り行う窓口、これはどこにあるか明示していただきたいと思います。いろいろな苦情あるいは悩みが発生してくると思います。そのときにどなたが責任を持ってこれに対応してくれるのか。ここ昨今の総務課長の言動の中には、私どもはそれだけをやっているわけではありませんので、こういうことが発生しております。ですから、暴力団だけやっているわけではないから、みんなでやるのだよというふうに言われても困りますので、どなたか責任者をつくってもらって、その方を中心にしてこれを推進していきたいと、このように思っております。

以上、質問申し上げます。

○議長(細田芳雄君) 総務課長、川島賢君。

○総務課長(川島 賢君) 暴力団の定義ということでございますが、暴力団というのは、当然警察において認定をした、これは暴力団であると、そういう法律に基づいて認定をしたものが暴力団ということになります。

それと、誰が責任者と、あるいはリーダーとなるのかということでございますけれども、当然その条例としてつくった以上、最高責任者は町長でございます。ただ、警察との連携あるいは住民の窓口、事業者の窓口という中で、防犯に係ることありますので、総務課のほうで担当いたします。

以上です。

○議長(細田芳雄君) 3番、坂部敏夫君。

○3番(坂部敏夫君) 対応につきまして総務課でやっていただけるということで了解しました。総務課長でいいですね、とりあえず。

それで、憂慮すべき団体、暴力団、組織、個人、企業あるかと思うのですが、その固有名詞といいますか、その情報は警察から開示を受けて、認定された団体、個人、その他については、情報を取得していますか、お伺いします。

○議長(細田芳雄君) 総務課長、川島賢君。

○総務課長(川島 賢君) 毎年1度、西邑楽三町暴力追放、暴迫協ですか、の会議がございまして、そのときに警察のほうからそういった説明と資料等を受けておりますので、広域指定暴力団につきましては、こういった名前の暴力団かという資料についてはいただいております。

○議長(細田芳雄君) 3番、坂部敏夫君。

○3番(坂部敏夫君) 広域暴力団についてリストがあることは私もいろいろな情報で聞いてはおりますが、そのかいま見る、そういう広域だけではなくて、むしろ私どもの地域、この行政に密着しているといいますか、そういう暴力団関係の固有名詞、これの入手はいかがですか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 現在大泉警察署管内におきましては、そういった暴力団はないというふうに伺っております。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 千代田町暴力団排除条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員でございます。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、議案第31号 千代田町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第31号 千代田町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年6月27日に災害対策基本法の一部が改正されました。今回の改正は、昨年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るための改正であります。法改正によりまして、本町の防災会議条例にも一部改正する必要性が生じたことから、改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 議案第31号 千代田町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元に議案第31号の資料といたしまして配付させていただきました新旧対照表によりましてご説明させていただきたいと思っております。まず、第2条でございますが、第2号につきまして、町の地域で災害が発生した場合に情報を収集すると現行でなっておりますが、新しく改正案では、町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することと改められました。

更に、第3号を第4号とし、新たな第3号では、その重要事項について町長に意見を述べることを追加するものであります。

また、第3条第5項の防災会議の委員につきまして、第9号を第10号とし、新たな第9号では、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を新たに委員として追加するものであります。

第5条につきましては、文言の整理であります。

以上で詳細説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 1点だけお聞きしたいと思っておりますが、自主防災組織を構成する人たちということを入れるというようなことなのですが、自主防災組織ができると防災訓練をして、地域の方々がその防災に対する意識も変わりますし、いざというときはやはりそういった行動ができるということで、大変好ましいことだと思うのですが、依然全町に組織ができていないということが大きな課題だと思います。以前の答弁ですと、ゆっくり全町につくっていけばいいというような発想で、私が以前から苦言を呈していますが、相変わらず同じような考え方なのか、それとも大変危機意識を持ってスピーディーにやらなくてはならないという意識にならないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、例えば区長会で全町に組織したいのだというような決意表明があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 今回の法改正によりまして、自主防災組織の方と学識経験の方を委員として追加するということになりましたので、条例のほうを改正するものでございますが、その自主防災組織、現在新福寺、それから五反田、桧内、上五箇の4カ所しかまだできておりませんが、ゆっくりという考えではないのですけれども、ただ強制的につくらせるというのはいかがなものかと。でき得る限り、いろいろな区長会も研修等を行っておりますので、そういった中でやっぱり必要だという判断の中で、各地区で自分たちの盛り上がりの中でつくっていただくのがやはり長続きする一番の根

本かなと。ほかの町でもそうですけれども、全部の地域に防災組織ができている町もありますが、では何をやっているのですかと聞くと、いや、できただけで何もやっていないよというお話をよく聞くことがございます。それではやはり仏つくって魂入れずと同じになってしまうので、地元の自主性、これをやはり盛り上げていくように町としても努力したいと思いますので、議員の皆様も各地元において、ぜひご助言をいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） いい加減な答弁だと思います。4つかできていないと。盛り上がりがないとできないのだと。まるっきり指導力もないし、やっぱりこの区長会を通じてぜひつくってくれということで、やはりこういうのは町長みずから一生懸命やらなくてはだめなのではないですか。その辺、町長から答弁いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

強制的にと思われるようなやり方というのは、確かにいけないかなという感じはします。ですから、議員さんやいろいろな地区で、地域の防災組織に協力していただきたいということをやったり、そういういろんな方に協力を願うような形でやればいいのかと思います。私が出てどんどんやるというのも、これはちょっと考えてみますけれども、とにかく何のことも一生懸命町の共助というのですか、一緒になっていい町をつくらうというような、そういう概念、そういう考え方でやっていけば、少しでも多くそういう防災組織ができるのではないかなと、そういうふうに私は思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 新潟の柏崎ですか、地震のあったところなのですが、視察に行ってきたして、そういう自主防災組織があって、防災訓練をよくやっていたところは、うまく避難できた、あるいは災害が少なかった、人命が助かったと、そういった研修を受けてきていますので、私も熱くなってしまうのですが、そういったことで自主的に任せるというのではなくて、やはりできれば、一たんできれば防災訓練をしっかりやっていただいて、いざというときに備えと。そういった安全、安心なまちづくりということで、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

では、総務課長、もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 議員さんのご要望でございますので、区長会で再度、各地区において自主防災組織をつくっていただくようご検討いただくようお願いしたいと思います。柿沼議員さんからそういうお話があったということも区長会のほうにお伝えしますが、ぜひ2区のほうでもできておりませんので、防災組織をつくっていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第31号 千代田町防災会議条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（細田芳雄君） 挙手多数でございます。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、議案第32号 千代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第32号 千代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましても、本年6月27日に災害対策基本法の一部が改正されましたことから、災害対策本部条例を一部改正する必要が生じたので、改正を行うものであります。

改正部分は、災害対策本部設置に係る災害対策法引用部分、第23条第7項を新たに第23条の2第8項に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 千代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員でございます。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明

○議長（細田芳雄君） お諮りいたします。

日程第5、認定第1号から日程第10、認定第6号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、認定第1号 平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第6、認定第2号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第7、認定第3号 平成23年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第8、認定第4号 平成23年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第9、認定第5号 平成23年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、日程第10、認定第6号 平成23年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 認定第1号 平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成23年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成23年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成23年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 平成23年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を

求めるものであります。

詳細につきましては、この後担当課長並びに局長から説明させますが、私からは平成23年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、振り返りますと、平成23年度の我が国は、東日本大震災の影響と歴史的な円高や海外の金融不安等の影響の中で、国民が一丸となって復興と経済再生に努めた1年でありました。このような社会情勢の中、本町におきましても、町民皆様の安全、安心な生活と福祉の向上を図るべく予算の執行を努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは最初に、平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

決算額は、歳入総額52億7,232万6,907円、歳出総額49億9,856万8,593円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の2億7,375万8,314円と黒字決算になりました。依然として厳しい財政状況の中ではありますが、一応成果と結果をご報告できますことは、議会を初めとする関係各位のご協力によるものであり、心からお礼を申し上げます。

それでは、決算の概要を申し上げます。

まず、歳入ですが、自主財源の根幹をなす町税では、償却資産の減少により固定資産税で減収となりましたが、企業収益の回復や個人所得の増加などにより、町民税が増収となったほか、町たばこ税につきましても、予想を超える増収となりました。

地方交付税につきましては、東日本大震災に係る災害復旧などのため、災害復興特別交付税が創設されたことにより、大きく増加いたしました。財源内訳では、自主財源比率が61.2%であり、前年度に比べ5.6ポイントの増加となっております。財政健全化判断比率につきましては、すべて早期健全化基準を下回っており、また経常収支比率については、88.7%と前年度よりも0.4ポイント改善されており、健全財政を維持しながら財源確保に努めることができました。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算に対する執行率は97.2%であります。主な事業といたしましては、事務事業の改革として温水プールの運営を民間委託とし、休館日を週1日としたほか、利用時間の見直しを行い、利用者の利便性を図りました。

少子化対策といたしましては、妊婦さんの不安を和らげるための情報提供として、携帯メール配信サービスを新たに実施いたしました。

また、高齢化対策では、ひとり暮らしの高齢者を対象に、緊急医療情報キットの配付を行うとともに、在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族に対する介護慰労金支給の拡充を図りました。

安全安心のまちづくり対策では、災害に備え、総合的な防災訓練を実施し、防災体制の強化を図るとともに、民間木造住宅の耐震診断のため、耐震診断士の派遣事業を実施いたしました。

農政関係では、小規模土地改良事業による農業生産基盤整備などを引き続き実施いたしました。

また、保健衛生の推進、産業の振興、学校教育や生涯教育の振興など、行政全般にわたり、事業に取り組んでまいりました。

そのほか、西幼稚園園舎建設につきましては、国の経済対策による有利な財源を活用するため、平成22年度の補正予算に前倒しで予算措置をし、建設工事は平成23年度へ繰り越して実施いたしました。

今後も総合計画に基づくまちづくりを進めていくため、財政危機突破計画や行政改革大綱に沿った行財政改革を着実に推進し、経費全般について一層の節減、合理化を図り、将来の財源確保と健全財政に努めてまいります。

次に、平成23年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える、最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、被用者保険の対象とならないすべての方を加入対象としていることから、加入者の平均年齢が高く、平均所得は低いという特徴があります。

本町の国民健康保険事業につきましては、急速に進む少子高齢化社会の進行や医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費が増加しており、また景気の低迷により、保険税の収納率の維持、向上が難しくなっていることから、厳しい財政運営を強いられております。

このような状況の中、決算額は、歳入総額13億8,301万3,703円、歳出総額13億3,148万2,185円となり、差引額及び実施収支額ともに同額の5,153万1,518円という結果になりました。

今後も住民の皆様が安心して医療が受けられる国民皆保険制度を堅持していくため、相互扶助制度の趣旨や公平な税負担の啓発を推進するとともに、医療費適正化事業などにも積極的に取り組み、国民健康保険事業の安定運営を目指してまいります。

次に、平成23年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化社会の中で、医療の給付と負担を明確化、公平化するため、75歳以上の方を対象として平成20年4月に運用が始まり、4年が経過し、制度も広く周知され、確立した状況にあると言えます。

このような状況の中、決算額は歳入総額8,303万7,527円、歳出総額8,016万5,388円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の287万2,139円という結果になりました。

今後も増加傾向にある高齢者の医療費を可能な限り抑制するため、医療費適正化対策や健康意識の高揚に努めてまいります。

次に、平成23年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年度に開始されました。以来12年目を迎え、制度の定着により介護サービス利用者が増加していることから、介護給付費も年々増加しております。

決算額は、歳入総額8億1,469万1,132円、歳出総額7億9,676万1,692円、差引額1,792万9,440円となりました。これから翌年度へ繰り越すべき財源113万4,000円を差し引いた実質収支額は1,679万5,440円という結果になりました。

今後も介護給付費の適正化や介護予防事業等の取り組みを推進し、介護給付費の抑制に努め、引き

続き介護保険事業の健全な運営に努めていきたいと考えております。

次に、平成23年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として、平成12年7月に供用を開始し、順次管網の整備を推進し、供用区域の拡大を図っているところであります。

このような状況の中で決算額は、歳入総額2億1,355万9,099円、歳出総額2億258万6,753円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の1,097万2,346円という結果になりました。平成23年度事業は、管渠築造工事を推進工法で172メートル、開削工法で311.9メートル実施したほか、事業認可期間の満了に伴い、期間延伸の変更許可業務を実施いたしました。

今後も快適な生活基盤整備の早期実現を目指し、計画的な事業の推進に努めてまいります。

最後に、平成23年度水道事業会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

安全な水を安定的に供給するため、施設の維持管理を初め、老朽管の布設替え等を実施し、給水体制の確立を図るため、事業運営に努めてまいりました。

しかし、震災による無収水量の増加や長引く経済不況の中で、水道水の需要の伸び悩みが水道事業会計に大きく影響を与えております。

また、水道施設の老朽化に伴う修繕費などが年々増加傾向にあることも経営上大きな問題となっております。

決算額は、収益収支において、事業収入2億3,433万1,426円、事業支出2億4,270万8,317円となり、差し引きで837万6,891円の純損失が発生してしまいました。

また、資本的収支では、資本的収入2,072万9,750円、資本的支出は消費税を含めて8,308万2,208円で、その不足する額6,235万2,458円につきましては、本年度分消費税資本的収支調整額178万2,529円と過年度分損益勘定留保資金6,056万9,929円で補填し、収支の均衡を図りました。今後とも公営企業としまして、より一層の経営努力に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 続いて、監査委員白石正躬君から決算審査意見書の報告を求めます。

監査委員、白石正躬君。

[監査委員（白石正躬君）登壇]

○監査委員（白石正躬君） それでは、平成23年度決算の審査結果についてご報告をいたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された千代田町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について、去る8月6日、7日の両日、審査を実施いたしました。

各会計ごとの詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしまして、一般会計、特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証拠書類は

整備されており、計数的にも正確でありました。基金運用も含め、総体的にはほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主要財務比率については、財政力指数が0.768、前年度が0.802で、そのほか財政構造の弾力性を示す経常収支比率が88.7%、前年度が89.1%、町全体の公債費返済の負担の重さを示す実質公債費比率が5.9%、前年度が5.9%となっており、比率は比較的良好な値を維持しております。

歳入については、一般会計において町税の収入率が向上しております。各種未納対策への取り組みの努力がうかがえるところですが、依然として多額な収入未済額が計上されていることから、今後も税負担の公平の原則に立ち、貴重な財源確保のため、さらなる徴収体制の強化を望みます。

また、不納欠損処分については、法令等を適正に運用し、慎重かつ厳正な取り扱いに努められるようお願いいたします。

更に、一般会計の住宅使用料、特別会計の国民健康保険税、介護保険料、上水道、下水道使用料等の収入未済額についても、町税同様適切な対応を望むものであります。

平成23年度は、町の第五次総合計画の初年度でありました。今後ともこの計画に掲げる施策を基本とし、行財政運営の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と活力のあるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して審査意見といたします。

平成24年8月23日。千代田町長、大谷直之様。千代田町監査委員、白石正躬、青木國生。

○議長（細田芳雄君） 大変ご苦労さまでした。

次に、平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算について、各課長、局長より所管事項の詳細説明を求めます。

初めに、財務課長、坂本道夫君の説明を求めます。

財務課長、坂本道夫君。

[財務課長（坂本道夫君）登壇]

○財務課長（坂本道夫君） それでは、財務課所管の決算につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、歳入全般につきまして、その概要を申し上げます。決算書の11、12ページをお開きいただきたいと思っております。1款町税でございます。町税全体では収入済額は20億8,277万1,850円、前年度に比べ2.8%の増となり、調定額に対する収納率は94.0%、前年度に対し0.3ポイントの増となりました。

1項町民税でございますが、平成22年という年は、リーマンショック以来の我が国経済も回復基調となり、本町におきましても個人所得が持ち直したことによって、課税年度である平成23年度の個人町民税においては、収入済額が4億6,439万8,742円で、前年度に比べ1,851万9,754円、4.2%の増となりました。企業収益につきましても、リーマンショック前の水準に改善されつつあり、法人町民税においても収入済額は1億7,863万6,100円となり、前年度に比べ3,196万9,500円、21.8%の大幅増となりました。よって、町民税全体では収入済額が6億4,303万4,842円となりました。

次に、2項固定資産税でございますが、土地及び家屋はやや増加しておりますが、償却資産分では

大きく落ち込んでしまいました。平成22年という年は、収益の改善を図るために設備投資を抑えるなど、企業努力を強いられた年となったようでありまして、平成23年度課税のための申告償却資産が大きく減額となってしまいました。このため、固定資産税の収入済額は、全体で12億4,174万3,474円、前年度に比べ1,840万9,393円、率で1.5%の減となったものであります。

右側12ページ上段にございますが、町税の不納欠損額でございます。総額は1,138万2,244円、前年度に比べ115万4,067円の増となりました。これにつきましては、財産調査等により実態の把握328件、分納誓約35件、差し押さえ6件、交付要求6件など、必要な滞納整理を行いました。財産なし、生活困窮、所在不明等の理由により、やむを得ず法律に基づいて欠損をさせていただいたものであります。今後におきましても、不納欠損額や滞納額の縮小に向けまして、更なる努力をまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4項町たばこ税でございますが、東日本大震災後、国内産たばこの製造停止の影響で売り上げが激減いたしました。そのかわりに外国産たばこの売り上げが倍増したことや、年度後半から国内産も製造され、売り上げが持ち直したことなど、売り上げ本数の増加と一昨年10月の値上げとが相まって、収入済額は8,901万7,208円となり、前年度に比べ2,170万4,153円、率にして32.2%と大きく増額となりました。

なお、ほかの税目につきましては、おおむね前年度と同様の収入となっております。

めくっていただきまして、13、14ページでございます。2款地方譲与税から次の15、16ページの8款地方特例交付金までは、4款の配当割交付金で若干前年度より増えましたが、その他の項目では東日本大震災の影響による車の販売台数の落ち込みや、エコカー減税、税収の増加など、社会情勢、経済情勢等の影響による国の財源の増減が原因と思われませんが、依存財源特有の理由から、交付額が前年度に比べ軒並み減となってしまいました。

続きまして、15、16ページの9款地方交付税でございますが、次の17、18ページ上段でございます。右側備考欄をご覧いただきたいと思いますが、普通交付税が5億7,750万2,000円、特別交付税が1億7,998万9,000円で、収入済額は合計で7億5,749万1,000円となり、前年度に比べ6,379万8,000円、9.2%の増となりました。増加の要因でございますが、普通交付税の振り替え財源であります臨時財政対策債が前年度より減額となったことによりまして、その減額分が基準財政需要額に多く算定されました。そのことと、また特別交付税につきましては、東日本大震災に係る被災地支援経費分及び本町の公共施設の被害修復に関する経費分などが特別交付となったこと等により増加したものであります。

次の10款交通安全対策特別交付金及び11款分担金及び負担金、並びに次の19、20ページでございますが、12款使用料及び手数料につきましては、ほぼ前年度と同様の収入となっております。

ページをめくっていただきまして、21、22ページをお願いいたします。13款国庫支出金でございます。収入済額は3億7,448万1,647円で、前年度に比べ7,798万4,803円、17.2%の減となりました。主な要因でございますが、1項国庫負担金では、1目民生費国庫負担金の中で、4節子ども手当国庫負

担金が支給額の変更がありましたので増額となり、また2項国庫補助金では、1目総務費国庫補助金の中で、2節きめ細かな交付金及び次の23、24ページの3節住民生活に光をそそぐ交付金が前年度からの繰越事業として増となっておりますが、その下のほうにあります4項土木費国庫補助金では、2節の社会資本整備総合交付金において事業量の減少から前年度に比べ大幅に減少したことにより、国庫支出金全体では減額となったものであります。

めくっていただきまして、25、26ページをお願いいたします。下段の14款県支出金でございます。収入済額は2億8,047万7,984円、前年度に比べ1,215万4,183円、4.5%の増となりました。主な要因でございますが、次の27、28ページの1項負担金、2目災害救助費負担金で、東日本大震災の被災者受け入れに要した経費分が増となりました。

次の2項県補助金では、1目総務費県補助金におきまして、前年度あったグリーンニューディール基金補助金が事業完了で本年度はなくなったことにより減となっております。

2目民生費県補助金では、次の29、30ページをお願いいたしますが、中ほど9節社会福祉施設等災害復旧費補助金及び10節電力需給に対応した休日保育特別事業等補助金が東日本大震災の影響による経費分として交付となりました。

そのほか、3目衛生費県補助金では、次の31、32ページ、上段の4節子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が増となり、また4目労働費県補助金では、緊急雇用創出事業補助金が増となりました。

下段3項県委託金では、1目総務費県委託金の中で、次の33、34ページでございます。4節統計調査委託金で前年度ありました国勢調査委託金が事業の完了で本年度はなくなりましたので、減となっております。

次に、15款財産収入でございますが、次の35、36ページの2項財産売却収入でございます。土地の売却収入が2,175万1,120円となりました。これは旧千代田分署跡地992平米の売却代金1,785万6,000円と、そのほか法定外公共物の売却によるものであります。

次に、16款寄附金でございますが、決算額は83万2,215円で、前年度に比べ44万7,785円の減となっております。

次に、17款繰入金につきましては、収入済額が5億3,936万7,000円で、前年度に比べ1億6,957万2,106円、45.9%と大きく減額となりました。

1項特別会計繰入金では、1目国民健康保険特別会計繰入金が、次の37、38ページにあります、4,000万円、3目介護保険事業特別会計繰入金が1,375万6,000円、4目下水道事業特別会計繰入金が961万1,000円と、それぞれ繰り入れとなりましたが、これは前年度決算の確定に伴う繰り戻しであります。

2項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金は前年度に比べ5,000万円減の1億3,000万円、2目減債基金繰入金は300万5,000円増の3,500万円を繰り入れました。3目公共施設建設基金については、

前年度に比べ2億2,200万円増の3億200万円を繰り入れましたが、このうち前年度からの繰越事業であります小中学校、幼稚園の空調設置事業に1,000万円と西幼稚園建設事業に1億5,000万円の合わせて1億6,000万円を充当しております。

めくっていただきまして、39、40ページでございます。4目緑地管理整備基金繰入金でございますが、前年度と同額の500万円を繰り入れ、5目ふるさとづくり基金繰入金400万円につきましては、町制施行30周年の準備事業に充てるために繰り入れたものであります。

次の18款繰越金でございますが、1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、3億7,419万683円となりました。右側備考欄ですが、前年度繰越金が1億6,745万6,683円、それと繰越明許費繰越金が2億673万4,000円であります。

次の第19款諸収入でございますが、収入済額1億367万3,671円、前年度に比べ4,543万7,526円、率にして30.5%の大幅な減収となってしまいました。主な要因としましては、めくっていただきまして、41、42ページの3項1目貸付金元利収入において、前年度は舞木土地区画整理組合から5,000万円の繰上償還がありましたので、今年度はそれがなかったため、大きく減額となったものであります。

4項雑入につきましては、おおむね前年同様であります。

めくっていただきまして、43、44ページをお願いいたします。20款町債でございますが、収入済額4億480万円、前年度に比べ2億1,000万4,000円、34.2%と大きく減額となりました。主な要因でございますが、地方交付税の振り替え財源としての1目臨時財政対策債が2億9,580万円で、前年度に比べ7,240万4,000円の減額になったことと、2目教育債では繰越事業の小中学校、中学校、東幼稚園の空調設置事業及び西幼稚園の建設事業に1億900万円で、前年度に比べ7,460万円の減額となったこと、また前年度に道路整備事業のため土木債6,300万円というのが借り入れてございましたが、事業完了したために本年度はなくなっておりますので、そっくりその分が減額となっております。そのようなことが主な減額の要因でございます。

下段の歳入合計欄、一番下の欄でございますが、下の1行を見ていただきたいと思いますが、左から予算額は、当初の予算額でございますが、42億3,700万円で23年度はスタートいたしました。その後4回の補正で3億979万1,000円を追加し、また前年度からの繰越事業にかかわる国庫補助金及び基金繰入金並びに繰越金及び町債の合計5億9,473万9,000円を繰り越し財源充当したことによりまして、最終予算額は51億4,153万円となったものであります。

また、右ページの収入済額でございますが、歳入合計で52億7,232万6,907円で、前年度に比べ1億1,521万4,155円、2.2%の増でありました。なお、不納欠損額及び収入未済額につきましても、今後も引き続き縮小に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、財務課所管の歳出の説明を申し上げます。

決算書の63、64ページをお願いいたします。2項徴税费でございます。支出済額は1億2,132万7,049円、前年度に比べ71万3,777円、0.6%の増となりました。予算現額に対する執行率は94.1%と

なっております。

1目税務総務費ですが、支出済額は7,997万1,042円で、前年度に比べ631万6,008円の増となりました。この目では職員12名分の人件費、固定資産評価審査委員3名分の報酬及び負担金等の費用を支出いたしました。主な要因は機構改革に伴い、職員の増員が2名及び人事異動3名がありましたので、人件費が増えたことによるものであります。

下段2目賦課徴収費では、支出済額4,135万6,007円で、前年度に比べ560万2,231円の減となっております。

下段から次の65、66ページにかけて記載がございますが、ここでは税額計算から賦課徴収に要する電算業務委託料のほか電算機器及びシステム使用料並びに不動産鑑定委託料、還付金等を支出しておりますが、減額の要因といたしましては、評価替えのための不動産鑑定委託料が本年度はなくなっておりますことと、還付金が減額となったこと等によるものであります。なお、還付金につきましては46件、172万1,435円で、前年度に比べ企業関係の還付金が減ったことにより、283万5,426円の減となったものであります。

めくっていただきまして、73、74ページをお願いいたします。下段6項監査委員会費でございますが、前年とおおむね同様の支出となっております。

大きくめくっていただきまして、179、180ページをお願いいたします。12款公債費でございますが、支出済額は3億3,181万7,737円、前年度に比べ2,699万9,902円、8.9%の増となりました。内訳は、1目元金が2億8,764万4,029円で、前年度に比べ2,311万6,569円の増であり、2目利子については4,417万3,708円で、前年度に比べ388万3,333円の増となりました。

歳出については以上でございますが、平成23年度一般会計歳入歳出決算の実質収支に関する調書につきましては、183、184ページをご覧いただきたいと思っております。歳入総額は52億7,232万7,000円、歳出総額は49億9,856万9,000円、歳入歳出差引額は2億7,375万8,000円となり、実質収支額も同額となりました。

また、次のページには債務負担行為額調、その次の187ページから194ページにかけては財産に関する調書となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、決算の具体的な内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成23年度決算説明書及び平成23年度決算資料のほか、平成23年度決算カード、千代田町公共工事一覧、財政危機突破計画実施結果によりまして細かに掲載させていただきましたので、これらも参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、平成23年度一般会計の決算に係る歳入全般と財務課所管の歳出についての詳細説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ご苦労さまでした。

ただいまから10時55分まで休憩といたします。

休 憩 (午前10時41分)

再 開 (午前10時55分)

○議長(細田芳雄君) 休憩を閉じて再開します。

次に、総務課長、川島賢君の説明を求めます。

総務課長、川島賢君。

[総務課長(川島 賢君)登壇]

○総務課長(川島 賢君) それでは、総務課所管等の歳出決算につきまして詳細説明を申し上げます。

決算書の47ページ、48ページをお開き願いたいと思います。なお、細かな部分につきましては、備考欄にあります具体的な事業を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、2款総務費であります。支出済額は9億4,537万6,033円、対前年度比9.2%の減でございます。

まず、2款1項1目の一般管理費でございます。支出済額は2億4,679万8,871円でございます。主な支出につきましては、備考欄をご覧いただきたいと思いますが、職員人件費は特別職1名及び総務課職員12名分の人件費であります。一般経費につきましては、臨時職員8名分の賃金及び需用費、役務費、委託料といった一般事務経費等であります。

ページをめくっていただきたいと思います。50ページになります。人事事務経費につきましては、職員研修事業及び福利厚生事業等であります。功労者表彰事業につきましては、町功労者6名、金婚23組、ダイヤモンド婚10組の表彰並びにお祝いを実施いたしました。

情報公開・個人情報保護事業につきましては、3名の委員報酬を支出いたしました。

行政改革推進事業では、第6次千代田町行政改革大綱策定委員の報酬を支出いたしました。

緊急雇用創出事業につきましては、公文書整理業務委託料として、民間業者に委託しまして、役場事業所内等の書類の整理及び分類を実施したものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。51ページ、52ページになります。次に、2款1項2目の広報広聴費でございます。支出済額は、433万3,184円でございます。主な支出につきましては、一般経費のほか、広報発行事業の印刷製本費は、「広報ちよだ」の印刷代であります。広聴事業の食糧費は、地区懇談会を開催させていただきましたときの飲み物代であります。

続いて、2款1項3目の会計管理費でございます。支出済額は2,130万127円でございます。主な支出につきましては、職員3名分の人件費及び決算書印刷代及びデータ通信料等でございます。

ページをめくっていただきたいと思います。53ページ、54ページになります。次に、2款1項4目財産管理費でございます。支出済額は4億329万8,695円でございます。主な支出につきましては、庁舎管理事業では警備保障委託料で新たに土日、祝日の役場の日直業務のサポートとして警備会社に業

務を委託しました。

また、庁舎管理工事では、議会議場及び全員協議会室音響設備の設置工事を実施いたしました。町有自動車管理事業では、総務課が管理する公用車19台分の燃料費並びに9台分の車検費用等でありま

す。

基金積立金につきましては、財政調整基金、減債基金、公共施設建設基金、ふるさとづくり基金、緑地管理整備基金、地域福祉基金を合わせまして3億6,212万4,864円を積み立てました。

ページをめくっていただきたいと思います。55ページ、56ページになります。続いて、2款1項5目の企画費でございます。支出済額は4,792万4,578円でございます。主な支出につきましては、一般経費のほか、まちづくり推進事業の中のふるさと事業印刷製本費は、ハートフルカレンダーの印刷代であります。

例年行ってきました町づくり講演会につきましては、大震災のため中止いたしました。

また、千代田の祭川せがきには、前年同様242万5,000円の助成金を支出しております。

広域行政事業につきましては、東広圏組合や両毛広域都市圏協議会、そして利根川新橋建設促進期成同盟会等への負担金を支出いたしました。

広域公共路線バス事業につきましては、太田市及び館林市方面への4路線のバス事業でありまして、計1,304万7,174円を支出いたしましたが、昨年はジョイフル本田がオープンいたしましたので、23年8月から館林・千代田線と館林・明和・千代田線におきまして、ジョイフル本田へのバスの乗り入れを実施いたしております。

ページをめくっていただきたいと思います。58ページになります。協働のまちづくり推進事業につきましては、合計で89万9,854円を支出しましたが、23年度は10団体が協働のまちづくり団体として承認されまして、花いっぱい運動や道路美化運動等が実施されております。

情報システム事業につきましては、情報システム管理事業、行政情報システム推進事業、地域情報システム推進事業がございますが、総額で2,841万5,898円を支出いたしました。

次に、2款1項6目合併推進費につきましては、支出はございませんでした。

次に、2款1項7目の公平委員会費でございます。支出済額は3万6,000円であります。

ページをめくっていただきたいと思います。59ページ、60ページになります。次に、2款1項8目の防犯対策費でございます。支出済額は2,906万7,161円でございます。主な支出につきましては、防犯対策事業の中の防犯灯設置及び管理事業につきましては、防犯灯の電気料、修繕料、設置工事費が主なものであります。その他、県防犯協会大泉支部負担金、西邑楽三町暴力追放推進協議会負担金、少年補導員活動助成金を支出しております。また、22年度に引き続きまして緊急雇用創出事業としまして、警備会社に委託しまして、防犯パトロールの委託事業を実施いたしました。

次に、2款1項9目の交通安全対策費でございます。支出済額は941万8,804円でございます。主な支出につきましては、交通安全活動推進事業では、交通指導員20名分の報酬及び出務謝金等を支払い

たしました。

ページをめくっていただきたいと思います。62ページになります。交通安全施設整備事業では、道路安全表示等の工事、道路反射鏡設置工事、道路標示新設補修工事を実施いたしました。

次に、2款1項10目の自治振興費でございます。支出済額は1,144万3,666円でございます。主な支出につきましては、区長、副区長の報酬及び地域公民館用地借上料のほか、区長活動費助成金、公民館改修等補助金、行政区運営費交付金並びに行政区連絡手当助成金等を支出しております。

次に、2款1項11目の諸費につきましては、支出済額10万7,000円でございます。自衛官募集事務事業の経費を支出いたしました。

次に、2款1項12目の町制30周年記念事業費につきましては、支出済額446万7,100円でございます。町制30周年の準備として行った事業であります。

ページをめくっていただきたいと思います。64ページになります。主な事業内容ですが、30周年記念の町政要覧の作成や町のマスコット「みどりちゃん」着ぐるみの作製、町ホームページのリニューアルなどを行いました。

ページをめくっていただきたいと思います。67ページ、68ページになります。次に、2款4項選挙費であります。支出済額は1,342万799円であります。1日選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の報酬並びに選挙人名簿登録に係る電算業務委託料等を支出いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。2日群馬県議会議員選挙費は、支出済額15万6,603円でございます。4月10日に選挙が予定されましたが、無投票となりましたので、消耗品の支出のみとなりました。

3日群馬県知事選挙費につきましては、支出済額600万8,143円でございます。平成23年7月3日に執行されました群馬県知事選挙に係ります投開票管理者や立会人等の報酬及び選挙事務従事者の手当のほか、事務費や電算委託料、選挙用備品購入費等を支出いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。71ページ、72ページになります。次に、4日農業委員会委員選挙費は、支出済額9万4,952円ございまして、これも無投票でありましたので、選挙会等に係る経費の支出となりました。

次に、5日待矢場土地改良区総代選挙費は、支出済額5万1,000円ございまして、消耗品費の支出であります。

次に、6日千代田町長及び千代田町議会議員選挙費につきましては、支出済額615万75円でございます。本年3月11日に執行されました千代田町長及び千代田町議会議員選挙に係ります投開票管理者や立会人等の報酬及び選挙事務従事者の手当のほか、事務費や電算委託料、ポスター掲示場の設置及び撤去委託料等を支出いたしました。

大きくページをめくっていただきたいと思います。131ページ、132ページになります。中段よりも下になりますが、次に9款消防費であります。支出済額は2億3,937万4,250円、対前年度比16.4%

の増でございます。

1項1目日常備消防費につきましては、1億7,323万1,000円の支出額でございます。

1項2目非常備消防費につきましては、2,280万5,000円の支出額でございます。町消防団の運営に係る経費及び婦人消防協力会の経費を支出いたしました。

1項3目消防施設費につきましては、1,088万3,000円の支出でございます。消防施設に係る経費でありまして、防火用水の解体埋め戻し工事や分団詰所の修理、福島地内への消火栓の新設工事等を実施いたしました。

ページをめぐっていただきたいと思います。133ページ、134ページになります。次に、1項4目災害対策費であります。支出額は3,245万5,250円でございます。

災害対策事業では、自治総合センターコミュニティ助成金としまして、五反田自主防災組織に対し、防災対策の資材や機材の購入に当たり、100%助成していただきましたので、町を經由して支出いたしました。また、魅力あるコミュニティ助成金としまして、県市町村振興協会から桧内自主防災組織にも同様の助成がありましたので、支出いたしました。

防災行政無線管理事業では、固定系親局と34の固定系子局等に係る防災行政無線の維持管理並びに繰越事業としまして役場親局のデジタル化と屋外子局2局の整備を実施いたしました。また、隔年で実施しております防災訓練は、昨年9月11日に中学校校庭で実施いたしましたので、事業に係る経費を支出いたしました。

簡単ではございますが、以上で総務課所管等の歳出決算につきまして詳細説明を終了させていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、住民福祉課長、塩田稔君の説明を求めます。

住民福祉課長、塩田稔君。

[住民福祉課長（塩田 稔君）登壇]

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、住民福祉課関係の決算につきまして説明を申し上げます。

65、66ページをお開き願いたいと思います。2款3項1目の戸籍住民登録費ですが、3,146万7,079円となりました。職員人件費のほか、67ページ、68ページにかけまして戸籍住民登録窓口事務、外国人登録事務、相談事業等の支出となっております。

その下の旅券交付窓口事務につきましては、平成23年10月より、群馬県からの委託事業でございますが、パスポート発給事務に係ります資機材の購入費が主な支出となっておりますが、129件の申請がございまして、124件交付させていただいております。なお、戸籍関係等の届け出取り扱い件数等につきましては、決算資料に記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

75ページ、76ページをお開き願いたいと思います。3款の民生費ですが、12億4,016万551円となりました。前年対比9,969万3,122円の増となりましたが、主な増の要因といたしましては、国民健康保険事業への繰出金、障害者自立支援扶助費や子ども手当、介護保険事業への繰出金等の増によるもの

となっております。

1目の社会福祉総務費は2億4,376万2,221円となりました。一般経費では、中段からやや下に電算業務委託料245万7,609円と、備品購入費110万3,739円がございますが、要援護者台帳を作成するための経費となっております。なお、地域支え合い体制づくりの10割の県費補助事業を活用しております。ほか、総合福祉センターの管理運営業務委託事業、社会福祉協議会運営費の補助事業、民生委員児童委員の活動経費となっております。

委託料の不用額123万5,084円につきましては、社会福祉協議会からの実績によります返還金となっております。

77、78ページにかけまして、国民健康保険事業への繰出金となっておりますが、法定分並びに財源補填分として2,462万4,260円の増となりました。なお、不用額の131万7,545円につきましては、法定分の不用額となっております。

また、地域自殺対策緊急強化事業では、自殺予防に関する記載のクリアファイルとパンフレットを毎戸に配布いたしまして、自殺予防の普及啓発を行いました。

2目の障害者福祉費ですが、1億3,930万1,757円となりました。身体障害者手帳取得者347名、療育手帳取得者68名、精神障害者手帳取得者49名のうち、施設入所者14名のほか、在宅サービス利用者に対するサービス提供の経費となっております。前年比2,762万8,510円の増となりましたが、国庫負担金等精算金返還金のほか、80ページの2つ目の丸の障害者自立支援事業によるものが主な増となっております。

また、新たな事業といたしましては、一番下になりますが、障害者福祉計画の作成委託料149万1,000円は新たな事業となっております。提供されたサービスの詳細につきましては、決算資料をご覧くださいと思います。

次に、81ページ、82ページをお開き願いたいと思います。3目の高齢者福祉費ですが、2億7,694万367円となりました。このうち65%に当たる1億7,912万8,848円は、後期高齢者医療特別会計並びに介護保険特別会計への繰出金となっております。上段の一般経費では、工事請負費として48万3,000円支出いたしましたが、旧西保育園跡地のグラウンドゴルフ場の整地のほか1カ所の経費、また解体工事では、安楽寺南の老朽化いたしましたゲートボール場の物置兼トイレの解体経費となっております。そのほか、老人保護措置事業では、養護老人ホームに2名入所しておりまして、入所委託料となっております。

在宅高齢者福祉等推進事業につきましては、延べ3,034人の利用のありました自立支援サービスセンターの委託料、在宅で介護を行っております13名の方への介護慰労金支給事業等となっております。

また、認知症高齢者等福祉サービス利用の支援助成事業として2万7,125円支出いたしましたが、群馬県社会福祉協議会の事業で、認知症の方の日常生活自立支援事業の金銭管理に対して、住民税非課税世帯に対する助成事業として、町から1時間当たり250円の助成をし、6名分の経費となっております。

ります。これにつきましては、新たなものとなっております。

次に、ひとり暮らし高齢者へ貸し出ししております緊急通報装置65台分のリース料、老人クラブ連合会並びに単位老人クラブへの補助金、会員数がジョイフル本田の開店に伴いまして、104人となりまして、年間受給高、前年比の約3倍の5,697万円となりましたが、シルバー人材センターへの運営委託料、そして喜寿、米寿を迎えられました149名の方への敬老祝金の支出となっております。

83ページ、84ページをお開き願いたいと思います。介護保険事業特別会計繰出金につきましては、法定分並びに給与、事務費等の経費となっております。また、後期高齢者対策事業では、後期高齢者医療広域連合への後期高齢者療養給付費の負担金や低所得者保険料軽減に係ります財源補填の基盤安定の繰出金となっております。

4目の医療福祉費ですが、9,432万5,924円となりました。対象者2,125人の福祉医療対象者の医療扶助費となっております。

5目の人権対策費ですが、457万139円となりました。人権啓発の講演会委託料では、「命の授業」と題しまして、元体育教師の腰塚勇人さんを町民プラザにお招きし、講演をいただいた経費となっております。

86ページの上段ですが、人権啓発団体であります解放同盟千代田支部助成金の支出となっております。

次に、2項の児童福祉費ですが、4億6,575万2,271円となりました。前年比1,693万8,425円の増となりました。増の主な要因といたしましては、西幼稚園跡地の園舎を西小学童クラブで利用するため、園舎の改修と増築工事に伴う設計委託料、また社会福祉協議会に委託いたしました地域子育て支援拠点事業委託料、そして子ども手当支給事業が主なものとなっております。

1目の児童福祉総務費では、一般経費では15、16行目にございますが、幼稚園跡地の改修工事に係ります地質調査委託料、設計委託料、並びにその下にありますが、自動車購入費が新たな支出となっております。下段の地域子育て支援拠点事業につきましては、新たな事業ですが、児童センター、児童館におきまして、自宅で保育されている家庭を対象とした交流や相談のできる子育て支援拠点事業に係る委託料となっております。

87、88ページをお開き願いたいと思います。2目の児童福祉費ですが、2億2,563万円となりました。子ども手当の額は、平成23年9月までは、ゼロ歳から中学生まで一律月額1万3,000円でしたが、10月以降につきましては、3歳未満及び第3子につきましては1万5,000円に、3歳以上小学生並びに中学生につきましては一律1万円の支給となっております。

3目の母子福祉費では、幼稚園、小学校、中学校への入学、そして高校進学、合計23名の支度金として経費を支出してございます。

4目の児童福祉施設費につきましては、2億701万1,041円となりました。職員人件費と保育園2園の管理運営費となっております。年度末の園児数につきましては、東保育園が87人、西保育園が157人、

うち広域受託は7人でした。また、電力需給に対応するため、7月から9月までの間、休日の保育を実施いたしました。主な支出といたしましては、正職員13人、臨時職員14人、パート職員25人、合計52人の人件費及び東西保育園の運営の管理に関する経費となっておりますが、東保育園では一番下にあります食品検査手数料ですが、放射線量の食材検査を3回実施いたしましたので、増額となっております。西保育園でも同様に実施いたしまして、いずれも検査結果は不検出という結果が出ております。

次に、89、90ページをお開き願いたいと思います。上から17行目ですが、施設補修工事では、ゼロ歳児の保育室の拡張のための経費となっております。

また、91、92ページをお開きいただきたいと思いますが、西保育園でも、上から14行目に施設改修工事がございますが、ゼロ歳、1歳児保育室の拡張工事として保育の受け入れの態勢整備を図った経費となっております。

また、次に広域入所児童保育事業ですが、保護者の仕事の関係から町内の保育園に通園が困難な児童に対しまして、広域委託事業として邑楽町、大泉町、館林、足利市、計8人をお願いした経費となっております。

次に、3項の国民年金事務取扱費ですが、職員2名分の人件費と、日本年金機構、太田年金事務所と通信料等の連携事務費となっております。

93、94ページをお開き願いたいと思います。4項の災害救助費ですが、扶助費では震災見舞金として、屋根瓦、塀の改修工事に20万円以上の修理費がかかった世帯に、一律2万円の見舞金を支給いたしました。300件分の支給額となっております。

災害復旧支援緊急資金融資利子補給事業では、東日本大震災により被害に遭った住居等の復旧資金を金融機関からの借り入れによる利子補給ですが、2件分の支給額となっております。

次に、東日本大震災被災地支援事業ですが、群馬県町村会からの要請によりまして、本町では宮城県女川町へ3名の職員を派遣いたしました。派遣に必要な宿泊費等の経費となっております。

次に、181ページ、182ページをお開き願いたいと思います。13款4項1目の被災者支援対策費につきましては、前年度からの予算の繰り越しを行いました。平成23年度につきましては必要が生じなかったことにより支出してございません。

なお、現在町内に避難生活されている方は、町営住宅4世帯に10名、企業の寮に6名、アパート6世帯に10名、町内の子供宅に1名、合計27名の方がお住まいになっております。そのうち1名の方が先月町内に転入手続をされております。

以上で住民福祉課関係の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、環境保健課長、野村真澄君の説明を求めます。

環境保健課長、野村真澄君。

[環境保健課長（野村真澄君）登壇]

○環境保健課長（野村真澄君） 続きまして、環境保健課所管の平成23年度事業の決算内容につきましてご説明をさせていただきます。説明につきましては、ページ右、備考欄の事業内容により支出の主なものについてご説明をさせていただきます。

お手元の決算書93、94ページをお開き願います。まず、第4款衛生費でございます。支出総額は4億3,961万9,575円でございます。予算現額に対しまして執行率は97.6%でございました。

最初に、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、こちらにつきましては9,338万7,248円の支出でございます。職員人件費につきましては、職員8名分の人件費でございます。

次のページをお開き願います。医療対策事業でございますけれども、館林、呂楽の1市5町で構成しております医療事務組合となっております館林厚生病院の負担金が主なものでございます。

生活環境委員活動事業では、ごみの収集などでお世話になっております生活環境委員さんの報酬が主なものでございます。

2目の予防費の支出済額につきましては、7,093万1,673円でございます。一般経費では予防接種該当者への通知作成に係ります電算業務の委託料、保健情報を管理する住民情報システムの使用料、こちらが主なものとなっております。

一番下の予防接種事業といたしましては、三種混合、次のページをお願いいたします。二種混合やポリオなど、予防接種法に基づく乳幼児などへの接種のほか、高齢者へのインフルエンザの予防接種を実施しております。

次の平成22年度途中から年度末2カ月間のみ実施をいたしました子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌の3種類の予防接種につきましては、平成23年度より本格実施となりましたので、前年度より約1,490万円の増額となっておりますが、県補助金の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金といたしまして、基準額の2分の1が交付されております。

感染症予防事業につきましては、昨年度猛威を振るった新型インフルエンザ、こちらが季節性のインフルエンザに取り込まれたため、23年度につきましては消耗品のみでございました。

ページ一番下の健康増進事業では、がん検診の委託料が主なものでございます。受診率につきましては、県内市町村の中でも比較的高いほうでございます。今後も国保特定健診事業と連携を図りながら、受診者の増加に努めてまいりたいと考えております。

次の100ページにわたりまして記載されておりますとおり、各種予防事業の取り組みを行いました。実績につきましては、決算資料に記載してございますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、101、102ページをお開き願います。3目の母子保健費の支出済額につきましては、1,045万154円でございます。母子保健推進員事業は、27名の推進員、こちらの報酬が主なものでございます。

次の母子保健事業のうち、妊婦健康診査事業につきましては、お母さんの健康と安全な出産を応援するため、妊婦検診の一部が無料で受けられるクーポン券を母子手帳を交付する際に14回交付をして

おります。

続きまして、103、104ページお願いいたします。1歳6カ月児健診などの各種乳幼児の健康診査を実施しております。それぞれ医師、看護師の雇い上げ料が主なものでございます。実績につきましては、こちら決算資料に記載がございますので、あわせてご覧いただければと思います。

下段にあります地域子育て支援事業、こちらは23年度の新規事業で、妊婦さん向けに携帯メールマガジン、「ママ応援メール」というものを配信しております。登録すると毎日お腹の赤ちゃんの様子とママへのアドバイスを記したメールが届きますので、妊婦さんだけでなく家族、お父さんなど、みんなで登録して、妊婦さんの出産に向けての不安を解消し、楽しいマタニティライフを過ごしていただくために利用していただいております。利用料金につきましては、個人のメール受信料のみでございます。

一番下の4目環境衛生費の支出済額につきましては、1,368万3,612円でございます。畜犬等関連事業費といたしまして、次のページをお願いいたします。捨て犬や捨て猫の野生化防止を図るための犬猫避妊等手術費の補助金77件、河川浄化対策事業では、新谷田川、木崎排水、五箇川の河川における水質調査の委託料のほか、合併浄化槽補助金につきまして、新設の合併浄化槽のほか単独浄化槽、くみ取り式のトイレからの移行も含め32件ございました。

公害対策事業の中では、備品購入費といたしまして、昨年原発事故に係る放射性物質測定用の空間放射線簡易測定器5台分の購入費用で、町内10カ所のほか、学校や幼稚園、保育園などで継続的な測定を行い、現在も監視を行っております。

地球温暖化対策事業につきましては、太陽光を利用した地球に優しい自然エネルギーの活用を支援するための取り組みとして、22年度より開始したわけでございますけれども、1キロワット当たり3万円、上限10万円の住宅用太陽光発電システム設置補助金の創設をいたしましたが、23年度も前年より10件増え、46件の実績がございました。今後も地球温暖化対策、再生可能エネルギーの普及推進に取り組んでまいりたいと思っております。

106ページ下にあります5目保健衛生施設費につきましては、支出済額654万8,747円で、保健衛生施設事業といたしまして、保健センターで使用する光熱水費のほか、保健センターの施設維持管理に係ります各種委託料、次のページをお願いします。事務用機器の使用料のほか、冷温水器空調機器の改修を行った経費でございます。

続いて、中段2項の清掃費でございます。1目塵芥処理事業費におきましては、支出済額2億566万3,861円でございます。塵芥処理事業といたしまして、大泉町外二町環境衛生施設組合に係る一般管理及び収集経費の負担金、それに太田市外三町広域清掃組合、通称リサイクルプラザと呼んでおりますけれども、こちらの負担金でございます。

資源ごみ分別収集事業では、分別を推進するため、町内63カ所のステーションにおいて、資源ごみの回収時、各行政区の方に立ち会いをしていただくための助成金、ごみ排出適正指導事業におきまし

ては、ごみステーションの整備及び管理費といたしまして、行政区に補助をしているものでございます。

2目し尿処理費につきましては、支出済額3,093万1,000円でございます。こちらは全額くみ取りや浄化槽汚泥の処理をしております館林衛生施設組合、こちらは館林、板倉、明和、千代田町で構成しておりますけれども、こちらの組合の負担金でございます。

3目コミュニティプラント施設費につきましては、支出済額は802万3,280円で、ふれあいタウンちよだ内にごございます廃水を処理するコミュニティプラントの管理運営費でございます。現在134戸の方々にご利用いただいております。

次に、109、110ページをお願いいたします。主な支出といたしましては、光熱水費のほか、汚泥くみ取り手数料、専門業者により行っております維持管理のための業務委託経費、施設改修工事費といたしまして、非常用発電装置などの交換工事、し渣脱水機等の設備のオーバーホールを行っております、メンテナンスに係る費用でございます。

以上、簡単ではございますけれども、環境保健課所管の決算につきまして詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、経済課長兼農業委員会事務局長、椎名信也君の説明を求めます。

経済課長兼農業委員会事務局長、椎名信也君。

[経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） それでは、経済課並びに農業委員会所管の決算につきましてご説明申し上げます。

最初に、73ページ、74ページをお開き願います。73ページの中段に2款総務費、5項統計調査費がございます。総額で60万200円の支出でありました。

最初に、1目統計総務費でございますが、7万8,200円の支出となりました。統計調査員確保対策事業に係ります支出でございます。

次に、2目統計調査費でございます。52万2,000円の支出となりました。前年対比315万6,000円ほどの減少でございます。これにつきましては、平成22年度に行われました国勢調査に係ります費用が減少の要因でございます。

主な支出内容でございますが、右側の備考欄に沿って説明させていただきます。経済センサス活動調査ですが、全産業分野における事業所及び企業の売上高や費用などの経理項目を調査し、日本の経済活動の実態を明らかにする調査で、平成24年2月1日現在で調査が行われております。調査員報酬が主な支出でございますが、51万7,000円の支出でございます。これら統計調査に係る経費につきましては、全額県からの統計調査委託金で賄われております。

次に、ページを大きくめくっていただきまして、109ページ、110ページをお願いいたします。5款労働諸費、1項労働諸費、1目労働諸費でございます。15万5,000円の支出となりました。内容です

が、館林地区職業訓練運営会補助金に7万5,000円の支出をいたしました。この補助金は、館林地区高等職業訓練校の運営を目的としております。また、中小企業を支える生徒の育成を主眼といたしました太田産業技術専門校に係ります太田職業能力開発推進協議会負担金の支出、労働対策事業の勤労者活動助成事業といたしまして、毎年町民生活向上のため、政策の制度要求と提言をいただいております連合群馬館林地域協議会助成金、また館林邑楽地区労働者福祉協議会助成金をそれぞれ3万円支出させていただきました。

次に、下段になりますが、6款農林水産業費につきまして、総額で9,375万618円の支出でございます。前年対比で131万円ほどの増額となりました。繰越事業費繰越額の欄に396万9,000円の計上がございますが、これにつきましては、農業活性化緊急基盤整備事業といたしまして、新福寺地内の農業用排水路工事を実施いたしました。

最初に、1目農業委員会費をご説明申し上げます。1,673万3,652円の支出となりました。全体の約75%が職員の人件費、農業委員さんの報酬などの支出となっております。

次のページ、111、112ページをお願いいたします。一般経費では、農家台帳や農地地図情報の管理に係ります電算業務委託料の支出、9行目にあります邑楽館林農業委員会協議会につきましては、農業委員会の健全な発展を図ることを目的といたしまして、1市5町で構成された協議会でございます。農業後継者団体助成金では、ちよの会に支援をしております。

次の農地調整事業につきましては、国有農地が5,200平米ほどございますが、その管理に係ります費用を支出させていただきました。その下の農地制度実施円滑化事業ですが、平成21年度の改正農地法以降、農業委員会の役割が重要となってきております。農地を守る役割といたしまして、農地パトロールあるいは農地利用状況調査を実施しておりますが、その手当など56万9,022円を支出させていただきました。緊急雇用創出事業では、臨時職員1名を雇用させていただいております。

下段にあります2目農業総務費につきましては、農政関係職員の人件費、JAと1市5町を構成員といたしまして、この地域の農業の課題に取り組むべく設立されました、生命を育む農業のまち邑楽館林推進協議会負担金の支出、また生活改善グループ等活動助成金の支出など、2,201万4,640円を支出いたしました。

最下段の3目農業振興費でございます。2,186万1,207円の支出となりました。前年対比1,537万円の減少でございます。

次のページ、113ページ、114ページをお願いいたします。減少理由につきましては、平成22年度で郡内で同様に支出させていただきました米の高温障害に係ります農業災害対策事業特別補助金1,129万円及び米価格安定対策事業補助金500万円の減額が主な要因でございます。

一般経費では、箱施薬防除補助金の支出、認定農業者協議会補助金、産業祭補助金、緑化組合補助金等団体の育成のため、また認定農業者等担い手育成のための補助金を支出しております。

次に、生産調整推進対策事業では、本町の基幹作物であります米づくりの補助金、米価格安定対策

事業補助金1,198万7,006円のほか、米の生産調整に要しました経費が主な支出でございます。

平成23年度の米の生産調整の実績でございますが、県からの配分面積が464ヘクタールほどございました。結果、主食用出納作付面積が489.9ヘクタールでございました。作付超過率105.6%、目標達成率は94.7%でありました。

中ほどの花いっぱい運動推進事業では、各行政区の区長さんにご協力をいただき、実施させていただきました。

次のアメリカシロヒトリ防除事業につきましては、年2回、各課、局職員の協力のもと、防除事業を実施しておりますが、薬品代の支出が主なものでございます。

有害鳥獣捕獲事業では、新福寺地内を中心にイノシシが目撃され、農作物の被害が報告されましたが、備品購入費といたしまして、イノシシの捕獲器を購入いたしました。関係者の協力によりまして、成獣2頭のほか、子供、ウリ坊を5頭捕獲したところ、その後目撃被害状況は報告されておられません。

次のページ、115、116ページをお願いいたします。上段にあります4日畜産業費では、34万5,000円の支出となりました。畜産環境保全組合補助金や家畜自衛防疫事業では、家畜伝染病予防法に基づき、ワクチン接種等の事業を行っております。家畜自衛防疫協議会へ15万円を補助いたしました。

5日農地費でございますが、2,657万7,419円の支出となりました。前年対比1,726万円ほどの増加となりました。小規模土地改良事業や、最初にお話し申し上げました繰越事業分の農業活性化緊急基盤整備工事が増加の要因でございます。

内訳の一般経費では、農地・水保全管理支払交付金事業負担金77万1,100円の支出であります。これは、農業者と非農業者とが一体となって地域の大切な資源である農地や農業用施設などの保全活動のほか、環境保全活動を行う組織に対し支援しておるわけでございますが、木崎クリーンクラブと桜内レインボークラブの2団体が活動しております。

利根大堰左岸に係る冬期通水推進連絡会につきましては、2市3町3土地改良区で構成されておまして、利根大堰左岸に係る用水路の冬期通水を行うことにより、農業用水の高度利用と冬場の水辺空間の環境保全及び多面的機能の向上を図っております。

その下、陸田組合等補助金につきましては、千代田町農業振興等に関する補助金交付要綱によりまして、陸田組合に電気料など30%以内で補助いたしました。

その下になりますが、小規模土地改良事業では、上中森地区の農道及び用水路工事に係ります経費を支出させていただきました。本体工事は今年度実施する予定でございます。

農地整備事業では、排水路や農道の改修、補修工事を実施しております。1,486万4,311円の支出であります。

用排水路等整備事業につきましては、待矢場用水にかかります新谷田川統合堰の塗装工事や繰越事業の農業活性化緊急基盤整備工事では、排水路2地区を補助率2分の1で実施いたしました。

次のページ、117、118ページをお願いいたします。上段の2項林業費でございます。621万8,700円

の支出でございます。保安林リフレッシュ事業負担金では、鍋谷字久保地区及び舞木字富士原地内の防風保安林の下草刈りや枝の間伐、除伐を県の事業主体で実施いたしました。その一部、6万1,000円を町で負担いたしました。

森林病害虫等防除事業では、総額で562万9,000円を支出させていただきました。松くい虫被害防除といたしまして、薬剤の樹幹注入に199万9,000円、松くい虫被害木伐倒処理委託料といたしまして363万円を支出いたしました。

森林ボランティア育成事業につきましては、ボランティア団体2団体に支援をいたしました。

最後に、緑化推進事業では、東西小学校の緑の少年団への補助金の支出であります。

次に、中ほどの7款商工費であります。1目商工総務費では、商工統計係の人件費の支出、また今年も開催予定でございますが、昨年9月26日に、東京の「ぐんまちゃん家」、群馬総合情報センターで初めて開催いたしました千代田町物産展に係ります費用21万円ほど支出させていただいております。これにつきましては、群馬デスティネーションキャンペーンの一環として開催させていただいたものでございます。商工会や植木後継者グループ、ガーデンスピリッツさんにご協力をいただきました。県観光協会負担金では5万円の支出でございます。

次のページ、119ページ、120ページをお願いいたします。2目商工振興費につきましては、2,665万1,000円の支出となりまして、前年対比2,062万8,000円の大幅な増額となりました。商工会関係補助事業では、商工会活動助成といたしまして576万円を支出いたしております。

次の商業施設誘致促進奨励事業は、千代田町商業施設誘致促進条例に基づき、新規で総額で2,039万5,000円を支出させていただきました。内訳につきましては、商業施設立地促進奨励金では、2社に1,420万7,000円、雇用促進奨励金は1名分、10万円、緑地設置奨励金は1社、8万8,000円、地球温暖化対策奨励金では2社に600万円を交付させていただきました。

その下になりますぐんま新技術・新製品開発推進事業では、新規事業で群馬県と連携し、中小企業者みずからが行う新製品、新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれるものを開発した場合、開発費の一部をぐんま新技術・新製品開発推進補助金交付要綱により予算の範囲内で補助するもので、平成23年度より中小企業振興といたしまして事業化をさせていただきました。1社に34万6,000円を支出いたしております。

次に、3目中小企業制度融資費につきましては、総額で82万7,168円の支出で、小口資金保証料補助金といたしまして79万6,668円の支出であります。

4目消費者行政費では、106万2,000円の支出となりました。消費生活対策事業といたしまして、98万7,000円の支出で、消費者被害防止のため広報つづり及び回覧板を作成し、配布させていただきました。決算書にはございませんが、平成23年度より消費生活相談を大泉町消費生活センターへ委託しております。

太陽熱利用温水器等設置費補助金では、3基分を補助いたしました。

大きく飛んでいただきまして、177ページ、178ページをお願いいたします。下段の11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目の農業用施設災害復旧費につきましては、支出がございませんでした。

以上、簡単ではございますが、経済課、農業委員会所管の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） ご苦勞さまでした。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時57分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

午前中に引き続き、課、局長の説明を続けます。

建設水道課長、石橋俊昭君の説明を求めます。

建設水道課長、石橋俊昭君。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） 建設水道課関係の決算につきまして詳細説明を申し上げます。

決算書の119ページ、120ページをお開き願いたいと思います。8款土木費でございます。総額で4億2,588万7,371円の決算額でございます。

初めに、1項1目土木総務費の支出済額は4,381万1,558円でございます。主な内容といたしましては、121ページ、122ページをお願いいたします。備考欄に記載してございます職員人件費では、建設水道課職員6名分の人件費を支出いたしました。

一般経費といたしましては、パート職員1名分の賃金と需用費及び各種協議会負担金を支出いたしました。

緊急雇用創出事業では、道路等公共施設環境美化パート職員2名分の人件費を支出いたしました。

木造住宅耐震診断者派遣事業では、群馬県建築士事務所協会と委託契約を結び、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅、在来軸組み工法で建築した地上2階以下を対象に、申請者5件の耐震診断業務委託料を支出いたしました。

次に、2項1目道路橋梁総務費では、支出済額628万7,409円でございます。主な内容といたしましては、備考欄に記載してございます道路愛護事業といたしまして、前年同様に各行政区へ道路愛護奨励助成金を支出いたしました。

法定外公共物管理事業及び道路台帳整備事業といたしまして、法定外公共物データ管理保守委託料及び道路台帳補正業務委託料を支出いたしました。

嘱託登記事業では、登記に必要な登記、登録等、各種証明手数料を支出いたしました。

123ページ、124ページをお願いいたします。土木工事積算事業といたしましては、土木工事設計積算のため、県からのシステム借上料を支出いたしました。

次に、2目道路維持費は、支出済額3,130万2,352円でございます。主な内容といたしましては、備考欄に記載してございます道路維持管理事業といたしまして、町道補修のためのグレーダーの機械借上料や舗装穴埋め用合材、敷き砂利、幅杭の原材料費をそれぞれ支出いたしました。

道路維持補修事業につきましては、町道17号線赤岩地内舗装補修工事ほか1路線の側溝改修工事を実施いたしました。

雑工事費及び環境整備工事費では、各行政区長より随時要望のございます緊急性を要する道路や側溝補修、側溝清掃等の工事費を支出いたしました。

また、街路樹管理委託事業では、町道11号線ほか11路線分の街路樹管理委託料及び高木剪定手数料を支出いたしました。

次に、3目道路新設改良費では、支出済額9,420万6,834円でございます。主な内容といたしましては、備考欄に記載してございます道路新設改良事業につきましては、町道4—105号線瀬戸井地内道路改良工事ほか1路線に係る測量設計業務委託料を支出いたしました。また、町道2—209号線赤岩地内道路改良工事ほか3路線に係る工事費を支出いたしました。

工作物等移転補償金では、町道2—209号線赤岩地内道路改良工事に伴う電柱移転費を支出いたしました。

都市計画道路整備事業では、都市計画道路赤岩新福寺線の用地買収に係る不動産鑑定委託料を支出いたしました。

公有財産購入費では、地権者5件9筆、1,191平米の用地買収費を支出いたしました。また、物件補償費では、地権者2件の建物や立木補償等を支出いたしました。

125ページ、126ページをお願いいたします。4目の橋梁維持費では、支出はございませんでした。

次に、5目渡船管理費では、支出済額755万9,533円でございます。主な内容といたしましては、備考欄に記載してございます一般経費といたしまして、渡船運航のための船夫2名分と利用者の安全確保のための補助員1名分の人件費を支出いたしました。渡船運営費では、渡船運航に必要な燃料代や、河川の増水による船着き場修繕料、渡船の検査手数料及び乗員、利用者の傷害保険、また洪水時の渡船待合小屋等移設委託料及び船舶用備品購入費を支出いたしました。

次に、6目用悪水路費は、支出済額8万5,500円でございます。備考欄に記載してございます基幹排水路維持管理事業といたしまして、赤岩地内サイホンの清掃手数料を支出いたしました。

次に、7目橋梁新設改良費では、支出総額1,992万9,000円でございます。備考欄に記載してございます橋梁新設改良整備事業といたしまして、町道28号線、萱野地内、ジョイフル本田北側で、館林市との境界付近、谷田川にかかります丑起橋拡幅整備に係る橋梁設計及び用地測量業務委託料でございます。

次に、3項1目河川総務費は、支出済額32万7,700円でございます。主な内容といたしましては、備考欄に記載してございます一般経費といたしまして、各種同盟会、協議会等への負担金、127ページ、128ページをお願いいたします。河川美化運動事業といたしまして、河川清掃奨励助成金を支出いたしました。

次に、4項都市計画費は、支出総額2億1,252万945円であります。初めに、1目都市計画総務費は、支出済額5,746万4,941円でございます。

主な内容といたしましては、備考欄に記載してございます一般経費といたしまして、町都市計画基本図のデジタル化業務委託料及び平成17年3月策定の町都市計画マスタープランを平成23年3月策定の上位計画となる町第五次総合計画との整合性を図るべく、町都市計画マスタープラン変更業務委託料を支出いたしました。また、各種同盟会、協議等への負担金を支出いたしました。

土地区画整理推進事業では、公共施設管理者負担金に関する覚書に基づき、舞木土地区画整理組合負担金と事業費の削減を図るため、国庫補助事業を活用した地籍整備推進調査費補助金を支出いたしました。

地籍整備推進調査費補助金は、区画整理区域内の出来形確認測量に係る国庫補助で、業務委託は組合発注となりますが、町が補助申請を行い、事業費の3分の1づつを国、町、組合で負担するものであります。ここに記載されております924万円は、事業費のうち組合の自己負担額3分の1を除いた3分の2に当たる国、町負担分をそれぞれ462万円を合わせた額となっております。なお、町負担分の462万円と舞木土地区画整理組合負担金の3,460万円を合わせた3,922万円が交換金という扱いになります。従いまして、町と組合といたしましては、国庫補助分462万円の費用削減が図れたものであります。

次に、2目公園整備事業費は、支出済額401万5,000円でございます。内容といたしましては、一般経費といたしまして協議会への負担金であります。利根川河川敷整備事業といたしましては、かわまちづくり支援事業のうち町整備区分の利根大堰周辺整備に係る調査設計業務委託料でございます。

次に、3目公園管理費は、支出済額2,403万8,024円でございます。129ページ、130ページをお願いいたします。主な内容といたしましては、備考欄に記載してございます一般経費といたしまして、なかさと公園を初め公園管理のための臨時職員1名とパート職員1名の人件費を支出いたしました。公園管理費といたしましては、公園関係の光熱水費及び施設等の修繕料を支出いたしました。また、各公園の高木剪定手数料及び公園緑地維持管理委託料、遊具保守管理業務委託料、シルバーからの公園管理業務作業員派遣委託料を支出いたしました。公園補修等工事費では、なかさと公園ローラースライダーのローラー交換や遊具塗装工事費等を支出いたしました。

次に、4目公共下水道費は、支出済額1億2,700万円でございます。内容といたしましては、公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

次に、5目東部住宅団地建設費は、支出済額2,980円で、消耗品購入費でございます。

131ページ、132ページをお願いいたします。次に、5項1目住宅管理費は、支出済額985万6,540円です。主な内容といたしまして、備考欄に記載してございます職員人件費といたしまして、職員1名分の人件費を支出いたしました。

住宅維持管理事業といたしましては、町営住宅の修繕料、雑排水処理槽清掃手数料を支出いたしました。

業務委託料では、長良団地、里東団地の耐震診断業務委託料を支出いたしました。なお、耐震診断は、群馬県建築士事務所協会に委託し、結果は耐震性ありという診断結果でありましたことをご報告させていただきます。また、駒形団地、長良団地敷地借地料及び長良団地、里東団地の住宅補修工事費を支出いたしました。

大きくページめくっていただきたいと思いますが、177ページ、178ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、幸いにも大きな災害がございましたので、本年度も支出はございませんでした。

最後になりますが、181ページ、182ページをお願いいたします。13款3項1目開発公社費でございますが、西邑楽土地開発公社運営費補助金として、前年同様30万円を支出いたしました。

以上で建設水道課所管の決算につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、教育委員会事務局長、高橋充幸君の説明を求めます。

教育委員会事務局長、高橋充幸君。

[教育委員会事務局長（高橋充幸君）登壇]

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） それでは、最後になりますが、教育委員会関係の決算説明を申し上げます。

決算書の133、134ページをお開きください。下のほうになりますが、10款教育費がありまして、右側のページの支出済額を見ていただきますと、合計では11億4,160万2,356円となっており、前年度に比べますと2億5,324万4,231円、28.5%の増加となっております。増額要因としましては、西幼稚園建設工事や東幼稚園、小中学校へのエアコン設置工事の支出が主なものとなっております。

左側を見ていただきますと、第1項が教育総務費です。最初に1目教育委員会費として、教育委員会関係の支出、また次の2目事務局費では、人件費が主な支出となっております。

次の135、136ページをお開きください。中段になりますが、3目奨学金がありまして、経済的に進学が困難な方へ奨学金貸付事業の支出となっております。

次に、4目教育研究所費です。右側備考欄を見ていただきますと、最初が一般経費で、次が教育研究奨励事業がありまして、臨時補助教員賃金では、細やかな教育を行うために、小中学校に学習指導助手、マイタウンティーチャーを配置しております。

次の特別支援教育支援員賃金につきましては、幼稚園、小中学校で支援の必要な子供に対して支援

員を配置し、手厚い教育を行っております。

1行飛びますが、心の教室相談員賃金では、小中学校3校全校に相談員を配置し、児童生徒の心に寄り添った相談事業を行っております。

次のページ、137、138ページをお開きください。第2項小学校費です。右側の備考欄を見ていただきますと、学校運営費としまして東小学校運営事業、次の140ページになりますが、右側備考欄に西小学校運営事業があります。東西小学校の運営管理に必要な支出としまして用務員、図書司書の臨時職員賃金、消耗品費、光熱水費、コンピューター機器使用料が主な支出となっております。

ページが飛びますが、141、142ページをお開きください。右側備考欄上段になりますが、学校管理運営事業がありまして、東小学校施設管理事業、中段になりますが、西小学校施設管理事業がありまして、ともに剪定手数料や保守管理に必要な警備保障、電気設備保守点検委託料が主な支出となっております。

備考欄の下のほうですが、東小学校施設整備事業、西小学校施設整備事業が次の144ページ上段にかけて記載されておりますが、ともに主な支出としましては、施設改修工事費（繰越事業分）としまして、普通教室のエアコン設置工事の支出となっております。

144ページですが、備考欄2つ目の事業になりますが、西小学校災害復旧事業としまして、東日本大震災で被害を受けました西小学校屋上の受水槽交換工事の支出となっております。

このページの中段からは、2目の教育振興費としまして、右側の備考欄では、教育振興事業、教師用、児童用の図書購入費が主な支出となっております。

就学奨励事業では、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費が主な支出となっております。

次に、145、146ページをお開きください。第3項中学校費です。右側の備考欄を見ていただきますと、学校運営費、千代田中学校運営事業としまして、中学校の運営に必要な支出としまして、用務員、図書司書の臨時職員賃金、消耗品費、光熱水費、コンピューター機器使用料、管理用備品購入費が主な支出となっております。

次の147、148ページをお開きください。右側備考欄上段になりますが、学校管理運営事業、その下で施設管理事業としましては、剪定手数料、警備保障や電気設備保守点検の委託料が主な支出となっております。

中段になりますが、施設整備事業では、施設補修工事費（繰越事業分）としまして普通教室のエアコン設置工事費の支出、その下の施設改修等工事費では、中学校校舎の2階内部塗装、東トイレ、東面外壁改修工事等の支出となっております。

このページの下の方になりますが、2目教育振興費で、右側備考欄を見ていただきますと、教育振興事業としまして、教材用備品購入費、生徒用図書購入費が主な支出となっております。図書購入費ですが、東西小学校にもありましたが、生徒用図書購入費（繰越事業分）につきましては、国の交付金を22年度に予算を確保し、23年度に繰り越した分の支出で、各小中学校とも50万円ずつ図書購入

費が増額となっております。

その下の就学奨励事業では、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費が主な支出となっております。

次に、149、150ページをお開きください。右側の備考欄を見ていただきますと、最初が職員人件費です。第4項の幼稚園費になります。次に、幼稚園運営費では、東西幼稚園の運営に必要な臨時職員賃金、光熱水費が主な支出となっております。

次に、151、152ページをお開きください。右側備考欄の中段になりますが、保育推進事業がありまして、その次に施設管理事業があります。施設管理事業としましては、東幼稚園では警備保障委託料や施設改修工事費（繰越事業分）としまして、エアコン設置工事費が主な支出となっております。備考欄下のほうになりますが、西幼稚園施設管理事業では、警備保障や遊具保守管理業務の委託料が主な支出となっております。

次に、153、154ページをお開きください。右側備考欄上段ですが、施設整備事業になりますが、東幼稚園施設整備事業としまして、施設補修工事費では、駐車場舗装工事費が主な支出となっております。

次の西幼稚園施設整備事業としまして、中段になりますが、施設改修工事費（繰越事業分）では、西幼稚園建設工事費の支出、それからその下の施設補修工事費では、駐車場舗装工事費が主な支出となっております。

このページの下の方になりますが、左側で5項社会教育費、1目社会教育総務費があります。右側備考欄を見ていただきますと、最初が職員人件費、次のページになりますが、156ページ上段では一般経費としまして、社会教育委員報酬が主な支出となっております。

次に、地域社会教育活動総合事業では、地域社会教育活動事業としまして、子供学習支援事業やヤングセミナー関係の支出となっております。中段では、女性セミナー事業の支出となっております。下のほうになりますが、生涯学習推進事業がありまして、講師謝礼、IT講習会の委託料、文化協会への補助金が主な支出となっております。

次に、157、158ページをお開きください。備考欄最初の事業としましては、文化祭事業、文化祭関係の支出です。次に、高齢者教室事業の支出となっております。備考欄中段になりますが、子ども会育成会推進事業としまして、子ども会関係の支出、次に青少年教育推進事業では、成人式や青少年健全育成事業の支出となっております。

次に、159、160ページをお開きください。中ほどになりますが、2目人権教育費です。右側のページ、備考欄では、一般経費、次に集会所管理運営費では、施設の修繕料や集会所管理補助金が主な支出となっております。

その下の人権教育推進市町村事業では、一番下のほうになりますが、集会所指導事業としまして、各集会所で行われる人権教育推進事業の講師謝礼が主な支出となっております。

次の161、162ページをお開きください。3目文化財保護費では、右側備考欄の一般経費の文化財保

存事業費補助金としまして、赤岩光恩寺で所蔵する国指定重要文化財「銅五種鈴」を保存する建物の防火、セキュリティー対策工事費の町負担分の支出となっております。

このページ中段になりますが、4目図書館費となります。右側の備考欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に図書館管理運営費では、臨時職員賃金、電算機器保守委託料、情報機器使用料が主な支出となっております。

次の163、164ページをお開きください。右側備考欄ですが、図書館資料購入費として、図書や視聴覚資料の購入費、その下には図書館施設管理事業がありまして、修繕料や警備保障委託料、施設増改修工事費（繰越事業分）では、図書館のトイレ改修工事を行っております。

中段になりますが、5目町民プラザ費です。右側備考欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に一般経費が、次の166ページにかけて臨時職員賃金が主な支出となっております。

165、166ページをお開きください。右側備考欄の最初の事業、町民プラザ施設管理事業では、町民プラザの管理運営に必要な光熱水費、下のほうになりますが、空調機器保守、舞台音響設備保守管理業務の委託料、下から8行目になりますが、施設補修工事費（繰越事業分）では、ホール舞台照明設備部品交換修繕工事費が主な支出となっております。

備考欄最下段になりますが、町民プラザ施設整備事業、町民プラザ震災復旧事業施設改修工事費（繰越事業分）では、東日本大震災で被害に遭った町民プラザホールの補修工事費となっております。

次の167、168ページをお開きください。第6項保健体育費、1目体育総務費です。右側備考欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次の一般経費では、体育協会への補助金が主な支出となっております。

備考欄中段では、スポーツ振興事業がありまして、次の170ページにかけまして町民体育祭、県民スポーツ祭を初め、各種スポーツ大会、教室の支出となっております。

169、170ページをお開きください。中段になりますが、2目体育施設費があります。右側備考欄では、最初に社会体育施設管理事業としまして、町民体育館の光熱水費が主な支出となっております。

備考欄最下段になりますが、社会体育施設震災復旧事業では、次の172ページ、備考欄上段に施設補修工事費（繰越事業分）としまして、東日本大震災による町民体育館の被害の復旧工事費の支出となっております。

このページ中段からですが、3目総合体育館・温水プール費です。右側備考欄を見ていただきますと、最初の一般経費では、臨時職員賃金、印刷機使用料が主な支出となっております。

中段では、総合体育館・温水プール施設管理事業としまして、燃料費が主な支出となっております。

次に、総合体育館・温水プール施設管理事業としましては、光熱水費、次のページ、174ページ、上段では、総合体育館・温水プールの清掃委託料、中ほどでは平成23年6月より利用時間の拡大を図りましたプール監視等業務を民間に委託した委託料が主な支出となっております。

下のほうですが、4目給食センター費です。右側備考欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、

次に共同調理場施設運営費では、臨時職員賃金、光熱水費、給食材料費、次の176ページ、上段ですが、12行目になりますが、給食用設備使用料が主な支出となっております。

このページ、備考欄中段ですが、共同調理場施設管理事業では、高窓等清掃委託料、施設用ボイラー使用料、下のほうになりますが、施設改修工事（繰越事業分）ではエアコン設置工事費が主な支出となっております。

このページの最下段ですが、5目運動場管理費です。次の177、178ページをお開きください。右側備考欄を見ていただきますと、東部運動公園施設管理事業では、緑地管理委託料の支出や、中ほどの用地購入費としましては、サッカー場の西側の土地につきまして、所有者から売り渡しの承諾が得られましたので、駐車場用地として購入した費用となっております。

次に、サッカー場施設管理事業では、緑地管理委託料、サッカー場の管理が主な支出となっております。

最後に、緊急雇用創出事業では、東部運動公園の草刈りなど臨時職員を2名採用し、その賃金が主な支出となっております。

なお、細かな事業内容につきましては、平成23年度決算資料に記載がありますので、後でご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、教育委員会関係の決算説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 以上で平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算についての各課長、局長の詳細説明を終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） 以上で本日の日程を終了いたします。

あす7日金曜日は、午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時33分）

平成24年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成24年9月7日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第 2号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 3号 平成23年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 4号 平成23年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 5号 平成23年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 6号 平成23年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君

經濟課長 兼農業委員局長 兼事務局長	椎 名 信 也 君
建設水道課長	石 橋 俊 昭 君
會計管理課長 兼會計課長	宗 川 正 樹 君
教育委員會長 兼事務局長	高 橋 充 幸 君
農業委員會會長	服 部 慎 衛 君
監 查 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 和 男
書 記	小 林 良 子
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○認定第2号～認定第6号の説明

○議長（細田芳雄君） 昨日6日の一般会計の説明に引き続き、各課長から特別会計並びに水道事業会計の詳細説明を求めます。

初めに、平成23年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び平成23年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算並びに平成23年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について、住民福祉課長、塩田稔君の説明を求めます。

住民福祉課長、塩田稔君。

[住民福祉課長（塩田 稔君）登壇]

○住民福祉課長（塩田 稔君） おはようございます。それでは、住民福祉課所管の特別会計につきまして説明申し上げます。

初めに、千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明申し上げます。平成24年3月31日現在におきます加入者は、1,886世帯で3,629の方が加入しております。国民健康保険への加入率は30.5%で、ここ数年同様の加入率となっております。

では、事項別明細書によりましてご説明申し上げます。201ページ、202ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入ですが、1款1項国民健康保険税ですが、一般、退職を合わせまして3億2,144万3,756円となりました。調定額に対する収納率は、一般の現年度分が91.28%、退職者の現年分が98.52%となり、現年分は一般と退職を合わせると前年度比1.11%増の収納率となりましたが、滞納繰り越し分を含めた全体の収納率は、前年比0.6%増の71.06%となりました。不納欠損につきましては、滞納繰り越し分の保険料でございまして、財産調査や生活実態調査を実施し、また所在不明等によりまして43名、82件の欠損処理をいたしました。

203ページ、204ページの3款1項の国庫負担金は3億5,023万2,851円となりました。1目、2目及び3目の負担金につきましては、国の負担分がそれぞれ交付となりました。

2項の国庫補助金につきましては、205ページ、206ページへ続いておりますが、1目の財政調整交付金は、市町村間の財政力格差による不均衡や特別事情による調整として交付されたものでございます。また、2目の出産育児一時金は、概算交付として16件分を交付いただいたものでございます。

4款の療養給付費交付金は8,679万円となり、前年比1,027万9,000円の減となっておりますが、退

職被保険者の医療費支出に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付となっております。

5 款の前期高齢者交付金は、65歳から74歳の医療費状況により交付されるものですが、前々年度の精算額と23年度の概算額を合わせた金額が交付されたもので、1,975万2,687円の減となっております。

6 款の県支出金、1 項県負担金ですが、1 目及び2 目の負担金につきましては、各事業に対しまして国の負担分がそれぞれ交付となり、207ページ、208ページの2 項県補助金では、1 目の財政健全化補助金並びに2 目の財政調整交付金として、福祉医療費国庫負担金の削減分並びに県の財政調整交付金としてそれぞれ交付されております。

7 款の共同事業交付金では、1 目の共同事業交付金については、1 件80万円超えの医療費を対象とし、2 目の保険財政共同安定化事業交付金については、1 件30万円超えから80万円までの医療費を対象とした交付金が国保連合会からそれぞれ交付されたものでございます。

209ページ、210ページの9 款1 項1 目の一般会計繰入金ですが、前年度比2,462万4,260円の増の1 億4,822万455円となりました。1 節及び2 節の保険基盤安定に係る繰入金のほか3 節の職員人件費や事務費、4 節の出産育児一時金、5 節の財政安定化事業につきましては、国から示された基準により、法定繰り入れ分として繰り入れをさせていただいたものでございます。6 節のその他一般会計繰入金につきましては、福祉医療費国庫負担削減分並びに医療給付費の財源不足の補填といたしまして1,420万2,366円増の7,670万2,336円の繰り入れとなりました。

10 款の繰入金につきましては、前年度の繰入金の受け入れとなっております。

211ページ、212ページをお開き願いたいと思います。11 款の諸収入では、446万円ほど減額となっておりますが、2 項の雑入における一般被保険者第三者行為納付金が主に減額となっております。

次ページに進んでいただきたいと思います。以上、収入総額は、前年度比5,457万6,505円増の13億8,301万3,703円となりました。

次に、歳出でございますが、215ページ、216ページをお開き願いたいと思います。1 款1 項総務管理費は、前年比337万円ほど増となっておりますが、主な要因は職員人件費及びレセプト点検事業費がそれぞれ増となっております。

2 項の徴税费ですが、国保税の算定に係ります電算業務委託料並びに収納対策パート職員の人件費等となっております。

217ページ、218ページの3 目の運営協議会費ですが、国保運営協議会を2 回開催いたしまして、協議会委員の報酬等となっております。

次に、2 款の保険給付費ですが、8 億4,414万5,556円となりまして、前年比3,914万9,619円、率にして4.9%の増となっております。

1 目の一般被保険者療養給付費は、74歳以下の方に係るもので、6 億6,752万8,099円となりまして、前年比2,875万2,905円、率にして4.5%の増となっております。

2 目の退職被保険者等療養給付費、3 目の一般被保険者療養費、次に次ページの5 目の審査支払手

数料につきましては、前年比若干の増となっております。

2項の高額療養費につきましても、1目の一般被保険者分が230万円ほど増、2目の退職被保険者分が182万円ほどの増となりました。

221ページ、222ページをお開き願います。4目の出産育児諸費ですが、16件の支給対象がございまして、第5項の葬祭諸費につきましては18件分の支出となっております。

次に、3款の後期高齢者支援金等ですが、1億6,387万2,969円となりまして、前年比1,420万3,435円、率にして9.5%の増となっております。増額の要因は、社会保険診療報酬支払基金へ支払います、1目の後期高齢者支援金の増によるものです。後期高齢者医療制度の医療費は、ゼロ歳から74歳の被保険者により集めた保険料で給付費の4割相当に充当されることになっているもので、支払基金を通じて全国の広域連合の運営に充当されるものでございます。

223ページ、224ページをお開き願いたいと思います。下段になりますが、6款の介護納付金は8,136万32円となりまして、前年比725万円、率にして9.8%の増となっております。社会保険診療報酬支払基金へ支払いますが、40歳から64歳の介護保険2号被保険者は、介護給付費の約30%を負担するもので、納付金は支払基金を通じて全国の市町村、介護保険者の給付費等に充当されるものでございます。

225ページ、226ページをお開き願いたいと思います。7款の共同事業拠出金ですが、1億4,059万7,147円となりまして、前年比29万円ほどの増となっております。

1目の高額医療費共同事業医療費拠出金と、4目の保険財政共同安定化事業拠出金は、県下市町村の保険者が加入し、急激な医療費負担増による財政影響の緩和を目的に県国保連合会へ拠出し、対象医療費実績に応じて交付金が再配分される仕組みとなっております。

227、228ページをお開き願いたいと思います。8款の保健事業費ですが、1,107万2,372円となりました。特定健康診査事業は、40歳から74歳を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診と生活習慣病予防の健診として1,283名の方の受診がございました。この結果に基づきまして、特定健康指導事業では、これらの予備軍とされる方の対象から14名の申し込みを受け、6カ月間の保健指導を行いました。

2項の健康事業費では、医療費に係りますパンフレットの印刷費。人間ドック受診では53名の方に補助金を交付。また、健康祭り事業では、11月に保健センターで行われましたが、国保制度の周知パンフレットの作成費となっております。また、677件のご利用をいただいた健康ダイヤルの電話健康相談事業の経費を支出しております。

229ページ、230ページをお開き願いたいと思います。11款の諸支出金ですが、1項1目及び2目の一般と退職の保険税還付金では、国保から社会保険加入等の資格変更に伴います国保税の還付金、3目の一般被保険者償還金では、補助金や交付金の概算受け入れに伴う精算返還金として支出してございます。

231、232ページをお開き願いたいと思います。下段になりますが、4項の繰出金4,000万円につき

ましては、一般会計から国保会計の財源補填といたしまして法定外繰り入れをいただきましたが、繰越金が生ずることができましたので、次年度の補助金や交付金の返還予定額を差し引いた残りの金額を一般会計へ戻させていただくために繰り出したものでございます。

233、234ページをお開き願いたいと思います。以上、歳出合計は、前比7,552万9,813円の増の13億3,148万2,185円となりました。歳入歳出差引残額5,153万1,518円となりまして、実質収支額も同様となっております。

次に、千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。241ページ、242ページをお開き願いたいと思います。平成24年3月31日現在におきます被保険者数は1,359名、人口比で11.7%を占め、前年比同率となっております。事業の運営主体は群馬県後期高齢者医療広域連合で行っておりますが、町の役割は、保険料の徴収、各種窓口申請の受け付け業務、保険証の受け渡しや相談業務等となっております。

では初めに、歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料ですが、総額で4,909万2,100円の収入となりました。特別徴収と普通徴収を合わせた収納率は、調定額に対して99.9%となっております。

2款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となりますが、1項1目の事務費繰入金は670万510円となりましたが、町並びに広域連合への事務費の繰入金となっております。

2目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する一般会計からの繰り入れとなっております。

3款の繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

4款の諸収入ですが、243、244ページをお開き願いたいと思います。3項1目の受託事業収入では、長寿医療健診事業並びに人間ドック助成事業に係る費用を広域連合から受け入れたものでございます。本来、保険者であります広域連合が健診の実施主体として行うものでございますが、効率性や検診受診者への利便性を考慮いたしまして、町が受託実施する形式をとってございます。

以上、歳入総額は8,303万7,527円となりました。

続きまして、245、246ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、前年比14万4,579円増となりましたが、広域連合への負担金の増が主な要因となっております。

1款の総務費では、1項1目の一般管理費では保険証や健診未受診者通知の郵送料、長寿医療健康診査費用委託料が主な支出となっておりますが、健診には498名の方が受診され、受診率は36.97%でございました。また、7名の方が人間ドックを受診され、1件1万5,000円の助成をいたしました。

2項1目の徴収費では、保険料の通知に係る電算委託料が主な支出となっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金では7,574万9,573円を支出いたしましたが、内訳といたしましては、保険料に係る負担金として4,976万7,200円、保険基盤安定分として2,121万3,390円、広域連合への共通事務費といたしまして476万8,983円の支出となっております。

3款の諸支出金では、247、248ページをお開き願いたいと思います。保険料過年度分によるもので、

被保険者の死亡や所得状況変更などに伴い、保険料額に変更が生じた際における保険料還付金や還付加算金の支出となっております。

以上、歳出総額は8,016万5,388円となりました。歳入歳出差引残額287万2,139円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明申し上げます。

平成24年3月31日現在におきます被保険者数は2,689人、人口比率で22.6%を占めておりまして、前年比114人の増となっております。また、認定申請件数につきましては、新規、更新を合わせまして432件。うち要介護、要支援認定件数が412件となっております、前年比25件の増となっております。

255、256ページをお開き願いたいと思います。1款の介護保険料ですが、収入済額1億2,436万9,500円でございます、前年比216万200円の増となり、収納率は96.4%、前年比0.2ポイントの減となっております。

3款の国庫支出金は、前年比126万9,654円増の1億7,115万9,259円となりました。1項1目の介護給付費負担金は、標準給付費のうち施設サービス分給付費の法定割合の15%分、その他のサービス分の給付費の20%分の財源として充当しております。

2項の国庫負担金ですが、1目の調整交付金は標準給付費の5.37%の割合が交付されました。

257、258ページをお開き願いたいと思います。2目の地域支援事業交付金は介護予防事業費の25%分、3目の地域支援事業交付金につきましては、包括的支援事業・任意事業費の40%分の交付金となっております。

4目の介護保険事業費補助金につきましては、国からのシステム改修の情報がおくれて、平成24年度に繰り越しいたしましたので、平成23年度の収入はございませんでした。

次に、4款の支払基金交付金ですが、40歳以上65歳未満の医療保険加入者の介護納付金でございます、1目の介護給付費交付金は標準給付費の30%分、2目の地域支援事業支援交付金は介護予防事業費の30%分です、合計では前年比37万円ほどの減となっております。

5款の県支出金ですが、前年比301万7,483円の増の1億1,092万8,027円となりました。1項の県負担金では、介護給付費負担金として、保険給付費のうち施設サービス分給付費の17.5%分、その他のサービス分の給付費の12.5%分の財源として交付されております。

259ページ、260ページの3項でございますが、県補助金では、1目の地域支援事業交付金といたしまして介護予防事業費の12.5%分、また包括的支援事業・任意事業費の20%分が交付されております。

6款の財産収入は、介護保険基金の預金利子となっております。

7款の繰入金ですが、1項1目の介護給付費繰入金、261、262ページをお開き願いたいと思います。2目並びに3目の地域支援事業繰入金につきましては、各事業に係ります事業費に対し、それぞれの負担割合に応じまして一般会計から繰り入れをいたしました。

4目のその他一般会計繰入金は、職員人件費並びに事務費の受け入れとなっております。

2項1目の介護保険基金繰入金では、保険給付費及び地域支援事業費に対する保険料収入の不足分についての基金取り崩しによる繰り入れとなっております。

8款の繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

263、264ページの9款の諸収入、3項3目の雑入ですが、生活保護を受給し医療保険に加入していない65歳未満の第2号被保険者にかかりました認定審査の費用に対しまして、県の実費負担分の収入となっております。

以上、歳入総額は8億1,469万1,132円となりまして、前年比783万円ほどの増となっております。

続きまして、歳出でございますが、265、266ページをお開き願いたいと思います。1項の総務費ですが、前年比436万8,636円の増の2,905万2,972円となりました。

1目の一般管理費、備考欄の上から3つ目の事業の介護保険事業計画事業では、3年ごとの見直しによりまして、平成24年度から3年間を計画期間といたします第5期計画を策定いたしました経費が主な増となっております。一般管理費の職員人件費のほか介護保険事業の運営に係ります経費となっておりますが、介護保険システムの電算機器の使用料等が主な支出となっております。

2項1目の賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係ります介護保険システムの電算業務委託料が主な支出となっております。

3項の認定調査等費並びに267、268ページの4項の運営協議会費につきましては、前年同様の内容となっております。

5項の趣旨普及費では、第5期事業計画の見直しによりまして、制度の情報提供を行うため、介護保険制度のパンフレットを作成いたしまして毎戸配布いたしました。介護保険事業の情報提供という形で配布させていただきました。

2款の保険給付費では、前年比1,790万増の7億2,119万9,585円の支出となりました。

まず、1項の介護サービス等諸費ですが、要介護と認定された方の給付費であります。269ページ、270ページをお開き願いたいと思います。1目の在宅介護サービス給付費は、訪問介護やデイサービス等の居宅サービスですが、延べ4,082件の給付費、3目のグループホーム等の地域密着型サービス給付費は延べ166件の給付額、5目の施設介護サービス給付費は延べ1,274件の給付額となっております。

271、272ページをお開き願いたいと思います。7目の居宅介護福祉用具購入給付費は27件分、8目の居宅介護住宅改修給付費は20件分、9目の居宅介護サービス計画給付費は2,229件分の支出となっております。給付額の合計につきましては、前年比705万円ほどの増となっております。

次に、2項の介護予防サービス等諸費ですが、要支援と認定された方の給付費であります。延べ1,038件の利用で1,881万8,114円の支出となりました。

1目の介護予防サービス給付費は、ヘルパーの派遣等の予防のためのサービスですが、延べ557件

の利用となっております。

273、274ページをお開き願いたいと思います。5目の介護予防福祉用具購入費では2件分、6目の介護予防住宅改修費では4件分、7目の介護予防サービス計画給付費はケアプランの作成に係るもので、延べ475件の支出となっております。給付費を合計いたしますと、前年比98万円の増となっております。

3項その他諸費でございますが、275、276ページをお開き願いたいと思います。1目の審査支払手数料として延べ8,583件の支払いを行いました。

4項1目の高額介護サービス等費につきましては延べ1,129件で、前年比180万円ほどの増となっております。

5項1目の特定入所者介護サービス等費につきましては、短期入所を含みます施設入所時の食費や住居費につきましては、低所得の方が施設利用が困難にならないように、所得に応じまして限度額を超える部分を給付する内容でございますが、延べ901件分で前年比797万円の増額となっております。

277、278ページをお開き願いたいと思います。6項1目の高額医療合算介護サービス等費では36件分の支出となっております。

次に、3款の地域支援事業費ですが、2,877万3,218円の支出となりました。1項1目の介護予防事業費は、要介護や要支援になるおそれのある方を対象とする事業費でして、主なものといたしましては、業務委託料では財団法人群馬県健康づくり財団に委託し、基本チェックリスト実施者1,028人を対象とした生活機能評価事業、また生活機能評価で抽出された第2次予防事業対象者を対象として、自立支援サービスセンターへ委託しているデイサービス事業の委託料が主なものとなっております。

279、280ページをお開き願いたいと思います。備考欄の上から13行目でございますが、住民主導型介護予防事業委託料として支出いたしました。23年度は2行政区の公民館において介護予防教室を開催し、月2回の自主活動を継続していただいております。

2項1目の包括的支援事業・任意事業費ですが、主な支出といたしましては、地域包括支援センター職員2名の人件費のほか、包括的支援事業費では支援事業に必要な包括支援センターシステムの使用料が主な支出となっております。また、任意事業では、日常生活の助言、指導の支援が必要な高齢者宅への訪問を行っております生活指導員派遣事業の委託料や、要介護度4並びに5の家族を自宅で介護している方に家族介護慰労金として3件分支出してございますが、その経費となっております。

次に、4款の基金繰入金ですが、基金の利子を基金に積み立てるための支出でございます。

5款の諸支出金では、1項1目の還付加算金は保険料の還付金の支出でございます。

2目の償還金につきましては、平成22年度事業に係ります国庫負担金等の交付金の精算還付金となっております。

2項1目の繰出金につきましては、22年度の一般会計からの繰入金のうち総務費の余剰分を一般会計へ繰り戻すものでございます。

以上、歳出総額は7億9,676万1,692円になりまして、前年比849万円ほどの増となっております。

歳入歳出差引額は1,792万9,440円ですが、繰越明許費繰越額が113万4,000円でございます、実質収支額は1,679万5,440円となりました。なお、基金の決算年度末残高は275万1,613円となっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 次に、平成23年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、環境保健課長、野村真澄君の説明を求めます。

環境保健課長、野村真澄君。

[環境保健課長（野村真澄君）登壇]

○環境保健課長（野村真澄君） おはようございます。それでは、環境保健課所管の下水道事業特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書の291、292ページ、事項別明細書をお開き願います。最初に、歳入から申し上げます。

第1款分担金及び負担金でございますけれども、収入済額405万円、現年度滞納分合わせまして49件分の収入でございます。内容につきましては、都市計画法の規定でございます公共下水道事業費用に充てるため、公共ますを設置いたしました受益者からいただく負担金でございます。

続きまして、第2款使用料及び手数料でございますけれども、収入済額1,869万2,411円でございます。まず、第1項使用料につきましては1,865万411円でございますけれども、2カ月に1回水道料と合わせて納めていただいております、延べ2,667件分の現年度と滞納分を合わせたものでございます。

第2項手数料でございますけれども、4万2,000円となります。これは、新規の指定工事店への証交付手数料2件並びに排水設備工事検査手数料22件分の収入でございます。

第3款の国庫支出金でございますけれども、2,300万円の歳入でございます。これは、社会資本整備総合交付金のうち下水道事業に係る国庫補助金で、補助率は50%でございます。

次のページをお願いいたします。4款県支出金でございますけれども、下水道費県補助金といたしまして20万円。これは、町単独事業の3%について県が補助するものでございます。

続きまして、第5款繰入金1億2,300万円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

6款の繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

7款の雑収入でございますけれども、排水設備工事責任技術者試験事務受託金といたしまして、下水道協会群馬県支部からの収入でございます。

8款町債でございますけれども、次のページをお願いいたします。下水道事業債といたしまして、公共下水道整備事業債の補助分及び単独分、そして流域下水道整備事業債の補助分それぞれ借り入れたものでございます。

以上、歳入合計は2億1,355万9,099円、前年度比99.7%でございます。

次のページ、297、298ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、ページ右の備考欄に基づき説明をさせていただきます。

第1款総務費、第1項総務管理費でございますけれども、支出済額1,578万6,616円の支出でございます。主な支出につきましては、職員人件費2名分のほか一般経費といたしまして、電算業務や使用料徴収などの委託料のほか、下水道に接続する際の浄化槽廃止補助金、こちらは1件でございます。

続きまして、第2款事業費、第1項公共下水道費でございます。支出済額9,693万7,840円でございます。

次のページをお願いいたします。事業内容でございますけれども、管渠整備事業といたしまして赤岩地内の光恩寺南側のほうに位置しております区域において、推進工事2本と開削工事5本の計483.9メートルの管渠整備を行ったほか、それに伴います上水道の切り回し工事の費用でございます。また、管渠管理費では、下水道台帳の整備、管路のテレビ調査を行い、下水道管路施設補修工事といたしましてマンホール補修、舗装の補修工事を行っております。

続きまして、第2項流域下水道費の支出済額につきましては2,022万7,000円でございますけれども、利根川左岸流域下水道西呂楽処理区における建設事業費及び維持管理費に対する負担金を支出しております。

第3款公債費でございますけれども、支出済額は8,025万1,297円でございます。

次のページ、301、302ページをお願いいたします。内容につきましては、長期債の元金及び利子の償還金として支出いたしました。

第5款、一番下でございますけれども、諸支出金の繰出金につきましては、22年度に余剰金として繰り越しました金額を一般会計に繰り出したものでございます。

以上、歳出合計2億258万6,753円で前年比99.1%、歳入歳出差し引き残高は1,097万2,436円となり、24年度へ繰り越すものでございます。

以上、千代田町下水道事業特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、平成23年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算について、建設水道課長、石橋俊昭君の説明を求めます。

建設水道課長、石橋俊昭君。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） おはようございます。それでは、最後となりますが、建設水道課所管、水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書の319ページをお開き願いたいと思います。水道事業会計収益費用明細書でございます。初めに、収入についてご説明を申し上げます。

第1款事業収益の総額につきましては、2億3,433万1,426円でございます。主な収益といたしまし

ては、1項営業収益におきましては、1目の給水収益の水道使用料及び3目その他営業収益の新規加入金並びに館林地区消防組合からの消火栓管理負担金等でございます。

2項の営業外収益では、1目受取利息の定期預金利子でございます。

次に、320ページ、321ページをお願いいたします。次に、支出についてご説明申し上げます。

第1款事業費用の総額につきましては、2億4,270万8,317円でございます。主な費用といたしましては、1項営業費用におきましては、1目原水及び給配水費では、施設の電気保安業務及び浄水場設備の管理業務委託料や漏水修理及び水源施設修理等のメンテナンス費用のほか、滅菌用の次亜塩素代、水道施設電気料、県営水道受水代等でございます。

次に、3目総係費でございますが、主な費用といたしましては、職員4名分の人件費及び水道検針員4名分の賃金、321ページ側になりますが、電話料、郵便料、各帳票の印刷代、水道会計システム保守委託料、それからパソコン及び会計システム賃借料、各組合・協会への負担金、保険料等でございます。

次に、4目減価償却費でございますが、浄水施設の建物、設備等有形固定資産の減価償却費でございます。

5目資産減耗費では、老朽管布設替えによる資産からの除却費でございます。

6目その他営業費用では、指定マーク入りメーターボックス等の売却原価でございます。

次に、2項営業外費用でございますが、1目支払利息では企業債の償還利子でございます。

次に、3項特別損失でございますが、死亡者や行方不明者延べ159件について、やむなく不納欠損を行ったものでございます。

以上、事業収益の総額2億3,433万1,426円から事業費用の総額2億4,270万8,317円を差し引きますと837万6,891円の当年度純損失となりました。これは、事業収益における東日本大震災による有収水量が減ったことに伴う減収、また事業費用におきましても、震災の影響による修繕費や委託費用の増加、その他に水道施設管理資格に伴います職員増員による人件費が増加したことが主な欠損要因となっております。

なお、ただいまご説明させていただきました内容につきましては、309ページに、水道事業の経営成績を明らかにするため、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に発生したすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載した損益計算書が掲載してございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、322ページ、323ページをお願いいたします。水道事業会計資本的収支明細書でございます。初めに、資本的収入につきましては、第1款資本的収入の総額2,072万9,750円でございます。内容といたしましては、1項1目企業債において、老朽管布設替工事費用といたしまして地方公共団体金融機構から借入れを行ったものでございます。

次に、2項1目工事負担金でございますが、消火栓設置工事負担金といたしまして館林地区消防組

合からの負担金を受けたものでございます。

323ページをお願いいたします。資本的支出につきましては、第1款資本的支出の総額8,129万9,679円でございます。内容といたしましては、第1項建設改良費におきましては、1目営業設備費の新規加入用量水器購入費用、2目配水施設整備費用の老朽管布設替え、配水管布設替工事代ほか工事に伴う老朽管布設替設計委託料でございます。

3目の浄水施設整備費では、浄水場塩素室の温度調整のためのエアコン取り付け工事代でございます。

2項1目企業債償還金では、起債に対する償還金でございます。詳細につきましては、324ページ、325ページの企業債明細書を後ほどご覧いただければと思います。

以上、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額につきましては、本年度分消費税資本的収支調整額178万2,529円及び過年度分損益勘定留保資金6,056万9,929円で補填し、収支の均衡を図ったものでございます。

なお、ただいまご説明させていただきました内容につきましては、307ページ、308ページの資本的収入及び支出を後ほどご覧いただければと思います。

また、このほかに310ページ、311ページには剰余金計算書、312ページ、313ページには貸借対照表、バランスシートでございますが、水道企業の財産状況を明らかにするため、平成24年3月31日現在のすべての資産、負債の残高を示しております。314ページから315ページには、事業報告書を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で水道事業会計の決算説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 以上で各課長の詳細説明をすべて終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから12日まで休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、12日まで休会といたします。

なお、10日月曜日は総務文教常任委員会、11日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開催しますので、よろしくをお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

散 会 (午前 9時56分)

平成24年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第4号）

平成24年9月13日（木）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第 2号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 3号 平成23年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 4号 平成23年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 5号 平成23年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 6号 平成23年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 議案第33号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第34号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第35号 平成24年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第36号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第37号 平成24年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第38号 平成24年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 同意第 8号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 発議第 4号 大谷直之町長他の官製談合の調査に関する決議（案）について
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長 兼農業委員会 事務局長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	宗川正樹君
教育委員会 事務局長	高橋充幸君
農業委員会 会長	服部慎衛君
監査委員	白石正躬君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井和男
書記	小林良子
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時03分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回千代田町議会定例会4日目の会議を開きます。

○認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第6号までの案件について1件ずつ処理をいたします。

まず、認定第1号 平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、福田正司君。

[6番（福田正司君）登壇]

○6番（福田正司君） おはようございます。それでは、経済課関連の決算につきまして、1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

ページが決算書の118ページ、よく質問するのですが、森林病虫害等防除事業ということで質問させていただきます。この項では、森林病虫害防除委託料で約200万円、これは松くい虫等の防除に係る薬剤の樹幹注入だというふうに理解をしております。これは、どの地区を主な対象として何本の松の木に実施したのかお伺いをしたいと思います。

また、伐倒処理費として約360万円、これもどの地区を主な対象として木を何本伐倒処理をしたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） 福田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、森林病虫害防除等事業の中の森林病虫害防除委託料の関係でございます。これにつきましては、松くい虫被害が依然としておさまっていないという中で、全国的な防除対策がないというところでございますが、以前は薬剤散布をしていたというところだったわけでございますけれども、近隣の方々の健康被害が出るというようなことから廃止になったというところでございます。この補助金については、舞木字富士原地内の保安林につきまして、防除をさせていただいたわけでございます。当然樹幹注入というところでございまして、124本に対しまして薬剤を816本注入処理をしたところでございます。5年ほど効果があるというふうに言われておるわけでございます。

それから、伐倒処理の関係でございます。これにつきましても、有効な対策がない中で30年来行われてきているというところでございますが、決算資料のほうにも記載があるとおり、この委託料につ

きましては、10分の10の駆除命令補助、そして4分の3補助の奨励補助、そして町単独事業に係ります支出というところでございまして、169本を処理させていただいたところです。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 補助が出るから切り倒せというようなそういう問題にも受け取れるような発言なのですが、そういう問題ではなくて、特に千代田町は人と自然が触れ合うとか、人と自然に優しいとか、自然をそういう面ではキャッチコピーに取り入れるような町でございまして。この伐倒処理が始まってから30年来と言っておりますが、今回樹幹注入を何年か前から始めています。この樹幹注入124本ということですが、この樹幹注入を始めてから伐倒処理の本数が当然これは被害木は減ってくるのだと思いますが、その推移についてお伺いをしたいと思います。また、この30年来でざっくりで結構なのですが、伐倒処理した松の本数は何本になるのでしょうか、お願いします。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） お答えいたします。

樹幹注入につきましては、福田議員申されるとおり近年になった始めました事業というところがございます。舞木字富士原地内というところがございます、ここにつきましてはちょっと統計的なものはとっておりませんが、被害木については若干減少しているのかなというふうに思います。

それと、伐倒処理が始まってからの本数的なものでございます。この松くい虫が昭和50年代に最盛期を迎えているというようなところから、現在ではその4分の1ぐらいまで減少しているというところがございますが、本数的には最近10年間で約200本程度伐採しているというところから、それを50年代までさかのぼっていくと相当数の伐倒本数になるのかなと思っております。統計的な数字はとっておりませんので、減少傾向にはあるというところがございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 大枠としては理解をさせていただきたいと思っております。ただ、私の住んでいる地区の裏に千代田町のシンボルとも言うべき広大な平地林、里山が広がっております。大泉側から私も帰ってくるのときに見るのですが、ところどころ木がなくなっていますし、茶色くなっていますし、これが30年来この伐倒処理を続けてきて、相当な数、何千本という数なのですが、あと何年でこの里山の自然の松が計算上は消えてしまうのか、なくなってしまうのか、人と自然が触れ合う里山がなくなってしまうのか、1点、経済課長としての所感をお伺いしたい。また、こうした中で樹幹注入を非常に有効な策、5年とはいえ200万円もかけてやるのですから、有効な策だと思っておりますが、聞くところによりますと、舞木地区、旧中島というのですか、の地区の平地林を中心にやっております。今遊歩道のできた別な地区の平地林、こちらの樹幹注入の状況はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） 1点目のご質問でございます。平地林の松が随分減っているというところでございますが、計算上どのぐらいでなくなるというようなご質問でございます。これにつきましては、今現在平地林ボランティアの方々に松、平地林内の除伐、間伐を実施していただいております。そういったところについては空気が差し込んで、松の木も自然と生えてくるところもあるというふうなことを伺っております。従いまして、計算上いつなくなるとか、そういう話はちょっとここでは申し上げられませんが、増えているのもあるということでございます。

それから、樹幹注入が有効な手段だということでございますが、中島地区、この舞木字富士原地区につきましては、高度公益森林というところに指定されておまして、この樹幹注入の処理ができるというところでございます。

ほかの保安林につきましても、検討させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 質問します。

決算書、それには直接関係ないのですが、関連ということで申し上げます。4月ごろでしたか、11区の青木奈保子さん宅が全焼しまして、現場から身元不明の遺体が発見されました。警察で身元を確認、特定する旨、ずっと警察に遺体があったそうですが、過日の新聞紙上では特定されたということであります。このことについて町ではどういう対応していくのかお伺いをいたします。

もう一つは、東日本大震災で27名まだ町に避難しているということを知りました。今、町として支援をやっているのか、やっているとすればどういう支援をしているのか、お伺いします。

以上、2点お願いします。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

4月23日の午前の火災でございました。2人の遺体が見つかりまして、死亡届が先週の木曜日に提出されました。うちのほうではその間、この死亡届が出てくるのをちょっと待っていたわけなのですが、新聞でも出ておりましたけれども、DNA鑑定で確定できたという報道がされましたけれども、町のほうではまず国民健康保険に加入しておりましたので、これから葬祭費としてお二人分、5万円ですが、事務処理をこれからさせていただきます。

なお、火災につきましては、千代田町の災害見舞金の支給要綱に基づきまして、建物が全焼したものですから3万円、そしてその火災による死亡ということで、お姉さんのほうにつきましては、その

死因が火災による一酸化炭素中毒ということになっておりますので、お一人分、なお妹さんにつきましては火災による死亡でないということになっておりますので、これからその合計6万円ですか、対応させていただきたいと思っております。

もう一点の震災の関係なのですが、町のほうに現在27名の方が居住されております。町営住宅に4地帯で10名の方、企業の寮に6名の方、個人のアパートに10人の方、そしてお子さんのところにお母さんが1人おりまして、27名の方がおります。経費の援助の関係なのですが、平成22年度で対応させていただきました。経費につきましては、町営住宅の改修工事、畳の張りかえですとかふすまの張りかえ、カーテンですとか浴槽、そのほか日常雑貨に必要な冷蔵庫ですとか家電製品を用意させていただきました。なお、入居が平成23年3月24日から始まりましたので、食材等につきましても対応させていただき、その経費では405万円ほどかかっておりますが、県を通じて今年度入金になっております。

なお、現在の状況なのですが、町内にございます企業の関係者があらかたでございます。援助といたしましては、町営住宅の入居者につきましては、平成25年3月31日まで無償ということで、現在のところ貸し付けを行っております。また、民間のアパートにお住まいの方も県を通しまして無償ということで、平成24年3月31日から県のほうで2年間を目安として、その状況により無償貸し付けということで、お住まいの方が直接県のほうに手続をとって入居されている状況です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

○9番（富岡芳男君） ありがとうございます。

実は、私ここへ来るのにもいつもあそこの現場の後ろを通ってくるのですが、まだそのまま、火災になってそのままになって手がついていないのです。もう本当に草が生えてしまって、その中に焼けた家が建っている、本当に見て見苦しいような感じがします。

これはその責任者というか、遺族とかそういう人が責任持って片づけるのでしょうかけれども、なかなかできないといった場合、役場として何か支援するとかそういうことはできるのでしょうか。それと、もう一つ、大震災のほうでありますけれども、大震災のほうであれだけのすごい災害でありまして、1年、2年とか3年とかのスパンではなくて、長い間の支援が必要だと思えます。町としてこれからどのような支援ができるのか、またしたいのか、するのか、これは大きな問題でありますので、ひとつ町長のほうからお答えを願いたいと思えます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

確かにこの間も東日本大震災で宮城県の三陸のほうへも研修に行ってきたのですが、まだまだ

だ瓦れきが選別もされていないような状態で、本当に見て、これで本当に進むのかというほど寂しいというのですか、これでいいのだろうかというそういう思いにかられました。

10年ぐらいで何とかなるというような話も聞いておりましたけれども、まだまだ復興に対する国のやり方というのが本当にお粗末だなというふうに思いました。

ボランティアの方が緑色のジャンパーを着ていてやっている方が、人数は正確にはわからなかったのだけれども、四、五十人いたのかなと思いましたがけれども、三陸ですから低いところだったので、ほとんどの家がもうなくなっていて、それに対して岩手県の大槌町のように瓦れきを小さくやったり、配分したり、そういうところは、そういうのもなかったようです。ですから、国のほうでどうしたらこれをやっていったらいいのか、地域でどういうふうにまた応援していったらいいのかということもそのときに思いました。国のほうではこういう状態ですので、財政が厳しいとは思いますが。そういう中であっても、自分が思ったあれでは、各自治体で、みんな貧乏だというふうにはないと思います。そういう中で出してもらおうとか、また千代田町なんかでもそんなに厳しい中ではありますけれども、これからも義援金というのですか、いろんなことでやっていったほうがいいのかなどというふうに今思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） どのような支援をこれから行っていくのかというご質問ですが、来年の3月31日まで一応町営住宅は無償貸与ということで進めているわけなのですが、またその辺を継続して、必要かどうか情勢を見ながら、また相談して延長できるように進めていきたいと思っております。

なお、義援金の関係なのですが、日赤の群馬支部のほうから9月6日ですか、千代田分区長、町長宛てに、この9月30日までという期限であったわけなのですが、1年間延長して継続してもらいたいという要請がございましたので、継続して進めていきたいと思っております。

以上です。

もう一点ですが、建物の関係なのですが、次女の方、妹さんなのですが、新田町のほうにお住まいになっておりまして、相続人としてございます。本来その相続人がおりますので、その方に対応していただくものが適切かなと感じておりますが、相談がございましたら社会福祉協議会に助け合い金庫等もございますので、相談に乗っていきたくと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

○9番（富岡芳男君） 質問ではないのですが、要望としましてお願いですけれども、その火災現場、なるべく相談に乗ってやって、あそこがきれいになるように持って行っていただきたい、そう思います。

以上です。終わります。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫。決算に関する質問をさせていただきます。

まず、1番最初に、契約先の変更、見直し、このことについてお伺いをします。

「広報ちよだ」、これは歴史ある広報紙でございますが、昨今の常任委員会で質問したところ、実に38年間同じ企業と取引をしているというのです。非常に驚愕の数字なのですが、確かにこういう仕様でやってくれ、先日と同じ、あるいは去年と同じ、これを一つ言えば、相手はこちらの意図をよく理解してやってもらえるのはありがたいのですが、契約金額の関係ですとか、もろもろの透明性を期す意味で、やはり入札という方式をとって、時々の見直しをする計画があるかどうか、これをお伺いしたいと思います。

それと、同じような内容なのですが、現在役場の中にはもろもろの電算システムがございます。総務課に関しては総務課なりの、あるいは財務課、住民課、議会、もろもろの電算システムがあるのですが、これが私が提供していただいた資料で概算、試算してみますと約1億円あります。これは坂部敏夫の議会報告006で、昨今町民の皆さんには報告したのですが、この1億円をコストダウン、いろんなリース、レンタルを見直しをするとか、インフラ、コンテンツを整備して入札にかけるとか、そのようにやっていくと、コストダウンできるのです。そういうことを考えていますか、この質問をしたいと思います。

参考までなのですが、1週間ほど前の読売新聞に、電算システム統一へ、吾妻郡6町村の研究会が発足したという案内がありました。これは吾妻の広域振興圏整備組合、一部事務組合が既に取り組んでいるのですが、まだそれについて質問しているのは坂部だけだと思うのですが、ぜひこの辺をやっていただきたいと思いますが、そのことを取り組んでいただく余地があるかどうか。

それには、仕様書を整備してインフラ、コンテンツ、全体のフローチャート、そういうものを整備して、競争に参加してくれる企業にそういう資料を提供していただけるかどうか、この辺もご質問申し上げます。

あと次の質問として、予算、決算、厚い資料をいただきました。先ほど課長から訂正分も含めすと2冊ございまして、大きなものが。これは内容的にちょっと大きいのですが、行政の必ず出てくる言葉にホームページに掲載してあります。これをもっと徹底して掲載していただけないものかどうか、これをお伺いします。

確かに巻頭の第1巻、第2巻、細かいものは別にして、見出し、大きい数字はホームページに載っています。これを詳細に至るまで町民に知らしめていただけるようなことはできませんか。当然いろいろな容量、サーバーの容量だとかいろんなテクニカルなものありますが、例えば期間限定にして、

画像だとか、11カ月案内すればいいやと、1カ月ぐらいいちよっと予算なり決算書の報告に負荷を集中させますので、ちょっとほかのコンテンツは減りますよということを町民にご案内しておいて、そういうことができるのではないかと思うのですが、それに取り組む気持ちがあるかどうか、それをお伺いします。

それと、防犯灯と行政防災無線、これの管理なのですが、数値的な管理をしていただくことは可能でしょうか。防犯灯については、蛍のお尻みたいに、ただぼやっとなついている。水あか、虫くそ、これがついたままで管理不在となっているのです。防犯灯の設置場所から、例えば、防犯灯と防犯灯の中間点、一番光源に遠いところなのですが、そこでは何ルクス以上なければいけない、そこでは何か事件があったときに車の車両のナンバーですとか、あるいは人相、性別、格好、そういうものがわかるような照度が必要ではないかと思うのです。そういうものを数値的に取り入れてやっていただけますか、お伺いします。

それと、防災行政無線なのですが、地域にとっては聞こえない、何を言っているのかちっともわからないというお声がございます。場所によっては頭の上でがらがなるのでうるさいと、こういうような苦情も多々頂戴しております。これを通常の騒音とならない音声レベル、それは何ホンなのですよということで、それを管理していますということを町民に知らしめていただくことは可能でございましょうか。

それで、逆に聞こえないというところの町民の方には、それぞれの放送設備、スピーカーの下で何ホン出ておりますので、一応雨戸をあけて障子をあけて聞いていただければ、チャイムが鳴ったら聞いていただければ聞こえるような音量になっていますというようなことは、具体的に数値を持って知らしめていただくことはできますでしょうか。

最後です。決算報告の中で会計監査の方の監査していただいた報告が出ています。ですから、これはもう名人、経験豊かな方が決算報告をやっていただいているので、これはもう当然信頼に値するものなのですが、どうもいろいろ昨今の役場、執行部、この動きを見てみると、いろいろ疑問に思うところがございます。ですから、会計監査だけではなくて、私の頭では業務監査と申し上げたいのですが、とある方から、それは行政監査だよというご指導いただきました。行政監査もしくは倫理委員会、職場を少し見直ししようではないか、倫理を確立していこうではないかということで、倫理委員会をつくる意図はございますか。

以上、ご質問申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） お答えいたします。

まず初めに、「広報ちよだ」の印刷に係るご質問でございます。「広報ちよだ」につきましては、昭和30年の10月から発行しております。それで、現在の印刷会社をお願いするようになりましたのが昭和48年の4月からということでございますので、39年仕事をやっていただいております。

この間、当初は、この邑楽郡内ほとんどの町がその業者の印刷で広報を発行しておりました。現在では、大泉町と千代田町だけでございます。ほかの町はそれぞれ違う業者、あるいはNPOに委託しているという状況です。

それから、随意契約につきましては、大泉町、千代田町、板倉町の3町が随意契約となっております。明和町は先ほど言いましたNPOのほうに業務委託をしていると。邑楽町につきましては指名競争ということで、違う業者になっているようですが、それについても数年来といえますか、ずっと同じ業者が落札をしてやっているという状況だそうでございます。

ご質問のありました入札にということでございますが、そういったことも検討はしてきているわけではございますが、なかなか広報発行するのに、現在では情報もかなり早く、そして詳しく載せる必要もございますので、やはり今までご協力いただいているなれたところ、しかも経費も節減して安くやっているところと協力をしながら発行していくというのが一番町としてはベストかなというふうに考えています。

ちなみに広報担当職員ですけれども、郡内で担当1人でやっているのが千代田町だけでございます。ほかの自治体は複数担当の職員で広報を発行しておりますので、そういった部分では千代田町につきましては、かなり無理がかかっている部分はあるわけでございますけれども、いろいろ努力をしながら経費節減して発行しているということでございます。

それと、「広報ちよだ」に限らず、ほかの契約等についても随契で行っておるものがございます。この場合、例えば1つ例を挙げますと、館林では公用車のガソリンを入れるのに入札を行っております。一番安かった業者から年間通じてガソリンを買っているということでございます。しかしながら、それぞれの自治体において個人の業者が仕事をしているわけです。本町におきましても町内に販売店幾つかあるわけでございます、それぞれ皆さん納税をしていただいているわけでございます。ですから、全てというわけではございませんけれども、やはり入札をしたほうがいいもの、それから広く浅く町内の小売店等を利用したほうが、やはりいい場合等ございますので、そういった分については、今後十分検討していきたいと思っております。

2つ目の電算システム、あるいは業務委託の関係でございます。約1億円、9,000万ちょっとだと思いますが、システム機器の使用料、それから業務委託料等を合わせますと、そういった金額になります。この金額は郡内におきましてもかなり低い金額であると思っております。ただ、邑楽郡内、千代田町以外は全て同一の業者を利用しております。両毛システムという桐生にあります会社を使っているわけですが、そんなこともございまして、郡内の働きかけがあって、一層のこと郡内で千代田町だけが違う業者を使っているわけですが、みんなで一緒に協議をして、全体として契約をしていけば安くなるのではないかというようなお話もありまして、いろいろ検討は続けているところではございます。この点につきましては、経費節減等もありますので、今後も検討していきたいと思っております。

それから、防犯灯と防災行政無線の件でございます。まず、防犯灯についてですけれども、その基準が防犯灯の下の明るさにおいて基準があるかどうかという話ではありますが、基準については設置してございません。大体防犯灯の直下の明るさについては、7ルクスから10ルクスぐらいであろうということでございます。ただ、あくまで、例えば机の上で仕事をする、勉強するといった場合については、目に与える影響等を考えると、ルクスの数値が必要になってくるわけですが、防犯灯といえますのは、あくまで真っ暗で、非常に危ない、怖い、そういったところで街路灯がないところに防犯目的で蛍光灯を設置しているわけでございますので、余り暗過ぎては困りますけれども、それなりに明るさがあれば、それはそれで目的は達しているのかなというふうには理解しております。

それと、防災行政無線の関係でございます。これにつきましても子局の直下の音量については90デシベルということになります。例えばパチンコ屋さんの店内、それからゲームセンターの店内、線路から12メートルぐらい離れた電車、バックフォー、ベースのギターとか、そういったものが大体同じような音量だそうです。この子局の音量の有効範囲についてですけれども、ストレート型とラップ型というスピーカーがあるわけですが、ストレート型で大体直線で約300メートル、ですから防災行政無線を導入したとき、私もちょっと教えてもらったことがあるのですが、1つの子局をつくりますと、大体有効範囲が直径で500メートルぐらいというお話を聞いております。もちろん子局のすぐ近くの方についてはやかましいという苦情も来ることがございます。

それから、一番子局と子局のはざまというのですか、間になる一番離れているところについては、なかなか聞きづらいというそういった場所もございます。そんな両方のいいという話と悪いという話とあるものですから、どうしてもやはり遠く離れている方については、申しわけないのですが、チャイムが鳴ったときに窓をあけていただくなり、テレビがついていればちょっとテレビの音を下げ、耳を傾けていただくなりして、やはりどんな放送が行われているかを聞き取っていただきたいというふうには考えます。余り簡単に音量を上げてしまえば、また近くの方からの苦情が増えてしまうという点もございますので、ここら辺は難しいところではありますが、今後もよい方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

済みません。それと、会計監査の話から行政監査、あるいは事業監査というのでしょうか。それから、倫理委員会の話までちょっと話が延びているようですけれども、その会計監査と行政監査と倫理委員会となりますと、またちょっと倫理委員会というのは内容が違ふような気もいたすのですが、今の時代、財務会計といいますか、お金を使った内容だけを監査する会計監査だけでは果たしていかなものかと、つまりその事業自体が有効性があるものなのか、必要性がどうしてもあるのか、お金を投資して費用対効果ではなくても、住民のために果たしてそれがなっているのかどうか、そういったことを監査とか、あるいは調べていく必要があるだろうというのは時代の流れになっております。そういったことも含めて、今後については町としてもいろいろほかの自治体の状況も見ながら検

討を加えていきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 予算、決算等ホームページ等で公表はということでございます。現在のところ概要という形で掲載させていただいております。それと、財務4表ですか、これについて掲載させていただいているわけですが、機械の状況等私ちょっと詳しくないものですから、その辺よく相談しまして、基本的にはもう公表したいという気持ちでおりますので、内容等も検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございますか。

3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 番号順にご回答いただきまして、ありがとうございます。

承れば、大体想定範囲内、そういう尾ひれがついて回答がありました。努力します、検討します、ということなのですが、いつも私がお願い申し上げているように、いつまでに何を解決していただけるのか、そういうお言葉がなかったのは非常に遺憾でございます。何をやるにしても数値をもって完了する。いつまでにどのくらいの数値を目指して改善していく、あるいは徹底していく、周知する、というような回答の仕方を希望するものでございます。

ただ、きょうこの席で改めて、今ご質問申し上げたことについて、すべてまた押し問答していてもしょうがないので、次回のときには必ず5W1H、これを肝に銘じてご回答いただきたい、このようにお願いをしておきます。

関連質問というか、先ほどの中でもう既に吾妻における一部事務組合は、既にそういう組合を設立して具体的なコストダウンに向けて頑張っています。この町では5,000万もかけて副町長を設置しております。使う人もいれば、どこかでこれをコストダウンしなくてはならないシステムも必要だと思うのです。そういう意味でまず役場、執行部では吾妻のほうへお願いをして研修視察、どのくらいまで、どういう方法でやるのか、これを指導を仰ぐ気持ちはありますか。このことについて質問申し上げます。

それと、2番、3番、4番、5番いろいろ回答していただきましたけれども、町民は全て我慢をして不自由な生活をそのまま強いられているわけです。その痛みをいつまで我慢すればいいのか、言うなれば回答をいただきたいところなのです。それで経済課、あるいは建設水道、その他回答をいただきましたけれども、それも5年先、10年先、非常に気の長い話が今出ているのですが、そういうものを先ほどの決算報告、あるいは予算報告と同じようにホームページへ載せることはできませんか。町民の皆さんからいただいている苦情、要望、提案、悩み、これは執行部ではこのように取り組んでおります。どのくらいの数字まで改善することを、平成何年の何月までには目途としてやっています。そういうことをホームページで載せていただければいいかなと思っています。ただ、これは多分この

会場にいらっしゃる方にインフラだのコンテンツだのと言ってもなかなかわからない方が多いとお見受けしています。ですから、ホームページに書いてあるのだよというその伝家の宝刀だけではなくて、願わくば先ほどの38年、39年ですか、契約しているその「広報ちよだ」、ここへもそういうコーナーを設けて町民に知らしめていただくことはできないものではないでしょうか、お伺いをします。

それで、もう一つは、役場の相談室があります。あの相談室の壁を使って大きな図表をつくって、そこへ行けば自分たちの苦情、要望、提案、悩み、これはどのように解決されるのだと回答が出るように、ホームページ、それと役場の相談室の壁、それと「広報ちよだ」、そういういろんなシステムを利用して、町民のほうへそれが回答できるようにお願いしたいと思うのです。それによって初めて役場と町民の溝が埋まって、信頼関係が生まれてくるのではなかろうかと、このように思います。努力します、頑張りますではなくて、そういうことも含めて可能かどうかご回答をお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） まず、電算関係でございます。吾妻広域の組合ですか、私も新聞見ましたけれども、これから検討を始めようということだったと思います。よって、その成り行き等あると思いますので、必要に応じて対応させていただきたいと思います。

それと、公共工事の関係、ホームページに載せるとか、そういう周知を図るという話でありますけれども、この点に関してはちょっと今ここで回答はできませんので、今後検討させてもらいたいと思います。いつまでにと言われますけれども、なかなかいつまでにというのを期日を切らないのは申しわけないですが、なかなか非常にそういった部分については難しい部分もございますので、検討させていただくということでご了解いただければと思います。

ただ、あくまでも随意契約についてのいろいろ疑惑とかそういった問題をお考えなのではないでしょうかけれども、本来の随意契約といいますのは、大きな金額のものは当然入札となるわけですがけれども、比較的経費のかからないものについては、信頼できる業者、特に地元の、町内とか地元の業者、お店、そういったところをお願いをすることで、そのたびごとに全て入札するとなりますと、事務処理がかなり膨らんでしましまして、今の何倍もの事務処理をしなくてはいけないという、そういった問題点も出てきますので、随契がすべて悪いということではないと考えておりますので、必要に応じて随契と入札と対応していくというふうにご検討していきたいと思っております。

全てということになってきますと、例えば議会の広報であるとか会議録とか、そういったものも全て入札というふうなことになってきますので、そこら辺のところは町が行っている仕事の中でどこまでをどうするのかは、今後検討させていただきたいと思います。

それから、住民の皆様からの要望、区からの要望、そういったものへの公表ということもございますけれども、今質問いただきましたので、これも検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。

今回答をいただきましたものもそういうことで検討します、前向きにというご意思なのですが、これをいつまでにとというのはなかなか無理だとしても、最後の質問です。今年12月の28日の御用納めまでにそういうことを解決していただけますか否か、お伺いをします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） お答えいたします。

今までご質問あるいは要望いただいた内容について、全て12月28日までというのは難しいと思います。できるものはやります。難しいものは継続して翌年になるかと思いますが、今までいろいろたびあるごとにご指摘いただいておりますので、一生懸命努力して対応していきたいと思っております。

[「ありがとうございました」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 1点目は、固定資産税の不納欠損であります。約1,000万ほどがあります。監査委員の報告を見ますと、不納欠損処分については法令等を適正に運用し、慎重かつ厳正な取り扱いに努められるようお願いいたしますということで、かなり要望も出ています。この点について具体的に実態をお知らせいただければと思います。

それから、不動産鑑定ですが、この業者に対して入札等を行われているのかどうか、お聞きしたいと思えます。

それから、134ページの防災無線とか、そういった事業なのですが、きょうの上毛新聞見ますと、防災行政無線で大規模な災害とかテロとかあった場合、国からの情報が瞬時に地方自治体の住民にお知らせできるというJ—ALERTということで、邑楽館林においては千代田だけがあるということなのですが、大変誇らしいことだと思います。こういったことが実際に有効かつ利用できるかどうかというのはまた未知数でありますので、もう防災訓練を通じてこういったことを取り組むことが大事だと思いますが、その点についてお伺いします。

それから、162ページです。図書館管理運営ということで、町立図書館の子供たちのいろんな話を聞きますと、非常に休館日が多くて、ちょっと実際問題使いづらくて、大泉に行ったり邑楽町に行ったりとか、非常にもったいないなと思うのです。その休館日の実態、それについてどのような認識があるのかお聞きします。

それから、168ページ、スポーツ少年団育成事業、スポーツクラブ補助金ということで、千代田町からプロ野球選手の岡島選手やオリンピックの銅メダリストの松本選手など、非常に誇らしいことが続いております。これに後には、やはり小学生のうちからやっていくことが肝心で、それが今

花開いていると思います。やはり長くしっかりとした支援というのが行政において必要かなと思います。具体的に言いますと、ミニバスやサッカー、レスリング、野球等が主なものですが、こういったものの指導者というのははっきり言ってボランティアというか、本当に志のあるような方が一生懸命ご指導いただいた成果がここへ来て実になっているのかと思います。

太田でもスポーツ学校ということでもかなり力を入れていると思います。こういった点で今後も力強いご支援が必要かなと思いますが、その辺について見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ただいまJ—A L E R Tについてのご質問がございましたので、答弁させていただきます。

J—A L E R Tと申しますのは、全国瞬時警報システムというものでございます。これにつきましては、地震とか、ここには関係ないですけれども、津波とか、そういった災害が起きそうなとき、あるいは起きたときというのですか、起きそうなとき、それから外国からの弾道ミサイルとかそういう武力による攻撃等があったときに、国から各自治体に対して緊急速報が入るということでございます。でございますので、まず一つご理解いただきたいのは、J—A L E R Tの受信機というのがございます。それは、全国1,742自治体がございますけれども、整備していない、受信機がないのはわずか12団体だけで、1,730団体につきましては受信機があるということをご理解いただきたいと思っております。

それから、受信機があっても、起動、つまり入った情報がそのまま直で流れるか流れないか、そういった問題がございます。それが直で伝達方法手段を持っていない団体が525団体あるということでございます。

昨日、午前10時と10時30分の2回、試験放送があったわけでございますけれども、邑楽館林管内におきましては、国からの緊急速報があって、それを直で、つまり防災無線を通じて直で流したのは千代田町だけでございます。ですから、ほかの自治体については何らかの方法で伝達したのか、あるいはそれはできなかったのか、そこまではちょっと確認しておりませんが、地震等の場合はまだよろしいのですけれども、多分ないとは思いますが、外国からのミサイルとか飛んできた場合に、直でその緊急速報が流れれば、対応の仕方もあろうかとは思いますが、手段がないということになると、非常に生命を脅かす怖い話になるなという感じはいたします。ちょっと私も聞いていたのですが、ちょっと音声割れてしまったり、若干の聞きづらい点はあったようですが、千代田町においてはテスト試験はとりあえずは聞こえたということで安心はしております。今後もこのJ—A L E R Tの活用について、十分国、県とも協議しながら進めていきたいと思っております。

また、防災訓練につきましては、いろいろな毎年同じ方法ではなくて、また来年もあるわけですので、いろいろ新しい方法を取り入れて対応のほうを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） お答えいたします。

固定資産税の不納欠損及び不動産鑑定士の委託の関係でございます。まず、固定資産税につきましては、都市計画税と抱き合わせで徴収させていただいております。そのため合計で申しわけございませんが、人数のほうが34人、それで期別件数、これは納期ごとに、納期を過ぎてしまいますと、当然督促状等が発送されるわけでございますが、その納期ごとの不納欠損の件数としまして234件でございます。都市計画税と両方合わせた件数になっておりますが、よろしく願いいたします。

それと、不動産鑑定業務の委託でございますが、うちのほうは個別にこの業者、この業者というふうには委託はしておりません。23年度で申し上げますと、路線価の評価に関しましては、東毛不動産鑑定士協同組合、太田市内等のその不動産鑑定士を中心に組織された団体でございます。それと、時点修正、これは当然評価替えというのは3年に1回でございますが、地価が毎年下落しておりますので、毎年土地につきましては7月1日現在で時点修正というのをしております。ですから、土地については毎年評価替えしているような状況でございますが、この時点修正の委託につきましては、社団法人群馬県不動産鑑定士協会、ここに委託しておりまして、入札はしておりません。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

まず、図書館の休館日ということですが、運営規則によりまして年未年始、それから月曜、火曜日、それから特別整理期間としまして15日以内としております。今回、23年度につきましては、決算書にも出てきておりますが、国の交付金を受け入れまして、図書購入かなり冊数多くなっております。ですから、例年に比べてこの整理期間がちょっと必要だったのかなと思っております。その辺でちょっと長かったかと思いますが、例年どおり年未年始、毎週月曜、火曜日ですので、また図書館ご存じのように正職員1名、それから臨時2名で行っておりますので、週2回の休館日となっておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、スポーツ関係の補助金なのですが、スポーツ少年団補助金につきましては、7団体で19万円、スポーツクラブ補助金につきましては17団体で29万円となっておりますので、一つ一つの団体としては金額はかなり少なくなってしまうと思います。一般質問の答弁にもありましたが、町全体では団体への補助金はかなり合計額では多くなっております。2年前に松本選手が世界選手権に出るとなるときには、町の派遣費について大幅に見直しまして、その前よりは全体的には倍に近い金額となっております。また、今回の町民栄誉賞とか、急にそれぞれ一つ一つの団体にすぐに大きな支援をするというのはなかなか財政状況上難しい面もありますが、その都度対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 不動産鑑定については、よそは結構入札でやっているのです。ですから、ぜひ入札等を取り入れて、やっぱり適正にやっていくのが必要かなと思います。

それから、図書館の休館が週休2日制ということで、子供たちの目線から見ると、週休2日という点は逆に受け入れがたいのではないかなと思いますので、近隣の大泉や邑楽町が週休2日制でやっているとは思えませんので、その辺も含めて近隣のほうの休みの実態を、急で悪いのですが、どのような感じなのかお聞きしたいと思います。

それから、本当に指導スポーツ関係は、本当に指導者の手弁当というか、そういう形が多いと思うのです。うちの子供もミニバスやっていたけれども、本当に先生の手弁当というか、逆に本当に身銭切っていただいたような状態でやってもらっていたような感じがします。そういった形で本当に頭の下がる思いをしましたけれども、そういった意味で指導者にそういった謝礼とかそういった待遇をしていくべきではないかなというふうに思います。あるいは指導者をもっと育成して、もっといろんなスポーツを根づかせていくのも必要かなと思いますが、その辺の見解をお願いします。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

図書館の週休2日制ということですが、ちょっと郡内の休みの実態については手元に資料がありませんのでお答えできませんが、郡内の状況を調査しまして、また子供たちに利用しやすい図書館ということで、週休2日制からその辺また1日にできるか検討していきたいと思います。

それから、スポーツ関係の指導者の手弁当、身銭を切っているということで、その辺もいろいろなスポーツ団体がありまして、指導者の方が本当にボランティアで苦勞を惜しまずやっているということはよくわかっているところですが、なかなかそこまで支援できないのが実情であります。また、指導者に対しまして講習会の支援とか、あとは審判の指導者講習会というような面では支援は行っているところですので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 不動産鑑定委託の関係でございますが、金額等に応じましての入札につきまして、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 最後の1つ質問したいと思います。昨今、いじめ問題とか社会問題となっています。そういった中で健全な肉体や精神を鍛えるという意味で、スポーツを奨励するというのは非常に大事なことだと思いますが、そんな中でやはりしっかりとした指導者のもとでやるということで、やはりこれは町のトップの考え方といいますか、やはり予算をつけるというような考えがないとできないことだと思いますので、この点について町長のほうから見解があればお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

子供たちにどうやったら生きがいを与えられるか、どうやったらいいのかというのは、やはり昔から言われている文武両道という言葉がございませぬ。これはとても大切な言葉だと思ひます。そういう中で子供たちが大きくなつたときにやっぱり肉体も精神も強かつたらば、いろいろな人たちにいろいろなことで指導したりすることもできるわけですし、ひ弱であつたらば、本当に今の時代、前からもそうかもしれませぬけれども、頑張つていけなくなるのではないかという思ひであります。ですから、私も議員のときから町長にならせていただいたときも、この文武両道の、この体育館なんかもこれをどんどん全面改修今ならできるといふことでやったわけですが、レスリングも小さいレスリング室といふのですか、そういうのも設けました。健全なる精神は健全なる身体に宿るといふ言葉もございませぬ。ですから、そういう考えのもとにこれからどんどん向上していけるように頑張つていきたいと思ひます。

大変厳しい状況といふのは皆さんもおわかりのとおりだと思ひます。今国のほうからの交付金といふのが大変減らされている厳しい中でありませぬ。そういう中でやつてどうやつてやつていくかといふことも考えていかなければなりませぬ。この間、上田知事が産経新聞に3回続けてお話が載つていたのですけれども、共助といふことが一番大事だといふことで、一番初めはお金を、1回目に出して、それから半分にして、それから全然出さなくしたといふ、そういうお話が出ていましたけれども、お金を出せばそれはいいといふものでもなくて、どうやつて町と一緒にいいまちづくりができるかといふことを一人一人が住民の人たちが考えてやつていけば、そういう中で協力しながら向上していくといふことも、全てではありませんけれども、何かはできるのではないのかといふふうに思つております。そういう形でやつていけるように協力しながら皆さんとやつていきたいなといふふうに思つております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませぬか。

7番、小林正明君。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） それでは、2点ほど質問させていただきます。

まず、1つ目ですが、文化財保護事業費、文化財保護調査員研修助成金等でございますが、私たち人間暮らしていく上で衣食住はもちろん大事なことでありますが、やはり心の糧といひますか、人を思う心等々についても関連すると思ひますが、よい芽を育てるといふのですか、すなわち文化財、あるいは文化財の中にはいろいろなものが入るかと思ひます。書も入るでしょう、絵も入るでしょう。あるいは陶芸なんかの品物も入ると思ひます。いずれにしても、こういったもののその伝統的なもの、あるいは文化的な価値のあるもの、こういったものを展示するスペース、できればそれが常設的に展示するスペースが欲しいなといふ思つております。もちろん先ほど坂部議員の質問の中にもあ

りましたけれども、町の相談室の壁を使うとか、例えばプラザの壁を使うとか庁舎内の壁を使うとか、特に今は松本隆太郎選手のPRといえますか、実績の写真等はたくさん飾られているのは皆さんご存じのとおりでございます。

ただ、それは一時的なものかもしれません。もっともっと常設的なスペースが欲しいなと思います。そういったことでトータル的に考えたときに、補助金として153万5,000円、あるいは文化財保護調査員研究費としての2万5,000円、もう少しこれは増やさなくてはいけないのかなと思います。後で答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、図書館資料購入費についてお尋ねいたします。図書館資料購入事業として392万2,883円と記載されております。これは先ほど事務局長からの話の中にもありましたが、国の交付金は入っているのでしょうか。それもお尋ねしたいと思います。

それと、先般、先週土曜日に読み聞かせの虹の会、横塚さんの読み聞かせを聞いてまいりました。前もほかの方の読み聞かせも聞かせていただきました。というか、見させていただきました。それで感じる事なのですが、前よりは随分本も増えてまいりました。ただ、幼児教育といえますか、ブックスタート事業も2年前からスタートしてありがたく思っていますが、もっともっといわゆる本になじむ。先ほど柿沼議員の質問もございましたが、週休2日はできれば週休1日にしてほしいなと思うところでございます。

そういったことを考えましたときに、徐々に図書購入費は増えていると私も思っていますが、図書館の書籍の在庫といえますか、中を見ますと、雑誌はかなり十分かと思いますが、書籍はまだまだ足りないと思っております。近年、この数年間でどのくらいの増減になっているのか、傾向でもいいです。数値があれば数値をお知らせいただきたいと思えます。

その中で実は非常に大事なことをある町民の方から言われました。これはどういうことかといえますと、まず学校関係の図書、オープンスクール等で学校図書も私見させていただいております。そういう中で図書館員さんの言葉をかりれば、「おかげさまで学校図書においてはかなり金額が増えてきて、思うような書籍といえますか、本が購入できるようになってきました。ありがとうございます」といい意味の言葉はいただきました。ただ、ここで申し上げたいのは、学校図書、これは中学校で見れば1学年から3学年までですから3年生、年でいえば3歳、小学校は同様に考えると1年から6年生ですから、6歳です。一方、山屋記念図書館、これは利用者で見ますと、父兄が連れてくるのが条件ですが、ゼロ歳児から90歳の方まで利用されている。ということで、相当な範囲を補充しなくては満足度が得られない。言うなれば非常に頭の痛い問題でもあります。

そして、昨今視聴覚教材として視聴覚資料購入費として49万9,884円、数字だけ見れば少ない金額なのか多い金額なのか判定は迷うところですが、ただご存じのように映像教育は大事だと言われてもう久しいところであります。そういった視聴覚の映像、ビデオ、CDとか、ちょっと前でしたらVHSのビデオテープであったり、それは音楽ソフトであれ映像ソフトであれ、日本昔話の入っているソ

フトであれ非常に高いのです。やはり知的所有権というのが合算されてきますので、しかも図書館としては公共の場ですから、個人で同じものを買うのと違いまして、その分の言うなれば税が入っているわけです。それをこれ考えると、時々その映像ソフト、あるいは音楽ソフト等を見させていただくわけですが、非常に正直貧しいような状況でございます。何とかもっとこれを予算面からも、先ほど町長の答弁にありましたが、非常に財政厳しき折ですが、一世代あるいは次世代の子供たちを育てる意味では、図書館の図書購入費、そしてその中の一つかもしれませんが、視聴覚、すなわち映像ソフト等の充実をもっともっと考えてほしいと思います。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

まず、文化財関係ですけれども、まずこの金額についてちょっとご説明したいと思います。文化財保存事業費補助金153万5,000円といたしますのは、光恩寺の国指定の重要文化財、銅五種鈴の保存してある場所の防犯・防災対策工事ということで、総額では1,400万円ほどになります。70%が国、残りの30%が県、残りを町と事業主、光恩寺で分けたその負担分ということで153万5,000円になります。

それから、文化財保護調査員研修助成金というのは、文化財保護調査員さんが視察研修に出かけた助成金となっております。伝統的・文化的展示スペース、常設すべきではないかというご意見ですが、最近一般質問の中でもありましたが、関口虚想先生からまた寄贈いただいたり、いろいろ町としても重要な高価と思われる貯蔵品が大分増えておりまして、その展示スペース、常設できる場所の確保というのは大変重要な課題であると考えております。ただ、プラザ、役場の壁にちょっと張るというのも、かなり高価、重要なものですので、なかなか気軽に人目に触れるところに掛けるというのはちょっと盗難とか人の目、その辺の心配もありますので、それはちょっと難しいかと思えます。ですから、一般質問の答弁にもありましたが、町民プラザでその期間を区切って展示するとか、文化祭もかなり大勢の人が入りますので、その中でそのセキュリティーも考えて展示できるか、その辺も検討していきたいと思えます。また、常設する場については、町としても今後の課題かと思えます。

それから、図書館資料について国の交付金が入っているかということですが、図書館資料購入事業392万2,000円ほどですが、図書購入費292万2,999円、この中に地域子育て事業の交付金として82万円ほどが入っておりまして、それで377冊購入しております。

それから、その下の図書購入費（繰り越し事業分）、これにつきましても国の交付金ということで、22年度に受けまして23年度に繰り越したもので、これにつきましてもは299冊、この交付金で購入しております。

それから、読み聞かせ、児童関係ということですが、やはり交付金を活用しまして読み聞かせ用の大型な絵本も購入しております。

それから、週休1日ということですので、これも課題として捉えまして、検討していきたいと思えます。

蔵書数の増減ということですが、23年度と22年度の比較の数字がありますが、23年度末で4万2,939冊、22年度末で4万1,123冊、ですから1,800冊ぐらい23年度は増えております。

それから、学校図書と山屋図書館の図書費の関係ということですが、まず考え方としますと、小中学校児童生徒にまず学校図書の充実を図るということで、割合とすると学校図書のほう、金額、東小で100万円、西小で150万円、中学校で100万円というのが予算ですが、これも大谷町長になりましてから、各小中学校とも倍近く図書費は上げさせていただいております。まずは小中学校の学校図書を充実させていく、それから山屋図書館のほうも総額では、割合比べるとそれほどではないのですが、50万ほど上げておりました。いろいろ国の交付金が最近ありましたので、学校図書等もそれぞれの予算のほかに交付金の繰り越し分として50万円各増額となっております。図書館につきましてもその交付金を活用して、先ほど申し上げましたとおり図書購入費を大幅に行っております。

それから、視聴覚のDVDとかなのですけれども、全体の予算の中で購入していかななくてはなりませんので、確かに手薄になっているのは事実なところですので、その辺も今後少ない予算の中で配分等を見直していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ご答弁ありがとうございました。

なかなかこういう数値といいますか、冊数といいますか、はっきり言えば教育に関することというのは一朝一夕にはならない。すなわち成果が非常に上がりにくいところであるかと思っております。ただ、私いつも思うのですけれども、子供たちが健全に成長するためには、心の栄養といいますか、情報がたくさんある中で、その選択する、今ネット社会ですので、パソコンで何でも検索できるし、音声入力ですら簡単に検索もできる。ただ、それはある意味では、ただ情報に触れただけ、やはり自分で読む、見るという努力をする、その場が私は学校図書であったり山屋記念図書館が町としてのセンターになっているかと思っております。もちろん町民プラザあるいは総合体育館等々も言うまでもありませんが、先ほど町長の言葉にもありましたけれども、文武両道といいますか、これが健全な姿かと思っております。

そういうことで、可能な限り図書の購入費というのが優先して今後ともやっていただきたいと思っておりますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

可能な限り図書購入費の増額をとということですが、また25年度の予算編成近づいてまいりますので、できる限り教育委員会としましても予算計上していきたいと思っております。ただ、全体の財政状況、バランスの中もありますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） いろいろ申し上げましたけれども、何とぞよろしく願いしたいと思います。

しかるべき予算編成のときには、いろんな実績評価もさることながら、他町に負けぬように、た

だ人口比の問題も予算の問題もありますので、全て他町並みとは言いませんけれども、千代田町として精いっぱい頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 23年度の一般会計決算について質問させていただきます。

6点ばかり質問させていただきます。56ページの広域公共路線バス事業1,300万ですが、これについてですが、21年度から22年度、23年度と比較しますと、大泉町、千代田町広域公共路線バス負担金については、同じぐらいに推移しているのですが、館林地区については年々負担金が増えてきています。その要因を教えてくださいというふうに思います。

2点目、60ページ、防犯灯設置管理事業であります。これについて23年度は43基の新規の防犯灯をつけたということですが、LEDの防犯灯なのか、それに対応した防犯灯なのか教えてくださいと思います。

3点目、62ページ、交通安全施設整備事業で安全標識等の工事がありますが、23年度の交通事故の発生件数は、この西邑楽三町の管内で千代田町だけが増えたというふうなことも書いてありました。この安全標識についてどのような計画で立てているのかお聞きしたいというふうに思います。

4点目、54ページに戻って、非常電源装置保守委託料ということで43万6,800円、庁舎にこの非常電源というものが何基備えられているのか教えてくださいと思います。

134ページ、5点目です。災害対策事業ということで、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金並びに魅力あるコミュニティ助成事業助成金、これについては自主防災組織の備品に充てられたということですが、その自主防災組織何団体のどんな備品についてこの助成金が使われたのか、またその備品はその助成金のどの程度の助成率があったのか、教えてくださいと思います。

それから、174ページ、プール監視等業務委託料879万9,000円、これは23年度からプール監視員について業務委託をされたというふうに思いますが、これについて費用対効果を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） お答えいたします。

まず初めに、公共路線バスでございます。館林管内のバス路線の経費が上昇しているということでございます。1つには、特に明和線等において、車両が古くなってきておりますので、そういった部分で修理等が増えておりますので、そういった経費も上乘せになっているという部分がございます。それから昨年やはりガソリンが震災後で、大泉線もそうなのですが、ガソリンが不足しまして、

高騰したといったことで経費が上がっている部分もございます。

それと、昨年8月から館林千代田線、それから館林明和千代田線でジョイフル本田まで乗り込むようになりましたので、その分走行距離が増えておりますので、そういった部分も影響しているということで増えたというふうにご理解いただきたいと思います。

それと、防犯灯の設置の関係ですけれども、LEDを使用しているかということでございますが、これにつきましては通常の蛍光灯でございます。ただし、一般質問でもありましたように、太田市では既に民間業者にお願いをしてリースという形でLEDの使用料を払っていると。前橋が今後検討していくということでございます。近隣でもきっとそういった話が出てくると思います。そこら辺のキャパが大きくなければできないのか、小さくてもできるのか、そういったこともありますので、今後も続けて調べていきたいと思っております。

3つ目の交通安全標識の関係でございます。平成23年度で事故が多かったと、千代田町においては多かったということになっております。残念ながら死亡事故も起きてしまいました。ほかの人身事故等も多く出てしまいました。しかしながら、こういった数字につきましては、統計といたしますか、対前年比という考え方でいきますと、増える場合と減る場合とございます。よって、本年度は減っておりますが、やはり増えるときもあれば減るときもあるということで、比較でございますので、昨年におきましては死亡事故も起きたということで、非常事態宣言をしまして町民の皆様にご注意をさせていただくように努力したところでございます。

それと、非常電源装置でございますが、停電時の発電機のことであろうと思っております。役場におきましては発電機は1台設置してございます。

それと、魅力あるコミュニティ助成事業についてのご質問だったかと思っておりますが、この魅力あるコミュニティ助成事業につきましては、群馬県の市町村振興協会のほうから宝くじの収益金の一部をこういった防災団体、あるいは防災活動に助成をいただいているものでございます。

自治総合センターコミュニティ助成金につきましては、五反田地区の自主防災組織のほうに190万円助成があったと、そして魅力あるコミュニティ助成事業助成金につきましては、桧内地区の自主防災組織に152万円助成金が出ております。この助成金につきましては、県の市町村振興協会からいただきまして、町から桧内の自主防災組織のほうへ支出しております。その152万円の使い道ということでございますけれども、これにつきましては防災関係の資材、それから機材、こういったものを購入するということで100%補助となっております。ちなみに何を購入したかということになりますと、まず防災倉庫、イナバ物置ですか、これを1つ、これ31万5,000円です。そのほか発電機が1つ、コードリールあるいはガソリンの携行缶であるとか大鍋、折り畳みのリヤカー、簡単テント、それから災害用のパック毛布というのですか、10枚入りとか、そういったものを購入いたしまして、総額で152万円の資機材を購入したということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

温水プールの関係ですが、まず今まで民間委託する前は、月火が休館日で、昼から夜の営業となっておりました。それを休館日を月曜日だけにしまして、時間のほうも1回目が10時から始まるようになりまして、1週間の時間数でいいますと、委託する前が26時間、委託後が51時間ですので、ほぼ倍の時間使えるようになっております。23年の6月から24年の3月、民間委託になってからの利用状況を前年度と比較しますと、開館日数では3割ほど増えまして、それから人数では23%増えております。

費用対効果、費用のほうですが、温水のプールのほうですが、4月にちょっと職員が1人病休になりまして、その後パート職員、臨時職員で乗り切ってまいりましたので、正確なその費用の比較というのは、また来年度入って職員体制とかははっきりしなければわからないところですが、委託したことによって何百万かは実際の費用はかかっております。ただ、この利用日数、それと利用者の増加、それから民間委託してから二、三カ月たってアンケートを利用者にとりましたが、その開館日数、時間が増えて大変よかった、利用しやすくなってよかったという意見が多数寄せられておりますので、民間委託したことによって利用者に歓迎されていると思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 広域公共路線バスについては、修理とあと燃料費が上がったということなのですけれども、この間の福祉産業常任委員会の研修でも行ってきたのですが、この公共バスの日中の乗っている風景を見ますと、ほとんど乗っていない状況であります。広域ということでほかの市町村も絡んでくるわけですが、その辺もぜひどうやったら効率よいバスの運営事業ができるかどうかというのを広域で話し合っていただければというふうに思っております。

続いて、LED、43基は通常のやつということですが、一遍に借りるとするのは難しいと思うのです。新規に新設する分については、LEDにしていくことが必要なのかなというふうに思います。震災がありましたので、それに伴ってエネルギー対策ではありませんが、そういったことも含めてこの新規につくる分にはLEDにしていく必要があるのかなというふうに思っております。

また、役場に非常用電源が1台だけということですが、避難場所というところが幾つかあると思うのですけれども、それにはこの非常用電源が備えてあるのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、安全の標識です。幹線道路の事故というのは余りないと思うのです。ほとんどが田んぼの中の事故が多いのかなと思っています。この夏、私の近くでも田んぼの中に車が落っこっているのを2件見ました。そういった町道については、町のほうでこういった標識を立てるとということだというふうに思いますので、その辺まだ立っていないところが幾つもあると思います。その辺の計画のほうを教えていただきたいと思います。

それから、自主防災組織の助成金ですけれども、100%助成しているということで、柿沼議員が2

日目に質問されたとおり、これはやはり各行政区に1つはこの自主防災組織をつくるべきだなというふうにも思っております。

こういった補助金が出ているうちに、早目にやっていくのが必要なのかなというふうに思います。この国の改正でこの自主防災組織という名前が出たというのは、やはりこの自主防災組織が必要だからという観点からだと思います。町のほうも防災計画等の見直しをされていると思いますが、やはりこういったことを行政区に訴えていくべきではないのかなというふうに思っておりますので、その辺のことをお聞きしたいというふうに思います。

最後に、プール監視等の委託業務ですが、これについては民間に委託したということですが、プールの監視だけだというふうに思うのです。効果は随分上がっているのですが、もっと効果上げるには、やはり運営自体を民間に委託するのがいいのかなと、民間のノウハウを入れて、より多くの町民の方に使ってもらうのが必要なのかなというふうに思いますが、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 防犯灯の件でございます。LEDを計画に基づいて設置していったらどうかということでございます。確かに初期の投資費用は高くなっていくのですが、そのLEDの寿命等を考え、あるいはその消費電力等を考えていきますと、大きな差は生じないのかなというふうな試算も出ておりますので、可能であれば新年度の中で設置できるかどうか検討してみたいと思っております。

それから、避難所についてでございますが、一般質問にもございましたように、一番必要とされるのは学校の体育館等が避難所になるのだと思いますが、そこへの非常用の発電機とか、そういったものは用意してございません。現在あるのは、役場と水道施設、これは水が断水になると非常に困るということで、浄水場にはございます。ほかのところは昨年の場合、リース会社からリースをしまして対応したということでございます。ただ、備えつけるということになりますと、役場規模の発電機となりますと、やっぱり1,000万からいたしますので、そこら辺のところは予算の関係もございまして、十分今後検討していきたいと思っております。

それから、道路標識のお話でございます。先ほどちょっと大変失礼しました。ご質問のありました道路安全標識の関係があったと思います。23年度におきましては、142万円ほど道路安全標示の工事ということで使っております。学童注意の標識を2基、それから学童注意の看板を4基、通学路の標識が1基、車両通行止めの看板が3基、車線分離標識が15基、車両通行禁止柵新設が1基、同じく移設が3基という状況でございます。確かに田んぼの中の道路については、見通しがいい割には事故が起きるケースが多いというのは承知しておりますので、今後もう一度事故の発生状況等も調査しまして、必要なところには対応していきたいと考えております。

そして、自主防災組織の関係でございますけれども、これも一般質問ございましたけれども、また区長会の会議等ございますので、各地区においてぜひ自主防災を立ち上げていただくよう町からも

お願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

民間委託の業務の部分ですが、プールの監視部分、それから窓口の受け付け事務、それからプール教室を随時開催しておりますが、その辺の委託も含めております。人的派遣の部分になります。温水プール、施設も老朽化しております、また観覧席が少ないとかありまして、なかなか指定管理者までいかないのが実情です。民間のプールも近隣にございますので、その辺のノウハウを教えていただきながら、今後の運営に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 3.11の地震があって、すぐに計画停電になったわけです。真っ暗になってしまったわけなのですが、そういった避難所にそういった非常用電源がないというのは、やはりちょっとおかしいのかなというふうに思います。

柿沼議員が言っていましたが、ソーラーと蓄電池をつくれればいいのかというお話もありましたが、いずれにしても何かあったときに、そこに集まった人がそれに対応できなければしょうがないわけでありまして、そういったことも今後考えていただきたいというふうに思います。

また、防犯灯についても真っ暗になってきたわけです。これについては非常用電源で対応できないわけですが、そういった避難場所については、太陽光つきのLEDというのがあると思います。そういったことも徐々にかえていく必要があるのかなというふうに思っています。

それから、自主防災組織については、今後やっていただけるということでもあります。消防団の方が一生懸命やっただけしているわけですが、やはり仕事を持っている関係上、なかなか難しいところもあるのかなと、そういったところで各地区にはそういった消防団のOBという方がたくさんいるわけなのです。そういった方が近所で火事があったときに何の手伝いもなくぼけっと思っているだけではしょうがないというふうに思います。ぜひ地元の災害は地元で守るという意識を町のほうから言っていただいて、各行政区にこの自主防災組織をぜひ取り入れていただけるようにお話をいただきたいというふうに思います。

以上です。その辺を含めてお話しいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ただいま襟川議員からいろいろ要望と受け取らせていただきますが、お話がございました。確かに災害については、いつ起きるかわからないわけですがけれども、備えあれば憂いなしでございますので、予算のほうもありますけれども、よく町の中で、役場の中で協議しながら対応できるものは対応していくようにしていきたいと思ひます。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございせんか。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 10番、黒澤兵司です。1点伺います。

過去5年間における財政力指数の推移ということで、年々下がりつつあります。もう一点、経常収支比率の推移ということで、これも下降線をたどっているわけでございます。これの原因、そういうものを一応伺いたいと思います。

年度末地方債基金残高の推移ということで、借金が5年前に比べると7億円ぐらい多い37億1,900万強、それから貯金なのですが、5年前は27億6,500万強、23年では25億9,700万強、借金は増え貯金が減っているということで、先ほどいろいろ質問がありまして、あれもやっていただきたい、これもやっていただきたいというお話がありましたけれども、町の財政上のお話を聞かせていただければと、こういうふうに思います。

ついでですけれども、一般会計はここに載っているのですが、特別会計で町債残高幾らぐらいあるのか、わかればその辺個々に教えていただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（細田芳雄君） 答弁者はどなたでしょうか。

財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 黒澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、財政力指数の関係でございます。これが年々落ちているということでございますが、一番落ちたのが確か平成20年から21年にかけて、単年度で申し上げますが、まず単年度を知っていただかないとこの3年平均が出ませんので、単年度でいいますと、20年から21年度にかけまして、0.8を超えていたものが0.7幾つに下がっております。これは、財政力指数を出すのが基準財政収入額を基準財政需要額で割りますので、分子になります収入額が法人税割ですか、これがやはりリーマンショックの影響で多く落ち込みましたので、分子が小さくなりました。収入額が小さくなりました。それで、22年度におきましてはその基準財政収入額の数字というのがNマイナス1、つまり1年前の数字を使いますので、分子が小さくなりましたので、そこで0.7台に落ちました。それで、3年平均とりますので、0.8のものと0.7のものが3年ずつありますから、そこで数字が落ちたと。それでその後、21、22、23の単年度につきましては、0.75前後をキープしておりまして、やや持ち直してきたのではないかとということでございます。法人税割等ですね。分子になる部分が持ち直してきていると。いわゆるその3年平均をとりますので、0.7幾つに減ってきているということでございます。

それと、経常収支比率でございますが、これは経常的に入ってくる一般財源ですか、それが経常的な支出に充てる割合を示しているものでございまして、これは経常収支比率が低くなるほどいいということでございますので、現状ではいい方向に向かっているということでございます。

ただ、その要因でございますが、これは先ほども申しました数式でもわかりますように、一般財源、

経常的に入ってくる一般財源が増えている部分もありますし、経常的な支出というのですか、それに充てる部分、これが少なくなっているということで判断しております。ちょっとわかりづらい説明で申しわけございませんが……。

それと、借金でございますが、借金、要するに町の起債につきましては、当然一般会計におきましては、37億ぐらい借り入れがあるわけでございますが、当然事業に充てる部分も充てているわけでございますが、交付税の振り替え措置といたしましての臨時財政対策債、通常でしたら交付税でもらえるわけなものが、市町村も負担を負ってくださいよという国のほうのお話がありまして、臨時財政対策債を借りて、町のほうも負担を負ってください、そういう借り入れが多うございまして、少しずつでございますが、借入金全体でいいますと伸びてきているということでございます。

しかし、これは交付税で元利償還につきましては見ていただけることになっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

特別会計のほうの借入金との関係でございますが、下水道につきましては……

[「特別会計この後何かあるそうなので」と言う人あり]

○財務課長（坂本道夫君） はい、わかりました。

○議長（細田芳雄君） ただいま黒澤議員の質問の途中ですけれども、休憩にさせていただきます。

11時15分まで休憩します。

休 憩 （午前11時02分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

10番、黒澤議員の質問を続けます。

10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 関連してなのですが、経常収支比率、これを見ますと、いい方向には行っているというふうなお話をいただきました。

先ほど言いました地方債、それから基金残高、これを見ていきますと、5年前、地方債、それから基金残高、これを差し引きますと、19年では2億9,000万弱、20年では2億円弱、平成23年では11億2,000万円強、こういうふうな差が出ているわけです。借金が多いというふうに判断できるのではないかと、こういうふうに思います。交付金、補助金で国からお金をいただけるものならと、私たちも理解しているわけですがけれども、先ほどからいろんな議員から要望やらいろんなものが出ておりました。こういう数字から見ますと、緊急にはなかなかその事業が難しいのではないかな、そんなふう感じております。私の感じ方と執行部の感じ方がどういふふうな差があるのか、その辺について町長ないしは副町長にご答弁をいただければと思います。

2回目を終わります。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

○副町長（吉永 勉君） 黒澤議員のご質問にお答えいたします。

確かに起債の数字を見ますとかなり大きくなっておりますが、この中でも国から交付金として入ってくる等もございますので、現在のところ心配ない起債残高と認識しております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 黒澤です。副町長のほうから答弁をいただきまして、心配はないというお話がありました。ですけれども、緊急にもらえるものではなくて、何年かということで分けていただく金額かと思えます。緊急な要望とかやらなければならないものはやるということは私もそのとおりかなと思えますけれども、先ほどから出ているいろんな問題に対して、極端に言えば12月までにその回答はいただけるかどうかというお話もありました。その辺についてもう一度伺いたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

○副町長（吉永 勉君） 大きい金額を背負うものにつきましては、十分協議をしなければならないと思えますが、財政の状況等加味しながら、要望された事項につきまして処理できるよう頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

5番、金子孝之君。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） 1点だけお伺いします。経済課の114ページですか、この認定農業者農地利用集積奨励金、こういった名目で100万ほどの金額が支出されておりますが、実際実りの秋を迎えまして、耕作されていない農地も見られます。そんな中でどの程度集積が進んでいるのかお伺いしたいと思えます。お願ひします。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） 金子議員のご質問にお答えいたします。

認定農業者の農用地利用集積促進奨励金の関係でございます。金額にいたしまして100万5,620円という支出でございます。この奨励金につきましては、決算資料にも記載がされておるわけでございますが、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農地の貸し借りに対します補助金というところでございます。利用権設定につきましては、年2回ほど実施しております。6月、12月の2回というところでございます。

借地期間については3年、6年、10年というところでございまして、それに際しまして新設定あるいは再設定というところに係ります補助金というところでございまして、地域農業の継続、発展を図るために利用権を設定された認定農業者に対して奨励金を交付することによりまして、経営規模の拡大を図ることを目的としている奨励金でございます。実際、利用権の設定率はというところでございますが、全耕作地に対しまして、約30%前後の利用権設定率ではないかと考えております。

現在、耕作放棄地の調査につきましても、9月を農業委員さんによります農地パトロール月間というところで、今現在調査を実施中でございます。昨年までは耕作放棄地約6.6ヘクタールほどございました。これらにつきましても、今年度はまだ通知が出ておりませんが、最小限にしていきたいと考えております。もしあった場合は、やはり近隣の耕作者の協力を得ながら、解消に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） 今、昨年ですか、6.6あったということですが、23年度におきましても解消されるかどうかはまだわからないと、24年度はわからないということだと受けとめてよろしいでしょうか。

そして、私も田んぼの中たまに走るのですが、やっぱり草がかなり生えて、中には木が生えているところもあります。こういった現状を見ると、やっぱり周りの農地に悪影響を及ぼしているのではないかと考えます。また、そうなってしまった田んぼに関しては、何らかの改善が図られないと、また農地としては使えないのではないのかと考えておりますが、その辺そうなる前に何かもっと有効な手だてはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） ご質問にお答えいたします。

先ほど平成23年度調査で6.6ヘクタールというところでございます。24年度につきましては、9月をパトロール月間といたしまして、今現在調査中というところでございまして、まだ数字は把握されておきませんが、この耕作放棄地につきましては、条件の悪いところが多く見受けられるというところがございます。また、高齢者の農業者のお宅が耕作を放棄したというところも見受けられるわけでございます。こういった耕作放棄地につきましては、ごみの不法投棄とかいろいろな害虫の発生するようなケースもございます。少しでも近隣農家、あるいは認定農業者の方々、農業委員さんを含めて耕作放棄地が減少するように努めていきたいと、そんなように思っておるところでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

○5番（金子孝之君） 今いろいろな形で努めていきたいというお答えでしたが、やっぱり農業をやる方がやりがいを感じられるようにならないとその農業自体が発展していかない。この町の第1次産業であります農業であります。しっかりとしたビジョンというか、お金、やっぱり利益が出ないとその農地の利用も余り進まないのかなというところもあります。そういった感じで農地を集約して大規模化してやっていこうという考えはわかるのですが、やはりその辺の根本的な問題もあるのではないのかなという気もいたしますので、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） お答えいたします。

今、金子議員さんがやりがいのある農業というようなお話をされました。全国的に見ても、農業者の高齢化が進んでいるというところがございます。平均年齢が66歳に迫るというようなケースがあるわけがございます。そういった中で、今現在、戸別所得補償制度というのが出ているわけです。これにつきましては、10アール当たり1万5,000円ほど国のほうで助成していただけているというところがございます。決算資料のほうにも記載がございますが、千代田町内全体で1億円ほどの交付金が、奨励金が国のほうから農家のほうへ行っているというところがございます。

また、ことし新しく始まるわけでございますが、人農地プランと地域農業マスタープランというものの作成義務が生じておるわけでございます。こういった中で、地域の農業は地域の方々によって再生していくというようなものでございます。当然農業委員さんや認定農業者の方々を中心となって地域農業を発展させていくというようなことになろうかと思っております。今現在事務局のほうでそのマスタープランについて鋭意作成中でございます。それを補正予算のほうにも計上させていただいたわけでございますが、検討委員会を設けていろいろ検討していただくというようなことになろうかと思っております。したがって、その地域農業マスタープラン等によりまして、本町の農業をレベルアップを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

2番、高橋祐二君。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） 2番、高橋祐二です。

自分自身、4月から町の議員をやらせていただいて、今回初めての町の決算ということで、こんなに分厚い325ページもの決算書を渡されて、拝見させていただいていますけれども、自分自身中身、この備考欄を一つ一つ執行部の方に確認しないと、はっきり言ってわかりません。これやっぱり自分の勉強不足だと思うのですけれども、そのところで失礼な質問なのですけれども、町長はこの決算書を100%把握していますでしょうか、お聞きします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

5年目を迎えたわけなのですけれども、全て把握どころか把握できないところもいっぱいあります。そういう中で1週間に1回課長ミーティング会議というのをやりながら、いろいろ勉強しているところでもあります。全てこんなに分厚い中で、みんなそれがやれるというのは、大変難しいことだと思いますが、それに近づいてやっていくのが私の職責だと思いますので、頑張っていかなければというふうには思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 先日、委員会のほうで、今、町長、課長ミーティングをしているということだったのですが、先日の委員会のほうで、ふれあいタウンの土地が今度トッパン印刷、明和町にできる、あそこの企業がかなりの土地の面積を買収したというふうにお伺いしました。そのときに、委員会で説明したときに、町長全然知らないみたいな感じだったのですが、その辺そういう話し合いとかそういう報告みたいなのは会議のときに出ないのでしょうか、お聞きします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

それに近いちょっとした話がありました。そんなに一遍に多く、トッパンがそういう場所を買い取るというふうに分身自身が思っていなかったもので、そういう話になったのですが、そういうらしき、トッパンが買うのではないのかというような話は聞いておりましたけれども、具体的なことはわからなかったもので、そういう話になったと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 大谷町長、民間で言うと、本当に社長ですよ。決算書もそうですし、町で起こっていることをすべて把握して、町のために頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成23年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員でございます。

よって、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、認定第2号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員です。

よって、認定第2号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、認定第3号 平成23年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終わります。

採決いたします。

認定第3号 平成23年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、認定第4号 平成23年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

認定第4号 平成23年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、認定第5号 平成23年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成23年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員です。

よって、認定第5号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、認定第6号 平成23年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結します。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第6号 平成23年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員です。

よって、認定第6号は原案どおり認定することに決定いたしました。

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第2、議案第33号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第33号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,190万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,362万8,000円とするものであります。

補正の概要について申し上げます。まず、歳入では地方交付税のうち普通交付税について、震災分が別枠で措置されたため、通常分に影響がなかったことから大きく増額となったほか、国・県支出金

のうち障害者自立支援事業に係る民生費国庫負担金及び県負担金並びに農業の担い手支援に係る農林水産事業費県補助金が追加補正となります。

また、特別会計の決算により一般会計への繰入金を追加するほか、一般会計の繰越金が確定しましたので、追加するものであります。

なお、町債におきましては、臨時財政対策債の借入限度額確定いたしましたので、減額するものであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。地方交付税及び繰越金等が大きく追加となりましたので、総務費の財産管理費において予算編成の際、取り崩した基金の積み戻しのため、積立金を追加いたします。また、民生費の障害者自立支援事業におきまして、新規事業の療養介護扶助費等を追加するほか、衛生費の予防費において、法改正により不活化ポリオワクチン接種のための費用を追加いたします。農林水産業費の農業振興費では、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業補助金について、町を通して支払いをすることになったため、追加補正をいたします。また、商工費の商業施設誘致促進奨励事業については、奨励金の不足額を追加するものであります。そのほか教育費につきましては、西小学校プール漏水改修工事等の費用を追加するほか、松本隆太郎選手の銅メダル報告会費用を追加するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 議案第33号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書の9ページ、10ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明させていただきます。8款1項1目地方特例交付金でございますが、本年度から児童手当等の拡充に伴い、住民税の年少扶養控除等が廃止され、地方自治体の税収が増加すると見込まれることから、交付対象が住宅ローン控除による減収補填分のみとなりました。そのため当初600万円で歳入を見込んでおりましたが、交付額が確定いたしましたので、132万3,000円を追加するものであります。

次に、9款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の交付額が確定いたしましたので、7,858万6,000円を追加いたします。これは、当初予算の編成におきまして、町の選挙のため編成時期が1カ月前倒しとなり、県からの詳細な情報が得られない中での予算編成となりましたので、前年度の実績をもとに、また税収の伸びや東日本大震災の影響を勘案し、さらには歳入欠陥にならないよう危険性を考慮した上で当初予算を普通交付税4億5,000万円、それと特別交付税を9,000万円、合わせて5億4,000万円とした次第であります。しかしながら、その後、県の説明会等がございまして、説

明では震災分につきましては、通常分と別枠で措置をし、ですから通常分には影響がないということになりました。それで、今回7月末の本算定の結果、大幅に交付額が予算に対して増えたものでございます。

次に、下段の13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の3節障害者自立支援負担金でございますが、本年度からの新規事業分として介護給付負担金432万1,000円が交付となりますので、他の負担金と合わせまして、合計で658万4,000円を追加いたします。

次の11ページ、12ページでございます。2段目の14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございますが、これも国庫負担金と同様でありまして、介護給付負担金216万円が新規に交付されますので、他の負担金と合わせまして合計で329万1,000円を追加いたします。

次の2項県補助金、3目衛生費県補助金でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきまして、上乘せ分100万円、10基分ではありますが、これを含めて通常分と合わせまして159万4,000円を追加いたします。また、5目農林水産業費県補助金でございますが、めくっていただきまして、13ページ、14ページの上段でございます2節農業費補助金の中で、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業費補助金を212万4,000円追加いたします。これは、支給の際、町を通すことになったことから予算に計上するものであります。

下段、17款繰入金、1項特別会計繰入金でございますが、国民健康保険、介護保険、下水道事業の各特別会計において、前年度決算で繰越金が生じたことから、合計で5,537万3,000円を一般会計へ戻すものであります。

めくっていただきまして、15ページ、16ページ、18款1項1目繰越金でございます。前年度繰越金1億4,375万8,000円を追加いたしますが、これにつきましては、各課局において工事の入札減や経費節減に努めた結果でありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

最後に、20款町債でございますが、一番下段でございます町債でございますが、1項1目臨時財政対策債を1,306万2,000円減額いたします。これは、地方交付税の確定に伴い臨時財政対策債の借り入れ限度額も確定となりましたので、減額するものであります。

続きまして、17ページ、18ページからの歳出につきまして説明させていただきます。まず、各項目の中で職員の人件費の増減が出てまいります。本年4月1日の人事異動に伴うものでありますので、説明のほうは略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の25節積立金でございますが、前年度決算に基づき財政調整基金に1億円及び公共施設建設基金に1億3,000万円の積み戻しを行うために追加いたします。特に公共施設建設基金につきましては、前年度に西幼稚園建設の財源といたしまして、1億5,000万円を取り崩しておりますので、今後の公共事業の財源確保のため、大きな額を積み戻すものであります。

次に、23ページ、24ページをお開きいただきたいと思います。23ページ、24ページでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障害者福祉費の20節の扶助費でございます。障害者自立支援事業を1,376万7,000円追加いたしますが、この中で本年度から新たに介護給付事業としまして、療養介護扶助費を719万2,000円追加いたします。主なものでございます。

めくっていただきまして、25ページ、26ページでございます。中ほどの2 項児童福祉費、4 目児童福祉施設費でございます。15節の工事請負費に300万円を追加いたします。これは、西保育園廊下の昇降口4カ所に雨よけを設置するものであります。

次の27、28ページをお願いいたします。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費でございます。予防接種事業に375万9,000円を追加いたしますが、これは予防接種実施規則の一部改正により、本年9月から不活化ポリオワクチン投与に変わりますので、その関係費用を追加するものであります。

次の29ページ、30ページをお願いします。4 目の環境衛生費では、通常の場合の合併処理浄化槽設置補助金の上乗せ分として、単独浄化槽等から合併処理浄化槽へ変更した場合の設置補助金を10基分で100万円追加いたします。

めくっていただきまして、31ページ、32ページでございます。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費でございます。一般経費でございますが、その中に「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業補助金、これを212万4,000円追加いたしますが、これは認定農業者の農業機械購入に対する補助金でありまして、町を經由して支払われることになりましたので、予算計上するものであります。

5 目農地費の農地整備事業の中の用排水路等整備事業では、萱野地内の道路の冠水対策として、これからの台風時期を控え、緊急に排水側溝の改修工事を行うため、調査設計委託料合わせまして70万円追加いたします。

次の33ページ、34ページ、中ほどでございます。7 款商工費、1 項2 目商工振興費でございますが、商業施設誘致促進奨励事業におきまして、対象地区内の事業所の固定資産税等が確定いたしましたので、商業施設立地促進奨励金を2,024万円追加いたします。

次のページめくっていただきまして、35ページ、36ページでございます。中ほどでございます。8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費でございますが、新福寺西ノ原地内の道路改良に係る測量調査委託料を600万円追加いたします。

めくっていただきまして、39ページ、40ページをお願いいたします。10 款教育費、1 項教育総務費、3 目奨学金でございますが、新規の貸付者が4名減となったため240万円を減額するものであります。

次に、2 項小学校費、1 目学校管理費でございますが、西小学校施設整備事業といたしまして、プールの漏水改修工事、それと体育館、浄化槽排水改修工事の費用及び設計管理委託料を合わせて1,166万6,000円追加いたします。

めくっていただきまして、45、46ページをお願いいたします。中ほどの5 項社会教育費、5 目町民プラザ費の町民プラザ施設管理事業でございますが、非常用発電機から照明等の電源を確保するため、機器補修工事費86万7,000円を追加いたします。また、システム収納ロッカー等を購入するため、事

務用品購入費を79万1,000円追加いたします。

次の6項保健体育費、1目体育総務費のスポーツ振興事業では、下段から次の47、48ページにかけて記載がありますが、松本隆太郎選手の銅メダル報告会の費用80万円を追加するものであります。

最後に、予備費を123万3,000円減額いたしまして、収支の均衡を図るものであります。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 詳細が終わりましたが、ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

平成24年度一般会計補正予算（第3号）の詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫、質問させていただきます。

補正予算書の35ページ、36ページを参照してください。8款土木費、ここに道路新設改良費とあります。委託料が600万計上されています。この600万の金額の根拠、西ノ原につきましては、私も時々お邪魔しますので、現場の状況はわかっております。おおむね300メートルぐらいの距離かなと思います。ですから、トランシットを覗いてとりあえず道路新設するための測量等調査委託料600万円ということで理解できるのですが、数字がちょっと納得いかないところがあります。ただし、この工事につきましては、もろ手を挙げて大賛成で、ぜひこの工事の執行をもっと早い時期にお願いしたいと思っていたところなのです。これだけは誤解のないように、この工事はどんどん進めてください。その金額についてお伺いをします。

それと、もう一件、千代田町赤岩郵便局のところから東へ抜ける町道がございます。その町道は、今ここへ写真持ってきているのですが、昔、大谷直之町長の後援会長を引き受けてくれた柿沼登さん、当時1期目のときに大谷直之君が町長になったときの後援会長だったのです。その前を歩いて上中、下中、五箇、瀬戸井、萱野から中学生が通ってくる、生徒が通ってくる通学道路がほとんど主要の中心になっているかと思えます。もちろん交通弱者の人が散歩したり何だかんだするのですが、この道路について非常にひどい惨状になっているのですが、町長はこの惨状は何年ぐらい前から認識されておりましたか。それについて2件質問します。よろしくお願ひします。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 坂部議員のご質問にお答えさせていただきます。

補正予算のほうの35ページ、36ページの道路新設改良整備事業の中の測量等調査委託料600万円の根拠を教えてくださいということですが、こちらの600万円の根拠であります。この新福寺の西ノ原地内、要望をいただいております場所が測量を実施しようとしている延長が約480メートルございます。それで、道路の沿線に北側、南側とそれぞれ農地、宅地等が隣接しておりますが、それが大体100メートルぐらいずつ両サイドございまして、通常よりは半分測る面積が広い範囲となります。

単価のほうなのですが、こちらについては測量調査業務委託ということで、年度当初に測量業者さんのほうと町と測量の単価協定というのを結ばせてもらっています。これというのは、県の歩掛かりで測量設計の正式に設計を組みますと、1キロ当たり標準で、両サイド50メートルというのを標準として考えているのですが、それが金額として税抜きで1,898万円ほどかかります。それで、町で協定させていただいている単価というのが1キロ当たり544万円ということで、大変約29%程度の額で協定単価を結ばせていただいているところです。その協定単価に基づきまして、今回のこの600万円という費用のほうは算定させてもらっていますが、内容ですが、基準測量ということで基準点を決める測量、それと路線測量ということで現地の縦断、横断、それと用地測量ということで地権者の立ち会いをいただいた中で、それぞれの両サイドの土地の四隅を境界を確定していかなければいけないと、それと用地買収のほうも協力いただけるという、全部ではないのですが、約9割の方が用地買収に協力いただけるという話もいただいておりますので、そういった中で用地買収のほうも含めております。

それと、設計業務ということで、その舗装にするに当たっての設計業務含めまして、トータルで598万5,000円ということになりますので、補正のほうが600万円という値段になります。よろしくお願いたします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

この道路の要望については、私が町長に就任させていただいた平成20年、当時私の後援会長でありました方ほか数名により私宛てに要望がございました。しかし、この要望については、当時の区長も受けておらず、「そんな形で工事ができるのなら区長は要らない」とおっしゃっておられましたので、町の工事要望については、各行政区長を通じて行っていただいておりますことから、地元調整がされていないこの工事は見送らせていただきました。

その後、平成23年になり地元区長より正式に要望がございましたので、区長会からの要望のありました工事要望に対する回答のとおり、平成28年度から30年度の3年間のうちに財源が見込める範囲で実施したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今お答えいただきましたことについて、再度質問申し上げます。

まず、基本的には、道路のほうなのですが、新福寺のほう、現地を調査をして、その調査結果に基づいて作図をして、将来的には積算をして、工事をするための資料にするわけですね。今、私がお質問申し上げましたのは、どのくらいの人工なのか、設計の根拠を聞きたいのです。歩掛かり表、これは材工共だとか、いろんな採択方法がございますけれども、その積算の根拠というのは、我々町民からしますと、何人工かけて測量するのだろうか、くい打ちに何人工、設計するのに何人工かけるのだろうか、A3の図面、A2の図面を何枚描くので、相場からすれば図面描きは10枚描くから例えば10人工だとか20人工だとか、測量するのに東から西の端まで走って行って、きびきびと測量するので、トランシットを覗いている時間は2日間ですよ。それを2人でやっているから4人工ですよとか、そういう説明を求めたかったのです。どんぶり勘定でドラム缶1杯幾ら、1トン車1台幾らというのではなくて、そういうものなのです。やはりあの程度の測量するのだったら、何とか棒、昔はばか棒と言っていたのだけれども、それを持つ人と測る人で、大体二、三日あればできてしまうような気がするのです、測量ぐらいだったらね。その結果をもとに杭を打って、地権者の立ち会いのもとに標準点を決めて、基準点を決めて、それで図面を描くわけですから、その辺のことをお伺いしたかったのです。ただ、きょうはここで答えいただく必要はありません。道路につきましては、以上で終わります。

今度は町長のほうなのですが、政治の道具に中学生の安全、通学の安全が損なわれたのでは困るのです。後援会長、その後何かごたごたがあって後援会長を退かれた。だから、この工事をするのはおもしろくないのだから、ちょっと難しい話があるのだからやめようと、そういうようなことも伺っていました。安全は全てに優先する。将来を担う中学生の通学道路がこの写真にあるように、20センチ、30センチの水たまりができていて、これを部活を終えた中学生が雨の降った日なんていうのは、ここを通っていくわけですね。町道の管理者として、区長から要望があったからする、要望がなかったからやめる。だけれども、そういうことは関係なく、千代田町の執行部のトップとして、町長として、そういう危険な現場を見たときに、要望がなかったからやらないのがいいや、アピールプレーだなんて言って横っ面向くのは、町長としてあるまじき判断だと思うのです。やはり危険なものがあったらそれを排除する。町道というのは全て安全に交通弱者、あるいはその使用する方たち、ましてや中学生が通れるようにしてもらいたい。これは、3区、五反田にある現場なのです。町長、いいですか。まず、相談は後でやってください。町長がこの現場を見て危険だと思ったのですか、思わないのですか。こういうのを放置する感覚なのです、要は。危険なものがあったらそれを排除する。町民のための事業をやる。それが事業をやることを執行部というのだと思うのです。手をこまねいていて、何かごたごた陰で話をしていて、区長から要望がないから知らない、それはだめなのです。大谷直之町長が誕生して、しばらくはこれをやるということで動いていたのです。だけれども、慌ててあの工事はやめよう、後援会長からの要望があったものについて、直に話があったから、それをやってしまったのでは町民から何を言われるかわからない。だから、やめようという。だけれども、こういうことをやるには、政治を抜きにして、安全は全てに優先するというこの原点に基づいて勇気を持つ

て仕事をやってもらいたいのです。千代田町の役場に道路パトロール車というゼブラマークの車が走っていますね。自分たちで見つけて、町民から要望がなくても評議員や区長から要望がなくても自分たちでおかしいと思ったらやるべきですよ。だから、5年も町長の椅子に座っていて、こういうことをそのような観点を持たずに過ごしていたというのは、非常に問題だと思うのです。

きのうも中学校の体育祭がありました。行って、議会人として広報紙に載せる写真を撮らせてもらったのですが、非常に熱っぽさを感じました。一生懸命走って投げて飛んでみんなで頑張っていた。校長以下ね。そういうのを見ると、やはり通学道路の安全というのは、速やかに確保してもらいたい。この補正予算書を見ると、設計はおろか、この道路を修繕という補正予算すらも出ていない。新福寺で600万、あの下中森、上中森、五箇、瀬戸井、萱野、そこから3区その場所を通って中学校へ通ってくる。3区の問題ではないといえば問題ではないのだけれども、問題ですよ。そういう言い方はしてはいけないのだから、それはやめますが、そういう観点というのは持ってもらいたい。出なかったからやらないと、もう不届き千万ですよ。

そういうことで、これからそういうものを改めてやっていただけますか。きょうここで補正予算とってくださいとは言いません。次の定例議会ぐらいまでには補正予算を計上して、中学生、交通弱者、これの安全確保をやっていただけますかどうか、お伺いします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

私が町長にならせていただいて1年ぐらいの間か、あそこへ区長のほうからの、あそこをきれいにしてくれとかというそういう言葉がなくて、区長さんのほうからそういうのがなかったのですよ、私になったときに。メタルワンの車をあそこへ入れるというので、それでレッカー車とか、今、ずっとそのときから見ていないので、早速見させて、行って見てまいりますけれども、そのときには水がたまっているとかそういう状態ではなかったです。メタルワンの車が入るので、危険だということもあるし、それからごちゃごちゃになってしまうというような、そういう話があって、そのまま私はその後はその件に関して何もやってはこなかったですけれども、今そういう質問が出ましたけれども、これは自分で実際見て、それで大きい車があそこへ今、メタルワンの車が今入ってきていないと思うのですけれども、そういうことも協議しながら、どうするかということを検討してまいります。

この次の12月議会までには返事ができるようにします。ただ、今は現場を見たり、いろいろ皆さんの話も聞いてから、まとめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今の件について関連を質問いたします。

いずれにしても、次の定例議会までには現場を見て対処しますという話があったので、一応それでオーケーはオーケーなのですが、今の回答に見るように、5年も放ったらかす感覚、これは非常にナンセンスだと私は思っています。これは、当時、町長に就任したばかりのとき、5年前、なぜあそこの工事を計画をして、やめたかということについては、大谷直之町長から私宛てに話があった。後援会長のところへ行く話を、後援会長の軒先のほうへ行く道を裏でやったのではまずいから、とりあえずやめさせたよと、「だけれども、それはちょっとまずいのではない、安全が確保できないよ」と言ったら、そのことについては耳をかさなかった。当時は、吉永さんが建設水道課長だったか、川島さんが建設水道課長だったかちょっとわからないけれども、役場へ電話をしてやめさせたというのです。これは、大谷町長から当時聞いた話なのです。

でも、メタルワンの車が来ようが、レッカー車が来ようが、どんな大きい車が来ようが、あそこが公安委員会によって通行禁止、出入り禁止、そういう標識があるならば別なのですが、あそこに車両を規制する標識はないのです。ましてや町道です。とすれば、壊れた道路は壊した人間に直させればいいという世論も一部にあります。それは通らない話だと思うのです。やっぱりあそこを封鎖してしまえば、経済効果も減衰してきますし、あるいは農業関係の方がトラクターやコンバインを走らせて赤岩田んぼへ行ったり来たりするのです。ですから、何は通して何は通さない。これをもし規制するならば、公安委員会と相談して安全上の見地からとかやればいいのです。メタルワンとか誰々の車が通るからだめだとか、そういうことを言わずに、まず現状で中学生の登下校、この安全を図るようにしてもらいたい。あっちは見るけれども、こっちは見ない。ましてや惨たんたるこういう水たまり、それはきのう、きょうは確かに水はたまっていない。13年に1度の干ばつですよ。稲穂がとっかん豆になるほど今水に困っている。雨が降らない。だから、そういうときに水がたまっていない、何でもなかったなんてとぼけたような返事は、ちょっと考えものです。だから、そういうことをもう一回お伺いしておきます。

12月に補正を組んで、できれば年度内にこの危険な場所を正規な道に直すようお願いしたいと思うのです。あらゆる手段を尽くして。予算がないというのは口を開けば出てくるのだから、想定範囲内です。それを考えるのが執行部の皆さんの話ですから。いいですか、安全は全てに優先する。将来ある中学生の通学道路、これについては安全を確保してもらいたい。年内いっぱい補正予算、願わくば来年の3月31日を目標に、工事の竣工をお願いしたいと思います。

砂を一握り持って行ってばらはらとまいておまじないというのではだめですよ、やっぱり基本的に。それと、人のせいにしない。誰が壊したとかなんとかというのではなくて、これは町道なので、町道の管理者が路盤の整備、それと安全を図る。いいですか、町長。それをちょっともう一度決意表明、ご返事ください。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 先ほど申し上げたとおりです。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 2点ばかり質問したいと思います。

まず、34ページなのですが、補正予算で上がってきています商業施設誘致促進奨励事業ということで約2,000万、これ具体的にどういったことなのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一点は、県の事業で「はばたけ！ぐんまの担い手」ということで支援事業補助金ということなのですが、これは戸別所得の関係で出てきた経営支援ということなのですが、具体的にどういったことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） 最初のご質問でございます。商業施設誘致促進奨励事業の関係でございます。この中の商業施設立地促進奨励金につきまして、今回2,024万円補正させていただきます。具体的にどのようなことかということでございます。この補助金につきましては、議員ご承知かと思いますが、千代田町商業施設誘致促進条例に基づきまして計上させている補助金でございます。内容につきましては、先ほど財務課長のほうから詳細説明がありましたように、5月に固定資産税、あるいは都市計画税の納付書が発送されたところから、税額が確定したわけでございます。そうした中で今回の補正でございますが、ジョイフル本田さんの1,710万円ほどの増額、そしてビーフセンター小林牧場さんの香麦の里に係るものについては、11万4,000円の減額、そのほか本田産業さん、ジャパンミートさん、スマイル本田さん、それから携帯電話ショップ a u さんに係ります奨励金が増加というような結果でございます。合計で2,024万円の増額補正させていただいたところでございます。

それから、2点目の「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業費補助金の関係でございます。これにつきまして、212万4,000円追加というところでございます。具体的にということでございますが、この補助金につきましては、平成24年度、今年度から新たに開始された補助事業というところでございます。県が掲げました群馬農業はばたけプランの実現のために、認定農業者等の意欲のある担い手の育成等を主眼とした経営体を支援するというところでございます。本県農業の将来を担う力強い経営体を育成することを目的としているというところでございまして、今回の補正におきましては、今まで国庫補助事業におきましては、千代田町農業再生協議会を通して農業者の方に助成をしていたわけでございますが、今回のこの新規の補助事業につきましては、町を通して農業者へ支援するのだというところでございます。

低コスト農業の生産というところを目的といたしまして、2人の認定農業者の方に対しまして、ト

ラクター、そしてコンバインの購入費用を支援するものでございます。補助率は県の30%以内ということになっておりましたが、申し込みが多数だということをごさいますして、予算の範囲内で補助をするというところに落ちついたわけでございます。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 県の事業で30%ということで、申し込みが多数だったということなので、今後とももっと県の予算を引っ張ってくるというか、そういったことの考え方はあるのかどうか。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） 効率的な農業の推進ということが今現在主眼に置かれているわけでございます。そうした中で、認定農業者の方々が頑張っておられるということを鑑みますと、やはりその方々に支援するのは当たり前というようなことになろうかと思えます。国庫補助事業、あるいは県費補助事業でこれからも要望に応じていくという行政の立場をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 4番、襟川です。2点ばかり質問させていただきます。

先ほど23年度の決算が認定されました。不納欠損額が1,100万円強ありましたが、この補正についてはそれは反映されないのかどうかお聞きしたいと思います。

もう一点、先ほどの坂部議員のやりとりで確認をさせていただきたいと思えます。町長は、区長のほうから要望が上がってきていないので考えなかったということなのですが、総務課長は以前、区長からの要望は一切受け付けていないというお話をされました。区長からの要望をしているのかしていないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 襟川議員のご質問にお答えいたします。

不納欠損は補正に反映されていないのかということをごさいますますが、不納欠損というのは23年度決算におきまして、それまでであった債権を法律に基づき債権をなくなったという状態でごさいますので、補正には反映されておりません。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 総務課長という言葉が出ましたので、答弁させていただきます。

多分私が前答えたのは、以前においては各地区の工事等については、各区から出してもらいましたけれども、今はそういった工事等を町のほうから各区に出してくださいというふうには話していない

と、そういうことだと思います。

ただ、各区からどうしても必要な工事ですからということで出てきたものについては、検討はしなくてはいけないと思っております。町長が先ほど答えた内容については、一番初めに出てきたときは区長さんからの申し込みではなかったと、そういった回答だったと思います。

○議長（細田芳雄君） 質疑はありますか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員でございます。

よって、議案第33号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、議案第34号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第34号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に5,612万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,998万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、歳入では1款の国民健康保険税として、本算定による税の賦課額が決定いたしましたので、一般被保険者及び退職被保険者の現年度課税分につきまして、合計92万

6,000円を減額するものであります。

5 款の前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の被保険者等に関する調整として交付されるものですが、当初予算に対して大幅な交付が見込まれるため、2,549万円を追加するものであります。

10款繰越金につきましては、平成23年度事業の確定に伴いまして、療養給付費交付金繰越金並びにその他繰越金を合計して3,152万9,000円を追加するものであります。

次に、歳出でございますが、11款の諸支出金については、平成23年度の国庫支出金や退職者医療交付金の精算に伴う返還金であります。また、財源補填として一般会計より繰入金をいただいておりますが、決算による繰り越しができましたので、補助金等の返還額を差し引いた上で、一般会計へ繰出金として2,774万5,000円を返還させていただくものであります。

予備費につきましては、収支の均衡を図るために追加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、議案第35号 平成24年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第35号 平成24年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から12万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,824万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、平成23年度の繰越金が確定しましたので、歳入では繰越金を減額し、歳出では予備費から同額を減額しまして、収支の均衡を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 平成24年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第5、議案第36号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第36号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ

きまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,764万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,269万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入では、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金をそれぞれ追加するものであります。繰越金につきましては、前年度事業の終了に伴いまして、繰り越し金額が確定しましたので、追加するものであります。

次に、歳出であります。1款総務費では、職員人件費並びに郵送料を追加いたします。2款保険給付費では、6項1目の高額医療合算介護サービス費を追加いたします。3款地域支援事業費では、1項1目介護予防事業費に郵送料及び事業委託料を追加するものであります。

また、5款諸支出金では、1項償還金及び還付加算金で、前年度事業の終了に伴いまして、国並びに社会保険診療報酬支払基金への精算返還金を追加いたします。2項繰出金につきましては、事業終了に伴い、総務費剰余分を一般会計繰出金に追加するものであります。

予備費につきましては、収支の均衡を図るため減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第6、議案第37号 平成24年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第37号 平成24年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,331万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億88万3,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、1款の分担金及び負担金におきまして、過年度滞納繰越金に記載の額が見込まれますことから、これを追加するものであります。

5款繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れ分でございます。

6款繰越金につきましては、23年度事業が終了したことにより、繰越額が確定いたしましたので、追加するものであります。

歳出でございますが、1款の総務費では、人件費の増額分及び受益者負担金の一括納付報奨金について、13件分を追加するものでございます。また、2款事業費につきましては、新規公共ますの設置増に伴う工事費、5款諸支出金の繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すため追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部。ただいまの補正予算について質問申し上げます。

町長にお伺いします。町営住宅のトイレ、この現状について認識はどのくらいされていますか。放送禁止用語ではないと思うのですが、去年の夏も今年の夏もウジ虫が湧いてしようがない。非常に困ったという苦情が来ております。文化的で衛生的な生活をしていただく最低限の処置として、この辺の対応をお願いしたいところなのですが、中には町営住宅に入っていないながら、なかなかその家賃も払ってくれないという執行部からの情報もちらほら伺っております。ですが、それは別にして、トイレ、この辺の改修がこの補正予算に入っていないのですが、それはいつごろこういうことで予算計上される予定ですか。

以上、質問します。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

トイレがそのような状態というのは、全く申しわけなくて、現場を見ておりません。どのような状態かということもあわせて、先ほど申し上げたとおり見て歩きたいと思います。それによって、そういう状態であるということは、やっぱりいいことではないので、課長とも相談してどういうやり方したらいいかということで執行させていくと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。

その回答に大いに期待しましょう。ということで苦情を寄せてくださった町民の方には回答したいと思います。

ただし、これは世の中で言われているように、初めて聞いた、驚いた、事実とすれば大変だ、早速調べて善処する。人のうわさも75日、2カ月半たったら忘れてしまいました。3カ月たったらどこかへ行ってしまいましたということのないように、願わくば先ほどの話と同じように、12月28日、仕事納めまでぐらいには何らかの回答が出るようお願いしたいと思うのです。

それで、先ほどの、ちょっとダブってしまって恐縮なのですが、赤岩郵便局から東へ抜ける道については、メールへの添付ファイルだとかいろんなことで、執行部のほうへは情報を流しているのです。いろいろ総務課のほうにも。今回のトイレの話も実はご相談申し上げているのです。ということは、町長と役場職員の間はかなり溝が大きいのではないかと思います。地震が来たわけでもないのに。言い方によると、裸の大将、裸の王様で、そういういろんな町民の声が届かない風土になっているのではないですか。もうちょっとそういうことを、もうちょっとではなくて、一生懸命そういう情報を吸い上げて、真摯に前向きに進めていただきたいと思うのです。

そういうことで長い話は恐縮なので、12月28日までにぜひ現地調査並びに対策、これを立てていただきたい。これは可能でしょうか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 先ほど町営住宅のトイレの話なのですが、里東団地のことかなと思うのですが、こちらのほうは今公共下水道のほうの工事の進捗状況によって、下水道が完成しないと流し場がないものですから、そして完成するあたりで考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 建設水道課長、ありがとうございました。

そういうことで、後は町長が12月28日までにそういう計画を立ててくれることを期待して質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 平成24年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第7、議案第38号 平成24年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第38号 平成24年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的支出について減額、また資本的支出については増額、さらに債務負担行為を定めるものでございます。

まず、収益的支出は、既定の支出予定総額から1,086万4,000円を減額し、2億4,940万2,000円とするものであります。補正内容につきましては、震災後における配水有収率低下に対し漏水調査費を増額するほか、東京電力の値上げに伴い、各浄水場における動力費の増額を行うものでございます。

また、総掛かり費におきまして、職員数の減に伴う人件費の減額、さらに委託料におきまして、7月2日に群馬東部水道広域研究会が設立されましたので、町水道単独の事業計画作成費を減額するものでございます。

続きまして、資本的支出は、既定の支出予定総額に330万円を追加し、1億3,632万6,000円とする

ものであります。補正内容につきましては、地震後において漏水等懸念されている老朽管布設替えを前進すべく、設計費を増加するものでございます。

また、債務負担行為につきましては、群馬東部水道広域化研究に伴う業務委託に対する負担金でございます。

詳細につきましては、建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） それでは、議案第38号 平成24年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。

4 ページの明細書をお願いいたします。初めに、収益的支出でございますが、1 項営業費用、1 目原水及び給配水費でございますが、委託料といたしまして漏水調査を追加するものでございます。これは、震災後の平成23年度の有収水量の低下に伴い、調査実施を予定しております。また、動力費でございますが、浄水場3カ所で使用しております高压電力の電気料の値上げ、平均15.8%なのですが、この値上げに対し増額するものでございます。

続きまして、2 目総係費でございますが、当初見込んでおりましたこの職員、人事異動によりまして4名から3名へと減となりましたことに伴い、給料、手当、法定福利負担金の減額となります。また、委託料でございますが、当初町単独で将来を見込んだ基本計画の策定を予定しておりましたが、6月8日の全員協議会において承認いただきました群馬県東部地域の3市5町の8団体、太田市、館林市、みどり市、それと板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町でございますが、群馬東部水道広域研究会が7月2日に設立となりました。今後10年間の基本構想、基本計画を策定していく状況において、町単独の基本計画策定の必要性がなくなったことにより減額を行うものでございます。

5 ページをお願いいたします。続きまして、資本的支出でございます。1 項建設改良費、2 目配水施設整備費でございますが、震災後に老朽管箇所の漏水が増えておりますことに伴いまして、老朽管布設替えを進捗すべく、老朽管布設替え設計を進め、工事の準備を行うものでございます。

9 ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、群馬東部水道広域化における基本構想策定等業務委託に関する負担金となります。内容でございますが、先ほどお話ししました群馬県東部地域の3市5町の8団体による群馬東部水道広域研究会が立ち上がり、現在進めているところでございます。水道事業の将来を見据え、広域化によるスケールメリット、効率化などにより水道事業の安定化、基盤の強化を図るものでございます。

この債務負担内容につきましては、広域化の中核をなす平成27年度からの10年間の基本構想、基本計画の策定や国庫補助事業採択のための申請準備などにつきまして、8団体共同で業務を委託するものでございます。負担割合につきましては、構成団体数の均等割が40%と給水人口割60%を複合させ算出した割合で、千代田町は委託費上限額3,500万円の6.54%、228万9,000円を限度額とするもので、

委託期間につきましては、平成24年10月から平成26年3月までを予定しております。

よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 老朽管が急ぎでやっているということなのですが、約1割ぐらいまだ残っているようなお話であります。館林なんかだともう100%かえたような話も聞いておりますが、今後残りの1割が何年ぐらいの計画で完了するのかお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

老朽管の平成23年度末で約13キロぐらい残っております。今までの進捗状況でいきますと、年間おおむね1キロというのを目標に進めておりますので、単純計算すると、今年を含め13年かかるのかなというような状況でございます。先ほども申し上げましたが、群馬東部水道の広域化ということもございまして、そちらのほうが順調に企業団として設立の運びになっていけば、補助金等を活用しながら、幾分早く進捗が図られるのではないかとといった状況でございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 老朽管ですと漏水等が発生してロスが出ますので、なるべく早い完成をお願いしておきます。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 平成24年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第8、同意第8号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第8号 千代田町公平委員会の委員の選任につきまして同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町公平委員であります岡田林造氏から一身上の都合により9月末をもって退任したいという申し出がありました。このため岡田氏の後任として、赤岩1区に在住の小林博史氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

小林博史氏におかれましては、昭和48年3月に群馬大学工学部を卒業され、すぐ株式会社関電工に入社、本年6月に常務執行役員で退職されるまで、39年余り会社一筋に勤務されてきた方です。また、常務執行役員として会社を全体に気を配り、社員の監督、指導の面で活躍された方です。現在は、株式会社茨城ケイテクノにお勤めですが、長年企業で培われたすぐれた職員管理能力を千代田町の職員人事管理に大いに生かしていただけるものと確信しています。

よって、町公平委員として最適任であることから、今回ご提案をさせていただくものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫。ただいまの提案について質問します。

小林博史さんは、私も仕事を通して長くおつき合いがありまして、そのお人柄、能力心から尊敬をし、器量については認めるところなのです。ただ、今提案説明の中に茨城のほうへお勤めだというような説明がありました。これは1週間に1回、1カ月に1回ぐらい行けばいいような勤務体系なのでしょうか。公平委員としてのお務めを十分担っていただける時間がある、そういう背景でしょうか。

かねて教育長の話でいろいろ出ましたけれども、体調とかなんとかというのではなくて、都合で来られないとか、相談に乗ってもらえないとか、そういうのでは困るのですが、それについて町長説明を求めます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 事務局でございますので、答弁させていただきます。

茨城にお勤めございまして、常勤でございます。本人にも確認しましたが、必要に応じて休暇取って対応はできるということでございますので、その点に関しましては安心しております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今の総務課長の説明で結構です。本人の人柄、器量、能力、十分私も熟知しておりますので、そういうことで賛成します。

ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第8号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、同意第8号は原案どおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時05分）

再 開 （午後 2時15分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第9、発議第4号 大谷直之町長他の官製談合の調査に関する決議（案）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。議長のお許しをいただきまして、提案趣旨の説明を申し上げます。

発議第4号 大谷直之町長他の官製談合の調査に関する提案趣旨の説明を申し上げます。

地方行政における公共事業の発注は、常に厳正で公正でなければなりません。しかしながら、平成24年3月11日に町長選挙で再選された後、大谷直之町長による公共事業の発注は、目や耳を疑いたくなるような事態でございます。

具体的に説明をさせていただきます。ただし、この後司法によって行われるであろう捜査の妨げとなるような核心、すなわち重大で重要な事項への発表は、当局への通報だけに限定させていただきます。内閣府総務省、公正取引委員会、群馬県警警察本部刑事部、あるいは所轄警察、前橋地方検察庁、ここへ、4カ所へ並行して報告していることを報告申し上げます。

私たちは、議会議員の責務といたしますか、地方自治法に定められている調査権、地方自治法第100条、これに従って調査をしたいと思えます。

まず、議員各位、そして執行部各位に配付していただきましたその資料に基づいて説明を申し上げます。

まず、資料1、これは区長会議事録です。これは、きょうは配付になっていませんか。なっていない。わかりました。資料1は、5月31日だったかな、区長会の会議がありまして、そこで町長、総務課長以下町内17カ所の区長が出席して会議が開かれました。それに対してデジタルレコーダーに向かって話をしていただき、それを口述筆記でまとめた議事録がございます。これは、17行政区の区長と各議員諸君のほうへお手元へ届いているはずですが、それについてなのですが、実態を報告申し上げます。

心ある区長から、不適切な発注があるようだが本当かと、町内でいろいろうわさが飛んでいます。町長の選挙応援をした企業、会社には仕事が行っていて、商売をしているから右も左も向かないよ、表立って応援もできないよと、そういうような方、態度を表明しなかった会社には仕事が出ない。先ほど来いろいろ論議されている入札、そして随契、これの見積もりの指名相手にもされていない。そういう事態があるのだけれども、本当ですか。もし本当だとしても公共事業なのだから、公平に公正に出してやってください。たばこ1本でも町内で買うというふうな奨励をしているくらいなのだから、一応公共事業については公平に出しててください、そのように繰り返し繰り返し懇願、確認、このようなことをしていただいたのですが、大谷直之町長からは、驚愕の自白といたしますか、実態の説明がありました。

次のような趣旨が確信を持って発言されたのです。1つ、公共事業は、選挙を応援してくれた業者へ発注する。大谷町長に対して選挙応援をしなかった業者へは発注の差別をする考えを持っている。少しの間はその考え方を置きたい。今は確かに持っている。これ5月の末の話です。町長の言葉で、再三再四とある区長から質問がありまして、懇願がありました。その結果、後援会とも相談をして公共事業の発注は考えるよというような発言までしているのです。ということは、後援会の幹部も町長の後ろにいて、あの事業、この事業はどこへ引き合いを出そう、どこへ発注しよう、いろいろ相談相手になっているのかなと、このようなことも考えさせるような発言を大谷町長はしております。これは議事録の中へ明確に1行書かれていますので、お持ちの方は確認してください。

それで、この会議の一番最後のほうに、総務課長が町長への助け船を出そうと思ったのでしょうか。入札はまだやっていないという発言をしているのです。入札はやっていないのですよ、確かに。3月11日に選挙があって当選されて、4月から町長職につかれています。4月、5月ですから、まだ入札はしていなかったそうです。ただし、小口の請負、それと緑地の管理委託、これについては全部で40件ぐらい、もっとですか、発注されているのですよ。随契、見積もり合わせでやっています。

総務課長が言っているように入札はしていない、これは本当のようでした。入札はしていなくとも、公開入札で、さあ、皆さんこの仕事がありますから集まってください。これに対して札を入れてください、入札ならいいのです。密室で随契で、例えば何とか建設さん、何とか土木さん、造園土木さん来てください。いい仕事があるのだよ。これに対してあなたのところへ仕事を出したいのだけれども、合い見積もりをとってくれないかいというような形で密室で契約をされているのです。

総務課長の話によりますと、入札はしていない。だけど、これは慣例で随契でやっているのですよと、ところが今回の定例議会でも質問がありました。入札に付すべき金額、案件の金額はどのように決まっていますか。それは、130万を超えたら入札で審査をしますと、競争をしてもらいますと、このように、まだ数日前に大谷町長がここで説明をしているのです。にもかかわらず慣例と言って随意契約するということは、慣例という言葉に言い逃れをしているなれ合いだと思ふのです。そういうようなことで長年のなれ合い、癒着を想像させるようなこと、それがいろいろな発言の合間にうかがい知れる、こういう発言をしまして、これが口述筆記できちんと議事録になりまして、細田議長を経由して議員諸君に全部渡っているし、町内にも各区長を経由して配布されています。

町民の代表は区長ですから、当然町で起きたことについては、区長の見解にもよりますが、評議員、隣組長を経由して町民に渡っているかと思ふます。どこへ使おうともこれは情報公開によって請求された資料もありますし、そういうことなので問題ないと思ふのですが、これが問題の5月30日の区長会における不穏当な大谷直之町長の発言、あわせて総務課長の発言なのです。

それでは、資料1は届いていないという話なので、お手元に行っている資料2に入りたいと思ふます。資料2というのは、2種類ございまして、請負工事の一覧表と千代田町の緑地の管理委託に関する随契で発注された一覧表があります。

両面印刷になっていないA4のこの資料をちょっとお手元へご覧いただけますか。これについて説明申し上げます。これが入札はしていない。随契で発注したという話で、これもそのとある区長が公文書情報公開請求によって入手してくれまして、それを私がこういうふうに業者別にわかりがよいようにソートしまして、色もつけておきました。

これは、議会ですので、固有名詞をどんどん発表させていただきたいと思います。リストの番号で左側に番号振ってありまして、1番から7番、宅ます設置工事、溝ぶたの取りかえ工事、砂利敷き工事云々とありまして、7番まで。落札者は、今まで余り千代田町の公共工事に名前が出てこなかった有限会社家中さん、この会社が全部とっていました。契約金額はそこへ書いてあるとおりです。39万9,000円、8万9,250円、8万4,000円、13万2,300円、25万425円、13万6,500円、10万5,000円の物件を契約年月日が4月23日を頭にしてずっとこうやって契約されています。

話は前後しますが、6番と7番については余り今まで千代田町の公共事業には名前の出ていなかった会社なのですが、6番、7番は用水路緊急工事のためということで、こうやって特命で受けることもできるようなご配慮をいただいているようです。町長のほうから。それで、家中さんがとるときには、相指名業者というのが右にありまして、一番上は斉藤建設さんと新和建设さんがおつき合いというか、競争相手で41万円と50万円の見積もりを出して39万9,000円でとっているのです。

次の案件については、野村造園土木さん、色塗ってありますが、この黒いのは特別の意図があるわけではございませんので、その辺だけは特別に申し上げておきます。

次は斉藤建設さん、ここがつき合って、9万9,750円、9万9,750円、ブルーの色が塗ってあるのは同札です。偶然というのがあります。398とか498だとかいろいろあります。198も世の中にはたくさんあるのですが、ここは9万9,750円で偶然といえばこういうことなのですが、これがあとずっとご覧いただくと、説明していくと、同札、同じ見積もりが出てくるのですよ。偶然というのはいりません。これは、公共工事の計算というのは、ソフトがありまして、そのソフトへそれぞれの固有データを打ち込むと工事金額が出てくるようになっているのですが、四捨五入して端数カットだとかいろいろやれば、これが10万円とか100万円とか1,000万円とかというので切るのだったらいいのですが、9万9,750円ぴったり同じなのです。偶然ですかね。

3番目、新和建设さんが入って斉藤建設さん、家中さんが取るに当たって新和さんと斉藤建設さん、新和さんと斉藤建設さん、こうやって有限会社家中さんが取るときには、斉藤建設さん、新和建设さん、野村造園土木さん、この4社しか指名されていないのです。著しく話し合いがしやすい環境を大谷町長がつくってくれているのですよ。話し合いというのは体裁のいい言葉でありまして、世の中では談合と言いつらいので話し合いと呼んでいるそうです。

それでは、8行目から14行目について資料説明します。斉藤建設さんがお取りになった請負工事は、舞木の下水道接続工事、木崎の工事、排水路溝ぶた、鍋谷の工事、萱野の工事、溝ぶたの布設工事、これはもちろん場所は書いてあったのですが、ちょっと手抜きして地名を抜かしました。抜けてしま

ったのです。私がつくったものでごめんなさい。金額は94万5,000円、17万8,500円、19万9,500円、19万9,500円、28万3,500円、7万3,500円に16万8,000円のこのものを斉藤建設さんが全部おとりになったようです。そこへおつき合いしているのは、色塗ってあるので一目明瞭、家中さんと野村造園さんが仲よくおつき合いをしているという感じです。このうち1件でも2件でもこの真っ黒けの色塗った野村さんとか家中さんがとっているなら、ああ、たまには間違いもあって、あるいは斉藤建設さんが頑張ったのだなという話になりますが、これは斉藤建設さんが連続してとっているのです。

ここでも12行目に出ています。28万3,500円で落札したその仕事に対して30万4,500円、30万4,500円、野村造園さんと家中さんが同札、同じ金額で見積もりを入れているのです。

15行目から20行目は、野村造園土木さんが仕事をおとりになっています。おとりになっているというか、いろいろ調査してみますと、仕事をいただきましたというのですね、町長から。それは、それなりの話がありますので、これは司法当局にだけ私は報告することにしまして、ここで詳細説明はしませんが、こういうことで上から家中さん、斉藤さん、野村さん、3者でうまく乏しきを分かち合っているというか、分けていただいているというか、そういう町長のご配慮でこのようになっているようです。

砂利道ほかの修理工事、伐根工事、砂利道の修理工事、グレーチングの交換工事、砂利道修繕工事、これを野村造園さんがおとりになって、新和建设さん、斉藤建設さん、家中さん、その業者が出てこないのです。ご覧のように萱野にはほかの建設会社さんもいます。赤岩にもいらっしゃいます。指名願を出している会社はまだほかにもたくさんあるのですが、選ばれたのはこの3人だけなのです。4人だけですね。新和建设さんは大手なので、これを入れておけばかわいいかわいいほかの3者が仕事をとれるのではないかと思ってメンバーを組んだようなことを想像されるメンバーなのです。想像してしまうのです。

ここでも15行目には、新和建设さんと斉藤建設さんが50万4,000円という見積もりを入れています。それに対して46万2,000円、これで野村造園さんがとったのですが、たかだか15件、あるいは20件の中で同札、同じ金額の見積書、応札書が出ている、こういう事態なのです。

そういうことで、このリストを見ただけでも何となく天の声が出ている。大谷町長からこの仕事はあそこへ出してやれ、この仕事はこっちへ出してやれと、とりやすいようにメンバーはほかのうるさい、例えばの話ですよ。坂部土木だとか坂部建設だとか坂部造園とかというのは入れないようにしろと、そんな声が何か聞こえてくるような感じがしてしまう、想像させるようなリストなのです。このリストについての説明は以上で終わります。

この下にある色の塗っていない業者名、これについては余りそういうにおいのしないやつだとか、あるいは緊急で水道管が破裂しているので修理してもらった、そういう内容ですので、これについては以上説明終わります。

次に、裏表で印刷してあるのかな、失礼しました。裏表ではなくて1枚紙で印刷されていますね。

千代田町にかけ公園ですとかなかさと公園とか、あるいはサッカー場の話だとか緑地帯がいっぱいあります。小学校にも、あるいは町民プラザ、保健センターにも植木はいっぱい植えてあります。芝もあります。その緑地の管理委託、これをずっと業者さんへ出していたそうなのです。この表の番号が振ってありまして、1番から33番までの案件、業者名が書いてあります。工事名、落札者、契約金額、契約年月日、右のほうに業者1、業者2、業者3、業者4、業者5、業者6とありまして、落札業者がこの案件を落札するときと一緒に見積もりを出した業者の名前と金額がここへ書いてある。

それで、上からご説明申し上げますと、その前に大きいところで説明しますと、右側の昨年度の契約という欄がありまして、そこへ業者名が書いてあって、その業者名に緑色の色が塗ってある欄があると思います。これは、去年まで、具体的に名前を申し上げれば君島造園、森緑造園、森緑造園、君島造園、また森緑、君島、君島、君島、君島、君島造園がやっていたものを、議事録の内容に従って判断すれば、町長に反対して立候補した森緑造園、あるいは余り選挙応援をしなかった君島造園から仕事とられてしまったのです。実はその前の、2年前、3年前、4年前、5年前をずっと調べてみたら、実はこのグリーンで塗った業者さんは、過去4年、5年もずっとこの仕事を契約していたのです、町と。事もあろうに、この一番右側に書いてある契約金額というのは、4年も5年も見積もりをしても入札をしても競争しても変わっていないのです。同じ値段で営々と随契、見積もり合わせごっこをやっていたという感じなのです。入札ごっこをやっていたのではなくて、そういう感じを持っています。要するに一番右にグリーンに塗ってあるのは、この会社がやっていた仕事がこの一番左から3番目の桁に書いてある、落札者と書いてある会社に仕事が回っていったというのです。この会社はどのくらい大谷町長に対して選挙応援をしたか、入れ込んだかはわかりません。それについてはわからないのですが、結果からして帰納法的にそのようにうかがいしれるということをお願いいたします。

工事名と落札業者名のところに黄色い色が塗ってありますね。これについては、当然複数名で見積もり合わせ、見積もり競争させねばならないところを、5番目の町道25号線緑地管理委託、これについては群馬緑営さんがお取りになったのだけれども、おつき合いしたのは大澤造園さん、次に13行目には、東毛造園さんがお取りになった千代田町長良団地公園云々というその工事については、丸桑さんがおつき合いをしている。2社。16行目も2社なのです。東毛造園さんがおつき合いして野村造園さんがお取りになっている。国道2-278号線、この管理委託です。18行目、テニスコート周り、これも、ここでは君島造園さんがおつき合いしているのです。今までは野村造園さんがずっと取っていたのだけれども、今年からは野村造園さんがお取りになって、君島造園さんがおつき合いしているというか、競争相手になっているのです。

そういうような2社だけで発注されている。これはもっと、3社、4社指名されて競争効果が出てくるようなことを考えなくてはいけないと思うのです。2社だけに出すというのはとんでもない話だ

と思うのです。昔の大谷直之町会議員だったら大変なことになってしまったでしょうね。それをうかがい知ると、立場が変わると随分甘ちゃんになってしまったなと思っています。

15行目について申し上げます。千代田町民体育館の仕事、東毛造園さんが15万6,450円でとっています。特命、単独で、あなたにこの仕事やるからやってくれないかい、こんなことで多分会話がされたのではなかろうかと拝察いたします。

それと同じように、それが33行目もあります。特命なのです。63万の仕事なのですが、競争することなく特命で出ています。

それで次に、今度は合い指名業者の中で、3行目でいきます。千代田町の東部運動公園、この仕事を大澤造園さんがおとりになって群馬緑営さんと東毛造園さん、亀乃園さん、秀樹園、こういう業者が指名されているのですが、267万7,500円の仕事で落札するに当たって、群馬緑営さんと亀乃園さん、294万円、同じ札で入れています。丸糸造園さんも同じなのです。みんなそろって偶然というのがつながっています。委託管理事業もそうなのです。294万円、3社です。

同じ考え方で4行目、なかさと公園の年間管理委託については、群馬緑営さんがお取りになったのです。取ったのは519万7,500円なのですが、ここで秀樹園さんと野村造園さんが540万7,500円の金額を積み上げるのに偶然というか、同じ金額が出ているのですよ。100円で持っていけ、1,000円で持っていけというのだったら、1,000円とか100円とかという数字が出るのですが、五百何十万という数字を積み上げてよくぞこういう数字で出てきたなど。

偶然はまだ続きます。偶然というか、6行目、ここでは群馬緑営さんが町道の管理委託をやっているのですが、緑地の。東毛造園さんと丸糸さんと秀樹園さんと野村造園さん、2種類ずつありまして、36万7,500円と34万6,500円、同じ札が2グループ出ています。著しく、ナシの下で冠、帽子をかぶり直しているというようなことを感じるデータなのです。季下に冠をたださずとありますが、ちっとは数字を変えて出せばいいのにというのは私の個人的な見解です。

9行目です。これは246万7,500円というのが14行目にも出ていまして、群馬緑営さんと東毛造園さんがお取りになっているのです。現場が違うのです。ただし、これは利根加用水の例の現場が同じで分割発注して、1号を群馬緑営さん、2号を東毛造園さんがお取りになっているのですが、別々の現場で別々のチャンピオン、落札者がいるのだけれども、金額がまるっきり同じなのです。おつき合いしているのは、大澤造園さん、秀樹造園さんとか群馬緑営さん、丸糸さんで推移しています。

それで、17行目もまた同札が出てきます。上宿の公園の年間管理委託事業、野村造園さんがお取りになった仕事なのです。丸糸さんと群馬緑営さん、亀乃園さんと大澤園芸さん、100円、200円ではないですよ、くどいようですが、18万9,000円、18万3,750円、これが同札で町のほうへ出ているのです。本当は執行部のほうもおかしいな、これはもう一回入札し直すべ、そのくらいの勇気があってしかるべきなのですが、自分でつくった何とかですから、何とかほどこわいいというのですね、ふびんな子ほどこわいい。堂々と通してしまっているのですよ。この辺は内閣府の総務省公正取引委員会が限り

なく談合をしていることをうかがわせる資料に有効ですというような感触を持っています。

20行目、亀乃園がお取りになったもの、丸糸さんと秀樹園さんが60万9,000円、60万9,000円という同札の見積もりを入れているのです。

ふれあいタウンちよだ、23行目です。これは亀乃園さんがお取りになって、丸糸さん、秀樹園さん、47万2,500円、47万2,500円、同じ札で入れているのです。

25行目、国道2—208、3—177号線の管理委託は丸糸造園さんがお取りになっています。11万1,300円でお取りになっているのですが、ここでも4社同じ数字で出しているのです。こんなことはありますか。信じられないですよ。下手と言えば下手だし、素直と言えば素直だし、それをまた注意、指導もできない執行部にもあきれたものだと思っています。

町道3—325号線、26行目、丸糸造園さんがお取りになって、4万8,300円、金額は小さいのですが、野村造園さんと亀乃園さんと大澤園芸さんが3社そろって6万3,000円という札を入れているのです。

27行目にサッカー場の緑地管理委託というのがあります。丸糸造園さんがお取りになっていました。これについてはかなり現場の難易度が高いという話も聞いています。人工芝の管理委託ですから、あれをあんな状態に保つというのは大変らしいですよ。それは丸糸さんなればやれるという話なのですが、一応競争で、ここには森緑造園さんと君島造園さんの名前が出ています。自分の今までの島を荒らされて取り上げられてしまっ、ここへ久々に名前が出てきた。だけれども、この人たちは何か突っ張らなかつたような気がします。これもやっぱり天の声に逆らっては将来問題があるだんべと、では一応それなりの動きをしておくかということで対応したのではなかろうかと坂部は勝手に思っています。

また、同札が30行目と31行目に出てきています。町道の管理委託、千代田工業団地の街路樹の年間委託、これを秀樹園さんがお取りになったのですが、群馬緑営さんと亀乃園さんが55万6,500円、大澤園芸さんと群馬緑営さんが144万9,000円で競争の札を出して、それぞれ落札しているのです。これはちょっとゆゆしき問題だと思います。

それで、先般の1日目、2日目でしたか、日にちは忘れましたが、大谷直之町長から130万円以上は入札に付します。随契で出すのは130万円以下と決めています。間違いありません。もう一回ここへ登壇をして、確認の質問に対して確信のある回答をしていただきました。130万以上は入札に付します。それを超えないものについては随契でやります。

ところが、番号をご覧ください。3番目、千代田町東部運動場公園、これは267万7,500円ですから130万円よりも大きい小さいか、うちの孫でもわかる数字なのです。次は4番目、519万7,500円の案件を随契で出しているのです。14行目、246万7,500円を東毛造園さんがお取りになっています。21行目、220万5,000円のを昭和公園の管理委託、これを亀乃園さんが落札しているのです。サッカー場の管理委託は丸糸造園さんが500万です。秀樹園さんは130万2,000円、これは130万円以上になるのだから、当然入札に付さねばならない、このように思います。これはもう数学的に割り切るしかない

ですから、現に応札されている群馬緑営さんは141万7,500円ですから、土俵といいます。その土俵は入札の土俵なのか随契の土俵なのか、考えれば入札の土俵なのです。

31行目に行きますか。これが134万4,000円、秀樹園さんがお取りになっている。これも大きいか小さいか、かっきりぼうで数学的に言えば130万円以上ですから入札に付すべきです。あるいは執行部は、100万円か129万だったのかもしれませんが。引き当て予算が129万、入札にしなくてもいい金額だったから随契でやってしまうべというのでやったのかもしれない。だけれども、そうだとしたら引き当て予算額が129万だったら134万4,000円では契約できないわけですよ。

ですから、いずれにしても、千代田町の条例できちんと決まっていることを130万を踏み出して、高額のを随契で発注しているのです。随契というのは今ここでマイクに向かって申し上げなくてもいいのですが、こういう仕事がありますよ、例えばの話、柿沼造園さん、こういう仕事がありますから来てくださいというときに、見積もりの集め方、取り寄せ方もいろいろ疑問なところがあるので。そういうような形態で出したものがございますので、各司法当局へご相談申し上げた結果、これは限りなく大谷直之町長ほかの官製談合の可能性は強いですね、ましてや議事録がつくられるようなデジタルレコーダーに向かってそういうことをしゃべってもらったのでは本当は困るんだよね。日本一の何とかだねというような話も、とあるところでは出ていました。その結果がきちんとした請負契約書、あるいは委託管理の契約書にちゃんと出ていまして、見積もりも出ていますので、これも紛れもない証拠と言いたいのですが、私の立場では資料2として皆様に報告する次第でございます。

それでは、今のことについては、いずれにしてもそういうことで好ましくない土俵をつくった。限られた業者しか呼ばなくて、その中で乏しきを分かち合う、何か仲良くうまくよろしくなんていうのでやったのかもしれないのですが、そういうことをやったことがだめなのですよ。

あと、さっき出ましたけれども、何年にもわたって同じ件名を同じ業者がとっているのだけれども、金額も変わっていない、こういうことも非常に執行部の契約する側の不適切な事項というふうに思っています。

資料3番に移ります。お手元に公文書非公開決定通知書というコピーをお届けしました。これは、千代田発第293号、平成24年7月12日に坂部敏夫宛てに、千代田町長大谷直之さんの判こが押されて返ってきた資料なのですが、私が請求したかったのは、契約済み分の業者を指名する理由、先ほどの3社しか呼ばなかった、4社しか呼ばなかった、そういう業者選定の理由、それとその値段で契約をした価格の査定根拠、何に従って査定したのですかと、それをお伺いしたのですよ。そうしたら、公開しないと来たのです。タイトルにありますように公文書非公開決定通知書というのが出てきました。公開しない理由として、該当する公文書が存在しないため、千代田町情報公開条例第11条第2項に該当しますというのです。ということは、町長の胸のうちだけ、あるいは執行部の誰かの胸のうちだけで好きな業者だけ呼んで、議事録に書いてあるような方針に従って、後援会から指示が出たかどうかはわかりません。町長は後援会に相談してと言っていますが、出ているか出ていないかは後援会の皆

さんには私は篤として質問しておりませんが、後援会が関与したかどうかはわからないけれども、そういうことで好きな企業だけを呼んで、選挙を応援してくれた企業だけ呼んだということは、ここで何となくうかがいしれるのです。

価格も「税金だい、おれの金じゃねえや、町民は血税だって言っているけども、余り細かいこと言わねえでどうぞやってください、いい仕事やってくださいね」、そういうことで選挙では大変お世話になりましたという言葉が出たか出ないかわからないけれども、そんな感じを私はうかがい見ているのです。これがこの資料3ということに対する説明でございます。

当然契約に対しては公共事業に対する業者選定の理由書というのは持ってはいてはいけない、これは一般企業でも同じです。担当の主任が係長や課長から質問されて、課長や部長は経営者から質問されても、ちゃんと理由が説明できるように持ってはいてはいけない。価格についても同じです。

そういうことなので、限りなく大谷直之町長による官製談合というのは確信犯の感がうせないのですよ。それでこういう行動をとりました。

さっき申し上げたように犯罪捜査の専門組織、警察庁、内閣府、こういうところへも捜査をお願いしておりますが、千代田町議会としてもこれを看過せず、不信感を持っていらっしゃる町民、社会、これを報告する議会の権限である地方自治法第100条、調査権に従い調査することを提案するものなのです。

一部の方からは「おれは知らねえんだよ、わかんない。わかんないだから手を上げるか下げるかわかんない」、そういうお声もあります。ただし、これは千代田町の議会人としてやはり与えられた権利に従って、また課せられた義務に従って、疑わしきはまず調べる。調べた結果、もし黒だったら、それは司法の専門家にお任せすればいいと思うのですよ、処置については。それで、真っ白だったら声を大にして、「町民の皆さん、あれはたまたま酒飲んだ席じゃなかったんだけど、町長が口が滑ったみたい」、そんな感じで報告すればいいと思うのです。

いずれにしても、町民が関心を持つ、疑問を持つことについては、一生懸命議員の責務として調査すること、調査をして結果が出たらそれなりの行動をとればいいのです。調べもしないうちにこの発議に反対されるのでは困るのです。そういうことで私は、諸君の正義感、道義感、議員としての責任感に訴えて、提案説明をするわけでございます。

当然今回の定例会については、いろんな一般質問から始まって、先般の承認の案件を含めて、また、坂部敏夫は議会報告007を執筆中でございます。この決議につきましても、当然町民に報告するのですが、ここで皆さんに報告しておきますが、今回は町の議会の広報紙大河は別として、坂部の私的なこの報告、資料につきましても、賛成いただいた方は誰々様、反対したのは例えば坂部というふうに、固有名詞を書いて報告したいと思います。それだけのご了解いただきたいと思います。

これから討論を経て採決になると思いますけれども、ぜひそういうことをご理解いただきまして、その責務に念じて、責務の上に立って、ぜひ調査委員会を設立できますようにご理解とご協力をお願い

い申し上げて、提案説明を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより提出者に対し質疑を許します。
質疑はありませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 決議案に対して質疑をいたします。

先ほどの提案説明の中で述べておりますが、再度確認したいと思います。捜査当局に調査依頼、刑事事件の立件を依頼しているということですが、群馬県警察本部、総務省公正取引委員会、前橋の地方検察庁、大泉警察、こういうことでよろしいでしょうか、1点目。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 柿沼議員へお答えします。

仰せのとおりです。各官庁、そこへは私自身が直接訪問しまして、いろんな資料の提供をし、今皆さんに申し上げた以外の核心に迫る大きな証拠といたしますか、それも付託しまして報告してあります。出先機関、機関の名前はその4カ所で間違いありません。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 公的なしっかりしたプロに調査依頼してあるということで、議会に何ができるかという立場からしますと、そういった捜査を依頼した以上、その調査を待つべきことも一案ではないかというふうに思います。

それから、百条委員会ということで、そういった順序とすると、そういうのが立件されて、その上で議会でそういったことを調査する。百条というのは議会で裁判所と同格で、偽証罪にも問われるようなことですので、ちょっと順序が違うのではないかというふうに思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 坂部です。柿沼議員へお答えします。

順序が違うという話がありますが、私は違っている考えは持っておりません。並行してやることも一つの手段かと、このように認識しております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 刑法にあります。疑わしきは罰せずというようなことがありまして、非常

にこういうことは人権にも絡みまして、非常に慎重にやらなくてはならないという件についてはどう思いますか。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 引き続き柿沼議員へ坂部がお答えします。

当然個人の名誉、これは尊重せねばなりません。ですから、坂部一人で悶々と考えていたり、別な方向に走ってしまうと困るので、議員諸君と一緒にみんなで一つの方向に向かって進んでいこうと。さっき申し上げましたように、議会人としてその責務に応じてまず調査をする。調査をして白、問題なければもろ手を挙げて賛成をして、町民にその報告をすればいい。もし黒、真っ黒で犯罪性があるならば、それは裁判所なり、あるいは何なりにその決裁を仰ぐ。それをまた所轄警察、群馬県警察本部、検察庁、あるいは公正取引委員会がそれぞれの立場で判断すると思います。

ですから、まず議会人として知った以上は、今申し上げた資料1、2、3に基づいて、知った以上はその実態を正しく理解をする。これが一番大切な議員としての責務だと思うのです。これをないがしろにする、見て見ぬふりをする、わからないのだよと、そんなことを言わずに、まずみんなで調査委員会をつくって調べる、それがいいと思うのです。

さっきの手順が違うという話なのですが、将棋だとか囲碁とかというのは、手順前後という言葉があります。手順を間違えると勝てる勝負も勝てなくなってしまう。ですが、これは、並行して進めるならば、もう既にとある機関は裏づけ捜査に入っていると、そういうような話もありますし、組織としてやることが決定しましたというような情報もいただいております。ですから、ここで調査権を持っている、調査をする義務を持っている議員諸君に私は報告しないのは、かえってまずいかと思ひまして、ここで発議しているわけです。ぜひ勇気を持って正しい結論を見出すように皆様の判断、これをお願いします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 10番、黒澤兵司でございます。

大谷直之町長他の官製談合の調査に関する決議（案）、発議第4号について提案者、坂部議員にお尋ねいたします。

1つ、調査事項、(1)、大谷直之町長の官製談合に関する事項、(2)、入札審査会委員長の官製談合に関する事項、(3)、主管課の官製談合に関する事項、3つあります。(1)、(2)、(3)、それぞれ誰がいつどこで誰と何をしたのか具体的に伺います。

2つ目、特別委員会の設置となっております。地方自治法第110条（普通地方公共団体の議会は条

例で特別委員会を置くことができる）及び千代田町議会委員会条例第5条（特別委員会は必要がある場合において議会の議決で置く）の規定により、大谷直之町長他の官製談合調査特別委員会を設置し、付託するとしているが、官製談合の確証となる3事項の根拠となるものをお尋ねいたします。

先ほど配付された資料があるのですが、これを見ますと、私の解釈では一覧表、内容がちょっと、金額は書いてありますけれども、一覧表としか私には理解できないと、こういうことで2番目お願いします。

それから、3番、5番の調査経費、9万1,000円の内訳を伺います。

それから、4つ目、賛成者、襟川議員一人ですが、他に賛同者を募らなかったのか、その辺について伺いたいと思います。

5番目、これは先ほど4カ所と言っていましたけれども、調査や資料集め、町所管を初め公官庁等どのような部署や場所に出向いたのか、4カ所出向いたということなので、出先機関の対応や所見は伺ったのかどうか伺います。

6つ目、千代田町課設置条例第2条、総務課、(4)番、入札審査にすることが決めています。これは名誉町民賞を授与なされた功績のある襟川前町長が設けたものであります。平成10年2月2日から施行され、平成19年告示第30号により、平成19年4月1日より実施されたものです。千代田町建設工事入札審査会設置要綱第1条では、町が発注する工事にかかわる入札業務の公正な執行を図るため、建設工事入札審査会を設置するとあります。第3条では、審査会は、副町長を委員長とし、各課局長をもって委員とする。第4条では、委員長は会務を総括し、会議の議長となる等々もろもろ定めております。そこで、審査会関連の条例、要綱、どんなものがあるのか、その内容についての認識を伺います。

7つ目、千代田町建設工事入札審査会設置要綱の定めがあります。坂部議員1期を含む。現職の議長、それから前議長、それから前副議長などの多くの議員が4年前から千代田町建設工事入札審査会要綱のかなめともいえる副町長同意案件に反対し、審査会を否定しておりました。審査会設置要綱、公正な入札執行業務への所見と談合をなくすには何が必要ですか。

以上、7点についてお伺いいたします。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 黒澤議員の質問にお答えします。

申しわけないのですが、メモをとっておりませんでした。1つか2つだと思ったのですが、出てくる、出てくる、それでちょっと頭の中へ入っているところから整理してお答えしていきたいと思えます。

まず、お手元へ配った、お届けしたこの資料、単なる一覧表だということです。仰せのとおりなのですが、それに対して詳細な説明、解釈いただけるような説明を申し上げたつもりなのですが、それ

で先ほど私が説明したとおりでご理解をいただきたいと思います。そのリストの持つべき意義は、そういうことです。

それと、官製談合が、あるいはそれに疑われるような行為がいつどこでどんな案件でどのように起きていたか、私の最も得意とする5W1H、それに基づいて答えろということなのですが、まず契約は一覧表に書いてある契約月日です。この日の見積もり開封でそれが落札者が決まったということですね。その1週間ぐらい前だと思います。執行部から各業者に見積もり依頼が行ったのだと思うのです。それ以上のことはちょっと申し上げられません。なぜかという、これが致命的な要因になるところがありまして、これは捜査当局のほうには申し上げますが、とりあえずここでは単なる提案趣旨の説明ということでございますので、捜査に大きな支障を及ぼす可能性がありますので、ここでの発表、説明は控えさせていただきたいと思っております。

先ほどの一覧表が単なる紙っぺらだというふうにおとりいただく程度であれば、ここで説明することはかえって大きな誤解になると思っております。先ほど私が口角泡を飛ばして、口の中が酸っぱくなるほどしゃべっているのですが、それがご理解いただけないのであれば、また誤解が出てくるかと思っておりますので、これについては捜査当局にのみ報告するというご許しをいただきたいと思っております。基本的にはそういうことです。

ですから、これが通過して、調査委員会が設立されて、それで権限を持つ組織ができれば、かなりのところまで報告することは覚悟しております、用意してあります。ですが、現在は単なる質疑応答の話ですので、区長会で発言された、町長が発言された議事録の内容、これは誠にお粗末な内容なのですが、そういう発言がありました。後援会の一部の方に話したら、「何、そんなばかなこと言っちゃったんか」なんて話もありました。でも、それはまた別の話で、それが唯一のまず証拠とは言いません、資料です。

2つ目は、2枚にわたる一覧表です。そういうことで同札が出てきたり、ある業者がとりやすいようなメンバーが組まれていたり、何年にもわたって同じ値段で契約されていたり、そういうことがそのリストからうかがい知れるので提供したわけです。

それと、3番目は、情報公開、非公開通知書です。査定方法もわからない、業者を決める基準もない。そのときの気分で公共事業を選挙の食べ物にされたのでは困るのですよ。ですから、そういうことのないように調べていきたい。ないことを祈りますよ、私も同級生ですから、町長と。そういうことなのです。

大体今申し上げたことで1番から7番までクリアしたと思うのですが、襟川町長が昔つくったその入札審査会云々ということにつきましては、これは正しく公平に公正に厳粛に見積もりなり随意契約はやるようにと、そういう趣旨が書いてあるように私は読み取っております。ですから、それについての細かい解釈論はここでは控えさせていただきます。そのように思います。

まだ漏れがありますか。あれば、3回、4回となってしまうとまずいので、ちょっとそこで教えて

もらえますか。

○議長（細田芳雄君） 坂部さん、9万1,000円の根拠。

○3番（坂部敏夫君） 9万1,000円の根拠につきましては、私はなかなかこっちには疎いものですから、事務局にお願いをしてあります。事務局長にかわって説明をしていただきます。よろしゅうございますか。

○議長（細田芳雄君） いや、それは提出者が説明すべきものであります。

○3番（坂部敏夫君） 持っていません。調査するのに何で予算が必要なのですかというふうに事務局に申し上げたのです。手弁当でいいではないですかと、町をよくするために手弁当で自分の車を使ってガソリン代で有志と同志とやりましょうと言ったら、いや、一応格好なので、つけておきましょうと、いや、あるのですよ。これを予算を弁償せねばならないと書いてあるのです。ですから、それについて、では9万1,000円ぐらい、さっきの数字ではないですが、10万円以下、9万1,000円ぐらいというのでぎっと盛っていただいたのです。

以上、提案者の説明です。

○議長（細田芳雄君） 賛同者。賛同者が1名きりないけれども、ほかに依頼したかしないか。

○3番（坂部敏夫君） 賛同者。黒澤議員にも聞きました。多くの議員には、トイレなりそれなりにお声をかけさせていただいております。ですが、さっき申し上げたように、ちょっとねと、今ここでは返事できないよ、あるいは「俺わかんねえんだよ」と言う人もいれば、「そうだよ、俺も賛成討論すべえじゃねえかい。俺は正義を尽くす。議員の職務を全うすることについては一生懸命努力します」と、そういう力強い同志がおります。襟川議員だけではないです。これから多分反対討論に対して賛成討論も活発にいただけたと思います。

やはり千代田の議員というのはあんなものなのだよと。反対だけして、町長に忠誠を誓って、それで流れてしまうのだよなんていう下世話の話があります。でも、やっぱり議会人としたら、与えられている権限、それと付託されてる責務、これを果たして、調べるものは調べる。調べた結果によってまた行動すればいいのであって、たくさん黒澤議員、賛同してくださる議員はいっぱいいます。表には出せないけれども、そのときによって手挙げるか下げるか決めるよとおっしゃった方もいます。黒澤議員のお近くに座っている人なのですが、そういうことなのです。あまり固有名詞を出すのはやめましょう。すぐわかってしまうからね。

以上です。まだありますか。

[何事か言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時17分）

再 開 （午後 3時20分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） どうもいろいろ失礼しました。

勝手読みでたくさん出てくると思わなかったので、大変失礼しました。

入札審査会の委員長、入札審査会の委員長それと執行部が談合にかかわったかどうかに関する事項、これについては、まず1番は、私自身の感触ですよ。1番は真っ黒、2番目はグレー、3番目は真っ白と今では思っています。そのような調査過程でございます。

今ここでこれをなぜそうなのだと、具体的に今言ったように5W1Hだとか起承転結だとかなんだかんだというのでしゃべれと言われると、いろいろ問題が出てくるのです。捜査当局の捜査にお譲りする。もしくはこの千代田町議会に調査委員会が発足して、それなりの権限を得たときには、あからさまにご報告申し上げます。これがしょっぱな話ですね。

それと、条例並びに要綱に対して、しかるべき認識を持っているかということですが、浅学の私でございます。まだ完璧に、完璧にというか、かなりの低い程度でわかっていないことは事実です。ただし、道の歩き方で右側を歩かなければいけない、酒を飲んだら酔っぱらい運転になるから車を運転してはいけないとか、そういう基本的な社会を歩く歩き方については知っているつもりですので、今申し上げた資料1、2、3について、いろいろ判断する限り、酒を飲んで運転するのだとか、あるいは道の左側を走っているとか、そういうようなことに近いものだと確信を持って、この委員会を設立することを提案したわけでございます。

談合をなくすことにつきましては、私は私なりのノウハウがあります。私もそれなりの道を歩いてきました。歩いてきた道すがらにそういうものもありましたので、どのようにすればいいかということは、坂部ノウハウとして持っています。そのときが来たら話をします。それは、またきょう話せない理由は、トイレ行って、あるいは待合室で話をしましょう。ですから、これは私のノウハウですから、今ここで話をするわけにはいきません。

とりえず非常に疑念の念が多い。いろんなものがあります。これをまず調査する、そのことなのです。捜査当局、専門家の捜査の邪魔をしてはいけない。まだ、調査する権限がない、この寄り合い世帯にその全部を話をするわけにはいきません。委員会が設立されて権限が与えられたときには、それなりの報告をいたします。

以上です。いいですね。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 資料のさっき説明されたこれの件でございます。私の考え方になるかと思えますけれども、述べさせていただきます。

頻度に受注、4月、5月受注している3社、そして名指している業者の内訳でございます。1社で

は8万円台が2つ、それから10万円台が3つ、20万円台が1つ、30万円台が1つで計7つの工事ですね。契約総額は109万1,425円であります。工事平均額は約15万6,000円になります。

それから、S社では、7万円台が1つ、10万円台が4つ、20万円台が1つ、90万円台が1つの計7工事であります。契約金総額は204万7,500円であります。1工事当たりの平均額は約29万3,000円でございます。

3社目、N社では、8万円台が1つ、10万円台が4つ、40万円台が1つの計6工事、契約金総額は121万2,750円あります。1工事当たりの平均額は20万2,000円になります。

それから、3社合計の金額は20件で435万1,675円になります。一工事当たりの平均額は21万7,583円になります。内容や件数、金額を見ますと、私ごとでございますが、調査に値する範囲か疑問であります。

私の家の庭の木を伐採しても五、六万は取られます。これ町のあれですから、工事費に計上してありますけれども、私のところでは役務費、大した金額ではないかと私個人では思っています。

それから、工事の見積もり云々で同金額だということもありますけれども、私こういう業者でないのわからないのですけれども、何かこの算定基準というマニュアルが業者にはあるような話も伺っています。そうしますと、同じような金額も考えられるかもしれません。そんなことを自分なりでは考えております。

そこで、先ほどに戻りますけれども、捜査当局に差しさわるから説明ができない、非常に私を含めて残念に思うわけです。そういうこともありますので、公共事業、公平性というのはどうしたら生まれるのか、坂部議員に伺いたいと思います。

現在では、審査会という立派な所管の事務機関がございます。そういうことを含めてもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫。黒澤議員の質問にお答えします。

工事金額は小さいから、件数がそれだから問題視する必要はないではないかと、そういうようなご質問ですね。それでよろしゅうございますね。

[「私の私見ですよ、私見ね、私の考えですね」と言う人あり]

○3番（坂部敏夫君） 私見でね。でも、議員としてそこで発言する以上は、そういうご意見ですね。

これは、大小に関係ないのです。やっぱりそういうような官製談合、天の声を出している、そういうようなことについては、調査せねばならないと思っています。金額が小さいからということのついでに、では逆に申し上げておきます。1回もう論議された話なのですが、役場執行部から各行政区へ配布される助成金の話があります。それを正しく修正するように提案したのです。そこにいる副町長、「そんなこと追及しねえでくんねえかい」、それで町長から「それは余り騒がないでほしい。新聞記

者なんかにも漏れちゃうと大変なことになる。あるいは議員なんかにも知れたら大変なことになる。おれの首が飛ぶから勘弁してくれ」と、そういう話までしたのです。だから、そういうことは出さない。だから、黒澤議員が言うからそういう話になってきてしまう。

〔「言っていない」と言う人あり〕

○3番（坂部敏夫君） だから、そういうことなので、大小には関係なく、「でっけい金額じゃなかんべ」とこういう意見だった。だから、いずれにしても大きい、小さいは関係なく、そういう環境をつくってはいけない。談合をしやすいような環境をつくってはいけない、大小には関係なく。

それと、1カ月、2カ月ぐらい前の新聞ですか、これも大した金額ではなかったのでは覚えていないのですが、大した金額ではなかったのもまた覚えているのですけれども、10円か20円のさい銭泥棒して捕まった犯人がいました。幾らだったかね、そういうことがありましたね。関係ないのですよ。泥棒は泥棒なのです。悪いことは悪い。官製談合は官製談合なのです。これが1番目の回答です。

それと、同じ応札金額が出るというのは、考えられます、十分に。ただ、2枚のペーパーで見ると、こんなに頻繁に出てくるものですか。これは、建設屋さんならばわかるのです。確かにソフトがあります。ソフト入れて何も諸データを入れないで、メーカーが販売したソフトでボタンを押せば、その数字が出てくるのですが、各企業にはそれぞれの諸経費のパーセント、人工単価、その会社が入手する資材の値段があります。A社が買う値段のレベル、B社、大量購入する業者と小規模の業者いっぱいあるのです。ですから、大規模と小規模の、大中小の業者では、全部固有のデータがありまして、それを基本的にはインプットしておいて、それでエンターを押すのです。そうすると値段が出てくる。だから、ソフトがあるから同じだと、そうではないのです。ソフトをただやみくもにエンターを押すのではなくて、諸元を入れてそれで打つと、A社はA社なりの工経費、人工、諸経費、どのくらいの利益率にしようとか、みんなで話し合えば同じ値段が出てきますよ。ですから、同札が出るであろう、システムについてはわからないからというお話ですが、電算機でそういう計算するのは、そういう諸元を全部打ち込んで、それでエンターを押してプリントアウトするのです。これでご理解いただければと思います。

それと、公平に平等に指名はということなので、業者を執行部のほうで指名しないで随契をしているような可能性もあるのです。どこでもいいからちょっと相方の見積もりもらってきてくれ。例えばの話です。Aさんへ仕事を出しますよ、だけれども2通ぐらい見積書をもらってきてくれないかいと、執行部がとるのではなくて、Bさん、Cさんの見積書をチャンピオンのAさんがもらいに歩いたらどうなります。これが一般的な随意契約、見積もり合わせの実態なのです。だから、そんなことをせずに、きちんと執行部はA社、B社、C社を指名して、それぞれにA社、B社、C社から見積もりを取り寄せて、積算をしておいて、その積算に合っているかどうか、応札金額が予定金額に合っているかどうか、それをやればいい。だから、公平に指名はするということであれば、そういうことだと思いますよ。町内の業者にできるだけたくさんの業者に競争する、参加する機会を提供して競争しても

らう。それをこちらのほうで、黒澤さん、いいですか、質問にお答えしているのですから、そこで話しないで聞いていてください。そういうことで、公平に指名をするということはそういうことなのです。できるだけたくさんの業者を集めて、さりとて今黒澤さんがおっしゃったように、20万、30万の金額なのに10社も20社もというわけにいきませんから、それは規定に決められている人数で適正に競争してもらえばいいと思うのです。それをこっちで世話を焼いて、ちょっかい出すからおかしくなってしまうのです。それがあつたのです。また話をしますよ。それは、この議会が調査会という権限を持った組織になれば、裏話をまたしましょう。そういう内容なのです。

ですから、いずれにしてもほかの諸君にも申し上げますが、まずいずれにしても勇気を持って調べること、責任を追及すること、調査委員会を設立して調査をすることなのです。調べもしないのに反対、これはちょっと困るので、ぜひ……柿沼議員、————大丈夫ですか。ちょっと目が悪いのだから何だか……

[何事か言う人あり]

○3番(坂部敏夫君) あいてる。ぜひそういうことでお願いします。失礼だったらごめんなさい。今ちょっとそんなふう感じたものですから。

いずれにしても、調べることは調べる、責務を果たす、議会人としての行動を勇気を持ってとっていただく。ここに出した資料、これでもし足りないものについては、また委員会がきちんとできたときにお話を申し上げます。

以上です。

○議長(細田芳雄君) 10番、黒澤兵司君。

○10番(黒澤兵司君) もう一度伺います。3回目の質問に入ります。

この話の当初に、130万円以上は入札、それからそれ以下は随意契約、そんなお話をしていたかと思ひます。そういうふうな決め事がある。そういう中で行われているのであつたとすれば、ここに出てきている金額はどういうふうな解釈、我々一般はしたらいのかということが疑問に思われるわけでございます。

それと、私が先ほどから質問している条例、要綱、こういうものが町で定められている。それに対して坂部議員、一つの要綱、入札審査会の文言にもあるのですけれども、副町長に対して反対したと、同意案でね。だから、審査会をどういうふうな位置づけているのか、こういうものがあれば、もう少し考え方も変わるのではなからうかなというふうにも思ひます。

そういうことで、それについて何かもう一度所見がありましたら伺ひたいと思ひます。

3回目終わります。

○議長(細田芳雄君) 3番、坂部敏夫君。

[3番(坂部敏夫君)登壇]

○3番(坂部敏夫君) 坂部敏夫。黒澤議員に3回目の回答をいたします。

まず、130万円という数字なのですが、町の条例で決められております。これは、入札に付すべき案件は130万円を超えるもの。130万に届かないものについては随契でいいと。ただし、また特例があるようでございます。きょうは、旅行かばんのほう持ってきていませんので、大きい資料は持ってきていないのです。多い資料は。ただ、重要なことは一応頭の中へ入っています。130万を超えても入札にかけずに随契で、ちょっと緊急でやってくれないかいというようなこともあるそうです。それは何だといったら、緊急の事件性のある、事故性のあるもの、例えば車が消火栓にぶつかってしまって水が吹き出してしまっている。その金額は修理するのには150万、200万かかるかもしれない。しかし、消火栓からは噴水のごとくどつとどつと水が出ている。これは緊急に修理せねばなりませんよね。あるいは人命に関することだとか、そういう地震、台風、洪水、津波、火災、暴動、雪害、津波竜巻、そういう事故で何か事件が起きたときには、緊急に動かなくてはならない、そういうときは130万にとらわれずにやってもいいという規定があるようです。ただし、平穩無事なときには130万のそのボーダーライン、それに従って案件処理をするようにというように伺っております。石橋課長も、うんとおっしゃっています。

副町長を置くとか置かないとか、入札審査会の委員長を設置するしない、それについての話なのですが、これは4年前に大谷直之候補が町長に立候補するときに、「おれならば副町長を置かずに一人で頑張ってみせる」と、いろいろ頑張ってくれるということで、おお、男だなと、言い切ったことはやるのだなと思って目を細めて見ていたのです。今回、前言取り消しで、選挙に勝って、後出しじゃんけんで、しばらくたったら副町長を置きたいのだよと、何か町長業務の負荷の軽減のために副町長を5,000万円もかけて置くのかなと思って、実は私個人は怒っていたのです。

ところが、大谷派の支持者の方も裏切られたよねと……

[[あなたの考えを聞きたいんです] という人あり]

○3番(坂部敏夫君) だから、私の説明をというのだからそういうことなのですよ。だから、そういうことであつたのですが、大谷町長がそういうことで誰にも相談をせずに、後援会の方にも町民のパブリックコメントも得ずに、議会の方にも、それと日常業務の片腕の執行部の課長さん方にも相談もせずに、2人で密室で決まってしまった話なのです。そういうことをやって、入札審査会云々という話はちょっと結論出しづらい話なのですがね。

私は、そういうことで一人で頑張ると言ったから、おう頑張ってくれと、そういうことで話をしていたのです。そのときは入札審査会委員長というのは、副町長がいないときには総務課長がこれを代行するということのようなのですから、やっていたようですね。ですから、今回は副町長が誕生したので、これからの入札、先般の入札も多分そういうことで審査会の委員長として、その執務をとられたのだと思いますが、そのように考えています。

副町長の話、審査会の委員長にまつわる話、これは提案者としてそのように考えて回答を申し上げます。

願わくば、一人で頑張ってもらいたかったですよ、5年前と同じように。そうすれば、何ら問題なかった。そのように思います。

以上です。よろしいですか。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 質疑の途中ではございますけれど、3時55分まで休憩をいたします。

休 憩 （午後 3時44分）

再 開 （午後 3時58分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

○発言の取り消し

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 先ほど坂部議員のほうから私に対する—————という指摘がありましたが、私は—————をしていません。事実無根であります。しかも、これは議事録に残る話でありますので、削除をお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ただいまの意見で皆様、議会運営委員会でお諮りしないとわかりませんので、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後 3時59分）

再 開 （午後 4時03分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

先ほど8番、柿沼英己君より不穏当発言であろう、個人的な名前が出て—————していたから削除を求める意見が出ましたけれども、この意見に対しまして発言をした3番、坂部敏夫君は削除する意思はございますか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） お答え申し上げます。

結論から言いますと、削除することについて同意します。ただ、発言した根拠は、私は3番の議席におります。過去の議会のときに、いびきが聞こえることがあったのですよ、何回か。そういうことできょうも、これは個人的なことは余り言うてはいけないのですが、ちょっと—————
—————ように見えたのです。それで申し上げたのです。だから、結論から申し上げますと、そういうことで結構です。同意します。

○議長（細田芳雄君） お諮りいたします。

8番、柿沼英己君はそれでよろしいでしょうか。

8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） その類推でしていたのではないかというような思考方法はやめていただきたいと思いますが、私も目も小さいものですから、そのように疑われる部分はありますけれども、こういった重要な部分で寝るということはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） それでは、先ほどの3番、坂部敏夫君が言った柿沼議員が———しているだろうという発言は取り消しといたします。

○議長（細田芳雄君） 先ほどに続きまして、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

3番、坂部敏夫君、自席に戻ってください。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 決議案に対し反対の立場から討論したいと思います。

まず、議員である以上、行政の監督、監査、監視、これは重要なことであります。まず、基本的に考えられるのは、まず所管の総務委員会で徹底した議論や調査を行う必要があると思います。ですから、まず坂部副委員長が在籍している総務委員会でやるのが一番第一歩ではないかというふうに思われます。ですから、この百条というのは非常に重いものでありまして、よその議会を見ますと、刑事事件が立件されて、そういったことになってから議会で百条委員会というのは立ち上がっている例が多々あると思います。そういった意味を考えると、時期尚早であるというふうに思います。

議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、賛成討論はありますか。

4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 賛成の立場から討論いたします。

先ほど坂部議員からいろいろ説明ありました。この資料にもいろんな業者の名前が入っておりますが、一番問題なのは町長の発言だというふうに思っております。区長会であのような発言をしたということは、非常に問題だというふうに思っております。その後の記者会見で、その訂正をしたわけですが、今回この資料を見ますと、一目瞭然でありまして、こういったことが続いているということは、非常に問題だというふうに思っております。

町長は以前から、平等にやっていると、平らにやっていると、隠し事なくやっていると話をされましたが、全くのうそであるというのがわかるというふうに思います。

この格差をつけるというお話ではありますが、今現在もまだ格差をつけるというお話も聞いてきております。この流れを早くとめるためにも、この調査委員会を立ち上げるべきだというふうに思っております。

隣の明和町では、贈収賄容疑で逮捕者が出ました。これについては周りの人はわかっていたのだけれども、本人がわからなくなってしまうと、周りの様子がわからなくなってしまうということがあります。千代田町もこれ以上異常な状態が続いたらおかしいことになるというふうに思っております。この異常な状態を通常の状態に戻すためにも、この百条委員会の設置をお願いしたいというふうに思います。

議員皆さんの良識ある判断をいただきますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（細田芳雄君） 続きまして、反対討論はありますか。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 発議第4号 大谷直之町長他の官製談合の調査に関する決議（案）について、反対する立場で討論いたします。

平成24年第2回定例会で議案第29号、一般会計補正予算（第2号）が上程されました。そして、質疑応答がありました。同日に上議案に関連した同意第4号の議題がありました。そこで、坂部議員の入札に関する発言がありました。この町に助役、副町長がいないときは、公共工事の指名入札はこの業者を選定する委員会の委員長がつかさどる。このようにもれ承っておりますとのことでありました。

その後、討論がなされました。討論中の発言で、坂部議員は、公職選挙法違反、町長の責務に関する特別背任罪、社会・公共の平穩に対する罪、特別公務員職権乱用罪等の不穩当と受けとめられる発言がありました。

議長には議場の秩序を保つ役割があります。発言の制止や取り消し、厳重な注意もされず進行されました。富岡議会運営委員長の介入もなく、議会の品位、議長の裁量、権限、執行権行使もなく、議会は無秩序化になってしまいました。私たち人間が社会生活を営むに当たり、決め事があります。社会秩序を維持するためには、法律や条例、要綱等が定められ、それを守らなければなりません。人間と動物の違いは、約束を守れるか、欲望を抑えられるかです。

また、議員は規範意識を持ち、議員政治倫理要綱を遵守しているのか、遵守してきたのかということではないでしょうか。

審査会は、副町長を委員長とし、各課課長をもって委員とする。そして、委員長は会務を総括し、会議の議長となる等、もろもろ定めております。以前の執行者、行政側の構成は、収入役、助役が入り運営されておりました。その後、特異な自治体では、副町長を2人以上置いたところもありました。

我が町では襟川前町長が経費削減や効率化を進めるに当たり、副町長を1人とする。これは、2人も3人もなると困るから1人だと、こういうふうに解釈できるかと思います。襟川前町長は、明解な条例を設置したわけであります。後世に残る偉い勇氣ある決断であったと思います。

この官製談合の調査に関する決議（案）提出の大もとは、千代田町副町長の定数を定める条例、千代田町課設置条例、千代田町建設工事審査会要綱を尊重や遵守しない議員が多くいたということに尽きることだと思います。

先ほど調査事項ありました。3点ありました。それに対しまして、捜査当局に差しさわりのある、まともに答えが返ってきておりません。そんな答弁だったと思います。事業の発注で公平性に問題や偏見、偽装、談合、審査会への疑惑も特に見当たりません。そのように判断し、特別な感想もありません。

以上を踏まえて、公的な諸官庁の設置、また先人たちが苦勞してつくった権威や権限を尊重し、役割、存在を認めて、坂部議員の町長等の官製談合の調査に関する決議（案）に反対いたします。

ご賛同をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（細田芳雄君） 次に、賛成討論はありますか。

6番、福田正司君。

[6番（福田正司君）登壇]

○6番（福田正司君） それでは、発議第4号 大谷直之町長他の官製談合の調査に関する決議（案）につきまして、議員皆様の賛同をいただけますよう、賛成の立場からお願いを申し上げるところであります。

私の場合は端的に賛成討論をさせていただきたいと思います。本案件にかかわります事の発端、これにつきましては、先ほど来お話がありました。公式的な区長会という席上での町長発言であり、その後には新聞紙上において弁明ともとられかねます記事報道もなされました。これらのことについて多くの町民の皆様より発言の真意を求めるとともに、現実的な事象についての説明を求める声が多く聞かれているところであります。町民皆様の疑問にお答えする、それが私ども議会議員の責務であり、議会の責任であると思います。

大谷町長が議員時代によくお話をしておりました。議会は行政のチェック、監視を常とするのだと、全くそのとおりだと思います。これだけ町民の皆様が情報不足で疑問をお持ちでおられるのであれば、議会としてしっかりと調査をし、正確な情報を町民皆様にお届けして行く、提供する、そういったことが必要であると思います。問題ない、必要ないということよりもまず確認をするというところから必要になってくるのだらうと思います。

議員皆様のご賛同をいただけますようお願いを申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 次に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

発議第4号 大谷直之町長他の官製談合の調査に関する決議（案）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（細田芳雄君） 挙手少数であります。

よって、発議第4号 大谷直之町長他の官製談合の調査に関する決議（案）については否決することに決定いたしました。

○議員派遣の件

○議長（細田芳雄君） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（細田芳雄君） 日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（細田芳雄君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成24年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

去る5日から本日まで、議員各位におかれましては、条例制定や平成23年度の各会計決算認定並びに本年度補正予算等につきまして、慎重かつ熱心なご審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。

その間、議員各位にお寄せいただいたご意見やご指摘等を真摯に受けとめ、職員とともに一丸となって、今後の予算執行、行政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、この夏、国においては高齢化の進展による社会保障費の増大が見込まれる中で、先月10日に社会保障・税一体改革関連8法案が参議院本会議で賛成多数により可決成立されました。これにより平成26年4月に消費税率を現行の5%から8%に、翌27年10月に10%へと2段階で引き上げられることとなります。こうした動きは地域経済や本町の行財政運営にも大きく影響してまいりますので、関連分野を中心に慎重な対応を努めてまいりたいと考えております。

一方、スポーツ界では、本町出身の2人の選手がうれしいニュースを届けてくれました。ロンドンオリンピックでの松本隆太郎選手の銅メダル獲得、そしてプロ野球楽天岡島選手の1軍での活躍は、私たち町民に勇気と元気を、そして子供たちに夢と希望を与えてくれました。私自身2人の選手の活躍に負けないように、住民の暮らしを力強く支えるまちづくりを目指し、その実現に向け全力を傾けてまいる所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、季節の変わり目でございますので、議員の皆様には体調管理には十分ご留意の上、議員活動にますますのご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（細田芳雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る5日から本日13日までの9日間にわたり、平成24年第3回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間、議員各位には、上程された諸議案に対し、終始ご熱心にご審議を賜り、上程されました案件も全て議了いたしましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、9月定例会は決算議会とも言われ、平成23年度の各会計の決算につきましては全て認定されました。また、この間、監査に当たられ、監査報告をいただきました白石代表監査委員におかれましては、お忙しい中、誠にご苦労さまでした。

さて、昨今の世界また日本における社会情勢に目を向けますと、尖閣諸島、また竹島に対する外国の不穏な動きや日本人ジャーナリストへの銃撃事件、また国内では政治の空転など、今後日本社会に与える影響が危惧されるところでございます。

このような中で行われたロンドン五輪では、本町出身の松本隆太郎選手が見事銅メダルを獲得されました。ことしで町制30周年を迎えた我が町にとりましては、この上ない喜びでございます。これからの活躍をご期待するところでございます。

このような中、平成23年度の決算を見ますと、自主財源であります町税が若干持ち直したことは喜ばしいことでございます。監査委員のご指摘にもありましたように、各税において未納額が多額になりますことから、厳しい状況下ではありますが、負担の公平からも納税への啓発と向上対策へのご努力を引き続きお願いするものでございます。

町当局におかれましては、会期中議員各位から寄せられた意見や要望等を尊重していただき、町民の安心、安全のための行政執行に反映させていただくよう改めてお願いいたします。

結びに、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、平成24年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、ご苦勞さまでした。

閉 会 （午後 4時31分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成24年 月 日

千代田町議会議長 細 田 芳 雄

①署名議員 小 林 正 明

②署名議員 柿 沼 英 己